

地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：神野 直彦)

平成 21 年 3 月

財団法人 自治総合センター

は　し　が　き

我が国は、戦後、著しい経済発展を遂げたが、今後も引き続き発展を遂げるためには、地域の活力を引き出すための地方分権の推進が不可欠である。

地方分権改革については、平成12年の地方分権一括法により、機関委任事務の廃止、国から地方への権限委譲など、一定の成果が見られたものの、地方税財政制度に関しては、その改革が十分なものとはいえず、平成16年度から平成18年度にかけての「三位一体の改革（国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革）」により、3兆円の税源移譲の実現など、ようやく一定の成果をみるに至ったところである。

しかしながら、地方分権に向けた改革に終わりがないことは言うまでもなく、平成18年12月の地方分権改革推進法の成立を受け、翌平成19年に地方分権改革推進委員会が発足した。その地方分権改革推進委員会は平成20年5月28日に第1次勧告、平成20年12月8日には第2次勧告を行ったところであり、今後一層地方分権を推進し、国・地方を通じた行財政改革を進めることがより必要である。

このような種々の改革の進展等を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について、先進的かつ実践的な調査研究会を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、平成20年度においては3回の研究会を開催したところである。

本報告書は、その成果を取りまとめたものであり、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、（財）全国市町村振興協会と（財）自治総合センターが共同で実施したものである。

平成21年3月

財団法人全国市町村振興協会
理事長 谷合 靖夫

財団法人自治総合センター
理事長 二橋 正弘

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

座長 神野 直彦 東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
青木 宗明 神奈川大学経営学部教授
池上 岳彦 立教大学経済学部教授
伊集 守直 静岡県立大学経営情報学部経営情報学科講師
井手 英策 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授
関口 智 立教大学経済学部准教授
高端 正幸 聖学院大学政治経済学部准教授
武田 公子 金沢大学人間社会域経済学類教授
田中 豊 香川大学大学院地域マネジメント研究科教授
沼尾 波子 日本大学経済学部教授
半谷 俊彦 和光大学経済経営学部教授
星野 泉 明治大学政治経済学部地域行政学科教授
諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科准教授

目 次

第1章 平成20年度調査報告

○ 地域格差是正と地域再生に向けた地方税制を求めて ·····	1
○ Globalization vs. the Welfare State? -The Swedish Case Examined- ·······················	43
○ スウェーデン地方政府所有企業の会計：公営企業会計の 国際比較序説 ···	62

第2章 参考資料

○ 社会保障国民会議中間報告 ·························	1
○ 第29次地方制度調査会小委員会資料 ···············	16

第1章 平成20年度調査報告

2008.7.31 地方分権に関する基本問題研究会

地域格差是正と地域再生に向けた地方税制を求めて

星野 泉（明治大学）

1 生活の場と仕事の場の再構築

- 昼夜間人口の差を小さく
- 少子高齢化、人口は増えていない
- 大都市集中が進めば過疎化が進行

2 日本の地方税制と集中度

3 世界の大都市（圏）人口集中

西欧先進国では珍しい傾向 もはや途上国型、アジア型か

4 諸外国の地方税と集中度、税種の動向

OECD 諸国、イギリスとスウェーデンについて

5 法人課税を地方税でおくことの短所は何か

日本の地方税における地域的格差

地方財政を歳入、歳出両面から調整を行っているのが地方交付税制度ということになるが、そもそも、地方税の中に地域格差を拡大している要因があった。

まず、住民税収（道府県民税、市町村民税）の3分の2を占める個人住民税について。均等割としては、道府県の場合、1,000円で均等であるが、市町村の場合、金額は多くないものの、人口規模と自治体の種類によって2,000円から3,000円まで3段階の標準税率となってきた。自治体の施設整備が大都市ほど十分であるとの観点から差を設けたものとされたが、2004（平成16）年度改正でこれは3,000円に統一され、道府県税、市町村税分合させて4,000円となった。

所得割は、2007年の税源移譲に伴う住民税比例税率化前まで、市町村民税としては、3、8、10の3段階税率、道府県民税としては、2、3の2段階税率となっていた。課税標準段階別納稅義務者数からみてみると、200万円以下が最も多く、次いで200万円超700万円以下、700万円超と続いている。当然のことながら、道府県としてみれば、ほとんどすべてが700万円以下となる。このことは、高額所得者がいるかどうかが税収確保にいかに大きな影響をもつかを示している。当然のことながら、累進段階の上昇が大きければ大きいほどこの傾向は強くなり、単なる地域の経済格差を超える税収格差がつくことになる。比例税率の所得課税であれば、地域格差は、住民の数と所得水準の高低に比例するだけである。

人口5,000人程度までの町村で、第一次産業人口の多い地域であれば、最高税率に該当する700万円超の納稅義務者がほんのわずかである一方、大都市では、多くの納稅者がここに関わる年収をもつ。また、第1次産業のウェートや特別徵収によって納稅されている住民が多いかどうかもこのことに影響をもつだろう。このように、住民税が累進税率をもつことは、地域格差を拡大するとともに、景気弾力性を高め、不安定性の原因ともなっている。後者については、長所短所両方をもつことになるが、前者については、財政調整の必要性をわざわざ高めるようにしているシステムであった。

次に、法人2税（法人住民税、法人事業税）についてみよう。法人住民税については、市町村、道府県とも、資本金額によって、均等割額に大きな格差がある。法人税割については、（法人所得課税である）法人税の金額を基礎として標準税率が設定されている。法人事業税については、近年の税制改正で部分的に外形標準課税を入れることとなったが、これまで課税標準のほとんどを所得及び清算所得によってきた。このため、2006（平成18）年度、東京都の税収構成比は、道府県税全体に占める割合でみると17.8%であるのに対し、法人2税（道府県税分）では25.5%。愛知県、神奈川県、大阪府を含め4都府県の合計では、それぞれ39.2%、48.9%とその差が広がる。財政力指数が0.7未満の残り43道府県では、法人2税より道府県税のシェアの方が大きい状況にある。ただし、バブル前は東京都以外の3府県も不交付団体であったこともあり、現在より格差は大きいものであった。景気弾力的な税は地域偏在も大きいということであり、景気が低迷することにより格差が縮まる

ということになる。ここでは、概して大都市部に大企業が多いことと、所得ベースであり企業活動に大きな影響を受けていることにより、格差がつくといえる。

一方、固定資産税は、土地、家屋を課税ベースの主要部分としているため比較的安定的であり、小規模自治体においてより重要性を増す。町や村では、税収半分以上を固定資産税によっている。超過課税も 163 市町村が実施しており、その多くは大都市部ではない。地方消費税についても、消費譲与税時代のしくみを踏襲し、国が徵収、地域的に清算、あん分交付ということになり、比較的安定的である。

人口 1 人当たり税収額の指数は、法人 2 税で最も格差が大きく、東京都の 266.8 から長崎県の 40.9 まで差がつき、最も格差の小さいのは地方消費税となる。いずれも東京都の指数が最も大きいが、それに次ぐ県は、法人 2 税で愛知県、大阪府、個人住民税では神奈川県、愛知県、固定資産税は愛知県、福井県、地方消費税では大阪府、長野県と税源が集中する 4 都府県以外の県が含まれている。地域住民の負担状況、大規模資産の存在、商業の状況等の要因によるもので、各税の特徴を表している。とくに、地方消費税は、ほとんどの道府県が 90 から 110 の間に収まっており、70 台は沖縄県と奈良県のみとなっている。ただ、現在のところ、主要 4 種の地方税のうち、地方消費税の規模が最も小さいため、地方税全体としての格差を動かすほどのものとはなっていない。

日本の租税体系は、国に景気弾力的税を、地方に安定的税をといった配分にはなっていない。個人所得、法人所得、消費いずれも、国と地方で税源を共有、分割した形となっている。住民税は比例税となつたが、法人所得課税も主要な地方税とされている。地方税が、安定的かつ地域格差の少ない財源として機能していくためには、所得税の最低税率 5 % 分を住民税に組み入れ住民税率 15 % とすること、地方消費税のウェートを高めること、法人事業税の外形標準部分を増やすことが考えられる。また、税源配分の抜本的見直しとしては、法人 2 税を国税の法人税に組み入れる、いわゆる税源交換ということになる。

(事務所、事業所が複数の道府県にまたがっている場合、税額を一定基準で分割して各道府県に納付するという) 事業税の分割基準の存在は、(商業統計、人口、従業者からなる) 消費税の清算基準とともに、これらの税が全くの独立税として制度化されていないことを意味している。様々な分割、清算の方法があるわけで、東京に集まるようにも集まらないようにもできる可能性があり、ほとんど譲与税的な仕組みともなりえることを示している。実際、法人事業税の場合、資本金 1 億円以上の法人の本社管理部門の従業員数を 2 分の 1、工場従業者数を 1.5 倍と算定する方法や、2005 年度改正では、従業員数と共に事務所数を分割基準として採用し、大都市地域への配分を減らそうという格差是正への試みがなされた。

地方税として、格差是正を組み入れていけば、譲与税とはしないまでも、それに近い配分基準を組み入れていくことになる。おそらく、最も非都市志向型の配分基準は、イギリスの事業レイトのような人口割ということになるが、一方で地方税としての独立性、特性は失われていくことになる。

表1 道府県税に占める各道府県への集中度 (%)

	1987（昭和62）年		1995（平成7）年		2006（平成18）年	
	道府県税	法人2税 (道府県分)	道府県税	法人2税 (道府県分)	道府県税	法人2税 (道府県分)
東京都	20.6	27.6	15.6	19.8	17.8	25.5
主要4都府県	43.6	52.7	37.0	42.6	39.2	48.9
財政力指数 下位10県合計	5.2	3.7	6.2	5.4	6.4	4.4

出典 『地方財政白書』1989、1997、2008年度版より作成。

表2 法人事業税の分割基準見直しの経緯

	S26年度	S29年度	S37年度	S42年度	S45年度	H元年度	H17年度
銀行業 保険業 (証券業)		1/2を事務所数 1/2を従業者数				証券業が追加	1/2を事務所数 1/2を従業者数
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等	従業者数			各月の述べ 従業者数を 期末現在の 従業者数と した	資本金1億 円以上の 法人の本 社管理部 門の従業 者を1/2	資本金1億 円以上の 法人の工 場の従業 者を1.5倍	※本社管 理部門の 従業者1/2 措置廃止
製造業		資本金1億 円以上の 法人の本 社管理部 門の従業 者を1/2					本社管 理部門の従 業者1/2措 置廃止

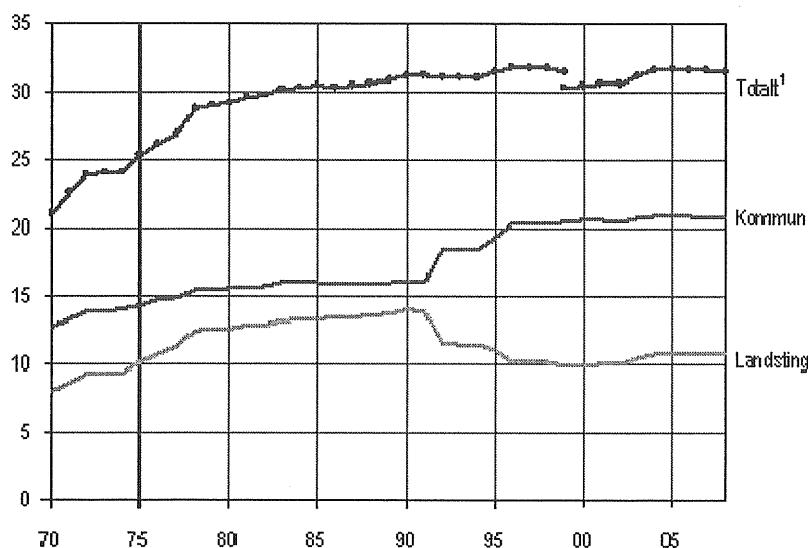
Table A.11. The 30 largest urban agglomerations ranked by population size (continued)

1990			1995		
Rank	Agglomeration and country	Population (millions)	Rank	Agglomeration and country	Population (millions)
1	Tokyo, Japan	32.530	1	Tokyo, Japan	33.587
2	New York-Newark, USA	16.086	2	New York-Newark, USA	16.943
3	Mexico City, Mexico	15.311	3	Mexico City, Mexico	16.790
4	São Paulo, Brazil	14.776	4	São Paulo, Brazil	15.948
5	Shanghai, China	13.342	5	Mumbai (Bombay), India	14.111
6	Mumbai (Bombay), India	12.308	6	Shanghai, China	13.112
7	Buenos Aires, Argentina	11.180	7	Calcutta, India	11.924
8	Osaka-Kobe, Japan	11.035	8	Buenos Aires, Argentina	11.861
9	Calcutta, India	10.890	9	Los Angeles-Long Beach-Santa Ana, USA	11.339
10	Los Angeles-Long Beach-Santa Ana, USA	10.683	10	Osaka-Kobe, Japan	11.052
11	Beijing, China	10.619	11	Beijing, China	10.829
12	Seoul, Republic of Korea	10.544	12	Seoul, Republic of Korea	10.258
13	Rio de Janeiro, Brazil	9.595	13	Rio de Janeiro, Brazil	10.174
14	Paris, France	9.331	14	Delhi, India	10.062
15	Cairo, Egypt	9.061	15	Cairo, Egypt	9.707
16	Moscow, Russian Federation	9.053	16	Moscow, Russian Federation	9.563
17	Tianjin, China	8.785	17	Paris, France	8.510
18	Delhi, India	8.206	18	Metro Manila, Philippines	9.401
19	Metro Manila, Philippines	7.973	19	Jakarta, Indonesia	9.161
20	London, United Kingdom	7.654	20	Tianjin, China	8.969
21	Jakarta, Indonesia	7.650	21	Karachi, Pakistan	8.467
22	Chicago, USA	7.374	22	Dhaka, Bangladesh	8.217
23	Karachi, Pakistan	7.147	23	Chicago, USA	7.839
24	Istanbul, Turkey	6.552	24	Istanbul, Turkey	7.665
25	Dhaka, Bangladesh	6.526	25	London, United Kingdom	7.641
26	Tehran, Iran (Islamic Republic of)	6.385	26	Tehran, Iran (Islamic Republic of)	6.687
27	Rhein-Ruhr North, Germany (1)	6.353	27	Lima, Peru	6.667
28	Bangkok, Thailand	5.888	28	Rhein-Ruhr North, Germany (1)	6.482
29	Lima, Peru	5.825	29	Lagos, Nigeria	6.434
30	Hong Kong, China, Hong Kong SAR	5.677	30	Hong Kong, China, Hong Kong SAR	6.183
2000			2005		
Rank	Agglomeration and country	Population (millions)	Rank	Agglomeration and country	Population (millions)
1	Tokyo, Japan	34.450	1	Tokyo, Japan	35.327
2	Mexico City, Mexico	18.066	2	Mexico City, Mexico	19.013
3	New York-Newark, USA	17.846	3	New York-Newark, USA	18.488
4	São Paulo, Brazil	17.089	4	Mumbai (Bombay), India	18.338
5	Mumbai (Bombay), India	16.066	5	São Paulo, Brazil	18.333
6	Calcutta, India	13.058	6	Delhi, India	15.334
7	Shanghai, China	12.887	7	Calcutta, India	14.299
8	Buenos Aires, Argentina	12.583	8	Buenos Aires, Argentina	13.349
9	Delhi, India	12.441	9	Jakarta, Indonesia	13.194
10	Los Angeles-Long Beach-Santa Ana, USA	11.814	10	Shanghai, China	12.865
11	Osaka-Kobe, Japan	11.165	11	Dhaka, Bangladesh	12.560
12	Jakarta, Indonesia	11.018	12	Los Angeles-Long Beach-Santa Ana, USA	12.146
13	Beijing, China	10.839	13	Karachi, Pakistan	11.819
14	Rio de Janeiro, Brazil	10.803	14	Rio de Janeiro, Brazil	11.469
15	Cairo, Egypt	10.398	15	Osaka-Kobe, Japan	11.266
16	Dhaka, Bangladesh	10.159	16	Cairo, Egypt	11.148
17	Moscow, Russian Federation	10.103	17	Lagos, Nigeria	11.135
18	Karachi, Pakistan	10.032	18	Beijing, China	10.849
19	Metro Manila, Philippines	9.950	19	Metro Manila, Philippines	10.577
20	Seoul, Republic of Korea	9.917	20	Moscow, Russian Federation	10.672
21	Paris, France	9.693	21	Paris, France	9.854
22	Tianjin, China	9.156	22	Istanbul, Turkey	9.760
23	Istanbul, Turkey	8.744	23	Seoul, Republic of Korea	9.592
24	Lagos, Nigeria	8.665	24	Tianjin, China	9.348
25	Chicago, USA	8.333	25	Chicago, USA	8.711
26	London, United Kingdom	7.628	26	Lima, Peru	8.180
27	Lima, Peru	7.454	27	London, United Kingdom	7.615
28	Tehran, Iran (Islamic Republic of)	6.979	28	Santa Fé de Bogotá, Colombia	7.594
29	Hong Kong, China, Hong Kong SAR	6.807	29	Tehran, Iran (Islamic Republic of)	7.352
30	Santa Fé de Bogotá, Colombia	6.771	30	Hong Kong, China, Hong Kong SAR	7.182

	人口	06—7		0—5		20—64		
		97—07		6—19		65—		
	9 182 927	0,8	3,8	6,8	16,9	58,8	17,5	
Stockholms	1 949 516	1,6	10,6	7,9	16,5	61,4	14,2	
Uppsala	323 270	1,0	6,3	7,0	17,4	60,3	15,3	
Södermanlands	265 190	0,8	3,2	6,5	17,4	56,9	19,2	
Östergötlands	420 809	0,7	1,6	6,5	17,2	58,3	18,0	
Jönköpings	333 610	0,6	1,7	6,8	18,1	56,6	18,5	
Kronobergs	180 787	0,6	1,0	6,5	17,1	57,4	19,0	
Kalmar	233 834	0,0	-2,6	5,7	16,9	56,4	21,0	
Gotlands	57 122	-0,3	-1,2	5,5	17,5	57,5	19,5	
Blekinge	151 900	0,3	0,1	6,4	16,2	56,9	20,5	
Skåne	1 199 357	1,3	7,4	6,8	16,6	58,9	17,7	
Hallands	291 393	0,9	7,4	7,0	18,0	56,7	18,3	
V Göteborgs	1 547 298	0,6	4,2	6,8	17,0	59,0	17,2	
Värmlands	273 826	0,1	-2,3	5,8	16,8	57,0	20,4	
Örebro	276 067	0,4	0,3	6,3	17,2	57,8	18,6	
Västmanlands	249 193	0,3	1,8	6,3	17,2	57,6	18,8	
Dalarnas	275 618	0,0	-3,4	6,0	17,2	56,6	20,3	
Gävleborgs	275 556	0,0	-3,2	6,0	16,7	57,1	20,2	
Västernorrlands	243 449	-0,2	-4,3	6,3	16,5	56,6	20,7	
Jämtlands	126 937	-0,1	-4,7	6,2	16,6	57,1	20,0	
Västerbottens	257 593	0,0	-0,6	6,2	17,0	58,6	18,1	
Norrbottens	250 602	-0,5	-4,5	5,8	16,8	57,7	19,6	
Pajala	6 522	-2,5	-16,9	5,0	15,7	49,1	30,2	

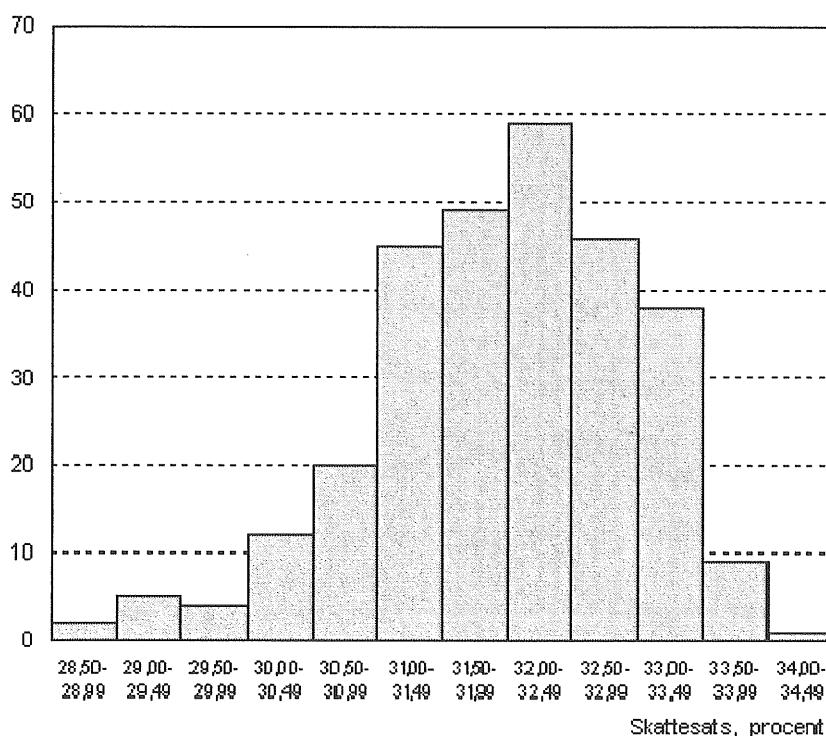
スウェーデン地方税率1970-2008

%



1. Inklusive kyrkoskatt t.o.m. 1999

自治体の地方税率（当該自治体数）

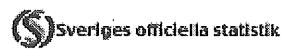


1. Skatteunderlag, skattesatser m.m. år 2008, länsvis

1. Tax bases and tax rates, by county

Län	Folkmängd den 1 nov. 2007	Skatteunderlag enl. 2007 års taxering				Skattesats i %			
		Totalt 1 000-tal kronor	För- änd- ring i %	Kr per invånare	Totalt Index (Riket =100)	Totalt 2008	Kommun 2008		
						För- änd- ring	För- änd- ring		
Hela riket	9 174 464	1 437 739 791	4,3	157 764	100	31,44	-0,11	20,71	-0,07
Stockholms	1 945 957	355 039 202	5,1	185 099	117	30,54	-0,34	18,44	-0,17
Uppsala	322 856	50 389 649	4,8	157 505	100	31,83	-0,07	21,46	-0,07
Södermanlands	264 751	39 511 754	4,4	150 178	95	31,30	0,00	21,58	0,00
Östergötlands	420 590	61 981 067	3,8	148 292	94	30,90	0,00	21,05	0,00
Jönköpings	333 394	49 363 945	4,1	148 893	94	31,92	0,00	21,25	0,00
Kronobergs	180 608	27 001 781	4,7	150 315	95	31,18	-0,09	20,98	-0,09
Kalmar	233 786	33 700 204	3,4	144 156	91	32,10	0,02	21,89	0,28
Gotlands	57 132	7 669 288	4,0	133 851	85	33,10	0,00	33,10	0,00
Blekinge	151 937	22 726 653	4,2	150 074	95	32,20	0,00	21,49	0,00
Skåne	1 197 456	175 131 561	5,0	147 853	94	30,68	-0,01	20,29	-0,01
Hallands	291 198	44 206 439	4,9	153 038	97	30,49	0,10	20,77	0,10
Västra Götalands	1 546 176	239 644 740	4,2	155 787	99	31,90	-0,10	21,45	-0,10
Värmlands	273 822	39 649 517	3,1	144 977	92	32,45	-0,01	21,95	-0,01
Örebro	275 851	40 874 633	3,9	148 619	94	32,04	0,00	21,36	0,00
Västmanlands	249 137	38 423 512	3,9	154 629	98	31,74	-0,21	21,09	-0,06
Dalarnas	275 552	40 566 506	3,1	147 134	93	33,26	0,03	22,37	0,03
Gävleborgs	275 520	41 153 458	3,3	149 294	95	32,32	0,00	21,65	0,00
Västernorrlands	243 451	37 507 690	2,9	153 734	97	32,99	0,00	22,39	0,00
Jämtlands	126 956	17 713 561	0,3	139 455	88	32,78	0,04	22,63	0,04

Västerbottens	257 660	37 614 557	3,2	146 030	93	33,11	0,01	22,61	0,01
Norrbottens	250 674	37 870 074	2,9	150 346	95	31,69	0,00	22,27	0,00



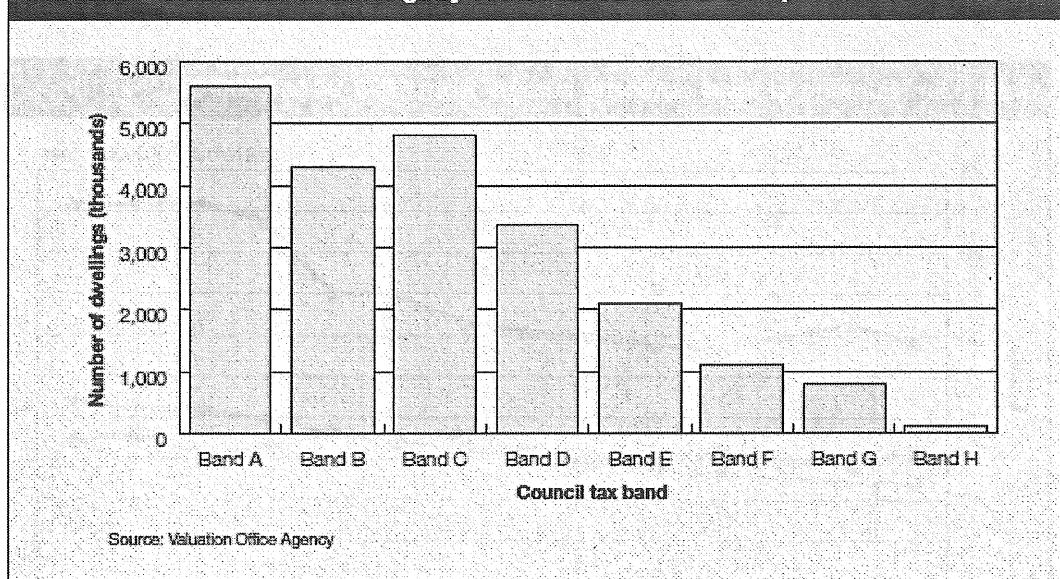
イギリスの地方税カウンシルタックス

Table 2.2b: Number of dwellings on valuation list as at 18 September 2006 (by region)

Valuation band ranges	Number of dwellings (thousand)								Total
	Band A £40,000 and under	Band B £40,001 to £52,000	Band C £52,001 to £68,000	Band D £68,001 to £88,000	Band E £88,001 to £120,000	Band F £120,001 to £160,000	Band G £160,001 to £320,000	Band H Over £320,000	
Ratio to Band D	6/9	7/9	8/9	1	11/9	13/9	15/9	2	
North East	660	165	165	88	45	20	11	1	1,155
North West	1,314	589	533	306	179	87	59	6	3,074
Yorkshire & the Humber	1,006	440	368	205	129	62	36	3	2,249
East Midlands	721	422	338	200	119	58	33	3	1,893
West Midlands	732	576	442	253	159	86	53	5	2,307
East of England	348	514	638	424	257	140	95	11	2,429
London	110	439	867	823	494	247	200	56	3,235
South East	310	584	916	712	476	287	231	32	3,547
South West	394	558	529	362	243	124	72	7	2,287
Total England	5,594	4,286	4,796	3,373	2,102	1,111	791	124	22,177
% in band	25.2	19.3	21.6	15.2	9.5	5.0	3.6	0.6	100.0

Source: Valuation Office Agency

Chart 2.2c: Distribution of dwellings by council tax band as at 18 September 2006



Source: Valuation Office Agency

Chart 2.2i: Distribution of authorities by area council tax, Band D, 2 adults, 2006-07

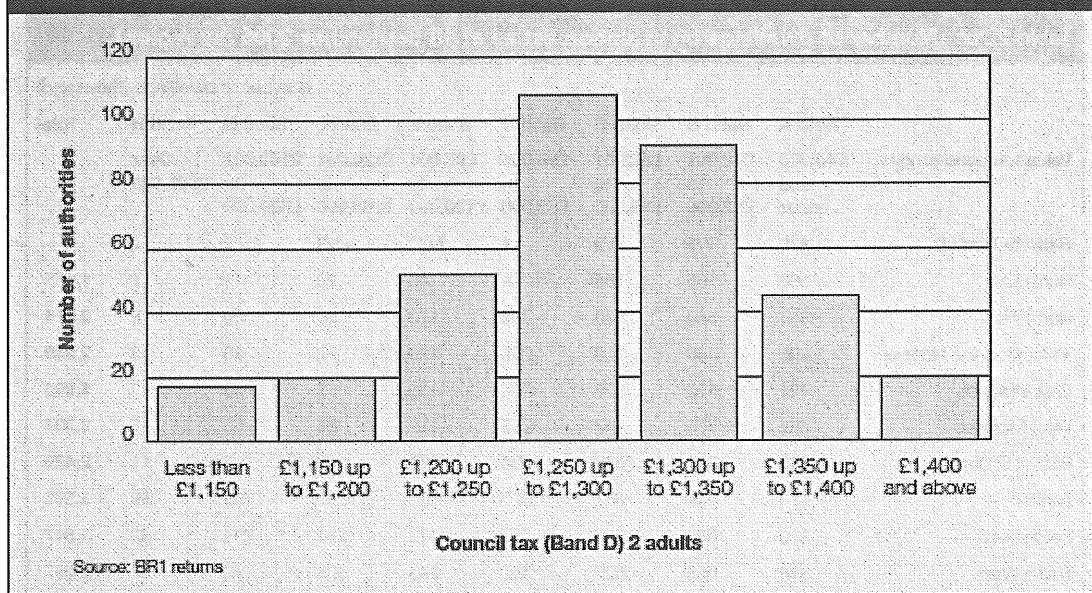


Chart 3.5e: Funding of local authority income from 1993-94 to 2006-07

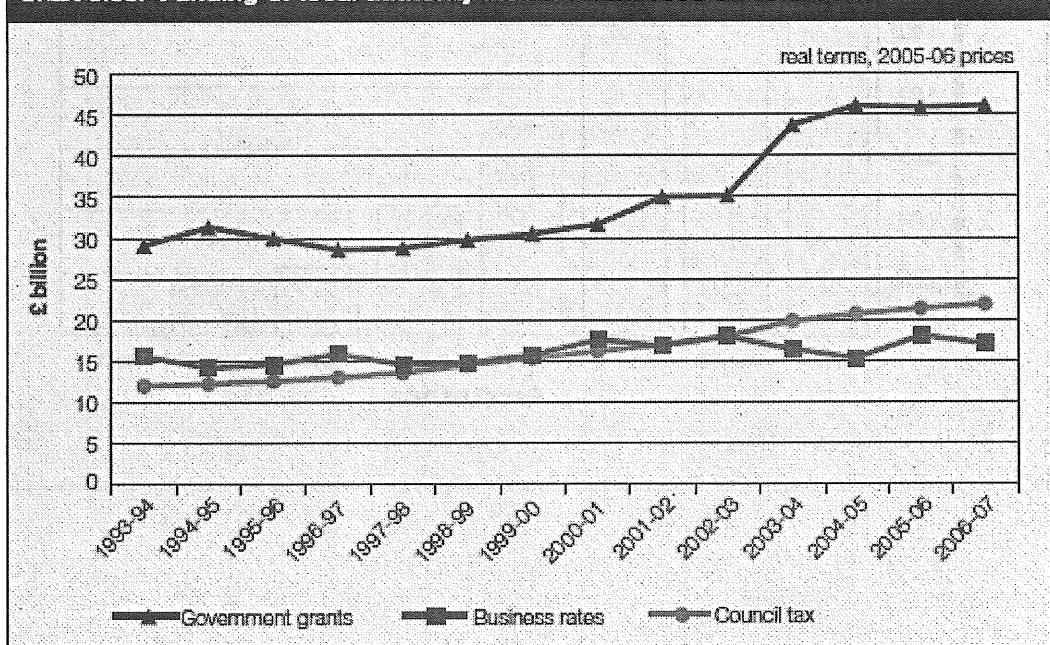


Chart K.2a: Expenditure on services 2005-06

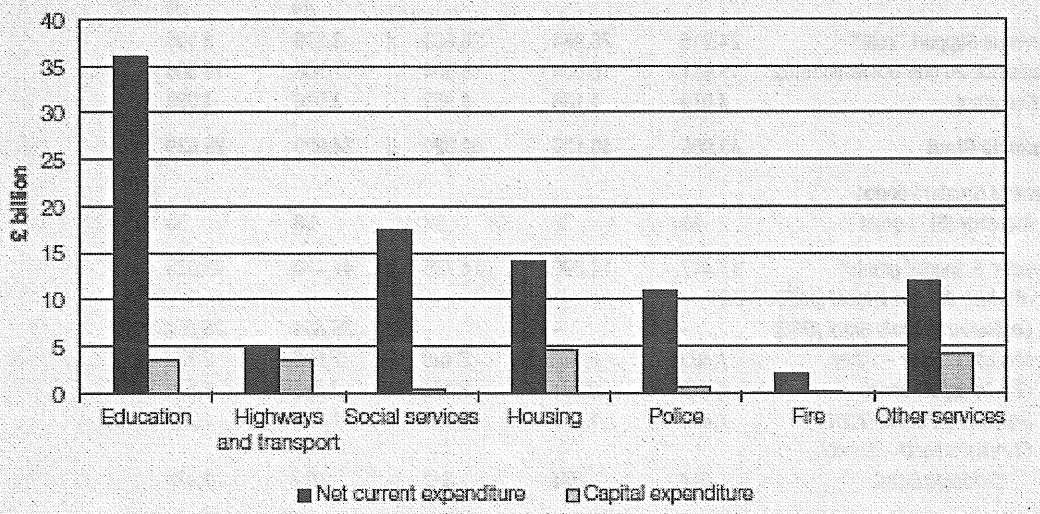


Table K.4a: Annual increases in average Band D council tax

	% increase	real terms % increase
1994-95	2.1	-0.4
1995-96	5.0	1.6
1996-97	6.1	3.6
1997-98	6.5	4.0
1998-99	8.6	4.4
1999-00	6.8	5.1
2000-01	6.1	3.1
2001-02	6.4	4.5
2002-03	8.2	6.7
2003-04	12.9	9.5
2004-05	5.9	3.3
2005-06	4.1	0.8
2006-07	4.5	1.9

Central government revenue funding of local government

	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07	£ million (P) (B)	2007-08
Revenue Support Grant ^{a)}	24,215	26,964	26,663		3,378	3,105
Redistributed non-domestic rates ^{b)}	15,611	15,004	18,004		17,506	18,506
Police grant	4,079	4,168	4,353		3,936	4,028
Formula Grant	43,905	46,136	49,020		24,820	25,639
General Greater London Authority (GLA) grant	36	36	37		38	38
Specific & special grants ^{c)} <i>of which the five largest for 2007-08^{d)}</i>	13,447	14,090	14,785		41,470	43,035
<i>Dedicated Schools Grant (DSG)</i>	—	—	—		26,604	28,061
<i>Standards Fund – Other</i>	1,863	2,041	2,490		2,570	2,772
<i>GLA Transport Grant</i>	2,549	2,261	2,181		2,383	2,521
<i>Supporting People Grant</i>	1,648	1,654	1,600		1,571	1,588
<i>Standards Fund – School Standards Grant</i>	814	874	882		982	1,428
Aggregate External Finance (AEF)	57,388	60,262	63,842		66,328	68,712

イギリスの国税・地方譲与税（事業税）

Table 2.3e: Contribution from local list to business rate pool by region
2006-07

	Contribution to pool (£ million)	Proportion of contribution		Proportion of total population	
				% to pool	%
		%	%		
North East	639			3.7	5.1
North West	1,995			11.7	13.6
Yorkshire & the Humber	1,449			8.5	10.1
East Midlands	1,201			7.0	8.5
West Midlands	1,578			9.2	10.7
East of England	1,700			10.0	10.9
London	4,442			26.0	14.8
South East	2,729			16.0	16.2
South West	1,343			7.9	10.0
Total England	17,076			100.0	100.0

Source: NNDR1/2 returns

以上の図表は

Local Government Financial Statistics England, DCLG, 2007 による。

OECD 統計とスウェーデン、イギリスについて

1 国際比較からみた税源配分状況

OECD 嶸入統計の 2007 年版によって、総税収に占める州、地方の税源配分についてみよう。この統計では、総税収（社会保障基金を含む）が連邦国家では、連邦、州、市町村、单一国家では、国、地方団体に配分されている。この他、EU、社会保障基金への配分がある。1975 年から 2005 年の間、平均値でみると、单一国家についてはそれほど顕著な傾向はみられていないが、連邦国家の地方税比率は概して減少傾向にあり、社会保障負担が伸びていることが特徴である。

連邦国家の連邦税は約 50%、州税が 20%、市町村税が 10%ほどとなっている。2005 年に州税が大きく、20%を大きく上回る水準にあったのは、カナダの 38.4%、2003 年より付加価値税が導入され全ての州に配分されることになったオーストラリアが 27.9%、スイス 25.1%、ベルギーの 24.0%である。市町村税についてみると、スイスの 15.6%、アメリカの 14.1%が高い水準にある。州税の大きい連邦国家は、市町村の税収が小さく、基礎自治体より州中心の税システムがみられている。州と地方団体合わせて連邦税収の水準を超えていているのは、スイスとカナダである。

单一国家についてみると、1975 年以来、国税比率が 61%から 64%、地方税比率が 12%から 13%台となっている。表 1 のように、2005 年に地方税がこの平均的水準を大きく上回る国は、デンマークの 33.0%、スウェーデンの 32.2%、近年の改革により数値が急上昇したスペイン 30.2%、日本 25.3%、アイスランド 20.8%、フィンランド 20.7% 等である。このうち、アイスランドについては、社会保障負担がなく、国税と地方税を合わせて 100%となっているため、地方税比率の高さは若干割り引いて見る必要がある。ここの国税比率は 79.2%ということであり、この水準はイギリスの国税比率とほぼ同等である。また、デンマークも社会保障負担は少ない。

反対に、連邦国家で州や市町村の税収比率が特に少ないので、財源が中央に集中するメキシコの州、市町村の他、オーストラリアの市町村税、オーストリアの州税にこの傾向がみられる。单一国家の地方税では、ギリシャ、アイルランド、オランダ等が低い。社会保障負担等を除き国税と地方税のみについて比較すると、国税比率の高いイギリスやポルトガル、ニュージーランドの地方税比率もかなり低い水準にあるといえる。ニュージーランドは、長く国税中心型税制をとっている一方、イギリスについては、1990 年、地方事業税（事業レイト）の自治体から国への税源移譲に伴い、地方税が急減し、国税中心型となった。

表1 地方への税源配分がOECD平均より多い単一国家 (2005年、%)

	EU	国税	地方税	社会保障負担
デンマーク	0.4	64.4	33.0	2.2
スウェーデン	0.6	56.1	32.2	11.2
スペイン	0.4	36.5	30.2	32.8
日本		37.9	25.3	36.8
アイスランド		79.2	20.8	—
フィンランド	0.2	53.9	20.7	25.2
韓国		61.6	17.4	21.0
イタリア	0.3	52.3	16.6	30.8
ノルウェー		86.7	13.3	—
平均		61.3	13.6	24.7

(出典) *Revenue Statistics 1965-2006*, OECD, 2007.

このように、北欧の国々は、概して地方への税源配分が最も大きいグループに入っており、スウェーデンもこの中に入る。ただ、日本の状況がとくに小さいということもなく、少なくとも数字上は、北欧の次くらいには位置している。

日本における税源移譲論は、国と地方の歳入、歳出バランスの違い、すなわち、国税と地方税の収入は6対4、租税としては国のほうが多く集めているのに対し、地方自治体の歳出の方が大きく、4対6と逆転していることに起因する。この部分は地方交付税、国庫支出金で、財政調整や財源保障を行い、さらに、国債、地方債といった公債で財政運営が行われている。

日本では、自治体が総合行政主体として、公共サービスの主たる供給機関として存在し、担当範囲が極めて幅広い。そのため、自治体歳入、歳出の差が大きいことから、国から自治体へ税源移譲の必要性や、格差是正に関する強い要請、県レベルについては道州制論も議論されている。

スウェーデンの地方自治制度は2層制であるが、日本の県レベル広域自治体に相当するランスティング、市町村レベル基礎自治体に相当するコムューンに上下関係はない。機能も、コムューンが福祉、教育など広範に行うのに対し、ランスティングは医療がほとんど全てで、いわば医療サービス運営のためのアドホック団体に近い。

表2 地方税の構成(主要な税目)%

	個人所得 課税	法人所得 課税	資産 課税	一般的 消費課税
デンマーク	90.9	2.3	6.8	
スウェーデン	100.0			
スペイン	23.3	1.8	27.5	24.3
日本	24.1	23.9	30.3	7.3
アイスランド	83.3		13.4	3.2
フィンランド	86.7	8.1	5.1	
韓国	7.8	7.5	49.8	
イタリア	17.4	1.7	13.9	4.8
チェコ	26.9	26.3	3.0	37.6
ノルウェー	88.9		9.1	
ルクセンブルク		91.1	7.0	

出典 表1に同じ

2 北欧の地方税

このように、北欧諸国は、租税負担率が世界でも高い水準にあるとともに、地方への

税源配分比率も大きい部類に属する。したがって、地方財政収入に占める地方税の割合も 50%～70% 程と高い水準にある。

地方税としての所得税負担率(GDP 比)は、デンマークとスウェーデンが 15～6%、フィンランド、ノルウェー、アイスランドが 5～8%、所得税としての税源配分はいずれも地方税部分の方が大きく、所得税の中心部分が地方所得税といえる。表 3 のように、地方税は、アイスランドを除きほとんどの部分が個人所得税である。

表 3 北欧諸国の方稅

年	個人所得税		法人所得税		財産税		その他		合 計	
	1985	2005	1985	2005	1985	2005	1985	2005	1985	2005
デン マーク%	91.0	90.9	2.6	2.3	6.4	6.8	0.1	0.1	100.0	100.0
スウェー デン%	98.3	100.0	1.4	0	0	0	0.3	0	100.0	100.0
ノル ウェー%	85.9	88.9	7.0	0	6.6	9.1	0.5	2.0	100.0	100.0
フィン ランド%	91.1	86.7	7.9	8.1	1.0	5.1	0.1	0.2	100.0	100.0
アイス ランド%	55.3	83.3	8.2	0	15.3	13.4	21.2	3.2	100.0	100.0

(出典) 表 1 に同。

北欧諸国の方稅は、個人所得稅源を国と地方で共有しており、国が課稅ベースや控除等制度を決定し、地方自治体が税率決定権をもつというスタイルが一般的である。地方自治体の所得稅としては比例税率を採用しており、その他の部分が國稅の所得稅となる。自治体の平均税率は、2006 年、デンマーク 32.6% (他に教会稅が 1% 弱あり)、フィンランド 18.3% (他に教会稅 1.32%)、スウェーデン 31.6% (教会稅は廃止済み) となっている。

ただし、ノルウェーでは若干異なる。ここでは、所得稅そのものを国と地方で共有しており、地方所得稅はいわばその一部である。予算作成の際、一部を地方所得稅として國が最高税率と最低税率を決定し、自治体はその範囲内で税率設定権をもつ。これまで、すべての自治体が最高税率を採用しているため、交付金・補助金とともにほとんどの收入源は國によって決定されているといえる。2004 年、28% の所得稅率のうち、地方が 15.8%、國が 12.2% の税率となっている。インフラ利用料および福祉サービスなどの公共料金設定には若干の自由裁量があるが、それも一定の規制の範囲内となっている。

強いマクロ経済統制があり予算と借り入れについても承認が必要となる。他国は財政的自由があり、地方所得税の税率決定権を有することでも知られているが、北欧の中では、最も集権的地方財政制度をもつといえるだろう。また、アイスランドにも最高税率と最低税率の制限があるが、ここでは、各自治体の決定は様々である。

国から地方への財政移転は、特定補助金から一般交付金への改革が実施されてきた。フィンランドでは、1993年に最も大きな改革が実施され、財政移転のほとんどが一般交付金となっている。しかし、デンマークとスウェーデンでは、もともと財政移転の規模がそれほど大きくなかったこともあり、変化の幅はこれほど大きくはなかった。ノルウェーは、財政移転の規模が最も大きく、交付金からの収入金額は3割を超えてい。

3 スウェーデンの地方所得税

スウェーデンの地方税は、すべて個人所得課税である。個人所得課税が地方税収の8割以上を占めることは北欧諸国の特徴であるが、単税制度といえる地方所得税をもっているのはスウェーデンのみとなっている。2004年、個人所得税（勤労所得税）のほとんど、還付前の個人所得税4,539億SEKのうち、4,198億SEKは国税の所得税ではなく地方所得税であるため、地方税としてばかりでなく、個人所得税の中でも大きな位置を占める。また、国税において還付が行われるため、還付額は国の所得税額を上回っている。

一定以上の所得者には、国税の所得税が20%、25%税率で課税されており、国、地方を合わせた累進税率としては、自治体で決定される地方税率が30%であれば、30、50、55%の3段階税率となる。

個人所得税としては、地方税のみで納税が完了する者がほとんどとなっており、2004年に、国税の累進税率部分も負担する者は20歳以上住民の16%、そして20歳から64歳のフルタイム労働者の31%程度である。国税負担の始まる金額、すなわち国税所得税の課税最低限はインフレ率などに基づき決定されるが、年々の決定は政治的な課題となっている。

2007年、スウェーデンの地方所得税は、全国平均で31.55%、その内コムユーン（市町村）が20.78%、ランステイング（県）が10.84%である。近年、比較的安定的な課税ベースの伸びがあり、2005年から2006年までは一人当たり課税ベース（課税能力）の伸びは3.8%。したがって、前年比平均税率の上昇幅は概して小さく、最近では2003年の2.1%増が目立つ程度である。全国最高税率はVästra GötalandのDals-Edで34.24%、最低税率はSkåneのVellingeで28.89%となっている。ほとんどが31、32%台であり、一部例外を含めても最高自治体は最低自治体の約1.19倍にすぎない。日本の地方税にも、制限税率が標準税率の1.2倍に設定されているものがあるが、まさにその水準に自然と収まっているということである。（図4参照）

同じく単税制度をとるイギリスのカウンシルタックス（地方財産税）では、毎年の負担上昇率で平均7%、時に10%を超えることもある。1993年の導入以降、評価替えがなく（2007年予定、ウェールズは実施済）課税ベースが上昇しないためであるが、この上昇率は、インフレ率のほぼ3倍、賃金上昇率のほぼ2倍である。また、2005年度、同様の評価額の住宅（価格帯Dの住宅ケース）に住む住民の負担額は、ロンドン内の区で614£、非大都市圏の自治体で1428£、ほぼ2.3倍の格差となっている。

A. 人口・世帯

都道府県	No. 1 総人口		No. 5 人口割合 (対全国総人口)		No. 6 人口密度 (総面積 1 km ² 当たり)		No. 8 昼夜間人口比率	
	#A011000		#A01101		#A01201		#A01302	
	単位	万人	%	2006	人	2006	%	2005
全 国 Japan	12,777		100.00		342.6		99.6	
01 北海道 Hokkaido	560	7	4.38	7	71.4	47	99.8	19
02 青森県 Aomori-ken	142	28	1.11	28	148.1	41	99.9	14
03 岩手県 Iwate-ken	137	31	1.08	31	90.0	46	99.4	34
04 宮城县 Miyagi-ken	235	15	1.84	15	323.2	20	99.8	20
05 秋田県 Akita-ken	113	37	0.89	37	97.6	45	99.9	16
06 山形県 Yamagata-ken	121	33	0.95	33	129.5	42	99.9	15
07 福島県 Fukushima-ken	208	18	1.63	18	150.9	39	99.6	32
08 茨城県 Ibaraki-ken	297	11	2.33	11	487.5	13	97.0	40
09 栃木県 Tochigi-ken	202	20	1.58	20	314.5	22	99.1	36
10 群馬県 Gumma-ken	202	19	1.58	19	317.6	21	99.8	23
11 埼玉県 Saitama-ken	707	5	5.53	5	1,862.2	4	87.3	47
12 千葉県 Chiba-ken	607	6	4.75	6	1,177.8	6	88.2	46
13 東京都 Tokyo-to	1,266	1	9.91	1	5,787.7	1	119.1	1
14 神奈川県 Kanagawa-ken	883	2	6.91	2	3,655.0	3	89.9	44
15 新潟県 Niigata-ken	242	14	1.89	14	192.2	34	99.9	17
16 富山县 Toyama-ken	111	38	0.87	38	261.3	25	99.7	29
17 石川県 Ishikawa-ken	117	35	0.92	35	279.9	23	100.3	4
18 福井県 Fukui-ken	82	43	0.64	43	195.5	32	100.0	9
19 山梨県 Yamanashi-ken	88	41	0.69	41	197.1	31	99.0	37
20 長野県 Nagano-ken	219	16	1.71	16	161.4	38	99.8	22
21 岐阜県 Gifu-ken	211	17	1.65	17	198.2	30	95.8	42
22 静岡県 Shizuoka-ken	380	10	2.97	10	488.1	12	99.8	26
23 愛知県 Aichi-ken	731	4	5.72	4	1,415.2	5	101.2	3
24 三重県 Mie-ken	187	22	1.47	22	324.2	19	97.7	38
25 滋贺県 Shiga-ken	139	30	1.09	30	345.7	17	96.2	41
26 京都府 Kyoto-fu	264	13	2.07	13	572.9	10	100.1	5
27 大阪府 Osaka-fu	881	3	6.90	3	4,647.1	2	104.8	2
28 兵庫県 Hyogo-ken	559	8	4.38	8	665.9	8	94.8	43
29 奈良県 Nara-ken	142	29	1.11	29	383.5	14	88.6	45
30 和歌山県 Wakayama-ken	103	39	0.80	39	217.6	29	97.6	39
31 鳥取県 Tottori-ken	60	47	0.47	47	172.2	37	100.1	6
32 島根県 Shimane-ken	74	46	0.58	46	109.8	44	99.8	25
33 岡山县 Okayama-ken	195	21	1.53	21	274.8	24	99.6	31
34 広島県 Hiroshima-ken	287	12	2.25	12	339.0	18	99.8	21
35 山口県 Yamaguchi-ken	148	25	1.16	25	242.7	28	99.3	35
36 徳島県 Tokushima-ken	81	44	0.63	44	194.3	33	99.7	27
37 香川県 Kagawa-ken	101	40	0.79	40	537.8	11	100.0	8
38 愛媛県 Ehime-ken	146	27	1.14	27	257.2	26	100.1	7
39 高知県 Kochi-ken	79	45	0.62	45	111.1	43	99.9	18
40 福岡県 Fukuoka-ken	505	9	3.96	9	1,015.7	7	99.6	30
41 佐賀県 Saga-ken	86	42	0.68	42	353.6	16	100.0	10
42 長崎県 Nagasaki-ken	147	26	1.15	26	358.1	15	99.7	28
43 熊本県 Kumamoto-ken	184	23	1.44	23	248.0	27	99.5	33
44 大分県 Oita-ken	121	34	0.94	34	190.2	35	99.8	24
45 宮崎県 Miyazaki-ken	115	36	0.90	36	148.4	40	99.9	13
46 鹿児島県 Kagoshima-ken	174	24	1.36	24	189.7	36	99.9	12
47 沖縄県 Okinawa-ken	137	32	1.07	32	601.5	9	99.9	11

No. 10 年少人口割合 [15歳未満] (対総人口)	No. 11 老人人口割合 [65歳以上] (対総人口)	No. 12 生産年齢人口割合 [15~64歳] (対総人口)	No. 16 人口増加率 (総人口 - 前年総人口) /前年総人口)	No. 19 合計特殊出生率
#A03101 % 2006 指標値	#A03103 % 2006 指標値	#A03102 % 2006 指標値	#A05101 % 2006 指標値	#A05203 — 2006 指標値
13.6	20.8	65.5	0.00	1.32
12.6 45	22.2 26	65.3 14	-0.48 32	1.18 46
13.5 31	23.3 20	63.2 24	-0.98 46	1.31 35
13.5 35	25.2 7	61.4 41	-0.74 41	1.39 19
13.7 28	20.5 36	65.8 11	-0.24 22	1.25 39
12.1 46	27.4 2	60.4 46	-1.02 47	1.34 30
13.4 36	25.9 4	60.7 44	-0.71 40	1.45 11
14.5 6	23.2 21	62.3 28	-0.55 36	1.49 9
14.0 20	20.0 38	66.0 9	-0.12 16	1.35 27
14.0 19	20.0 39	66.0 8	-0.07 14	1.40 16
14.2 10	21.2 32	64.5 18	-0.17 19	1.36 24
13.9 23	17.3 46	68.8 3	0.24 8	1.24 40
13.5 34	18.4 43	68.1 4	0.28 7	1.23 41
11.6 47	19.1 41	69.3 1	0.66 2	1.02 47
13.5 32	17.7 45	68.8 2	0.43 5	1.23 41
13.4 38	24.5 13	62.2 31	-0.54 35	1.37 21
13.3 39	23.9 18	62.8 26	-0.16 18	1.34 30
14.0 17	21.6 30	64.4 19	-0.21 21	1.36 24
14.6 5	23.1 23	62.3 29	-0.30 23	1.50 6
14.2 12	22.5 25	63.3 23	-0.48 31	1.34 30
14.2 14	24.4 14	61.5 40	-0.34 27	1.44 13
14.4 8	21.6 29	64.0 21	-0.10 15	1.35 27
13.9 22	21.3 31	64.8 17	0.13 9	1.39 19
14.8 4	17.9 44	67.3 5	0.74 1	1.36 24
14.1 16	22.0 27	63.8 22	0.32 6	1.35 27
15.3 2	18.6 42	66.1 7	0.61 3	1.41 15
13.2 41	20.9 33	65.9 10	-0.19 20	1.19 45
13.8 25	19.6 40	66.6 6	-0.03 12	1.22 43
14.1 15	20.7 35	65.2 15	0.00 11	1.28 38
13.7 26	20.9 34	65.4 13	-0.40 28	1.22 43
13.5 30	24.8 10	61.7 35	-0.75 42	1.34 30
13.7 29	24.6 12	61.7 34	-0.48 33	1.51 4
13.3 40	27.6 1	59.1 47	-0.77 43	1.53 3
14.0 18	23.1 24	62.9 25	-0.14 17	1.40 16
13.9 21	21.7 28	64.4 20	-0.07 13	1.37 21
13.0 42	25.7 5	61.2 42	-0.62 39	1.40 16
12.9 43	24.9 8	62.2 30	-0.57 37	1.31 35
13.7 27	23.8 19	62.4 27	-0.33 26	1.42 14
13.4 37	24.6 11	62.0 32	-0.53 34	1.37 21
12.7 44	26.6 3	60.8 43	-0.86 45	1.33 34
13.9 24	20.4 37	65.7 12	0.09 10	1.30 37
14.9 3	23.1 22	62.0 33	-0.42 29	1.50 6
14.2 9	24.2 16	61.5 38	-0.83 44	1.49 9
14.2 13	24.3 15	61.6 37	-0.32 24	1.50 6
13.5 33	24.8 9	61.6 36	-0.32 25	1.45 11
14.4 7	24.1 17	61.5 39	-0.43 30	1.55 2
14.2 11	25.3 6	60.5 45	-0.58 38	1.51 4
18.4 1	16.5 47	65.1 16	0.50 4	1.74 1

A. 人口・世帯

都道府県	No. 1 総人口		No. 2 男子人口		No. 3 女子人口		No. 4 外国人人口 (人口10万人当たり)	
	#A011000		#A0110001		#A0110002		#A01601	
	単位	万人	年度	2006	万人	2006	万人	2005
全 国 Japan	12,777			6,233		6,544		1,217.4
01 北海道 Hokkaido	560	7		266	8	294	7	278.1 46
02 青森県 Aomori-ken	142	28		67	30	75	28	273.6 47
03 岩手県 Iwate-ken	137	31		66	32	72	30	387.5 38
04 宮城县 Miyagi-ken	235	15		114	15	121	15	502.1 33
05 秋田県 Akita-ken	113	37		53	38	60	37	317.3 43
06 山形県 Yamagata-ken	121	33		58	33	63	34	524.8 30
07 福島県 Fukushima-ken	208	18		101	18	107	18	481.3 35
08 茨城県 Ibaraki-ken	297	11		148	11	149	11	1,253.7 16
09 栃木県 Tochigi-ken	202	20		100	19	101	21	1,305.2 15
10 群馬県 Gumma-ken	202	19		100	20	103	19	1,725.9 8
11 埼玉県 Saitama-ken	707	5		356	5	351	5	1,134.6 18
12 千葉県 Chiba-ken	607	6		304	6	304	6	1,207.2 17
13 東京都 Tokyo-to	1,266	1		630	1	635	1	1,974.8 3
14 神奈川県 Kanagawa-ken	883	2		446	2	437	3	1,312.8 14
15 新潟県 Niigata-ken	242	14		117	14	125	14	446.7 37
16 富山县 Toyama-ken	111	38		54	37	57	38	952.3 19
17 石川県 Ishikawa-ken	117	35		57	35	61	36	651.9 24
18 福井県 Fukui-ken	82	43		40	43	42	44	1,314.9 13
19 山梨県 Yamanashi-ken	88	41		43	41	45	42	1,533.5 12
20 長野県 Nagano-ken	219	16		106	16	112	16	1,583.0 10
21 岐阜県 Gifu-ken	211	17		102	17	109	17	1,746.0 6
22 静岡県 Shizuoka-ken	380	10		187	10	192	10	1,864.8 4
23 愛知県 Aichi-ken	731	4		367	4	364	4	2,069.2 1
24 三重県 Mie-ken	187	22		91	22	96	23	1,834.5 5
25 滋贺県 Shiga-ken	139	30		69	27	70	31	1,648.1 9
26 京都府 Kyoto-fu	264	13		127	13	137	13	1,739.0 7
27 大阪府 Osaka-fu	881	3		427	3	454	2	1,993.5 2
28 兵庫県 Hyogo-ken	559	8		268	7	291	8	1,537.3 11
29 奈良県 Nara-ken	142	29		67	29	74	29	622.5 26
30 和歌山县 Wakayama-ken	103	39		48	40	54	39	484.7 34
31 鳥取県 Tottori-ken	60	47		29	47	32	47	634.7 25
32 島根県 Shimane-ken	74	46		35	46	39	46	601.4 27
33 岡山县 Okayama-ken	195	21		94	21	102	20	756.0 23
34 広島県 Hiroshima-ken	287	12		139	12	149	12	944.8 20
35 山口県 Yamaguchi-ken	148	25		70	25	78	25	834.8 21
36 德島県 Tokushima-ken	81	44		38	44	42	43	519.3 31
37 香川県 Kagawa-ken	101	40		48	39	52	40	593.4 28
38 愛媛県 Ehime-ken	146	27		69	26	77	27	461.4 36
39 高知県 Kochi-ken	79	45		37	45	42	45	367.6 41
40 福岡県 Fukuoka-ken	505	9		240	9	266	9	761.4 22
41 佐賀県 Saga-ken	86	42		41	42	46	41	383.3 40
42 長崎県 Nagasaki-ken	147	26		68	28	78	26	383.8 39
43 熊本県 Kumamoto-ken	184	23		86	23	97	22	361.0 42
44 大分県 Oita-ken	121	34		57	34	64	33	568.1 29
45 宫崎県 Miyazaki-ken	115	36		54	36	61	35	279.4 45
46 鹿児島県 Kagoshima-ken	174	24		81	24	93	24	279.8 44
47 沖縄県 Okinawa-ken	137	32		67	31	70	32	506.5 32

No. 5 人口割合 (对全国総人口)		No. 6 人口密度 (総面積 1 km ² 当たり)		No. 7 人口密度 (可住地面積 1 km ² 当たり)		No. 8 昼夜間人口比率		No. 9 人口集中地区人口比率 (対総人口)	
#A01101	%	#A01201	人	#A01202	人	#A01302	%	#A01401	%
2006		2006		2006		2005		2005	
指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位
100.00		342.6		1,052.5		99.6		66.0	
4.38	7	71.4	47	255.7	47	99.8	19	73.0	8
1.11	28	148.1	41	444.0	43	99.9	14	45.4	21
1.08	31	90.0	46	370.6	45	99.4	34	29.4	45
1.84	15	323.2	20	752.2	28	99.8	20	58.1	15
0.89	37	97.6	45	359.4	46	99.9	16	33.7	42
0.95	33	129.5	42	423.7	44	99.9	15	41.5	29
1.63	18	150.9	39	493.0	42	99.6	32	38.5	36
2.33	11	487.5	13	747.4	29	97.0	40	35.9	37
1.58	20	314.5	22	684.0	30	99.1	36	42.6	28
1.58	19	317.6	21	880.6	22	99.8	23	39.6	32
5.53	5	1,862.2	4	2,756.2	4	87.3	47	78.9	5
4.75	6	1,177.8	6	1,741.2	9	88.2	46	71.7	9
9.91	1	5,787.7	1	9,066.7	1	119.1	1	98.0	1
6.91	2	3,655.0	3	6,048.1	3	89.9	44	93.8	3
1.89	14	192.2	34	539.5	40	99.9	17	46.8	19
0.87	38	261.3	25	599.8	38	99.7	29	35.8	38
0.92	35	279.9	23	847.1	25	100.3	4	48.8	17
0.64	43	195.5	32	768.0	27	100.0	9	40.6	31
0.69	41	197.1	31	926.3	18	99.0	37	34.4	40
1.71	16	161.4	38	661.1	35	99.8	22	34.8	39
1.65	17	198.2	30	971.1	16	95.8	42	39.0	35
2.97	10	488.1	12	1,390.1	11	99.8	26	58.4	14
5.72	4	1,415.2	5	2,469.2	5	101.2	3	75.5	6
1.47	22	324.2	19	926.1	19	97.7	38	40.8	30
1.09	30	345.7	17	1,077.4	14	96.2	41	44.5	22
2.07	13	572.9	10	2,287.6	6	100.1	5	81.7	4
6.90	3	4,647.1	2	6,688.8	2	104.8	2	95.7	2
4.38	8	665.9	8	2,026.3	7	94.8	43	75.1	7
1.11	29	383.5	14	1,664.3	10	88.6	45	63.9	12
0.80	39	217.6	29	936.5	17	97.6	39	39.4	33
0.47	47	172.2	37	662.3	34	100.1	6	34.1	41
0.58	46	109.8	44	586.3	39	99.8	25	24.2	47
1.53	21	274.8	24	883.9	21	99.6	31	43.7	25
2.25	12	339.0	18	1,273.8	12	99.8	21	63.7	13
1.16	25	242.7	28	847.2	24	99.3	35	47.4	18
0.63	44	194.3	33	787.9	26	99.7	27	32.1	44
0.79	40	537.8	11	1,017.4	15	100.0	8	32.6	43
1.14	27	257.2	26	873.8	23	100.1	7	50.9	16
0.62	45	111.1	43	675.6	32	99.9	18	42.8	27
3.96	9	1,015.7	7	1,843.1	8	99.6	30	69.8	10
0.68	42	353.6	16	643.7	36	100.0	10	28.4	46
1.15	26	358.1	15	905.3	20	99.7	28	46.5	20
1.44	23	248.0	27	668.5	33	99.5	33	43.7	26
0.94	34	190.2	35	681.0	31	99.8	24	44.4	24
0.90	36	148.4	40	625.5	37	99.9	13	44.4	23
1.36	24	189.7	36	537.4	41	99.9	12	39.3	34
1.07	32	601.5	9	1,176.8	13	99.9	11	65.6	11

No. 10 年少人口割合 [15歳未満] (対総人口)	No. 11 老年人口割合 [65歳以上] (対総人口)	No. 12 生産年齢人口割合 [15~64歳] (対総人口)	No. 13 年少人口指数 (年少人口/生産 年齢人口×100)	No. 14 老年人口指数 (老年人口/生産 年齢人口×100)
#A03101 %	#A03103 %	#A03102 %	#A03401 —	#A03402 —
2006	2006	2006	2006	2006
指標値	順位	指標値	順位	指標値
13.6		20.8	65.5	20.8
12.6 45		22.2 26	65.3 14	19.3 46
13.5 31		23.3 20	63.2 24	21.4 30
13.5 35		25.2 7	61.4 41	21.9 21
13.7 28		20.5 36	65.8 11	20.8 38
12.1 46		27.4 2	60.4 46	20.1 42
13.4 36		25.9 4	60.7 44	22.1 18
14.5 6		23.2 21	62.3 28	23.2 6
14.0 20		20.0 38	66.0 9	21.2 32
14.0 19		20.0 39	66.0 8	21.2 33
14.2 10		21.2 32	64.5 18	22.1 17
13.9 23		17.3 46	68.8 3	20.2 41
13.5 34		18.4 43	68.1 4	19.8 44
11.6 47		19.1 41	69.3 1	16.7 47
13.5 32		17.7 45	68.8 2	19.6 45
13.4 38		24.5 13	62.2 31	21.5 29
13.3 39		23.9 18	62.8 26	21.2 34
14.0 17		21.6 30	64.4 19	21.8 24
14.6 5		23.1 23	62.3 29	23.4 5
14.2 12		22.5 25	63.3 23	22.4 12
14.2 14		24.4 14	61.5 40	23.0 10
14.4 8		21.6 29	64.0 21	22.4 13
13.9 22		21.3 31	64.8 17	21.5 28
14.8 4		17.9 44	67.3 5	21.9 20
14.1 16		22.0 27	63.8 22	22.1 16
15.3 2		18.6 42	66.1 7	23.2 7
13.2 41		20.9 33	65.9 10	20.0 43
13.8 25		19.6 40	66.6 6	20.7 40
14.1 15		20.7 35	65.2 15	21.7 26
13.7 26		20.9 34	65.4 13	21.0 36
13.5 30		24.8 10	61.7 35	21.9 22
13.7 29		24.6 12	61.7 34	22.2 15
13.3 40		27.6 1	59.1 47	22.5 11
14.0 18		23.1 24	62.9 25	22.3 14
13.9 21		21.7 28	64.4 20	21.7 25
13.0 42		25.7 5	61.2 42	21.3 31
12.9 43		24.9 8	62.2 30	20.8 39
13.7 27		23.8 19	62.4 27	22.0 19
13.4 37		24.6 11	62.0 32	21.6 27
12.7 44		26.6 3	60.8 43	20.9 37
13.9 24		20.4 37	65.7 12	21.2 35
14.9 3		23.1 22	62.0 33	24.1 2
14.2 9		24.2 16	61.5 38	23.1 8
14.2 13		24.3 15	61.6 37	23.0 9
13.5 33		24.8 9	61.6 36	21.9 23
14.4 7		24.1 17	61.5 39	23.4 4
14.2 11		25.3 6	60.5 45	23.5 3
18.4 1		16.5 47	65.1 16	28.2 1

No. 15 従属人口指数 ((年少+老年人口) / 生産年齢人口 × 100)	No. 16 人口増加率 ((総人口 - 前年総人口) / 前年総人口)	No. 17 自然増加率 ((出生数 - 死亡数) / 総人口)	No. 18 粗出生率 (人口千人当たり)	No. 19 合計特殊出生率
#A03403	#A05101	#A05201	#A05202	#A05203
—	%	%	—	—
2006	2006	2005	2005	2006
指標値	順位	指標値	順位	指標値
52.6		0.00	-0.02	8.32
53.2 34		-0.48 32	-0.15 29	1.18 46
58.3 24		-0.98 46	-0.30 40	1.31 35
63.0 7		-0.74 41	-0.30 39	1.39 19
52.0 37		-0.24 22	-0.02 12	1.25 39
65.4 2		-1.02 47	-0.47 47	1.34 30
64.7 4		-0.71 40	-0.32 41	1.45 11
60.4 20		-0.55 36	-0.16 31	1.49 9
51.6 39		-0.12 16	-0.05 19	1.35 27
51.5 40		-0.07 14	-0.04 16	1.40 16
54.9 30		-0.17 19	-0.07 20	1.36 24
45.4 45		0.24 8	0.16 5	1.24 40
46.9 44		0.28 7	0.11 6	1.23 41
44.2 47		0.66 2	0.02 8	1.02 47
45.3 46		0.43 5	0.20 3	1.23 41
60.9 17		-0.54 35	-0.24 37	1.37 21
59.2 22		-0.16 18	-0.17 32	1.34 30
55.2 29		-0.21 21	-0.03 14	1.36 24
60.4 19		-0.30 23	-0.08 21	1.50 6
57.9 25		-0.48 31	-0.13 27	1.34 30
62.6 8		-0.34 27	-0.13 28	1.44 13
56.2 27		-0.10 15	-0.04 17	1.35 27
54.4 31		0.13 9	0.00 11	1.39 19
48.6 43		0.74 1	0.20 2	1.36 24
56.6 26		0.32 6	-0.10 23	1.35 27
51.3 41		0.61 3	0.18 4	1.41 15
51.6 38		-0.19 20	-0.02 13	1.19 45
50.1 42		-0.03 12	0.08 7	1.22 43
53.3 33		0.00 11	0.01 10	1.28 38
52.9 35		-0.40 28	-0.05 18	1.22 43
62.1 13		-0.75 42	-0.33 42	1.34 30
62.0 14		-0.48 33	-0.21 35	1.51 4
69.2 1		-0.77 43	-0.39 45	1.53 3
59.1 23		-0.14 17	-0.09 22	1.40 16
55.3 28		-0.07 13	-0.03 15	1.37 21
63.4 6		-0.62 39	-0.34 44	1.40 16
60.8 18		-0.57 37	-0.33 43	1.31 35
60.2 21		-0.33 26	-0.16 30	1.42 14
61.3 16		-0.53 34	-0.27 38	1.37 21
64.6 5		-0.86 45	-0.40 46	1.33 34
52.3 36		0.09 10	0.01 9	1.30 37
61.4 15		-0.42 29	-0.12 24	1.50 6
62.5 10		-0.83 44	-0.18 33	1.49 9
62.5 11		-0.32 24	-0.12 25	1.50 6
62.2 12		-0.32 25	-0.20 34	1.45 11
62.5 9		-0.43 30	-0.12 26	1.55 2
65.2 3		-0.58 38	-0.24 36	1.51 4
53.5 32		0.50 4	0.52 1	1.74 1

No. 20 粗 死 亡 率 (人口千人当たり)	No. 21 年齢調整死亡率〔男〕 (人口千人当たり)	No. 22 年齢調整死亡率〔女〕 (人口千人当たり)	No. 23 年齢別死亡率〔0~4歳〕 (人口千人当たり)	No. 24 年齢別死亡率〔65歳以上〕 (人口千人当たり)					
#A05204	#A0521901	#A0521902	#A05205	#A05218					
2005	2005	2005	2005	2005					
指 標 値	順位	指 標 値	順位	指 標 值					
8.48		5.93		2.99		0.74		34.60	
8.88 30		6.13 16		2.96 24		0.79 14		33.56 41	
10.36 12		7.33 1		3.23 2		0.83 10		36.92 14	
10.57 9		6.47 2		3.02 16		0.86 5		36.29 17	
8.37 35		5.98 20		2.94 27		0.68 34		34.54 37	
11.40 3		6.45 3		3.06 10		0.73 25		36.08 20	
10.90 5		5.97 22		2.98 21		0.51 46		37.10 9	
10.03 17		6.36 4		3.04 15		0.71 30		37.35 4	
8.68 33		6.14 15		3.13 6		0.74 22		36.61 15	
8.97 28		6.31 8		3.24 1		0.88 2		37.96 2	
9.16 27		5.96 23		3.16 5		0.76 16		36.96 13	
6.82 45		5.84 28		3.11 7		0.63 41		32.22 45	
7.27 43		5.81 29		3.04 14		0.77 15		32.65 44	
7.44 42		5.66 42		2.99 19		0.75 17		32.75 43	
6.69 46		5.59 44		2.91 28		0.83 9		31.18 47	
10.03 16		5.92 24		2.77 43		0.69 33		35.93 21	
9.77 19		5.77 34		2.78 42		0.69 32		35.56 26	
8.84 31		5.69 40		2.85 38		0.85 8		35.33 29	
9.46 23		5.55 45		2.89 34		0.75 19		35.90 22	
9.37 25		5.79 31		2.81 40		0.68 36		36.27 18	
9.73 20		5.39 47		2.74 46		0.62 42		35.36 28	
8.78 32		5.74 37		2.99 19		0.80 13		35.06 31	
8.37 36		5.70 39		2.86 36		0.81 11		33.69 40	
7.24 44		5.80 30		3.10 8		0.74 20		33.82 39	
9.19 26		5.88 26		3.02 17		0.55 44		36.25 19	
7.55 41		5.52 46		2.89 33		0.81 12		34.78 34	
8.36 37		5.68 41		2.91 29		0.62 43		34.82 33	
7.79 40		6.24 10		3.19 4		0.70 31		33.01 42	
8.35 39		5.98 21		3.05 12		0.72 26		34.43 38	
8.36 38		5.77 33		2.95 26		0.86 4		34.66 36	
10.86 6		6.27 9		3.20 3		0.71 29		38.22 1	
10.38 11		6.34 6		2.76 45		0.87 3		36.34 16	
11.53 1		6.01 19		2.71 47		0.72 27		36.97 11	
9.42 24		5.73 38		2.77 44		0.85 7		35.86 23	
8.89 29		5.78 32		2.84 39		0.65 40		35.59 25	
11.07 4		6.32 7		3.05 11		0.74 24		37.59 3	
10.63 8		6.09 18		3.05 13		0.71 28		37.18 8	
10.14 13		5.89 25		2.90 32		0.67 38		37.33 5	
10.54 10		6.15 14		3.06 9		0.74 23		37.09 10	
11.45 2		6.35 5		2.98 22		0.67 37		37.25 7	
8.45 34		6.11 17		2.96 23		0.68 35		34.88 32	
9.86 18		6.17 13		2.91 30		0.42 47		36.97 12	
10.05 14		6.23 12		2.95 25		0.75 18		35.72 24	
9.72 21		5.61 43		2.80 41		0.74 21		35.14 30	
10.05 15		5.74 36		2.85 37		0.53 45		35.55 27	
9.68 22		5.88 27		2.90 31		0.94 1		34.77 35	
10.83 7		6.23 11		3.01 18		0.86 6		37.28 6	
6.63 47		5.77 35		2.88 35		0.66 39		31.78 46	

No. 25 社会増加率 ((転入者数 - 転出者数) / 総人口)		No. 26 転入率 (転入者数 / 総人口)		No. 27 転出率 (転出者数 / 総人口)		No. 28 流入人口比率 (対総人口)		No. 29 流出人口比率 (対総人口)	
#A05301 % 2006		#A05302 % 2006		#A05303 % 2006		#A05304 % 2005		#A05305 % 2005	
指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位
		2.03		2.03		4.60		4.60	
-0.33	36	0.94	47	1.27	47	0.07	47	0.10	46
-0.67	47	1.48	32	2.15	13	0.46	40	0.54	38
-0.43	43	1.44	36	1.87	26	0.62	33	0.87	27
-0.21	25	2.16	8	2.37	5	0.90	28	0.81	30
-0.51	45	1.21	45	1.72	35	0.22	45	0.30	44
-0.39	40	1.29	43	1.68	39	0.41	42	0.48	41
-0.37	39	1.36	39	1.73	33	0.59	35	0.96	26
-0.07	14	1.80	22	1.87	24	2.62	13	5.57	9
-0.06	12	1.80	21	1.86	27	2.94	10	3.67	14
-0.12	19	1.46	35	1.58	42	2.91	11	3.03	15
0.11	6	2.40	4	2.29	10	3.65	6	16.08	1
0.20	5	2.68	3	2.47	2	3.22	8	14.68	3
0.71	1	3.46	1	2.74	1	24.26	1	3.89	12
0.25	3	2.68	2	2.44	4	3.36	7	13.00	4
-0.29	30	1.07	46	1.36	46	0.29	44	0.19	45
-0.12	17	1.33	41	1.45	45	0.60	34	0.85	29
-0.19	24	1.60	29	1.79	31	1.02	24	0.68	35
-0.24	27	1.24	44	1.49	44	0.83	30	0.66	36
-0.28	29	1.59	30	1.87	25	1.19	20	2.11	17
-0.18	23	1.43	38	1.61	41	0.44	41	0.53	39
-0.18	22	1.46	33	1.64	40	2.21	15	6.34	7
-0.05	11	1.67	28	1.72	36	0.92	27	1.02	25
0.29	2	1.81	20	1.52	43	2.77	12	1.09	23
0.03	8	1.76	24	1.73	34	1.63	17	3.79	13
0.21	4	2.21	6	2.00	19	3.14	9	6.89	6
-0.11	16	2.23	5	2.34	6	7.05	3	6.29	8
-0.07	13	1.89	16	1.96	23	8.44	2	2.97	16
0.00	9	1.83	18	1.83	28	2.43	14	7.28	5
-0.33	37	1.97	12	2.30	9	4.22	5	15.52	2
-0.39	41	1.32	42	1.71	37	1.75	16	3.97	11
-0.31	34	1.70	26	2.01	17	1.42	18	1.26	20
-0.40	42	1.59	31	1.99	20	1.12	23	1.17	22
-0.14	21	1.67	27	1.81	29	1.16	22	1.22	21
-0.09	15	1.92	14	2.01	16	1.18	21	0.85	28
-0.30	33	1.83	19	2.13	14	0.98	26	1.54	18
-0.26	28	1.44	37	1.71	38	0.53	37	0.81	31
-0.13	20	2.06	9	2.19	12	0.98	25	0.80	33
-0.29	31	1.46	34	1.75	32	0.58	36	0.46	42
-0.44	44	1.35	40	1.79	30	0.29	43	0.43	43
0.06	7	2.18	7	2.12	15	1.37	19	1.27	19
-0.30	32	2.03	10	2.34	7	4.25	4	4.24	10
-0.65	46	1.79	23	2.44	3	0.48	38	0.74	34
-0.23	26	1.75	25	1.98	21	0.67	31	1.09	24
-0.12	18	1.89	15	2.01	18	0.89	29	0.80	32
-0.32	35	2.00	11	2.32	8	0.65	32	0.66	37
-0.37	38	1.84	17	2.21	11	0.48	39	0.51	40
-0.04	10	1.92	13	1.97	22	0.07	46	0.10	47

No. 30 一般世帯数		No. 31 全国一般世帯に 占める一般世帯割合		No. 32 一般世帯の平均人員		No. 33 核家族世帯の割合 (対一般世帯数)		No. 34 単独世帯の割合 (対一般世帯数)	
#A06103		#A0610101		#A06102		#A06202		#A06205	
万世帯 2005		% 2005		人 2005		2005		2005	
指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位
4,906		100.00		2.55		57.87		29.47	
237	6	4.83	6	2.31	46	58.88	18	32.40	3
51	28	1.04	28	2.75	18	54.20	35	25.40	27
48	31	0.98	31	2.82	12	51.32	44	25.39	28
86	14	1.75	14	2.70	24	52.84	38	28.98	10
39	36	0.80	36	2.85	8	51.34	43	22.75	42
39	37	0.79	37	3.09	1	46.80	47	21.81	45
71	21	1.44	21	2.91	7	52.33	39	24.33	34
103	13	2.10	13	2.84	10	58.33	20	23.13	40
71	22	1.44	22	2.81	13	56.56	30	24.40	32
72	18	1.48	18	2.75	19	60.13	11	23.59	38
263	5	5.36	5	2.64	27	64.36	2	25.19	30
230	7	4.70	7	2.58	33	62.12	4	26.94	20
575	1	11.71	1	2.13	47	51.00	46	42.53	1
355	3	7.24	3	2.43	41	61.20	9	30.94	8
81	15	1.66	15	2.93	5	51.87	41	23.26	39
37	40	0.75	40	2.93	4	53.42	37	21.82	44
42	35	0.86	35	2.70	23	53.93	36	27.61	17
27	45	0.54	45	3.00	2	51.98	40	22.30	43
32	42	0.65	42	2.71	22	57.56	23	25.87	24
78	16	1.59	16	2.77	16	56.22	31	24.16	35
71	20	1.45	20	2.92	6	57.43	24	21.43	46
135	10	2.75	10	2.77	17	56.84	28	24.65	31
272	4	5.55	4	2.62	31	58.76	19	28.75	11
67	23	1.37	23	2.73	21	59.52	14	24.02	36
48	32	0.97	32	2.85	9	58.22	21	24.33	33
106	12	2.17	12	2.43	42	56.94	26	32.94	2
359	2	7.32	2	2.40	43	60.37	10	32.08	4
213	8	4.34	8	2.58	34	62.69	3	26.75	22
50	29	1.02	29	2.78	14	64.91	1	20.86	47
38	38	0.78	38	2.65	26	61.85	6	23.68	37
21	47	0.43	47	2.83	11	51.75	42	25.32	29
26	46	0.53	46	2.78	15	51.25	45	25.59	26
72	17	1.48	17	2.63	29	56.84	27	27.74	15
113	11	2.31	11	2.47	37	59.56	13	29.69	9
59	25	1.20	25	2.46	40	59.75	12	28.28	14
30	43	0.61	43	2.64	28	55.64	33	26.91	21
38	39	0.77	39	2.63	30	58.97	17	25.61	25
58	26	1.18	26	2.47	39	59.51	15	28.70	12
32	41	0.66	41	2.38	44	56.81	29	31.76	5
198	9	4.05	9	2.47	38	57.24	25	31.75	6
29	44	0.58	44	2.94	3	55.17	34	22.76	41
55	27	1.12	27	2.59	32	59.19	16	27.11	19
66	24	1.35	24	2.69	25	56.19	32	26.53	23
47	33	0.95	33	2.52	35	57.61	22	28.50	13
45	34	0.92	34	2.50	36	61.27	8	27.70	16
72	19	1.47	19	2.35	45	61.44	7	31.61	7
49	30	0.99	30	2.74	20	62.08	5	27.43	18

No. 35 65歳以上の親族 のいる世帯割合 (対一般世帯数)	No. 36 高齢夫婦のみの世帯割合 (対一般世帯数)	No. 37 高齢単身世帯の割合 (対一般世帯数)	No. 38 共働き世帯割合 (対一般世帯数)	No. 39 婚姻率 (人口千人当たり)
#A06301	#A06302	#A06304	#F01503	#A06601
%	%	%	%	—
2005	2005	2005	2005	2005
指標値	順位	指標値	順位	指標値
35.07		9.15		26.57
33.50 40		11.14 10		5.59
42.88 13		8.79 34		5.28 18
46.07 5		9.20 26		4.58 44
36.10 34		7.62 44		4.65 42
51.15 2		10.62 16		5.43 13
				4.26 47
51.66 1		8.59 35		4.71 41
43.93 11		8.56 36		5.07 28
37.12 32		8.05 42		5.22 21
37.08 33		7.51 46		5.69 8
37.91 31		9.28 24		5.24 19
29.97 44		7.95 43		5.74 7
31.11 42		8.40 38		5.86 6
28.04 47		7.52 45		6.79 1
28.38 46		8.32 39		6.38 3
46.18 4		8.98 30		4.72 40
45.35 7		9.26 25		4.82 36
38.06 29		8.88 32		5.15 25
45.00 8		8.91 31		5.31 15
40.23 22		9.72 21		5.12 26
43.75 12		10.61 17		5.30 16
41.28 19		9.58 22		4.99 31
38.42 28		8.42 37		5.55 11
31.06 43		8.21 40		6.06 4
39.51 25		10.66 14		5.16 23
34.92 37		8.11 41		5.60 10
33.83 38		9.38 23		5.30 17
31.81 41		9.06 29		5.87 5
35.58 35		10.02 20		5.41 14
37.91 30		10.63 15		4.87 35
44.15 10		12.17 4		4.78 38
45.38 6		9.11 27		4.96 32
49.63 3		11.30 8		4.51 45
39.41 27		10.70 12		5.16 24
35.37 36		10.49 18		5.47 12
41.91 17		12.70 2		4.89 34
42.59 14		10.69 13		4.49 46
40.59 21		11.20 9		5.19 22
39.97 23		11.88 5		4.94 33
42.16 16		11.56 7		4.65 43
33.58 39		8.84 33		5.69 9
44.50 9		9.08 28		4.80 37
41.40 18		10.93 11		4.74 39
42.38 15		10.43 19		5.08 27
41.28 20		11.83 6		5.04 29
39.45 26		12.19 3		5.22 20
39.58 24		13.12 1		4.99 30
29.81 45		6.06 47		6.47 2

No. 40		都道府県コード	
離婚率 (人口千人当たり)			
#A06602	—		
—	2005		
指標値	順位		
2.05	全国		
2.42	2	01	
2.28	6	02	
1.81	37	03	
2.04	16	04	
1.62	44	05	
1.68	42	06	
2.09	11	07	
1.96	28	08	
2.01	21	09	
1.95	29	10	
2.06	14	11	
2.08	12	12	
2.15	8	13	
2.11	9	14	
1.48	47	15	
1.56	45	16	
1.62	43	17	
1.70	40	18	
1.97	25	19	
1.80	38	20	
1.69	41	21	
1.97	24	22	
1.93	33	23	
1.98	23	24	
1.79	39	25	
1.93	32	26	
2.38	3	27	
2.03	17	28	
1.83	36	29	
2.11	10	30	
1.96	27	31	
1.51	46	32	
1.90	35	33	
1.95	30	34	
1.91	34	35	
1.95	31	36	
2.00	22	37	
2.07	13	38	
2.24	7	39	
2.29	5	40	
2.03	18	41	
2.01	20	42	
2.02	19	43	
1.97	26	44	
2.31	4	45	
2.04	15	46	
2.69	1	47	

A. 人口・世帯

都道府県	No. 1 総 人 口		No. 2 男 子 人 口		No. 3 女 子 人 口		No. 4 外 国 人 人 口 (人口10万人当たり)	
	#A0110000		#A0110001		#A0110002		#A01601	
	単 位	万 人	年 度	万 人	年 度	万 人	年 度	人
全 国 Japan	12,777			6,233		6,544		1,217.4
01 北 海 道 Hokkaido	560	7		266	8	294	7	278.1 46
02 青 森 県 Aomori-ken	142	28		67	30	75	28	273.6 47
03 岩 手 県 Iwate-ken	137	31		66	32	72	30	387.5 38
04 宮 城 県 Miyagi-ken	235	15		114	15	121	15	502.1 33
05 秋 田 県 Akita-ken	113	37		53	38	60	37	317.3 43
06 山 形 県 Yamagata-ken	121	33		58	33	63	34	524.8 30
07 福 島 県 Fukushima-ken	208	18		101	18	107	18	481.3 35
08 茨 城 県 Ibaraki-ken	297	11		148	11	149	11	1,253.7 16
09 栃 木 県 Tochigi-ken	202	20		100	19	101	21	1,305.2 15
10 群 馬 県 Gunma-ken	202	19		100	20	103	19	1,725.9 8
11 埼 玉 県 Saitama-ken	707	5		356	5	351	5	1,134.6 18
12 千 葉 県 Chiba-ken	607	6		304	6	304	6	1,207.2 17
13 東 京 都 Tokyo-to	1,266	1		630	1	635	1	1,974.8 3
14 神 奈 川 県 Kanagawa-ken	883	2		446	2	437	3	1,312.8 14
15 新潟 県 Niigata-ken	242	14		117	14	125	14	446.7 37
16 富 山 県 Toyama-ken	111	38		54	37	57	38	952.3 19
17 石 川 県 Ishikawa-ken	117	35		57	35	61	36	651.9 24
18 福 井 県 Fukui-ken	82	43		40	43	42	44	1,314.9 13
19 山 梨 県 Yamanashi-ken	88	41		43	41	45	42	1,533.5 12
20 長 野 県 Nagano-ken	219	16		106	16	112	16	1,583.0 10
21 岐 阜 県 Gifu-ken	211	17		102	17	109	17	1,746.0 6
22 静 岡 県 Shizuoka-ken	380	10		187	10	192	10	1,864.8 4
23 愛 知 県 Aichi-ken	731	4		367	4	364	4	2,069.2 1
24 三 重 県 Mie-ken	187	22		91	22	96	23	1,834.5 5
25 滋 賀 県 Shiga-ken	139	30		69	27	70	31	1,648.1 9
26 京 都 府 Kyoto-fu	264	13		127	13	137	13	1,739.0 7
27 大 阪 府 Osaka-fu	881	3		427	3	454	2	1,993.5 2
28 兵 庫 県 Hyogo-ken	559	8		268	7	291	8	1,537.3 11
29 奈 良 県 Nara-ken	142	29		67	29	74	29	622.5 26
30 和 歌 山 県 Wakayama-ken	103	39		48	40	54	39	484.7 34
31 鳥 取 県 Tottori-ken	60	47		29	47	32	47	634.7 25
32 島 根 県 Shimane-ken	74	46		35	46	39	46	601.4 27
33 岡 山 県 Okayama-ken	195	21		94	21	102	20	756.0 23
34 広 島 県 Hiroshima-ken	287	12		139	12	149	12	944.8 20
35 山 口 県 Yamaguchi-ken	148	25		70	25	78	25	834.8 21
36 德 島 県 Tokushima-ken	81	44		38	44	42	43	519.3 31
37 香 川 県 Kagawa-ken	101	40		48	39	52	40	593.4 28
38 愛 媛 県 Ehime-ken	146	27		69	26	77	27	461.4 36
39 高 知 県 Kochi-ken	79	45		37	45	42	45	367.6 41
40 福 岡 県 Fukuoka-ken	505	9		240	9	266	9	761.4 22
41 佐 賀 県 Saga-ken	86	42		41	42	46	41	383.3 40
42 長 崎 県 Nagasaki-ken	147	26		68	28	78	26	383.8 39
43 熊 本 県 Kumamoto-ken	184	23		86	23	97	22	361.0 42
44 大 分 県 Oita-ken	121	34		57	34	64	33	568.1 29
45 宫 崎 県 Miyazaki-ken	115	36		54	36	61	35	279.4 45
46 鹿 尾 島 県 Kagoshima-ken	174	24		81	24	93	24	279.8 44
47 沖 網 県 Okinawa-ken	137	32		67	31	70	32	506.5 32

No. 5 人口割合 (対全国総人口)		No. 6 人口密度 (総面積 1 km ² 当たり)		No. 7 人口密度 (可住地面積 1 km ² 当たり)		No. 8 昼夜間人口比率		No. 9 人口集中地区人口比率 (対総人口)				
#A01101 % 2006		#A01201 人 2006		#A01202 人 2006		#A01302 % 2005		#A01401 % 2005				
指標	値	順位	指標	値	順位	指標	値	順位	指標	値	順位	
100.00			342.6			1,052.5			99.6		66.0	
4.38	7		71.4	47		255.7	47		99.8	19	73.0	8
1.11	28		148.1	41		444.0	43		99.9	14	45.4	21
1.08	31		90.0	46		370.6	45		99.4	34	29.4	45
1.84	15		323.2	20		752.2	28		99.8	20	58.1	15
0.89	37		97.6	45		359.4	46		99.9	16	33.7	42
0.95	33		129.5	42		423.7	44		99.9	15	41.5	29
1.63	18		150.9	39		493.0	42		99.6	32	38.5	36
2.33	11		487.5	13		747.4	29		97.0	40	35.9	37
1.58	20		314.5	22		684.0	30		99.1	36	42.6	28
1.58	19		317.6	21		880.6	22		99.8	23	39.6	32
5.53	5		1,862.2	4		2,756.2	4		87.3	47	78.9	5
4.75	6		1,177.8	6		1,741.2	9		88.2	46	71.7	9
9.91	1		5,787.7	1		9,066.7	1		119.1	1	98.0	1
6.91	2		3,655.0	3		6,048.1	3		89.9	44	93.8	3
1.89	14		192.2	34		539.5	40		99.9	17	46.8	19
0.87	38		261.3	25		599.8	38		99.7	29	35.8	38
0.92	35		279.9	23		847.1	25		100.3	4	48.8	17
0.64	43		195.5	32		768.0	27		100.0	9	40.6	31
0.69	41		197.1	31		926.3	18		99.0	37	34.4	40
1.71	16		161.4	38		661.1	35		99.8	22	34.8	39
1.65	17		198.2	30		971.1	16		95.8	42	39.0	35
2.97	10		488.1	12		1,390.1	11		99.8	26	58.4	14
5.72	4		1,415.2	5		2,469.2	5		101.2	3	75.5	6
1.47	22		324.2	19		926.1	19		97.7	38	40.8	30
1.09	30		345.7	17		1,077.4	14		96.2	41	44.5	22
2.07	13		572.9	10		2,287.6	6		100.1	5	81.7	4
6.90	3		4,647.1	2		6,688.8	2		104.8	2	95.7	2
4.38	8		665.9	8		2,026.3	7		94.8	43	75.1	7
1.11	29		383.5	14		1,664.3	10		88.6	45	63.9	12
0.80	39		217.6	29		936.5	17		97.6	39	39.4	33
0.47	47		172.2	37		662.3	34		100.1	6	34.1	41
0.58	46		109.8	44		586.3	39		99.8	25	24.2	47
1.53	21		274.8	24		883.9	21		99.6	31	43.7	25
2.25	12		339.0	18		1,273.8	12		99.8	21	63.7	13
1.16	25		242.7	28		847.2	24		99.3	35	47.4	18
0.63	44		194.3	33		787.9	26		99.7	27	32.1	44
0.79	40		537.8	11		1,017.4	15		100.0	8	32.6	43
1.14	27		257.2	26		873.8	23		100.1	7	50.9	16
0.62	45		111.1	43		675.6	32		99.9	18	42.8	27
3.96	9		1,015.7	7		1,843.1	8		99.6	30	69.8	10
0.68	42		353.6	16		643.7	36		100.0	10	28.4	46
1.15	26		358.1	15		905.3	20		99.7	28	46.5	20
1.44	23		248.0	27		668.5	33		99.5	33	43.7	26
0.94	34		190.2	35		681.0	31		99.8	24	44.4	24
0.90	36		148.4	40		625.5	37		99.9	13	44.4	23
1.36	24		189.7	36		537.4	41		99.9	12	39.3	34
1.07	32		601.5	9		1,176.8	13		99.9	11	65.6	11

No.10 年少人口割合 [15歳未満] (対総人口)	No.11 老年人口割合 [65歳以上] (対総人口)	No.12 生産年齢人口割合 [15~64歳] (対総人口)	No.13 年少人口指数 (年少人口／生産 年齢人口×100)	No.14 老年人口指数 (老年人口／生産 年齢人口×100)					
#A03101 % 2006	#A03103 % 2006	#A03102 % 2006	#A03401 — 2006	#A03402 — 2006					
指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位
13.6		20.8		65.5		20.8		31.8	
12.6 45		22.2 26		65.3 14		19.3 46		33.9 27	
13.5 31		23.3 20		63.2 24		21.4 30		36.9 23	
13.5 35		25.2 7		61.4 41		21.9 21		41.0 7	
13.7 28		20.5 36		65.8 11		20.8 38		31.1 37	
12.1 46		27.4 2		60.4 46		20.1 42		45.3 2	
13.4 36		25.9 4		60.7 44		22.1 18		42.7 4	
14.5 6		23.2 21		62.3 28		23.2 6		37.2 21	
14.0 20		20.0 38		66.0 9		21.2 32		30.3 38	
14.0 19		20.0 39		66.0 8		21.2 33		30.2 39	
14.2 10		21.2 32		64.5 18		22.1 17		32.9 31	
13.9 23		17.3 46		68.8 3		20.2 41		25.2 47	
13.5 34		18.4 43		68.1 4		19.8 44		27.0 43	
11.6 47		19.1 41		69.3 1		16.7 47		27.5 42	
13.5 32		17.7 45		68.8 2		19.6 45		25.7 45	
13.4 38		24.5 13		62.2 31		21.5 29		39.4 15	
13.3 39		23.9 18		62.8 26		21.2 34		38.0 19	
14.0 17		21.6 30		64.4 19		21.8 24		33.5 30	
14.6 5		23.1 23		62.3 29		23.4 5		37.1 22	
14.2 12		22.5 25		63.3 23		22.4 12		35.5 25	
14.2 14		24.4 14		61.5 40		23.0 10		39.6 13	
14.4 8		21.6 29		64.0 21		22.4 13		33.8 28	
13.9 22		21.3 31		64.8 17		21.5 28		32.8 32	
14.8 4		17.9 44		67.3 5		21.9 20		26.6 44	
14.1 16		22.0 27		63.8 22		22.1 16		34.5 26	
15.3 2		18.6 42		66.1 7		23.2 7		28.2 41	
13.2 41		20.9 33		65.9 10		20.0 43		31.7 34	
13.8 25		19.6 40		66.6 6		20.7 40		29.4 40	
14.1 15		20.7 35		65.2 15		21.7 26		31.7 35	
13.7 26		20.9 34		65.4 13		21.0 36		31.9 33	
13.5 30		24.8 10		61.7 35		21.9 22		40.2 9	
13.7 29		24.6 12		61.7 34		22.2 15		39.9 11	
13.3 40		27.6 1		59.1 47		22.5 11		46.7 1	
14.0 18		23.1 24		62.9 25		22.3 14		36.8 24	
13.9 21		21.7 28		64.4 20		21.7 25		33.7 29	
13.0 42		25.7 5		61.2 42		21.3 31		42.1 5	
12.9 43		24.9 8		62.2 30		20.8 39		40.1 10	
13.7 27		23.8 19		62.4 27		22.0 19		38.2 18	
13.4 37		24.6 11		62.0 32		21.6 27		39.7 12	
12.7 44		26.6 3		60.8 43		20.9 37		43.7 3	
13.9 24		20.4 37		65.7 12		21.2 35		31.1 36	
14.9 3		23.1 22		62.0 33		24.1 2		37.3 20	
14.2 9		24.2 16		61.5 38		23.1 8		39.3 16	
14.2 13		24.3 15		61.6 37		23.0 9		39.4 14	
13.5 33		24.8 9		61.6 36		21.9 23		40.3 8	
14.4 7		24.1 17		61.5 39		23.4 4		39.2 17	
14.2 11		25.3 6		60.5 45		23.5 3		41.7 6	
18.4 1		16.5 47		65.1 16		28.2 1		25.4 46	

No.15 従属人口指数 (年少+老年人口)／ 生産年齢人口×100)	No.16 人口増加率 (総人口-前年総人口) ／前年総人口)	No.17 自然増加率 (出生数-死亡数) ／総人口)	No.18 粗出生率 (人口千人当たり)	No.19 合計特殊出生率					
#A03403	#A05101	#A05201	#A05202	#A05203					
—	%	%	—	—					
2006	2006	2005	2005	2006					
指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位		
52.6		0.00		-0.02		8.32		1.32	
53.2	34	-0.48	32	-0.15	29	7.36	44	1.18	46
58.3	24	-0.98	46	-0.30	40	7.33	45	1.31	35
63.0	7	-0.74	41	-0.30	39	7.61	40	1.39	19
52.0	37	-0.24	22	-0.02	12	8.19	28	1.25	39
65.4	2	-1.02	47	-0.47	47	6.72	47	1.34	30
64.7	4	-0.71	40	-0.32	41	7.69	37	1.45	11
60.4	20	-0.55	36	-0.16	31	8.39	23	1.49	9
51.6	39	-0.12	16	-0.05	19	8.15	29	1.35	27
51.5	40	-0.07	14	-0.04	16	8.61	8	1.40	16
54.9	30	-0.17	19	-0.07	20	8.46	16	1.36	24
45.4	45	0.24	8	0.16	5	8.47	15	1.24	40
46.9	44	0.28	7	0.11	6	8.35	24	1.23	41
44.2	47	0.66	2	0.02	8	7.68	38	1.02	47
45.3	46	0.43	5	0.20	3	8.67	5	1.23	41
60.9	17	-0.54	35	-0.24	37	7.61	41	1.37	21
59.2	22	-0.16	18	-0.17	32	8.07	33	1.34	30
55.2	29	-0.21	21	-0.03	14	8.56	12	1.36	24
60.4	19	-0.30	23	-0.08	21	8.70	4	1.50	6
57.9	25	-0.48	31	-0.13	27	8.08	32	1.34	30
62.6	8	-0.34	27	-0.13	28	8.43	20	1.44	13
56.2	27	-0.10	15	-0.04	17	8.40	22	1.35	27
54.4	31	0.13	9	0.00	11	8.41	21	1.39	19
48.6	43	0.74	1	0.20	2	9.25	3	1.36	24
56.6	26	0.32	6	-0.10	23	8.22	26	1.35	27
51.3	41	0.61	3	0.18	4	9.34	2	1.41	15
51.6	38	-0.19	20	-0.02	13	8.14	30	1.19	45
50.1	42	-0.03	12	0.08	7	8.63	7	1.22	43
53.3	33	0.00	11	0.01	10	8.46	18	1.28	38
52.9	35	-0.40	28	-0.05	18	7.87	34	1.22	43
62.1	13	-0.75	42	-0.33	42	7.56	42	1.34	30
62.0	14	-0.48	33	-0.21	35	8.26	25	1.51	4
69.2	1	-0.77	43	-0.39	45	7.68	39	1.53	3
59.1	23	-0.14	17	-0.09	22	8.53	13	1.40	16
55.3	28	-0.07	13	-0.03	15	8.60	9	1.37	21
63.4	6	-0.62	39	-0.34	44	7.71	36	1.40	16
60.8	18	-0.57	37	-0.33	43	7.30	46	1.31	35
60.2	21	-0.33	26	-0.16	30	8.58	11	1.42	14
61.3	16	-0.53	34	-0.27	38	7.85	35	1.37	21
64.6	5	-0.86	45	-0.40	46	7.43	43	1.33	34
52.3	36	0.09	10	0.01	9	8.60	10	1.30	37
61.4	15	-0.42	29	-0.12	24	8.67	6	1.50	6
62.5	10	-0.83	44	-0.18	33	8.22	27	1.49	9
62.5	11	-0.32	24	-0.12	25	8.49	14	1.50	6
62.2	12	-0.32	25	-0.20	34	8.09	31	1.45	11
62.5	9	-0.43	30	-0.12	26	8.45	19	1.55	2
65.2	3	-0.58	38	-0.24	36	8.46	17	1.51	4
53.5	32	0.50	4	0.52	1	11.84	1	1.74	1

No. 20 粗 死 亡 率 (人口千人当たり)	No. 21 年齢調整死亡率 [男] (人口千人当たり)	No. 22 年齢調整死亡率 [女] (人口千人当たり)	No. 23 年齢別死亡率 [0~4歳] (人口千人当たり)	No. 24 年齢別死亡率 [65歳以上] (人口千人当たり)
#A05204	#A0521901	#A0521902	#A05205	#A05218
—	—	—	—	—
2005	2005	2005	2005	2005
指 標 値	順 位	指 標 値	順 位	指 標 値
8.48		5.93		2.99
8.88 30		6.13 16		2.96 24
10.36 12		7.33 1		3.23 2
10.57 9		6.47 2		3.02 16
8.37 35		5.98 20		2.94 27
11.40 3		6.45 3		3.06 10
10.90 5		5.97 22		2.98 21
10.03 17		6.36 4		3.04 15
8.68 33		6.14 15		3.13 6
8.97 28		6.31 8		3.24 1
9.16 27		5.96 23		3.16 5
6.82 45		5.84 28		3.11 7
7.27 43		5.81 29		3.04 14
7.44 42		5.66 42		2.99 19
6.69 46		5.59 44		2.91 28
10.03 16		5.92 24		2.77 43
9.77 19		5.77 34		2.78 42
8.84 31		5.69 40		2.85 38
9.46 23		5.55 45		2.89 34
9.37 25		5.79 31		2.81 40
9.73 20		5.39 47		2.74 46
8.78 32		5.74 37		2.99 19
8.37 36		5.70 39		2.86 36
7.24 44		5.80 30		3.10 8
9.19 26		5.88 26		3.02 17
7.55 41		5.52 46		2.89 33
8.36 37		5.68 41		2.91 29
7.79 40		6.24 10		3.19 4
8.35 39		5.98 21		3.05 12
8.36 38		5.77 33		2.95 26
10.86 6		6.27 9		3.20 3
10.38 11		6.34 6		2.76 45
11.53 1		6.01 19		2.71 47
9.42 24		5.73 38		2.77 44
8.89 29		5.78 32		2.84 39
11.07 4		6.32 7		3.05 11
10.63 8		6.09 18		3.05 13
10.14 13		5.89 25		2.90 32
10.54 10		6.15 14		3.06 9
11.45 2		6.35 5		2.98 22
8.45 34		6.11 17		2.96 23
9.86 18		6.17 13		2.91 30
10.05 14		6.23 12		2.95 25
9.72 21		5.61 43		2.80 41
10.05 15		5.74 36		2.85 37
9.68 22		5.88 27		2.90 31
10.83 7		6.23 11		3.01 18
6.63 47		5.77 35		2.88 35

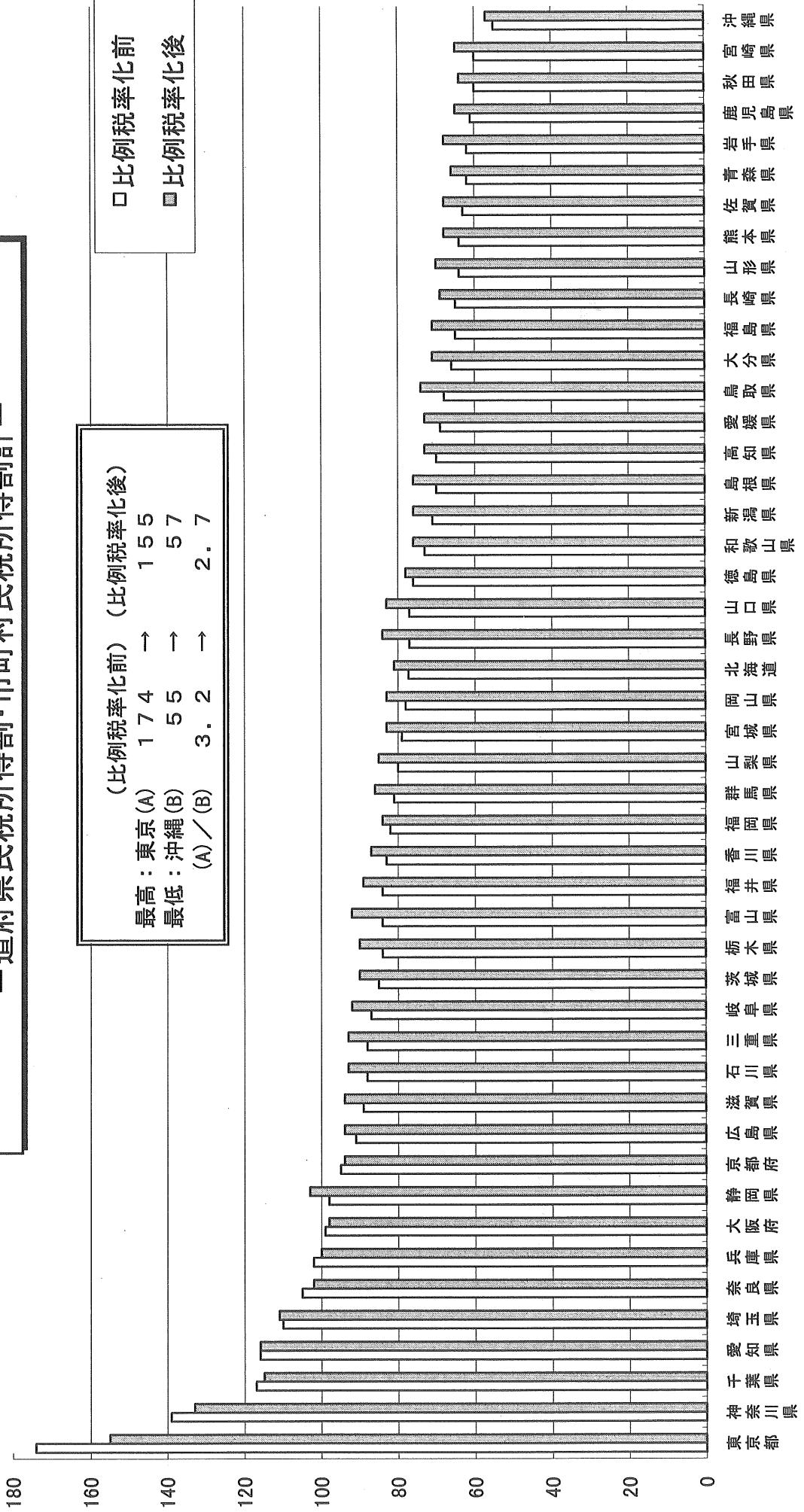
No. 25 社会増加率 ((転入者数 - 転出者数) / 総人口)	No. 26 転入率 (転入者数 / 総人口)	No. 27 転出率 (転出者数 / 総人口)	No. 28 流入人口比率 (対総人口)	No. 29 流出人口比率 (対総人口)			
#A05301 % 2006	#A05302 % 2006	#A05303 % 2006	#A05304 % 2005	#A05305 % 2005			
指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位
...		2.03		2.03		4.60	
-0.33 36		0.94 47		1.27 47		0.07 47	
-0.67 47		1.48 32		2.15 13		0.46 40	
-0.43 43		1.44 36		1.87 26		0.62 33	
-0.21 25		2.16 8		2.37 5		0.90 28	
-0.51 45		1.21 45		1.72 35		0.22 45	
-0.39 40		1.29 43		1.68 39		0.41 42	
-0.37 39		1.36 39		1.73 33		0.59 35	
-0.07 14		1.80 22		1.87 24		2.62 13	
-0.06 12		1.80 21		1.86 27		2.94 10	
-0.12 19		1.46 35		1.58 42		2.91 11	
0.11 6		2.40 4		2.29 10		3.65 6	
0.20 5		2.68 3		2.47 2		3.22 8	
0.71 1		3.46 1		2.74 1		24.26 1	
0.25 3		2.68 2		2.44 4		3.36 7	
-0.29 30		1.07 46		1.36 46		0.29 44	
-0.12 17		1.33 41		1.45 45		0.60 34	
-0.19 24		1.60 29		1.79 31		1.02 24	
-0.24 27		1.24 44		1.49 44		0.83 30	
-0.28 29		1.59 30		1.87 25		1.19 20	
-0.18 23		1.43 38		1.61 41		0.44 41	
-0.18 22		1.46 33		1.64 40		2.21 15	
-0.05 11		1.67 28		1.72 36		0.92 27	
0.29 2		1.81 20		1.52 43		2.77 12	
0.03 8		1.76 24		1.73 34		1.63 17	
0.21 4		2.21 6		2.00 19		3.14 9	
-0.11 16		2.23 5		2.34 6		7.05 3	
-0.07 13		1.89 16		1.96 23		8.44 2	
0.00 9		1.83 18		1.83 28		2.43 14	
-0.33 37		1.97 12		2.30 9		4.22 5	
-0.39 41		1.32 42		1.71 37		1.75 16	
-0.31 34		1.70 26		2.01 17		1.42 18	
-0.40 42		1.59 31		1.99 20		1.12 23	
-0.14 21		1.67 27		1.81 29		1.16 22	
-0.09 15		1.92 14		2.01 16		1.18 21	
-0.30 33		1.83 19		2.13 14		0.98 26	
-0.26 28		1.44 37		1.71 38		0.53 37	
-0.13 20		2.06 9		2.19 12		0.98 25	
-0.29 31		1.46 34		1.75 32		0.58 36	
-0.44 44		1.35 40		1.79 30		0.29 43	
0.06 7		2.18 7		2.12 15		1.37 19	
-0.30 32		2.03 10		2.34 7		4.25 4	
-0.65 46		1.79 23		2.44 3		0.48 38	
-0.23 26		1.75 25		1.98 21		0.67 31	
-0.12 18		1.89 15		2.01 18		0.89 29	
-0.32 35		2.00 11		2.32 8		0.65 32	
-0.37 38		1.84 17		2.21 11		0.48 39	
-0.04 10		1.92 13		1.97 22		0.07 46	

No. 30 一般世帯数		No. 31 全国一般世帯に 占める一般世帯割合		No. 32 一般世帯の平均人員		No. 33 核家族世帯の割合 (対一般世帯数)		No. 34 単独世帯の割合 (対一般世帯数)	
#A06103		#A0610101		#A06102		#A06202		#A06205	
万世帯 2005		% 2005		人 2005		%		% 2005	
指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位
4,906		100.00		2.55		57.87		29.47	
237	6	4.83	6	2.31	46	58.88	18	32.40	3
51	28	1.04	28	2.75	18	54.20	35	25.40	27
48	31	0.98	31	2.82	12	51.32	44	25.39	28
86	14	1.75	14	2.70	24	52.84	38	28.98	10
39	36	0.80	36	2.85	8	51.34	43	22.75	42
39	37	0.79	37	3.09	1	46.80	47	21.81	45
71	21	1.44	21	2.91	7	52.33	39	24.33	34
103	13	2.10	13	2.84	10	58.33	20	23.13	40
71	22	1.44	22	2.81	13	56.56	30	24.40	32
72	18	1.48	18	2.75	19	60.13	11	23.59	38
263	5	5.36	5	2.64	27	64.36	2	25.19	30
230	7	4.70	7	2.58	33	62.12	4	26.94	20
575	1	11.71	1	2.13	47	51.00	46	42.53	1
355	3	7.24	3	2.43	41	61.20	9	30.94	8
81	15	1.66	15	2.93	5	51.87	41	23.26	39
37	40	0.75	40	2.93	4	53.42	37	21.82	44
42	35	0.86	35	2.70	23	53.93	36	27.61	17
27	45	0.54	45	3.00	2	51.98	40	22.30	43
32	42	0.65	42	2.71	22	57.56	23	25.87	24
78	16	1.59	16	2.77	16	56.22	31	24.16	35
71	20	1.45	20	2.92	6	57.43	24	21.43	46
135	10	2.75	10	2.77	17	56.84	28	24.65	31
272	4	5.55	4	2.62	31	58.76	19	28.75	11
67	23	1.37	23	2.73	21	59.52	14	24.02	36
48	32	0.97	32	2.85	9	58.22	21	24.33	33
106	12	2.17	12	2.43	42	56.94	26	32.94	2
359	2	7.32	2	2.40	43	60.37	10	32.08	4
213	8	4.34	8	2.58	34	62.69	3	26.75	22
50	29	1.02	29	2.78	14	64.91	1	20.86	47
38	38	0.78	38	2.65	26	61.85	6	23.68	37
21	47	0.43	47	2.83	11	51.75	42	25.32	29
26	46	0.53	46	2.78	15	51.25	45	25.59	26
72	17	1.48	17	2.63	29	56.84	27	27.74	15
113	11	2.31	11	2.47	37	59.56	13	29.69	9
59	25	1.20	25	2.46	40	59.75	12	28.28	14
30	43	0.61	43	2.64	28	55.64	33	26.91	21
38	39	0.77	39	2.63	30	58.97	17	25.61	25
58	26	1.18	26	2.47	39	59.51	15	28.70	12
32	41	0.66	41	2.38	44	56.81	29	31.76	5
198	9	4.05	9	2.47	38	57.24	25	31.75	6
29	44	0.58	44	2.94	3	55.17	34	22.76	41
55	27	1.12	27	2.59	32	59.19	16	27.11	19
66	24	1.35	24	2.69	25	56.19	32	26.53	23
47	33	0.95	33	2.52	35	57.61	22	28.50	13
45	34	0.92	34	2.50	36	61.27	8	27.70	16
72	19	1.47	19	2.35	45	61.44	7	31.61	7
49	30	0.99	30	2.74	20	62.08	5	27.43	18

No. 35 65歳以上の親族 のいる世帯割合 (対一般世帯数)	No. 36 高齢夫婦のみの世帯割合 (対一般世帯数)	No. 37 高齢単身世帯の割合 (対一般世帯数)	No. 38 共働き世帯割合 (対一般世帯数)	No. 39 婚姻率 (人口千人当たり)					
#A06301 %	#A06302 %	#A06304 %	#F01503 %	#A06601 —					
2005	2005	2005	2005	2005					
指標値	順位	指標値	順位	指標値					
35.07		9.15		7.88					
33.50	40	11.14	10	8.95	15	22.59	44	5.28	18
42.88	13	8.79	34	8.21	23	29.62	24	4.58	44
46.07	5	9.20	26	7.56	26	32.61	15	4.65	42
36.10	34	7.62	44	5.86	44	27.16	34	5.43	13
51.15	2	10.62	16	8.51	21	33.49	11	4.26	47
51.66	1	8.59	35	6.50	37	39.38	2	4.71	41
43.93	11	8.56	36	7.02	32	33.14	12	5.07	28
37.12	32	8.05	42	5.52	45	30.82	20	5.22	21
37.08	33	7.51	46	5.87	43	32.29	16	5.69	8
37.91	31	9.28	24	6.75	34	32.04	17	5.24	19
29.97	44	7.95	43	5.47	46	27.34	33	5.74	7
31.11	42	8.40	38	5.94	42	25.89	38	5.86	6
28.04	47	7.52	45	8.67	18	18.97	47	6.79	1
28.38	46	8.32	39	6.37	38	23.02	43	6.38	3
46.18	4	8.98	30	6.54	36	36.19	4	4.72	40
45.35	7	9.26	25	6.82	33	38.63	3	4.82	36
38.06	29	8.88	32	7.06	31	34.61	8	5.15	25
45.00	8	8.91	31	6.74	35	39.55	1	5.31	15
40.23	22	9.72	21	7.53	27	32.84	14	5.12	26
43.75	12	10.61	17	7.23	29	35.80	5	5.30	16
41.28	19	9.58	22	6.30	39	35.16	6	4.99	31
38.42	28	8.42	37	6.14	41	33.08	13	5.55	11
31.06	43	8.21	40	6.15	40	28.95	27	6.06	4
39.51	25	10.66	14	7.86	25	31.85	18	5.16	23
34.92	37	8.11	41	5.39	47	31.77	19	5.60	10
33.83	38	9.38	23	8.67	19	24.06	41	5.30	17
31.81	41	9.06	29	9.49	9	20.52	46	5.87	5
35.58	35	10.02	20	9.13	13	24.35	40	5.41	14
37.91	30	10.63	15	7.38	28	24.93	39	4.87	35
44.15	10	12.17	4	11.22	3	27.69	30	4.78	38
45.38	6	9.11	27	8.27	22	34.43	9	4.96	32
49.63	3	11.30	8	9.43	11	34.94	7	4.51	45
39.41	27	10.70	12	8.65	20	29.33	26	5.16	24
35.37	36	10.49	18	9.07	14	27.80	29	5.47	12
41.91	17	12.70	2	11.20	4	27.44	31	4.89	34
42.59	14	10.69	13	9.44	10	29.49	25	4.49	46
40.59	21	11.20	9	8.81	16	30.56	22	5.19	22
39.97	23	11.88	5	10.52	6	26.64	36	4.94	33
42.16	16	11.56	7	12.66	2	27.05	35	4.65	43
33.58	39	8.84	33	8.73	17	23.35	42	5.69	9
44.50	9	9.08	28	7.93	24	34.07	10	4.80	37
41.40	18	10.93	11	10.31	7	27.37	32	4.74	39
42.38	15	10.43	19	9.22	12	30.59	21	5.08	27
41.28	20	11.83	6	10.18	8	28.08	28	5.04	29
39.45	26	12.19	3	10.55	5	30.16	23	5.22	20
39.58	24	13.12	1	13.36	1	26.33	37	4.99	30
29.81	45	6.06	47	7.10	30	22.43	45	6.47	2

No. 40		都道府県コード	
離婚率 (人口千人当たり)			
#A06602	—		
2005	—		
指標値	順位		
2.05	全国		
2.42	2	01	
2.28	6	02	
1.81	37	03	
2.04	16	04	
1.62	44	05	
1.68	42	06	
2.09	11	07	
1.96	28	08	
2.01	21	09	
1.95	29	10	
2.06	14	11	
2.08	12	12	
2.15	8	13	
2.11	9	14	
1.48	47	15	
1.56	45	16	
1.62	43	17	
1.70	40	18	
1.97	25	19	
1.80	38	20	
1.69	41	21	
1.97	24	22	
1.93	33	23	
1.98	23	24	
1.79	39	25	
1.93	32	26	
2.38	3	27	
2.03	17	28	
1.83	36	29	
2.11	10	30	
1.96	27	31	
1.51	46	32	
1.90	35	33	
1.95	30	34	
1.91	34	35	
1.95	31	36	
2.00	22	37	
2.07	13	38	
2.24	7	39	
2.29	5	40	
2.03	18	41	
2.01	20	42	
2.02	19	43	
1.97	26	44	
2.31	4	45	
2.04	15	46	
2.69	1	47	

10%比例税率化による人口1人当たり税収額の変化(全国平均=100)
—道府県民税所得割・市町村民税所得割計—



(注) 1 1人当たり税収額の算出は、平成17年国勢調査人口による。

2 現行税率の1人当たり税収額は、平成16年度決算見込額から算出している。

3 比例税率化後の1人当たり税収額は、理論的に計算した、平成18年度所得譲与税の譲与基準に基づき、算出している。

4 比例税率化により指数が上昇する都道府県域はもちろん、指数が低下する都道府県域にあっても税収増となる。

表 世界の10大都市(圏)

順位	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2015年予測
1	ニューヨーク	東京	東京	ニューヨーク	東京	東京	東京
2	東京	ニューヨーク	上海	メキシコシティ	ニューヨーク	メキシコシティ	ムンバイ(ボンベイ)
3	ロンドン	上海	大阪・神戸	サンパウロ	メキシコシティ	ニューヨーク	デリー
4	パリ	ロンドン	パリ	サンパウロ	サンパウロ	サンパウロ	メキシコシティ
5	モスクワ	上海	ブエノスアイレス	上海	上海	ムンバイ(ボンベイ)	サンパウロ
6	上海	上海	ブエノスアイレス	大阪・神戸	カルカッタ	カルカッタ	ニューヨーク
7	ラインルール北	ロサンゼルス	パリ	ブエノスアイレス	ブエノスアイレス	上海	ダッカ
8	ブエノスアイレス	ラインルール北	ロサンゼルス	ロサンゼルス	大阪・神戸	ブエノスアイレス	ジャカルタ
9	シカゴ	北京	北京	カルカッタ	カルカッタ	デリー	ラゴス
10	カルカッタ	大阪・神戸	サンパウロ	北京	ロサンゼルス	ロサンゼルス	カルカッタ

出典 World Urbanization Prospects, The 2003 Revision, UN より作成

Globalization

vs.

the Welfare State?
The Swedish Case Examined

Sven Steinmo

European University Institute,

Florence, Italy

“The welfare state is such a good idea” . . . (but given globalization)
“there will be a need to reduce the burden of social services, reduce taxation and find new ways to be competitive in the global economy.”

Chancellor Helmut Schmidt

Source: Yergin and Stanislaw, “The Commanding Heights”, 2001

What's Wrong with a Big State?

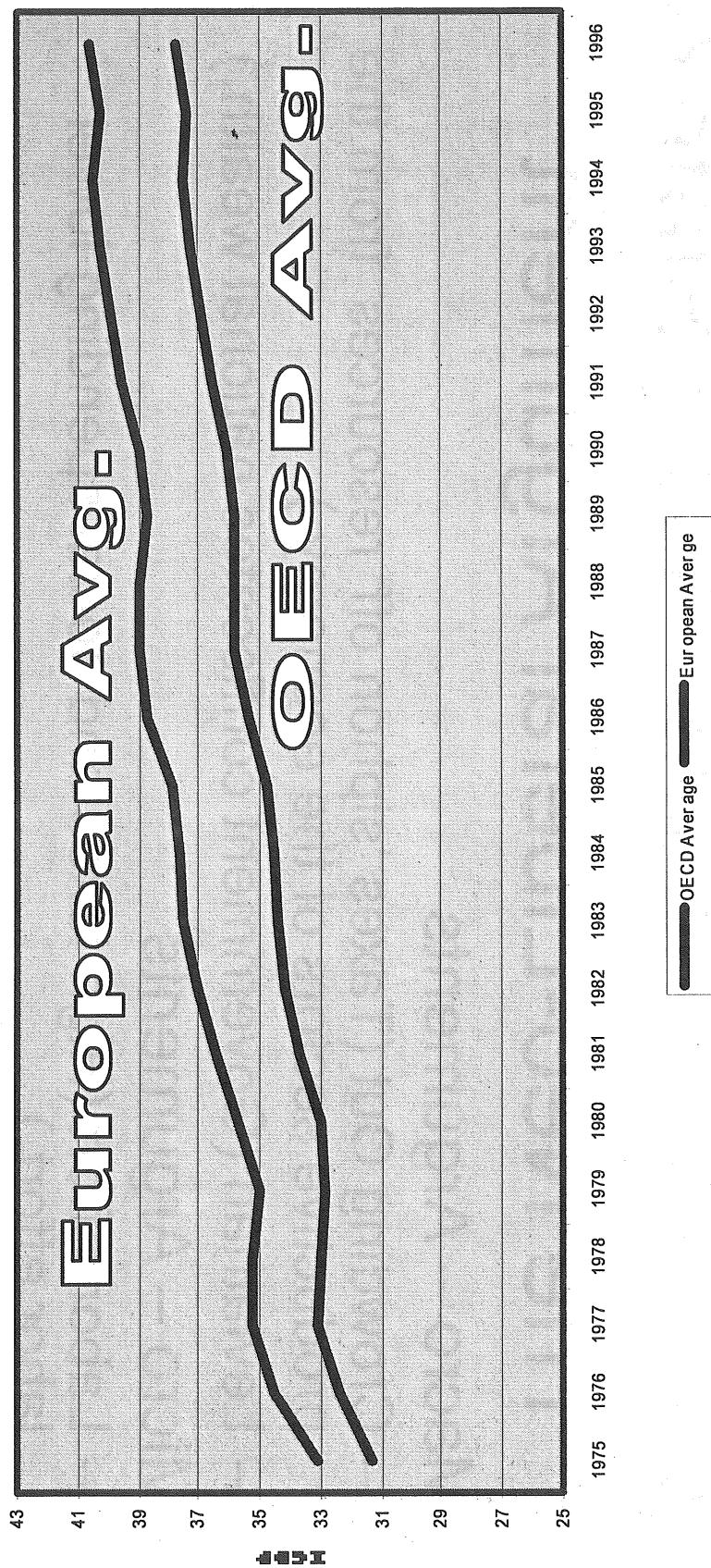
The Neo-Liberal Argument

- Macro – Arguments
 - Crowding Out (Taxes ‘siphon off’ resources from the productive sectors of the economy.)
 - Leviathan (Government confiscates national wealth.)
- Micro – Arguments
 - Labor Effort (High taxes and social spending lower labor effort.)
 - Labor Supply (High taxes reduce incentive to invest in human capital.)
 - Capital Supply (Tax reduce incentive to invest.)
 - Distortionary Effects (Taxes distort market decisions – eg. Where/when do I invest? What do I buy? Should I save or spend?)

“Race to the Bottom?”

Taxation as a percent GDP 1975-2000

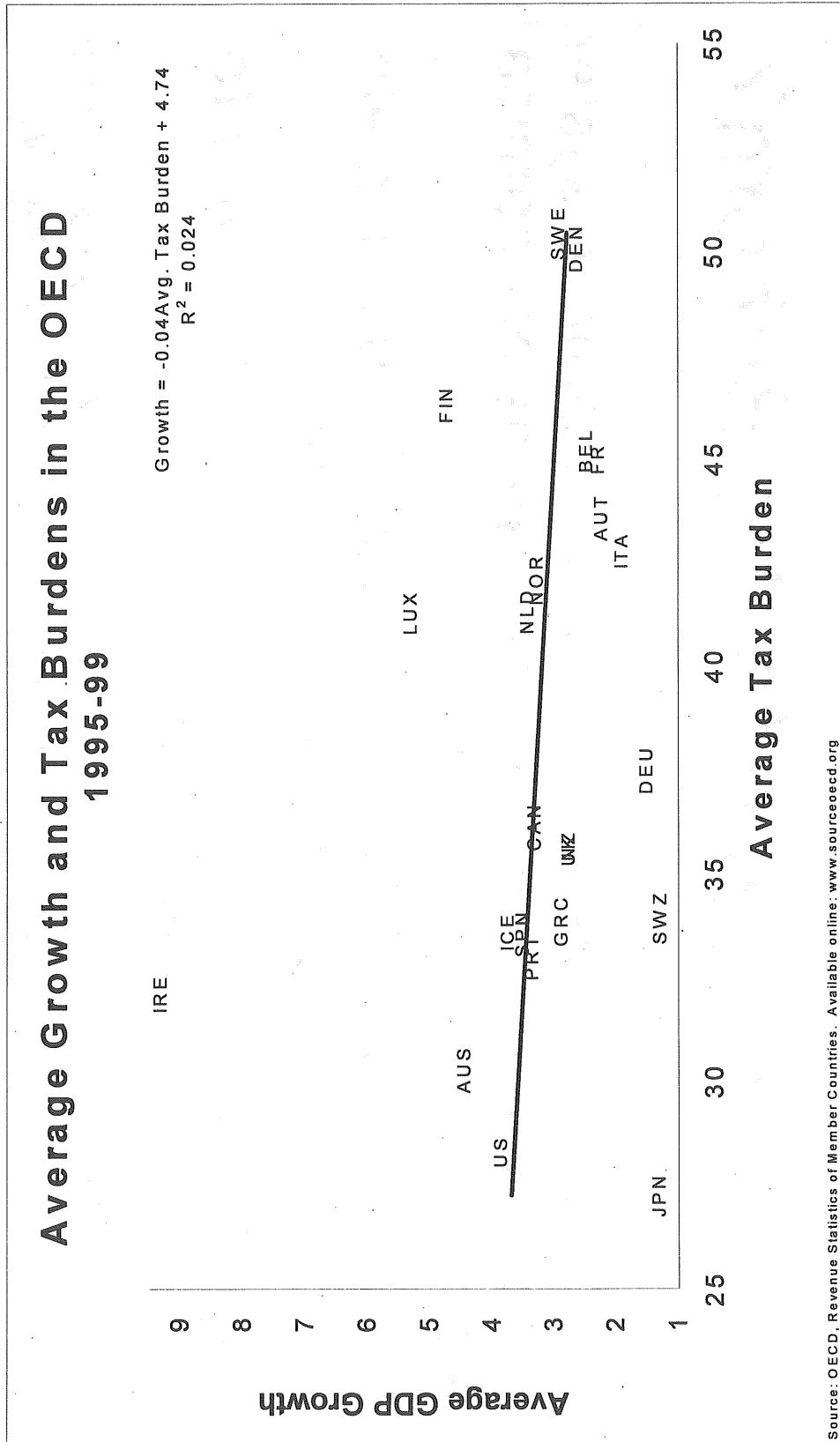
Continued Tax growth



Why no Race to the Bottom?

- The welfare state is mostly an insurance system (fiscal churning). Insurance *can be* economically efficient.
- Taxation finances infrastructure, education etc. which *can be* productive investment.
- Capital flows where it will make a profit, *not to* where its costs are lowest.
- Individual mobility is in fact very limited (corporate relocation of one executive averages 1/3 million dollars today).
- Taxes are a small part of costs.
- Voters oppose cuts in public spending.

No Significant correlation between Taxes and Economic Growth



Strong Growth in a Globalized World

Tax Burdens and Growth Rates:

	Tax % GDP	GROWTH RATES (increase over previous year as % GDP)	2001	2002	2003	2004
	2000	2000				
SWEDEN	53.5	3.6	1.2	1.7	2.5	2.8
GERMANY	37.5	2.9	0.6	0.4	1.5	2.5
JAPAN	28.5	2.6	-0.3	-0.7	0.8	0.9
U.S.A.	28.5	3.8	.3	2.3	2.6	3.6

Source: OECD Economic Outlook, 2002, No.72

How Can the Bumble-Bee Fly?

Tax as % GDP (2005)	50.7	1 (highest)
Public Spending as % GDP (2006)	54.3	1 (highest)
Social Spending as % GDP (2003)	35.1	1 (highest)
Public Spending on Education as % GDP (2000)	7.4	2 (from highest)
Gini Index (2000)	2.52	1 (most equal)
Poverty Rate	6.5	3 (from lowest)
Gender wage gap (%) (2004)	14.8	6 (from lowest)
Paid maternity and parental leave (weeks)	78	1 (highest)
Women's employment rate (2006)	76.0	3 (from highest)
Life expectancy (2005)	80.6	6 (from highest)
Infant mortality rate per 1000	3.7	4 (from lowest)
Employment rate (2006)	74.5	6 (from highest)
R+D per capita (US \$)	1112	1 (highest)
Global Competitiveness Rank	3	3 (from highest)
Internet users per 1,000 inhabitants	320	3 (from highest)

Rethinking the Neo-Liberal Argument

- Macro – Arguments
 - Crowding Out? Most Gov't spending is Transfer and/or redistribution. Government 'final consumption' is relatively small in most countries.
- Micro – Arguments
 - Labor Effort -- No evidence empirically
 - Labor Supply – No evidence (Sweden has largest labor supply – esp. women)
 - Capital Supply (Probably true, capital taxes are being reduced substantially).
 - Distortionary Effects -- Depends on the policy.
Also note: "Distortions can be socially and economically desirable."

But Countries Cannot Stand Still

- “Highly progressive taxes just doesn’t work any more” (K.O. Feldt, Minister of Finance)
 - Creating a “Nation of Cheaters” (Economist Gunnar Myrdal)
 - Extant tax incentives ‘lock in’ business investment.
- The problem of bureaucratic monopoly
- Demographic Change is coming.
 - Women in workforce
 - Aging populations

Globalization and Sweden's “Universal” Welfare State

Cut tax rates (but not revenues).

- Increases public spending on education, child care, technological infrastructure.
- Increase subsidies to families and children
- Encourage Immigration
- Introduced competition into the public sector
 - Schools
 - Health Care.

TABLE 2.3 THE REDISTRIBUTIVE EFFECTS OF FLAT TAXES AND UNIVERSAL BENEFITS

Pre-Tax Income	Tax Rate 30%	After Income	Tax Benefit Family	Final Income
10,000	3,000	7,000	16,000	23,000
50,000	15,000	35,000	16,000	51,000
100,000	30,000	70,000	16,000	86,000

$$* 3,000 + 15,000 + 30,000 = 48,000 / 3 = 16,000$$

Income Ratio before taxes and benefits 1 to 10 (10,000 to 100,000)

Income Ratio after taxes and benefits 1 to 3.7 (23,000 to 86,000)

Public Spending on Education

	1985	1990	1995	2000
Primary and secondary				
Japan	na	2.9	2.8	2.7
Germany	2.8	na	2.9	3.0
USA	3.2	3.8	3.5	3.5
Sweden	na	4.4	4.4	3.9
Higher Education Institutions				
Japan	NA	0.4	0.4	0.5
Germany	1.0	NA	1.1	1.0
USA	1.3	1.4	1.1	1.1
Sweden	NA	1.0	1.6	2.0
All institutions				
Japan	n/a	3.6	3.6	3.5
Germany	4.6	na	4.5	4.5
USA	4.7	5.3	5.0	5.0
Sweden	na	5.3	6.6	7.4

Women's Employment Rate, and Gender Gap -- 2002

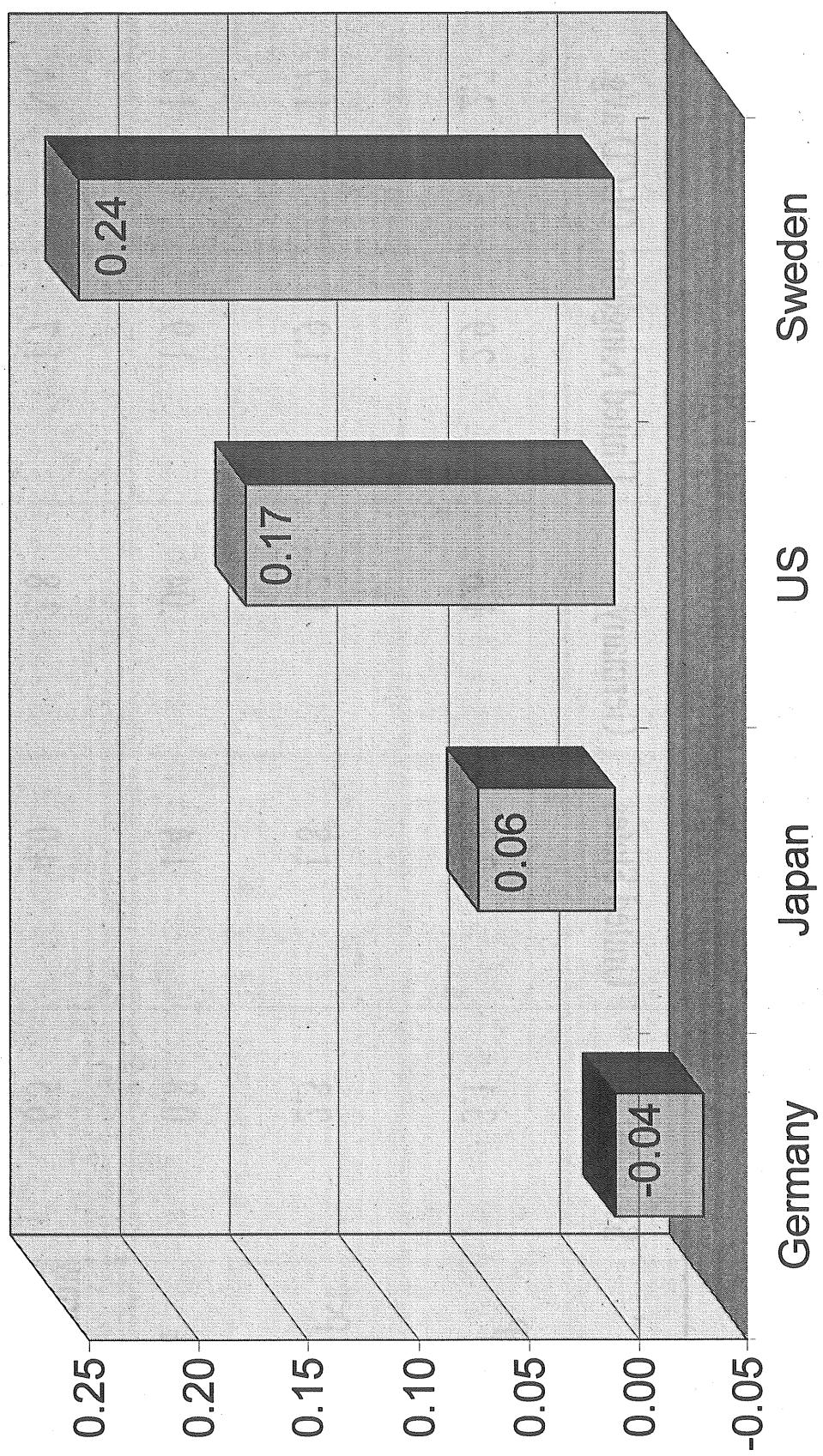
	Employment rate	Gender gap
Sweden	81.7	4.1
Germany	71.1	16.3
United States (1999)	74.1	14.8
Japan (1999)	62.7	31.6

Source: OECD, Employment Outlook, July 2002.

Output, Employment and Productivity
Average annual percentage change, 1994-2002

	Sweden	United States	Germany	United Kingdom	OECD avg.
Average GDP growth	3.1	3.3	1.6	2.9	2.7
Productivity per worker	2.3	1.8	1.2	1.9	1.7
Employment	0.8	1.4	.04	1.9	1.0
Productivity growth in manufacturing	6.5	4.0	2.8	1.7	NA

Net Migration 1998 (Percent of Total Population)



Source: Trends in International Migration 2000, 2000 World Development Indicators and Statistical Yearbook of the INS 2000
Note: Data for US net migration based on emigration estimates of the UN and European Commission - see Appendix 2

Lesson From the Swedish Case

- Knut Rexed, (special advisor to the Prime Minister):
 - “There will be increased competition between countries due to internationalization. But it won’t be the country with the lowest tax rates that wins. It will be the countries which have the most efficient use of resources that wins.”

Conclusion

- Sweden *has adapted and changed tax social welfare systems to improve competitiveness.*
- The Welfare State is a source of *competitive advantage for Sweden.*
- Demographic changes present more difficult policy conundrums which all advanced states must confront.... But there will be no single solution that fits all countries.

Hans Karlsson, Minister for Employment in Sweden

“We are convinced
that a high tax burden
and good economic
growth go together.”

スウェーデン地方政府所有企業の会計：公営企業会計の国際比較序説

立教大学 関口智

東京市政調査会 木村佳弘

静岡県立大学 伊集守直

【目次】

1. はじめに
2. スウェーデンの公会計制度
3. スウェーデンの地方公会計制度の歴史
4. スウェーデンの財政制度と地方政府所有企業
5. 地方政府所有企業の財務諸表と会計処理
6. 会計情報の利用者：格付け機関と議会
7. むすびにかえて

1. はじめに

1-1 報告の目的

日本の公会計制度の研究は、中央政府・地方政府の一般会計（普通会計）・特別会計（事業会計）を対象にしたもののが盛んに行われつつある。また、こうした研究、改革提言と連動して、1997年のある市を皮切りとした、地方自治体（地方政府）の現金主義（官庁会計）をベースとする貸借対照表の作成への動きが進んだ。さらに、東京都では、2006年の新公会計制度（いわゆる東京都方式）において、記帳段階で複式簿記・発生主義の導入を行うなど、公会計改革の動きが現実の政策や制度形成に反映されている。

こうした中、中央政府レベルでも公会計基準策定の動きが進んでいる。2001年の総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」では、貸借対照表、行政コスト計算書の作成が勧奨された。さらに、2006年の「新地方公会計制度研究会報告書」により、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支変動書、純資産変動計算書の作成及び、地方自治体本体以外の特別会計、公営企業会計、地方公社、第三セクターまでを含む連結での財務諸表の作成を、時限を切りながら強く奨励している。

しかし、一般会計・特別会計と公営企業会計との連結財務諸表の作成や連結財務諸表と各個別財務諸表の関係等について意識的に取り扱っている研究にいたっては、いまのところ日本では見受けられない。また、財務諸表の作成や仕分方法に着目した研究蓄積や、財務諸表の利用可能性について予備的に考察した研究や論説は存在ものの、現実にどのように会計情報が利用されているかについては、日本における公会計改革が動き出してまだ日が浅いこともあり、体系的な研究蓄積は限られている。

このような日本の状況は、財政健全化法により連結ベースの評価指標が用いられるようになつたにもかかわらず、その指標が必ずしも連結財務諸表を作成して導き出される

ものではないという点にも反映されているように思われる。

こうしたことから、本報告では、既に公会計改革が進んでいる諸外国の公会計制度について複数国を調査し、日本を念頭に置きながら国際比較を行いたい。その際、特に、国内での研究蓄積が薄い自治体本体以外の諸会計および、連結財務諸表の作成との比較を重点的に念頭に置く。その上で、どのような会計基準が適用され、いかなる会計処理が行われているかという点について、自治体本体の会計基準、自治体本体以外の各種会計、民間企業に適用される企業会計を、必要に応じてそれぞれ比較しながら明らかにする。さらに、従来の研究で必要性を指摘されながら、研究蓄積の薄い利害関係者の会計情報の利用状況について、財務諸表の提出先(利用者)別に検討する。検討に際しては、利用者がそれぞれの組織目的の遂行を踏まえながら、会計情報をどのように位置づけているのかについて留意する。

なお、本報告書の作成者3名は財政学を専門としている。したがって、詳細な会計基準を列挙することに关心があるものではない。政府間財政関係の中での公会計が適用される政府及び諸組織の位置づけを意識し、それがいかに財務諸表に反映されているか量的に把握し、作成された財務諸表を用いていかなる統制がおこなわれるかについて確認する。つまり、財政学の側面から政府部门の中での公会計の位置づけを確認することに主眼を置くこととする。

1-2 対象の限定

以上の目的を果たす端緒として、本報告では、複式簿記の導入が1950年代に進み、1980年代には自治体を中心とする財務諸表の作成がいち早く進められたスウェーデンの公会計制度について概観する。その際、スウェーデンにおける地方政府、地方政府所有企業の全体像を明らかにした上で、具体的な事例として大ストックホルム圏地域交通株式会社(AB Storstockholms Lokaltrafik:以下SL)を取り上げる。

SLに着目する理由は以下の四点である。

第一に、SLの事業規模の大きさである。人口190万人を擁するストックホルムにおいて、2007年の平日の利用客数は1日あたり68万7000人、年間の総走行距離は151億6800万Kmにのぼる¹。

第二に、SLに対しては多額の経常補助金(収入の50%以上)が中央政府及び地方政府から支出されている²。つまり、企業形態を取りながら租税(経常補助金)により政策を実施している機関が、どのような会計基準を適用しているのかについての知見が得られるためである。

¹ 総走行距離は座席数と距離から算出されている(SL Årsredovisning 2007)。

² 2007年には年間活動収入98億2200万クローナのうち、その54.4%に相当する53億4600万クローナがストックホルム・ランステイングからの活動補助金であった。

第三に、SLの諸事業に対しEU内での民間開放が進められ、コネックスに代表される国外企業の参入を見ているためである。こうした事業を取り巻く環境の変貌に対し、地方政府本体が会計処理、内部統制などの点で、いかなる対応を行っているかを確認するためである。

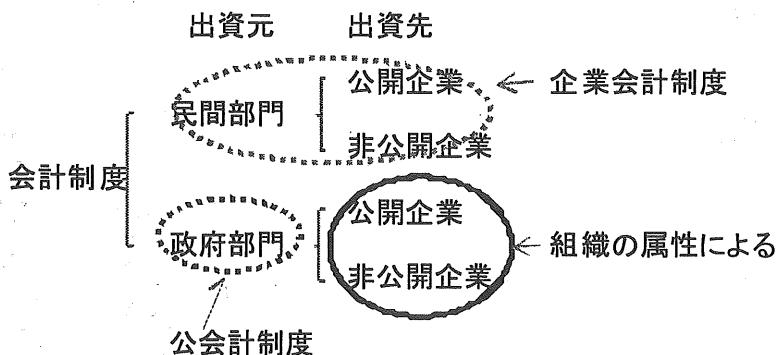
第四に、地方政府所有企業自体が、これらの民間参入企業に対して出資を行っている点に着目し、地方政府と地方政府所有企業の「連結会計」に重層性があることを把握するためである。

2. スウェーデン公会計制度

2-1 スウェーデン会計制度の全体像³

スウェーデンの会計制度は、大きく分けて公会計制度と企業会計制度に区分される(図表2-1)。

【図表2-1】スウェーデンの会計制度



まず、公会計制度について見ておこう。公会計制度には、2つの公会計基準、すなわち、中央政府に適用される基準と地方政府(ランディングとコムーン)に適用される基準がある。近年、世界の公会計制度の研究者の間では、国際公会計(IPSAS)が注目されているが、スウェーデン研究者でも同じである。しかし、その採用の可否についてスウェーデン国内で大きな議論になっているわけではない。

次に、企業会計制度について見ておこう。企業会計制度は2つの基準、すなわち公開企業に適用される基準と非公開企業に適用される基準があり、公開企業に適用される基準は詳細な開示項目が要求されている。

スウェーデンの公会計制度の特徴は、中央政府や地方政府が出資して設立した企業に適用する会計基準にある。具体的には、「地方政府所有企業」が民間企業と同じ組織形

³地方政府会計評議会(2008年9月8日)とErnst&Young(2008年9月9日)へのヒアリングで確認。

態（たとえば株式会社）であれば、原則として民間部門と同じ会計制度（企業会計制度）が適用される企業となる。つまり、スウェーデンでの出資先の会計基準の適用は、出資元（所有元）の属性（政府か民間か）に依存して決まるものではなく、あくまでも出資先自体の組織形態によって決定される。

2 - 2 公会計制度の設定主体⁴

中央政府では財務省簿記委員会（BFN）を中心に公会計制度を勧告・指令し、地方政府では地方政府会計評議会（Rådet för Kommunal Redovisning, 以下 RKR）を中心に公会計制度を勧告・指令している。一方、政府所有企業の場合、組織形態が株式会社の場合には、民間の会計基準を利用するので、民間会計基準の設定主体を中心に会計基準を勧告・指令していることになる。

例えば、本報告で取り上げる「地方政府所有企業」（大ストックホルム圏地域交通株式会社（SL））は、年次会計法（ÅRL）及び財務省簿記委員会（BFN）からの勧告及び指針、公認会計士協会（FAR）⁵からの勧告を受け、その上で、例外的に会計評議会（RR）⁶からの勧告に従っている形をとっている。

2 - 3 本報告の対象企業との関連

本報告の主たる対象は、スウェーデンの「地方政府所有企業」の会計制度である。ただ、「地方政府所有企業」のみの会計制度の紹介では、「地方政府所有企業」の会計上の論点すら把握することは難しい。というのは、地方政府所有企業と他の会計単位との連結問題等もあるからである。

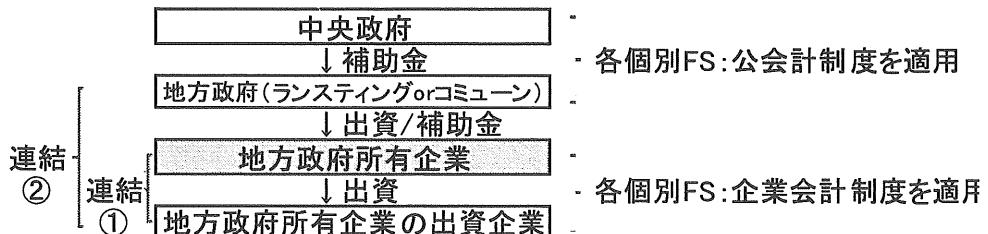
この点を意識して、第4節でスウェーデンの政府間財政関係を詳細に把握するが、ここでは図表2-2を用いて「地方政府所有企業」の位置づけを概観する。そうすることで、「地方政府所有企業」の個別財務諸表が、それぞれの財務諸表作成の中でどのように利用されるのかをあらかじめ確認しておくことが目的である。

⁴地方政府会計評議会ヒアリング（2008年9月8日）

⁵ 2006年9月1日より FAR は、スウェーデン公認会計士連盟（SRS）と統合され「FAR SRS」となり、引き続き会計基準に関わる勧告を発表している（FAR SRS ホームページを参照、<http://www.farsrs.se>）。

⁶ RR は、2007年4月1日の会計報告協議会（Rådet för finansiell rapportering、RFR）の設立に伴い廃止された。RFRでは、RRがこれまで発表してきた勧告（RR1-29）および指針（URA1-41）に引き続き、勧告および指針を発表している。（会計報告協議会ホームページを参照、<http://www.radetforfinansiellrapportering.se>）。

【図表2-2】スウェーデン公会計制度の適用範囲



注1) 個別FS: 個別財務諸表(financial Statements)

図表2-2は、中央政府が地方政府（ランステイング又はコムーン）に補助金を交付し、地方政府が「地方政府所有企業」に出資（又は補助金を交付）し、「地方政府所有企業」が関係会社（子会社や関連会社等）に出資している状況を示している。

中央政府、地方政府はそれぞれの公会計基準に基づいて個別財務諸表を作成する。また、「地方政府所有企業」と地方政府所有企業の関係会社は共通の企業会計基準に基づいて個別財務諸表を作成している。その後、「地方政府所有企業」は、地方政府所有企業グループの連結財務諸表を作成し（連結①）、地方政府も「地方政府所有企業」を含んだ連結財務諸表を作成する（連結②）。ここで注目するのは、「地方政府所有企業」の個別財務諸表と連結財務諸表の取扱いである。

まず、「地方政府所有企業」の個別財務諸表は、関係会社の個別財務諸表を合算して連結財務諸表となる（連結①）。それぞれの個別財務諸表の作成は同じ企業会計基準に従っているので、連結財務諸表作成もそれほど問題はない。

また、「地方政府所有企業」の財務諸表は、出資元である地方政府（コムーンまたはランステイング）の個別財務諸表と連結し、地方政府の連結財務諸表に含まれる（連結②）。

問題となるのは、第一に、地方政府の連結財務諸表に連結する「地方政府出資企業」の財務諸表の範囲である。具体的には、「地方政府所有企業」の個別財務諸表が連結されるのか、「地方政府所有企業グループ」の連結財務諸表が連結されるのかという問題である。

第二に、連結対象の財務諸表がそれぞれ異なる会計基準を採用している点である。具体的には、「地方政府所有企業」の財務諸表は企業会計制度に基づいて作成され、地方政府の財務諸表は公会計制度に基づいて作成されているという問題である。

これらの点についての詳細は、第5節でも紹介するが、あらかじめ要点のみ述べれば、第一の論点については、地方政府の財務諸表には「地方政府所有企業グループ」の財務諸表を連結していること、第二の論点については、現状では異なる会計基準の財務諸表をそのまま連結していることが指摘できる。

次節以降、地方政府の公会計制度の歴史を概観し、地方政府所有企業の位置づけを確

認する。その後、地方政府所有企業の一つである SL の財務諸表で具体的な事例と会計処理を紹介し、地方政府（SLL）の連結財務諸表での SL の位置づけを確認する。最後に、作成された財務諸表の情報利用者の利用状況の現状を紹介する。

3 スウェーデンの地方公会計制度の歴史と現状⁷

「地方政府所有企業」の出資者である地方政府（コミューンおよびランステイning）に適用される地方政府会計法は 1997 年に制定され、現在にいたっている。

本節では、1990 年代後半になぜこのような法制化が行われたのかという問題意識に基づき、スウェーデンにおける地方公会計制度の歴史を概観していきたい。

3-1 スウェーデンの公会計制度の起源

スウェーデンの地方自治の起源となる 1862 年の地方自治規則において、地方政府は予算を編成することが要求され、歳入と歳出が均衡するように歳入法案と歳出法案を委員会 (kommunalnämnden) において策定することとなった。それと同時に、収支計算書も作成することが明示的に要求された⁸。同規則は、1866 年に法律へと変更されたが、その内容に関して言えば、当初から地方政府の財政運営およびその手段に関して非常に限定的なものであった。

その後、1920 年代に入り、地方自治法の見直しが行われ、1930 年に改正が行われることとなる。この改正においても財政運営に関する変更は少なかったものの、その後の地方自治法あるいは、地方政府会計の発展に関して注目すべきは、この改正作業に際して、スウェーデン都市連合 (Svenska stadsförbundet) 等の地方政府の代表組織が大きな役割を果たしたという点である。これらの代表組織は 1900 年代前半のスウェーデンにおける地方政府の予算および会計に関する概念と枠組みの発展に関わっていくこととなった。

第 2 次大戦後の 1953 年に、地方自治法の改正が再び行われた。同改正では、地方政府は自らの財産を減少させないように管理することが規定され、いわゆる財産保護規定が確立された。この規定の具体的な意味を明らかにするために、都市連合は、法律の施行前に数年かけて調査を行うこととなった。そのための調査委員会（資本会計委員会）は 1956 年に結果報告を行い、新たな予算・会計モデル（以下、KRK-56 モデル）を提示した。このモデルの特徴は、地方政府の自己資本部分について特別に会計報告することに加え、予算に対して調整することに大きな焦点が当てられたことであり、企業会計に対比して、地方政府の特質が強調された。KRK-56 モデルはコムユーンとランステイning に適用され、非常に大きなインパクトをもったとされている。その後、1977 年に

⁷ 本節の記述は、Brorström, Eriksson och Haglund(2008)Kap.1 によるところが大きい。

⁸ ただし、決算に関する規則は含まれていなかった。

地方自治法が改正されたが、地方政府会計については一切変更がなされず、KRK-56 モデルに基づく財産保護規定が存続することとなった。

1983 年に国会の財政委員会において、地方政府会計に関するより統一的な規則を導入する可能性を調査することが決定された。この決定を受けて、コミニーン連合 (Svenska kommunförbundet) およびランスティング連合 (Landstingsförbundet) では、より簡素で統一的なモデルを作成するための調査委員会が迅速に組織された。その結果、この問題に対する政策のイニシアティブは政府ではなく、地方政府の連合組織によって取られることとなり、1900 年代前半と同様に、これらの地方の代表組織が大きな役割を果たすこととなった。委員会の調査作業の結果、地方自治法の改正や他の法制化は実施されなかつたものの、一連の調査作業から地方政府会計に関わる一般的ルールの設定と収支計算書、財政分析、貸借対照表に基づいた会計モデルが作成されることとなった。この新たなモデルは、コミニーン連合とランスティング連合に因み、Kf/Lf-86 モデルと呼ばれている。この会計モデルに採用によって、スウェーデンの地方政府会計に発生主義が導入されることとなった (Falkman [2006:2])。

3 - 2 1991 年地方自治法改正と地方政府の健全財政主義

1980 年代に入り実施されてきた「フリーコミニーンの実験」に代表される公共部門改革は、1991 年の地方自治法改正に結実することになる。この改正では、「フリーコミニーンの実験」が一般化され、地方政府は行政組織の設置に関する完全な裁量を獲得することになった。さらに、地方自治法の改正を受けて、特定補助金の一般財源化が 1993 年改革によって実施されることになった。

このような特徴をもつ 1991 年地方自治法では、地方政府会計に関する大きな変更も実施された。いわゆる財産保護規定は削除され、「コミニーンおよびランスティングはその活動において健全な財政運営を維持しなければならない」という規定が追加された。この変更をめぐる改正作業では、とりわけ長期的な収支均衡が言及され、さらに投資のための固定資産の売却や負債の割賦償還も含まれるとされた。これらの明示的な要求により、地方政府部門は、短期的および長期的に健全な財政運営を維持するための計画を自ら決定することが求められるようになった。

また、コミニーンとランスティングは年度末に収支計算を行い、これに基づいて年次会計を作成することとなった。これにより、活動とその結果、財源、年度末における財政状況に関する情報の開示が規定され、Kf/Lf-86 モデルに法的根拠が与えられることになった。

さらに、1991 年地方自治法では、地方政府議会が会計処理に関するより詳細な規則を決定することが述べられている。この改正の準備作業においては、その望ましい例として、Kf/Lf-86 モデルの採用にともない策定され、国内の大半の地方政府議会において

採用されていた規則が示されており、したがって、それまでの慣習が確認される結果となつた。

その他、地方政府に対する新たな要求として掲げられたのは、「良好な会計慣習」を遵守する形で年次会計を作成することであった。「良好な会計慣習」の発展にとって特に重要な役割を果たしたのが、コムューン連合とランスティング連合の会計問題に関するレファレンスグループであった。同グループは「良好な会計慣習」の促進を任務とし、同グループが発表する勧告は非常に重要な意味をもつた。その内容として特に重要とされた会計原則が、継続性の原則、保守主義の原則、公開性の原則であった。

以上のように、スウェーデンにおける地方政府会計をめぐる制度設計は、Kf/Lf-86モデルを基礎にして、地方自治法、一般的ルール、レファレンスグループ勧告が存在することとなっていた。そこで、「良好な会計慣習」の発展のための次の段階として、地方政府会計に関する基準をさらに明確にして、それを法制化することが求められた。

3 - 3 地方政府会計法の成立

地方自治法には、地方政府は健全な財政運営を維持することが規定され、この「健全な財政運営」の意味を定義するのに多くの時間が費やされた。そこでの論点は、健全な財政運営をどのように認識するのか、いかなる方法で健全財政の要求を地方政府の財政運営の基礎とできるかということであった。

1990 年代前半の経済および財政状況の悪化を受け、当時の財務大臣の提案により財務省内により明瞭な健全財政の要求を確立するための調査グループが組織された。その結果、地方政府の収支計算において均衡財政原則を適用することが選択された。この原則は、歳入は歳出を上回らなければいけないという形で定式化された。また、この均衡財政原則が定式化されると同時に、この収支均衡を地方政府間で比較可能な形で評価することを国会でどのように保障するのかということが議論された。その結論として、統一的な会計方式が、正確な比較と地方政府の公正な評価のために必要とされ、その手段として新たな法律の制定により、会計原則を明確にすることがもくろまれた。1997 年の地方政府会計法の成立は、このような経緯を経た地方政府会計をめぐる議論の 1 つの結論として位置づけられるだろう。

地方政府会計法の制定作業につながる他の条件として重要な点として、民間部門で起きたルールの変化があげられる。1997 年から適用されている新たな年次会計法は、会計領域における EU 指令に出発点があり、EES 合意を具体化するものであった。そこで、地方政府会計法の制定では、この年次会計法の改正とこれまでに確立してきた地方政府会計に関わる規範が重要な出発点となつた。

地方政府会計法の法案準備作業は財務省内の調査グループにおいて行われ、1995 年に提出された報告書において、地方法自治法に示された均衡財政原則を具体化すること

が提案された。この提案は、コミニーン連合およびランディング連合からも強く支持され、その後、調査グループは地方自治法の改正と地方政府会計法制定を内容とする報告書を提出した。この報告書をもとに法案が作成され、1997年6月に地方政府会計法が成立することとなった。

1991年地方自治法によって示された健全な財政運営に関する規定は、地方政府会計法第3章第1条に移され、その内容は、収支計算書、財政分析、貸借対照表を含む会計報告書としてまとめられ、引き続き Kf/Lf-86 モデルを踏襲していることがわかる。

また、地方政府会計法の成立とともに、地方政府部門における会計基準に関わる勧告を行う組織として、地方政府会計評議会（RKR）が設立された。この協議会の任務は、地方政府会計法が示す枠組みの中で、「良好な会計慣習」という概念を解釈することにある。

3 - 4 小括

地方政府会計法が2007年に成立して以後も、重要な課題に関しては改正作業が継続された。その主だったものとして、以下の内容があげられる。

第1に、地方自治法第8章第3条.a の年金基金の管理に関する項目に修正が加えられ、コミニーンとランディングは年金基金管理に関する情報を年次会計の注記において示し、行政活動報告書において言及することとされた⁹。

第2に、委員会調査報告書（SOU 1998:150）の提案を受け、行政活動報告書において、コミニーンまたはランディングが重要な影響力をもつ法人（「地方政府所有企業」）の財務及び活動状況に関する情報の開示が2001年度より実施されている。

第3に、1999年に成立した新たな簿記法に地方政府会計法を適合されることとなり、2001年度から実施されている。

第4に、2005年以降、行政活動報告の内容に関して変更が加えられ、健全な財政運営のための目標を示すと同時に、それまでに生じた財政赤字の処理について情報を示すことが求められている。

このように、地方政府会計法の成立以降多くの変更が加えられている現状であるが、最後に現行制度の位置づけを確認しておこう。地方政府会計法で採用された会計モデルは、地方政府の代表組織により示された Kf/Lf-86 モデルを基礎にし、発生主義に基づく収支計算書、財政分析、貸借対照表の作成をその特徴としている。そのうえで、年次会計報告書を作成することによって、地方政府の健全な財政運営の基礎を提供しつつ、さらに地方政府間の比較や評価の手段として活用することを意図しているといえよう。ただし、その目的が現在十分に達成されているかといえば、必ずしもそうではない。

⁹ RKR も勧告 7.1においてこの点を取り扱っている。

Falkman (2006) によれば、RKR の勧告が地方政府の実際の会計業務に与えているインパクトは非常に限定されている。その要因として、職員の能力不足、監査の質の低さ、おそらく罰則規定の欠如からくる職員の否定的な態度、そして相反する不明瞭な会計基準という点があげられている (Falkman [2006:21])。

このように、1990 年代以降、法律が整備されつつあるスウェーデンの地方政府における公会計制度であるが、実際の財政運営に実質的に活用するためには、運用面における制度の充実を図ることが今後の課題になってくるといえるだろう。

4 スウェーデンの財政制度と地方政府所有企業

4-1 政府間財政関係と財政調整制度

スウェーデンには現在、地方政府として、290 のコムユーン（市レベルに相当）と 20 のランスティング（県レベルに相当）が存在する¹⁰。コムユーンとランスティングは、地方自治法によって、「民主主義と地方自治の原則に基づき」、「地方自治法又は特別法に定められた事務を処理するもの」と定められている（地方自治法第 1 章第 2 条）。

この枠組みに基づいて、スウェーデンの地方政府では明確な分離型の事務配分を採用している。具体的にみると、ランスティングでは、医療・保健分野が歳出の 9 割を占め、その他に、地域発展に関わる事務が配分されている。一方で、コムユーンでは、高齢者、障害者、児童に対する福祉サービスや、就学前教育、初等および中等教育を中心に、教育・福祉分野が歳出の 8 割以上を占めており、その他、住民の生活に密着した事務が配分されている。その中で、地域交通は、例外的にランスティングとコムユーンの共同事務として行われている¹¹。つまり、コムユーンとランスティングは、それぞれ所管する地域の広さと人口規模によって行政事務を分担している対等な関係の地方政府であつて、ランスティングはコムユーンの上位団体とは位置づけられていない。

次に、地方政府の歳入では、それぞれの地方政府が独自の税率決定権をもつ比例所得税が重要な役割を担っている。コムユーンとランスティングが課税する税目はこの比例所得税のみであり、その平均税率は、現在、ランスティングで 10.73%、コムユーンで 20.71% であり、地方政府全体で 31.44% となっている。コムユーンでは、租税収入が 65% 程度、一般・特定を合わせた補助金収入が 13% 程度あり、これらを料金収入、資産・活動の売却による収入が補完する形となっている。ランスティングでは、租税収入が 7 割に達し、一般・特定を合わせた補助金収入が 2 割程度あり¹²、その他、活動・サ

¹⁰ スコーネとヴェストラ・ヨータランドはレギオン (region) と呼ばれており、ランスティングの合併により誕生したため、正確には 18 のランスティングと 2 つのレギオンが存在することになる。

¹¹ ただし、今回の調査対象である大ストックホルム圏地域交通株式会社 (SL) は、例外的にストックホルム・ランスティング (SLL) による 100% 出資企業である。

¹² 医療を担当するランスティングでは、補助金の中でも医薬品給付金が重要な役割を担ってい

サービス等の売却による収入があがっている。

以上で確認されたように、スウェーデンの地方政府は、コムユーンでは福祉と教育が支出の8割以上、ランステイングでは歯科を含む保健・医療が支出の9割を占めており、対人社会サービスの比重が高く¹³、これらを賄う財源として、課税自主権を基礎にした強固な税源に支えられているという特徴を見出すことができる。

この政府間財政関係を念頭に置いた上で、次に同国の財政調整制度を概観するとともに、スウェーデンにおける政府間財政における財源保障をめぐる論点について分析していきたい。

スウェーデンにおける財政調整制度が大きな変化を遂げたのは、1993年改革における国庫平衡交付金制度の導入である。同改革では、それまでの税平衡交付金制度の廃止にともない、収入および費用の平準化に、人口減少に対する追加措置を加えた要素と、全国で統一された一般保障レベルによるあらたな交付金制度が導入された。これにより、現在の財政調整制度の基本的な枠組みが成立することとなった。同時に、特定補助金の大幅な一般財源化が実現され、それまでの特定補助金中心の財政移転方式が一般補助金を中心とするしくみに変更され、したがって財政調整制度が地方政府の財源保障に与えるインパクトも大きくなつたと言える。

その一方で、同改革では、中道右派政権のもとで、財政規模を抑制する目的から、一般交付金総額が追加的におよそ52億クローナ削減されることとなり、マクロで見た場合の地方財政を圧迫する結果となつた（伊集〔2006a:229ff.〕）。その結果、地方政府の規模は急速に縮小・再編されていくことになる。試みに1990年から1997年までの地方政府における雇用者数を確認すると、実に18万人の減少を記録している。これは直営事業の地方政府所有企業化に加え、民間委託によるところが大きかつた。

このような地方のサービス供給の疲弊に対し、1994年に政権に復帰した社会民主党は強い危機感を持った。とくに都市部のコムユーンの交付金の激減は、中央政府にとって、都市部の地方財政に対する関与材料を失うことをも意味していた。つまり、中央政府の立場からは、政策誘導を行うための何らかの財政的関与手法をすべての地方政府に対して確保する必要があったが、93年改革の一般保障レベルでは課税力の高いいくつかのコムユーンが国庫平衡交付金制度から除外される結果となり、その解決策が模索されることとなつた（伊集〔2006a:233〕）。以上のような地方政府及び中央政府の利害が絡み合う中で、1996年改革が実施されることとなつたのである。

1996年改革では、これまでの国庫平衡交付金の収入の平準化および費用の平準化に

る。

¹³ これらの地方政府の事務のほとんどは義務的事務として実施される。地方政府が任意に行いうる事務としては、コムユーンでは余暇・文化活動、技術的サービス、エネルギー供給、道路の管理維持があり、ランステイングでは文化活動、教育、観光がある。

水平的財政調整が取り入れられ、垂直的財政調整機能として住民一人あたりの定額交付となる包括交付金が導入された。そして、これらの要素が激変緩和措置により補完されることとなった¹⁴。重要なのは、1996年改革は、この時期における中央政府の財政再建手法の転換と前後して行われたという点である。まず、歳出において一律にシーリングをかけるという手法を探りながらも、国税所得税の限界税率を20%から25%に引き上げ、歳入の増収を図ったのである。

こうした中央政府の歳入増収策を伴う財政再建は功を奏し、中央政府の財務バランスは劇的に改善していく。1996年改革以降、一般交付金総額は再び増額されていくが、これは以上のような背景、さらには、これ以上の行政資源の削減は、公共サービスの質の低下をもたらすとの認識によるものであった。

現行の財政調整制度は2005年改革によって成立したものであるが、その仕組みは1993年、96年改革を経て形成された制度を基本に、修正を加えたものととらえてよい¹⁵。同改革では、費用の平準化においては同様のしくみを維持しつつも、収入の平準化において、一般保障レベルをコムューンで115%、ランディングで110%に設定し、それらを基準に水平的調整を実施する。一般保障レベルを全国平均値より高く設定することによって生じる財源不足額については、国の責任により財源保障されることになり、これまで水平的財政調整と包括交付金による垂直的調整に区分されていた仕組みを1つの制度に統合したことができる。

以上のように、スウェーデンにおける財政調整制度は、90年代以降の財政状況の悪化に対応した国の財政再建と地方に対する財源保障という問題の中で、その解決が模索されてきたといえる。とくに、地方政府は、地方所得税の税率決定権を持ちながらも、80年代以降は、それまでのように税率を引き上げる余地が狭まり、さらに国からの税率凍結措置も実施されてきた経緯を踏まえれば、財政調整制度の果たす役割は極めて重要であるといえる。

1996年改革以降の国からの財政移転の増加や2005年改革による一般保障レベルの明確化など、地方政府に対する財源保障機能は相当程度強化されていると評価できるが、それと同時に、地方政府に対する健全な財政運営の要求も高まっているのも事実である。その1つの結果として、2000年には地方政府に対する均衡予算原則が示されることとなっている。

地方政府会計法の成立の背景に地方政府に対する健全な財政運営の要求があったことは前節すでに触れたとおりであるが、スウェーデンにおける公会計制度改革も以上のような政府間財政関係のなかに位置づけられるといえる。

以上のような、政府間財政関係および財政調整制度の変遷を踏まえた上で、次に、我々

¹⁴ 制度の詳細については、藤岡〔2001〕を参照されたい。

¹⁵ 制度の詳細については井手・高端〔2005〕を参照されたい。

が調査対象とするスウェーデンの地方政府所有企業の分析に移ることにしたい。

4 - 2 地方政府所有企業¹⁶

4 - 2 - 1 地方政府所有企業の定義

地方自治法第3章第16条により、コムニーン及びランステイングは、議会の決定により、地方政府の事業の経営権を、当該事業の経営について特別な手続きが定められていない場合には、株式会社、財団、非営利団体、基金又は個人に委任することができるとしている。このうち、50%以上の株式などの所有を通じて、地方政府がその意思決定権を持っている企業を、地方政府所有企業と位置づけている。

地方政府所有企業は、その活動について地方自治法などの制約を受ける範囲が地方政府より小さいため、資金の借入れ、利益の使途などの自由度が大きくなる。このため、地方政府所有企業は独立性と経済行動の自由を確保できる反面、その活動に対する地域住民や地方議会の監視と統制は限られたものになる可能性がある。そのため、地方自治法では、地方政府が株式を100%所有する株式会社に事業を委任する前に、議会は、①地方政府としての事業の目的を定める、②すべての取締役を任命する、③事業に関する基本原則またはその他の重要な決定がなされる前に、議会が意見表明をする機会を持つ、という措置を講じることとされている。また、地方政府が部分的に所有する企業に事業を委任する場合においても、議会は委任の決定をする前に、持分と事業の性格を考慮して、妥当な範囲で統制が行われるように定めなければならないとされている。

つまり、スウェーデンの地方政府所有企業は、株式会社、財団、非営利団体など多様な形態を選択できるものの、地方政府の監視・統制権限は強いものとなっている。中でも、100%出資企業に対しては、事業目的の設定、人事権、経営政策の変更に対する意見表明権など、その影響は多岐に及んでいることが確認される。

4 - 2 - 2 地方政府所有企業の活動の現状

スウェーデン統計局資料によれば、2005年時点では、コムニーンは1,533社、ランステイングは122社の地方政府所有企業を所有している。さらに、コムニーンにおける所有状況を見ると、現在、地方政府所有企業を一切所有していないのは人口が15,000人に満たない8つの小規模コムニーンだけであり、人口の多いコムニーンほど多くの企業を所有するという傾向が表れている¹⁷。

次に、出資比率を見てみよう。コムニーンが所有する1,533社の地方政府所有企業のうち、1,300社がコムニーンによる100%所有企業、残りの233社が部分所有企業とな

¹⁶ 本節の記述は、伊集・木村〔2007a〕による。

¹⁷ とくにストックホルムとヨーテボリでは、それぞれ74社、69社と突出した数値となっているが、全国平均では、1コムニーンあたり5.3社となっている。

っており、コミニーンでは 100%所有が一般的な所有形態となっている。これに対し、ランステイニングでは、100%所有企業は 45 社だけであり、残りの 77 社は部分所有企業となっている。これは主に、コミニーンとランステイニングの共同事務である地域公共交通の分野において、ランステイニングがバス会社などの地方政府所有企業をコミニーンと共同で所有していることによる¹⁸。

地方政府所有企業のとる企業形態としては、株式会社、財団、合資会社、協同組合、NPO などさまざまであるが、コミニーンでは株式会社として運営される企業が 1,369 社で全体の 9 割を占め、ランステイニングでは株式会社が 100 社と、株式会社がもっとも一般的な企業形態として採用されている。

以上を踏まえた上で、事業分野を確認すると、まず、コミニーンでは、地方政府所有企業の半数以上が不動産・住宅賃貸事業を行っており、その他、電気・ガス・地域暖房・水道事業に関連した企業も大きな割合を占めている。つまり、コミニーンにおける地方政府所有企業は、コミニーンの主要事務である福祉サービスや教育ではなく、住宅・不動産、エネルギー、あるいは港湾設備や清掃事業といった技術的インフラ分野において多く活用されている。

さらに、コミニーンの事業分野別の地方政府所有企業の所有のあり方を見していくと、エネルギーと他の技術的インフラ分野はともに 59%、その他の分野では、53%の企業が 100%所有となっているのに対し、住宅・不動産事業でそれぞれ 94%、81%とその割合が非常に大きい。つまり、住宅供給など、広義の福祉支出に関わる分野に対し、コミニーンの出資がより濃厚に行われていることが確認されるのである。

一方で、ランステイニングにおいては、輸送・倉庫・通信分野に含まれる公共輸送が重要な地位を占めている。既に述べたように、公共輸送におけるコミニーン・ランステイニングの事務が共管されることによる。これに加えて、専門医療サービスを行う地方政府所有企業は、そのサービスの性質上、経済的価値としての重要性は高くないものの、ランステイニングにおける地方政府所有企業における従業員の半数近くを雇用しているという特徴を持っている。ただし、専門医療サービスを地方政府所有企業形態で供給しているランステイニングは少なく、プライマリーケアについては、ランステイニングの直営で維持されている。

4 - 3 1990 年代における地方政府所有企業の展開過程¹⁹

4-3-1 地方政府所有企業の活動の統制に関する中央政府における議論経過

¹⁸ 公共輸送の分野では、通常ランステイニングが地方政府所有企業の 50%を所有し、そのランステイニング内のコミニーンが残りの 50%を分割して所有するという形態をとっている。この場合、その地方政府所有企業はランステイニングによる所有と定義される。

¹⁹ 本節の記述は、伊集・木村〔2007b〕による。

1970年代初頭にはすでに多くの地方政府所有企業は事業を行っていたが、80年代後半から、株式会社形態をとる地方政府所有企業が徐々に増加していくことになる。地方政府活動を企業形態で行うことを選択する理由としては、①損益に関する責任の明確化、②企業運営の自由、③より迅速な決定過程（決定過程の簡潔さ）、④公開すべき情報の減少といった点があげられる。さらに、商業的活動については行政形態よりも企業形態のほうが適合的であるとの判断があった。また、こうした組織再編の背景には、フリーコミューン実験に代表される、地方政府の組織編制に対する中央政府の規制を緩和する潮流が存在した。こうした諸潮流の結節点として、1991年地方自治法の改正論議が登場した。この中で、地方政府と地方政府所有企業の関係を整理することは一つの焦点となしたのである。

まず、1991年地方自治法の改正を審議した時点では、当時の社民政権が提出した地方自治法改正法案のうち、地方政府所有企業に関する部分は概ね以下の通りである。すなわち、①地方政府が、議会の決定により、事業の経営権を地方政府所有企業に委任することができる旨を明記した。②民主主義的統制の観点から、100%出資企業に対する事業目的の設定、人事権、経営政策の変更に対する意見表明権を議会の役割として付与し、③部分所有企業については、持分と事業の性格などから妥当な範囲で統制を行うものとされた。

この原案に対しては、各政党から、①地方政府所有企業の活動範囲が拡大することで、その活動に対する民主主義的統制が弱まることへの懸念、②そもそも公共部門の活動にそぐわないのであれば、廃止するか民営化すべき、という意見が表明され、とくに後者については、中道右派政党が主張するところであった。

このような反対意見に対し、社民政政府は、地方政府所有企業に事業を委任することで民主的統制が弱まるリスクは小さく、その観点から地方政府所有企業を禁止したり、制限したりする理由はないとして棄却している。しかし、一方で法制局（Lagrådet）からも、地方政府企業に対する民主的統制や文書の公共性に関わる判断を地方議会にすべて任せることへの疑問が出され、地方自治法改正後も議論が継続することとなった。

以上のような争点を残しながらも、1991年地方自治法改正により、地方政府はその事務を行政（直営）形態で行うのか、委託によって行うのか、また委託手法として財團方式を取るのか、企業形態で行うのかという選択の自由を獲得することとなり、地方政府所有企業の株式会社化が促される結果となった。

1991年9月の総選挙で誕生した中道右派政権は、対人社会サービス供給を中心に、行政的監視を維持しつつ、利用者選択の自由を掲げてサービス生産主体の民営化（購入者一供給者の機能的分割）の積極的な導入を図ったが、地方政府所有企業に関しては、行効率化の決定的な要素たり得ないとし、地方政府所有企業化を、将来の売却や民営化の布石になりうるとの観点に立脚していた。

しかし、1994年に復帰した社民政権は、地方政府所有企業化を地方政府効率化の手段として再確認し、民主主義的統制と廃止・民営化に関する反対意見に対しては、後者についてはこれを退け、前者については地方政府所有企業という枠組みの中で強化することを選択した。

まず、地方政府活動を包括的かつ民主的に統制するために決定的に重要な条件は、地方政府所有企業に対する地方政府あるいは住民の監督が十分に行われる必要があるという視点から、1994年に秘密保護法（Sekretesslagen）が改正され、「公共」の領域が地方政府所有企業まで拡大されることとなった。これにより、地方政府所有企業の文書を一般に公開することが地方自治法にも明記された。

さらに、1999年には、議会により任命される非専門的な監査役の役割の強化、2000年には、地方政府の執行委員会が地方政府所有企業を監督する旨が明記された。冒頭に述べた地方政府所有企業の企業化によって生じるメリットを減じる形で、地方政府所有企業に対する民主的統制の手段が明確化されていくこととなったのである。

この結果、中道右派政党は公私分担の再編の必要性からの批判に集中することになった。こうした観点に立つ批判の中で、地方政府所有企業の活動によって生じたリスクが、地方政府本体の業務運営を阻害する可能性を持つなどの論点は、社民政にも共有されることとなった。1999年の地方自治法改正論議の際、委員会（SOU [1998]）で提案された地方政府と地方政府所有企業の連結会計全体での均衡財政原則が政府原案において棄却されたのはこのためである²⁰。つまり、均衡財政原則を地方政府所有企業にまで拡大することによって、地方政府所有企業の黒字によって連結会計としての収支を改善するという利点はあるが、その結果として、地方政府の主要事務に関して必要な構造変化が妨げられるという点や、年次会計のみに焦点が当てられ、地方政府所有企業にとって必要な長期的な投資計画が阻害されるといった点が懸念されたのである。

5. 地方政府所有企業の財務諸表と会計処理～SLを事例として

本節では、「地方政府所有企業」の一つである、大ストックホルム圏地域交通株式会社（AB Storstockholms Lokaltrafik：以下 SL）を事例に、「地方政府所有企業」が服する法体系及び会計基準、財務諸表、会計処理方法についてやや具体的に概観する²¹。

5-1 SLの所有構造と財務諸表の作成

はじめに、2007年度末時点の SL の所有構造と財務諸表の作成手順について、図表 5

²⁰ なお、この際、地方政府所有企業への地方政府の債務保証に対するリスク分析の必要性が確認されている。

²¹ 以下、特に注記しない限り、SL の各年の年次報告書（AB Storsstockholms Lokaltrafik Årsberättelse）に基づいて叙述する。

-1を参照しながら確認しておこう。

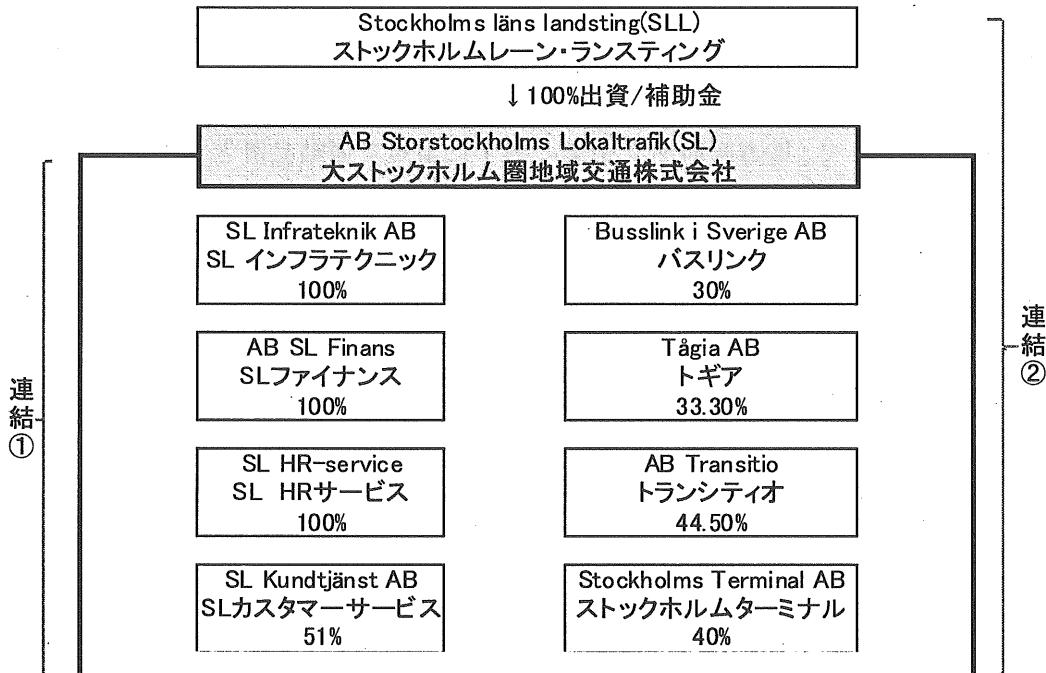
地方政府であるストックホルム・ランステイング (Stockholms läns landsting: 以下 SLL) がグループ親会社の大ストックホルム圏地域交通株式会社 (SL) を 100% 所有し、グループ親会社 (SL) が子会社 4 社、休眠中の子会社 2 社、および関連会社 4 社を所有している。

SLは所有者であるSLLが与える指令等の一定の枠組みの中で、輸送サービスの内容、質、開発のあり方を決定している。また、SLは交通インフラに対する責任を負っており、多くの契約者から輸送サービスの調達と発注、インフラの維持管理と再投資を行っている。

SLの完全子会社であるSLファイナンス社 (AB SL Finans) は、車両購入ための資金調達を担当し、SLインフラテクニック社 (SL Infrateknik AB) は、コマьюター交通の新車両のような外部からの資金調達した車両を管理し、SL HR サービス社 (SL HR-Service AB) は、エレベーターとエスカレーターの維持管理サービスを行っている。

また、SLが51%を保有している子会社SLカスタマーサービス社 (SL Kundtjänst

【図表5-1】SLグループの所有構造と財務諸表



AB) は、SLの輸送サービスに関するさまざまな情報を一般市民に提供し、一般市民からの意見や要望への対応を行うほかに、検札業務を担当している²²。加えて SL は、公

²² SL グループには、休眠中の子会社であるヴィッゲスタベリー社 (Fastighets AB Viggestaberg) と SL リーディング・トラフィック社 (SL Lidingö Trafik AB) の 2 社も含まれ

共交通事業を営む関係会社の株式を保有している²³。

次に、財務諸表の作成手順について確認しておこう。第一に、SL の個別財務諸表と SL の関係会社の個別財務諸表を作成する。次に、SL は両者を用いて SL グループの連結財務諸表を作成する（5-5）。第二に、地方政府は SL グループの連結財務諸表と SLL（ランディング）の個別財務諸表を連結し、地方政府の連結財務諸表を作成する（5-5）。

5-2 SL および SL 関係会社の会計基準

既に第 2 節で明らかにされたように、会計基準の適用は、企業形態（中央政府・地方政府・株式会社）及び、株式公開形態（上場・非上場）の二つの軸によって区分されている。つまり、所有形態による区分は、基本的には、なされていない。したがって、地方政府が株式を保有していても、株式会社の形態を取る場合は、株式会社に適用される規制に服することになる。したがって、地方政府所有企業でも株式会社であれば納税義務者が生じる点にも特色がある。

地方政府会計評議会（RKR）の勧告及び指針は、地方政府本体に対応するのみであり、地方政府所有企業は、年次会計法（ÅRL）及び財務省簿記委員会（BFN）からの勧告及び指針、公認会計士協会（FAR）²⁴からの勧告及び指針に従うこととなる。その上で、形式的には、例外的に会計評議会（RR）²⁵からの勧告及び指針に従う項目が限定列挙されている形をとっている。

なお、SL では近年、からの勧告及び指針に従う項目が増加している。具体的に見てみると、2001 年の時点では非課税準備金、リースのみ適用されることになっていた。しかし、2002 年に引当金、評価損を、2003 年には連結会計、経常外収益・費用及び比較情報、会計原則の変更、為替レート変化の影響、収益、固定資産、関係会社、無形資産を、2004 年には偶発債務および偶発資産を、2005 年には棚卸資産、借入費用、利害関係者情報、金融商品、2006 年にはキャッシュ・フロー計算書と、適用範囲を著しく

る。

²³ トランシティオ社（AB Transitio、44,5%）、ストックホルム・ターミナル社（Stockholms Terminal AB、40%）、トギア社（Tågia AB、33,3%）、バスリンク社（Busslink i Sverige AB、30%）。また、これらの関係会社とは別に、SL 本社はサムトラフィック社（Samtrafiken i Sverige AB、2,12%）の株式を保有している。SL とサムトラフィック社は、公共交通ネットワークの発達と公共交通の全国的普及を目指して相互協力を図っている。

²⁴ 2006 年 9 月 1 日より FAR は、スウェーデン公認会計士連盟（SRS）と統合され「FAR SRS」となり、引き続き会計基準に関する勧告を発表している（FAR SRS ホームページを参照、<http://www.farsrs.se>）。

²⁵ RR は、2007 年 4 月 1 日の会計報告協議会（Rådet för finansiell rapportering、RFR）の設立に伴い廃止された。RFR では、RR がこれまで発表してきた勧告（RR1-29）および指針（URA1-41）に引き続き、勧告および指針を発表している。（会計報告協議会ホームページを参照 <http://www.radetforfinansiellrapportering.se>）。

拡大させている。

5-3 SLの個別の会計処理

SLに特徴的な会計処理（2007年時点）について取り上げてみたい²⁶。あらかじめ概要を述べれば、ほぼ企業会計制度と同様の会計基準となっている。

第一に、SLグループの連結財務諸表の作成である。スウェーデンの地方政府所有企業では、連結財務諸表を作成している。連結対象企業は、2001年から2002年は議決権基準（SLが直接50%以上の株式を所有する企業）によって判定していたが、2003年以降は支配力基準（SLが年末時点で直接あるいは間接的な支配力を有するすべての企業）による判定に変更された。

連結財務諸表はパーチェス（獲得）法にしたがって作成し²⁷、関係会社（SLが20%～50%の資本を所有し、グループが重要な影響力を持つ企業）は持分法によって連結財務諸表に取り込んでいる。

第二に、政府からSLへの補助金の処理である。SLへの補助金には、SLLからの営業助成金、レーンの計画に基づいた産業補助金、デニス合意に基づく補助金、新たな通勤電車についてのレーンの計画及び鉄道庁の将来計画に基づく補助金から構成されている²⁸。

【図表5-2】政府補助金

(百万SEK)

	連結FS		個別FS		
	2006年	2007年	2006年	2007年	
PL	参考：チケット収入	4,049	4,476	4,409	4,476
	SLLからの営業助成金	4,588	5,346	4,588	5,346
	政府補助金	213	185	213	185
BS	レーン計画・デニス合意等による政府補助金	2,400	2,326	2,400	2,326
	鉄道設備管理庁の将来計画(車両)の補助金	1,058	1,180	1,058	1,180
	渋滞税の試験的導入に伴う追加負担補助金	90	380	90	380

PL(損益計算書)：営業収益に計上

BS(貸借対照表)：長期前受収益に計上

(資料) AB Storsstockholms Lokaltrafik Årsberättelse(2008),注記2,注記20より作成。

図表5-2をみると、連結FSと個別FSとで金額が同じであることから、助成金や補助金は親会社であるSLに交付されていることがわかる。

SLLからのSLへの営業助成金は、SLの主要な事業収入である、チケット収入の不足分をランディングが補うもので、営業収益（純売上）として損益計算書に計上され

²⁶ 列挙したもの以外に、金融商品会計基準や固定資産の減損会計等を導入している。

²⁷ 連結グループの資本が、親会社の資本ならびに買収および創業後に誕生する子会社の資本の一部で構成される方法。

²⁸ 2006年に限定して渋滞税も「補助金」欄に組み入れられている。

る。SLL が承認した予算に従って算出された役務の執行実績に対する保証金を含み、経営の変化、あるいはこうした費用水準に対して、毎年変更するものとされる。

政府から SL への政府補助金（産業補助金）の会計処理は、補填費用を補助する必要がある期間の収入として損益計算書の営業収益（その他の収益）に計上される。補助金がすでに被った損失の補填を目的とする場合は全額計上する。また、政府補助金が数年間の費用の補填を目的とする場合、問題となっている複数年度にわたり配分する。特に、固定資産と関連する政府補助金は、長期前受収益として貸借対照表上に計上し、資産の耐用年数に応じて損益計算書上に計上する。

第三に、SL が借主となる固定資産リースの取り扱いである。SL は、自己が借主となるファイナンス・リース資産を、契約日の連結貸借対照表に資産として計上している²⁹。

第四に、SL の税金・税効果会計についてである。SL は株式会社であり、民間の会計基準が適用されるので、繰延税金資産・負債の認識を資産・負債法によって行っている。

後にみるように、SL は欠損金が累積しているが、スウェーデンでは税務上の欠損金の利用期間に制限がないため、SL は 2030 年度まで租税を支払うことないと見積もっていることである³⁰。

第五に、キャッシュ・フロー計算書を作成し、2006 年から間接法を採用している。政府補助金に着目すると、営業活動によるキャッシュ・フローでは、承認済みの政府補助金を減算している。投資活動によるキャッシュ・フローでは、政府補助金からの投資補助金を含んでいる。財務活動によるキャッシュ・フローでは、政府補助金の受取額を含んでいる。

5-4 SL の財務諸表分析

SL の財務諸表には、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書がある。貸借対照表にはリース資産を含む交通設備が計上されていることを指摘すること、キャッシュ・フロー計算書にはそうした交通設備の整備のための政府補助金が計上されていることを指摘するにとどめ、ここでは SL の特色が最もよく表れている損益計算書を中心的に分析してみたい。

5-4-1 個別損益計算書

2000 年からの時系列データから個別損益計算書の収入の推移をみると、まず目につくのが、2003 年に営業収益が前年比で約 2 倍になっている点である（添付資料参照）。

²⁹ 2003 年から 2004 年までリースにより財源調達された車両では加速度償却法を適用していたが、2005 年以降は定額法に統一されている。なお、日本の企業会計では 2009 年 3 月期決算会社より資産計上が強制適用になる

³⁰ SLL ヒアリング（2008 年 9 月 10 日）

これは、2002年まで地方政府（ランスティング）からの補助金を地方政府（ランスティング）引受けの返還請求権付株式による増資として扱っていたものを、2003年から営業収入に組み入れることにしたためである。

この措置は、国税庁の税務調査により、出資は一時的な措置のものであり、毎年度継続的に行われる出資に対して疑義が指摘されたことに起因しているという³¹。SLは裁判所で争ったが、裁判所の判断の結果、営業補助金に関しては、2003年から課税対象所得である補助金として措置されることになった。

スウェーデンの「地方政府所有企業」の多くは料金収入などの自己収入から経費を賄

【図表5-3】

(百万SEK)

	2003	2004	2005	2006	2007
チケット収益	3,329	3,818	4,084	4,049	4,476
交通量増加に対する政府補償	-	-	113	333	-
SLLからの営業助成金	3,861	3,820	4,125	4,588	5,346
純売上高	7,190	7,638	8,322	8,970	9,822
当期損益	0	131	440	-1,367	82

(資料)AB Storsstockholms Lokaltrafik Årsberättelse(2008)より作成

っており、政府からの補助金や出資を受けることは例外的である³²。その点からすれば、SLは例外的な地位を有していることがわかる。図表5-3の当期損益とSLLからの営業補助金に目を向けてみよう。いずれの年度も、SLLからの営業補助金がなければ当期損益はマイナスになることがわかる。つまり、現状では本業のチケット収入のみではコストを賄い切れず、SLLからの営業補助金で補填している状況にある。SLLからの営業補助金や料金の決定過程も問題になるが、この点については第6節にて取り扱う。

なお、2006年については、スウェーデン国鉄(SJ)との裁判の判決に伴い、過去の投資に対する引当金を計上(956百万SEK)したことにより、当期損益が著しくマイナスになっている。

5-4-2 連結損益計算書

図表5-4はSLグループの収益と交通タイプ別のコスト等が示されている。親会社SLの損益インパクトが大きいので、個別損益計算書と連結損益計算書とで大きな違いは生じていない。純売上高は個別損益計算書も連結損益計算書も同額である。

³¹ SLLヒアリング(2008年9月10日)

³²地方政府会計評議会ヒアリング(2008年9月8日)、Ernst&Youngヒアリング(2008年9月9日)

【図表5-4】

(百万SEK)

	2003	2004	2005	2006	2007
チケット収益	3,329	3,818	4,084	4,049	4,476
交通量増加に対する政府補償	-	-	113	333	-
SLLからの営業助成金	3,861	3,820	4,125	4,588	5,346
純売上高	7,190	7,638	8,322	8,970	9,822
メトロ	-2,298	-2,312	-2,408	-2,584	-2,713
コムьюーター	-1,101	-1,073	-1,101	-1,249	-1,139
ライトレール	-465	-473	-487	-529	-555
バス	-2,885	-2,895	-3,025	-3,299	-3,741
連絡輸送	-71	-363	-273	-631	-318
広告収益他	83	87	97	108	185
生産合計	-6,737	-7,029	-7,197	-8,184	-8,536
キャピタルコスト	-871	-975	-1,327	-1,544	-1,786
SJへの補償、過去の投資	-	-	-	-956	-
その他	468	464	542	759	820
連結当期損益	50	98	340	-955	320

(資料)AB Storsstockholms Lokaltrafik Årsberättelse(2008)

ここでは子会社の事業収益が連結営業収益に与える影響を確認してみたい。純売上高は個別損益計算書も連結損益計算書も同額であるから、純売上高以外の営業収益が子会社の事業収益として連結営業収益に影響を与えることになる。そこで、図表5-5で純売上高以外の営業収益項目であるその他営業収益に着目すると、連結損益計算書と個別損益計算書の差額が大きいのは、車両レンタルが子会社の主要な営業損益として連結営業収益に影響を与えているためであることがわかる。

【図表5-5】その他営業利益

(百万SEK)

	連結FS		個別FS	
	2006年	2007年	2006年	2007年
車両レンタル	1,299	1,299	23	22
レンタル収益	319	359	361	375
政府補助金等	213	185	213	185
広告収益	108	161	108	161
その他	273	205	333	322
合計	2,212	2,209	1,038	1,065

(資料)AB Storsstockholms Lokaltrafik Årsberättelse(2008)注記2

なお、2007年度の連結会計処理の中で、内部取引として相殺される金額は、親会社から子会社への売上高が30百SEK(連結営業収益の0.3%)、親会社の子会社からの仕入高が107百SEK(連結営業費用の0.1%)にすぎない。

5-5 SLL(地方政府)の連結財務諸表との関連

5-5-1 SL連結財務諸表のSLL個別・連結財務諸表での位置づけ

ここでは SL と SLL の関係について、SL の連結損益計算書（前出図表 5-4）と SLL の個別・連結損益計算書（図表 5-6）から見てみよう。

SL における SLL からの営業助成金は、SLL の個別損益計算上は営業費用の「SL と WAAB への補助金」の項目に含まれている。この補助金は、SLL 連結グループから見れば内部取引なので、SLL の連結損益計算書では相殺されて計上されない。

また、SL の本業収益であるチケット収入に対応する項目は、SLL の損益計算書上で営業収入の「乗車賃」の項目に計上されている。SL のチケット収入は SLL 連結グループにとっても外部取引による収入であるため、SLL の連結損益計算書にも計上されている。そこで、SL の営業収入が SLL グループの営業収入に占める割合を求めると、約 36% となっている（2007 年度）。

【図表 5-6】SLL の損益計算書

	(百万 SEK)			
	SLL 連結 FS		SLL 個別 FS	
	2006 年	2007 年	2006 年	2007 年
営業収入	12,524	12,497	5,508	5,365
医療(患者自己負担)	517	517	406	406
歯科(患者自己負担)	585	603	0	0
乗車賃	4,194	4,644	115	142
ヘルスケア売上	1,005	1,026	897	924
歯科ケア売上	126	126	4	4
その他の初期診療サービス売上	113	127	92	91
レンタル収入・その他サービス・原材料売上	3,292	3,023	1,782	1,801
政府補助金又はその他補助金	2,080	1,894	1,862	1,708
その他収入	612	537	350	289
営業費用	-57,447	-56,773	-51,157	-51,700
人件費支出	-20,346	-21,474	-15,255	-15,847
ヘルスケア購入	-8,921	-9,069	-13,125	-13,702
歯科ケア購入	-180	-195	-629	-659
交通サービス購入	-8,088	-8,430	-751	-770
その他の初期診療サービス購入	-8	-8	-21	-20
事業関連サービスの購入(実験・放射線等)	-1,418	-1,576	-1,514	-1,644
薬剤利益計画での薬剤費	-4,129	-4,250	-4,069	-4,172
その他の薬剤費	-963	-1,044	-888	-963
その他の原材料費	-3,138	-3,320	-1,283	-1,479
補助金支出	-1,003	-1,138	-1,973	-2,073
SL と WAAB への補助金	0	-1	-4,588	-5,346
家賃・固定資産レンタル料	-1,964	-2,049	-1,961	-2,028
その他費用	-3,954	-4,102	-2,726	-2,880
比較可能性に関係する費用	-3,335	-117	-2,374	-117
減価償却/減耗償却	-2,355	-2,514	-940	-1,004
純営業支出(①)	-47,278	-46,790	-46,589	-47,339
租税収入	43,243	45,459	43,243	45,459
一般政府補助金(General government grant)	4,668	4,649	4,668	4,649
財政調整交付金(Income and Expense Equalisation)	-1,976	-1,396	-1,976	-1,396
租税収入・一般政府補助金・交付金(②)	45,935	48,712	45,935	48,712
金融所得	112	103	219	183
金融支出	-918	-1,018	-772	-861
純金融所得/支出(③)	-806	-915	-553	-678
当期成果(①+②+③)	-2,149	1,007	-1,207	695

(資料) Stockholm County Council(2008)p 80,84.

最後に、SL の営業費用と SLL の営業費用との関係については、SLL の連結財務諸表の勘定科目からは必ずしも明確にはならないが、SL の営業費用とほぼ同額が SLL 連結損益計算書の「交通サービス購入」に計上されている。

なお、SL の連結・個別財務諸表と SLL の個別財務諸表の関係では、2007 年末時点で総額 70 億 5000 万クローナの金利スワップ契約を行い、金利を固定し、変動金利による借入やファイナンス・リースのキャッシュ・フローを保護している。

5-5-2 連結処理上の特色

既に記したように、SLL（地方政府）の会計処理は地方政府会計評議会（RKR）の勧告に従い、地方政府所有企業の会計処理は年次会計法（ÅRL）、財務省簿記委員会（BFN）等の勧告に従う。そのため、地方政府と地方政府所有企業を連結する場合に、2 つの会計基準が交錯してしまう。

その要因については、地方政府に対する会計基準が 1997 年の地方政府会計法以降、若干の修正に留まっているためであるとする見解や、反対に「地方政府所有企業」に適用される民間会計基準のほうが著しい変貌を遂げているためであるとの見解も存在する。さらに、サービスに対する対価の性質の相違（租税か企業収益か）に加え、会計情報の作成目的の相違（政治家に対する情報か、投資家に対する情報か）に基づくものとの見解もある³³。ここでは、地方政府の連結財務諸表を作成する場合に、通常の連結財務諸表の作成作業と異なる点について確認しておこう。

まず、全ての出資先について、総額法によって資産・負債を計上している。企業会計に例えると、関連会社についても持分法ではなく子会社と同じ連結方法によっているということを意味している。その理由は、財務諸表利用者の理解可能性にあるという。この処理自体は資産・負債総額が大きく出るが、純資産に与えるインパクトは持分法と変わらないので、大きな問題とは言い難い。

問題となるのは、地方政府の会計処理が地方政府所有企業と異なっているにもかかわらず、会計処理の相違を調整することなく、そのまま連結していることである。まずは、両者の相違点を確認しておこう³⁴。

第一に、年金債務の計上方法の違いである。SL では 2003 年から貸借対照表に計上（オンバランス処理）することになったが、第 3 節で述べたように SLL では年金債務を偶発債務として注記（オフバランス処理）するにとどまっている。

第二に、少数株主持分の計上方法の違いである。SL では少数株主持ち分が計上されるが、SLL では簡略化のため採用されていない。

³³ E&Y ヒアリング（2008 年 9 月 9 日）

³⁴ 3 つの点以外に固定資産や棚卸資産について異なる処理をしているが、それほど大きな問題ではないとしている（地方政府会計評議会ヒアリング（2008 年 9 月 8 日））。

第三に、繰延税金資産の計上の有無である。SLは納税義務者であるため繰延税金資産を計上するが、SLLは納税義務者ではなく課税主体であるため、計上しない。

これらの中で繰延税金資産については性質上の違いであり、少数株主持分も重要性の問題であるため、双方とも特に大きな問題となりにくい。

しかし、SLLの年金債務を注記とするかオンバランスとするかは大きな問題である。というのも、SLLの財務諸表のみならず連結財務諸表に与える影響も金額的に大きいからである。現在、この点について大きな議論が交わされているという。

異なる会計基準に基づく財務諸表を連結する可否について、2つの対立する主張がある。一つは、重要性の原則を踏まえ、両者の差異にこだわりを持たずに連結させるべきだと現状肯定的な立場を取る、地方政府会計評議会の主張である³⁵。もう一つは、会計情報として有意義でないため、両者の違いを踏まえ、より有意義な連結財務諸表を作成すべきとして理想的な立場をとる、研究者の主張である。後者の場合、これまでの財務諸表から地方政府の会計基準に適合した財務諸表への調整を、「地方政府所有企業」が行うべきとの意見が示されている³⁶。

5-6 地方政府の予算・決算制度と会計制度との関係

スウェーデンでは、地方政府の予算の作成において現金主義ベースでの簿記が行われる一方、公会計上は複式簿記・発生主義ベースが採用されている。理論的には両者は統合・調整されるべきとされているが、現実には二つの簿記手法が並列されている状態であるという³⁷。

公会計による財務諸表を作成する時点は、来年度予算の編成過程にあたる。この点について、スウェーデンでは「年次報告書（Annual Report）」を作成してゆく過程が、次年度予算を結成する過程となっているという³⁸。スウェーデンでは執行年度が終了すると直ちに「年次報告書」が作成され、予算に対応した決算のみならず、発生主義に基づく決算（公会計）が取り込まれているからである。しかし、その一方で損益計算書をはじめとする財務諸表で得られている情報は、予算編成過程に生かされることはないという意見もあった³⁹。

理論的には、地方政府の損益計算書は、地方政府が利益を目指さない主体である以上、利益の算定にはそれほどの意味はない。しかし、地方政治家が、損益計算書をどのように読むかについて、研究成果はみられないという⁴⁰。

³⁵ 地方政府会計評議会ヒアリング（2008年9月8日）

³⁶ E&Yヒアリング（2008年9月9日）

³⁷ E&Yヒアリング（2008年9月9日）

³⁸ 神野（2008）

³⁹ E&Yヒアリング（2008年9月9日）

⁴⁰ 地方政治家は、民間企業と同様の視点で地方政府の損益計算書を読み込むことがあるという。

6. 会計情報の利用者：投資家・格付け機関と議会

前節で見たように、スウェーデンの地方政府所有企業の会計制度は、民間（非大企業）とほぼ同一の様式を備えている。しかし、一定のリソースを投じて作成される会計情報は、その情報を、何らかの意思決定に利用する主体が存在してはじめて意義を持つ。

ここでは、会計情報の利用者として、二つの主体を想定する。一つは、市場（投資家）であり、もう一つは、地方政府（地方議会）である。

6-1 利用者としての投資家・格付け機関

まず、投資家側から見ていこう。近年、格付機関の提供する格付け情報が、投資家の意思決定に大きな影響を与えていていることが指摘されている⁴¹。そこで、ここでは、格付機関が地方政府所有企業に対してどのような手続きで格付けを行うのか、その際、地方政府所有企業に適用されている会計制度はどのような役割を果たしているのか。このことを、三大格付機関の一つとされる Standard & Poors (以下 S&P) を例にとって確認する。

6-1-1 地方政府への格付け基準

最初に、地方政府所有企業の格付けを考える上では、発行体である地方政府に対する格付けを踏まえなければならない。地方政府に対する格付け機関の格付手法については知られているので、簡潔に述べると、①国債（ソブリン債）を上限とし、②人口構成、経済構造、経済成長見通しなどが参考される一方、③課税権（財源及び税率決定権）の配分及び均等化（財政調整）が重要視され、④財政圧迫に直面する政府を支援する明確な制度、及び支援を示す過去の実績によって評価される。この際、各国で一般に採用されている政府の会計基準に従ったタイムリーで総合的な財政報告、予算案、半期財政報告、およびキャッシュ・フローの発表が望ましいとしている⁴²。スウェーデンの場合、①税率決定権に基づく歳入の弾力性確保、②均等化（財政調整）による定常的な資金交付、③自治体出資会社であるスウェーデン地方金融公社 (Kommuninvest) による低利資金調達④政府の支援基金の存在及び実績（伊集[2006b]）があり、地方自治体の格付けは AA 以上を維持している。

E&Y ヒアリング（2008年9月9日）

⁴¹ 本稿では一般的な呼称としての「格付機関」を用いる。格付機関をめぐる研究蓄積は近年目覚しいが、国内の代表的な先行研究として黒澤[1985][1999][2007]、森脇彬編[2000]、アメリカの格付機関規制の再編については田村[2008]。

⁴² スタンダード&プアーズ「地方自治体格付けの基準」（1999年）

6-1-2 政府系機関 (Government Related Entities : GReS) の格付け基準⁴³

政府系機関への格付けは、1980 年代までは出資母体である政府と同等の格付けが与えられていた。しかし、政府系機関に対する政府の関与及び支援の低下、国営機関の売却や欧州連合 (EU) による競争政策をはじめとする政策転換は、民営化を促進するだけでなく、政府保証やその他の形で提供される政府支援を弱めることとなった。こうした状況の変化に対応し、S&P の分析は、政府系機関「単体」(Stand Alone) の信用力、およびその機関と政府の関係の継続性に焦点を当てる方向へ次第に変容した。

以下、その手順を概観しよう。まず、政府系機関「単体」の信用力が確認される。この時には民間私企業と同様⁴⁴に、事業リスク (カントリーリスク、産業要因 (事業環境)、競争における地位、収益性同等グループ間での比較)、財務リスク (ガバナンス、リスク許容度、財務管理上の運営方針、会計制度及び情報開示、キャッシュ・フロー、資本構成及び資産保全、流動性、短期要因) がそれぞれ把握される。

その際、中核的な指標として

- ① 減価償却前営業収益 (Operating income before depreciation)
- ② 支払金利前・税引前利益 (EBIT) / 支払利息 (interest coverage)
- ③ 支払金利前・税引前・償却前利益 (EBITDA) / 支払利息
- ④ 儻却前利益 (Funds From Operation : FFO) / 支払利息
- ⑤ 資本利益率 (Return On Capital : ROC)
- ⑥ 儻却前利益 / 負債 (Debt)
- ⑦ 営業フリーキャッシュフロー (Free Operational Cash Flow) / 負債
- ⑧ 裁量キャッシュ・フロー (Discretionary Cash Flow) / 負債
- ⑨ 純キャッシュ・フロー (Net Cash Flow) / 資本支出 (Capital Expenditure)
- ⑩ 負債 / 支払金利前・税引前・償却前利益
- ⑪ 負債 / 総負債資本 (debt plus equity)

の各比率が算定され、それぞれの指標毎の分析と、類似した政府機関、格付け等との比較が行われる。比較においては、国内の同様の政府機関比較に加え、国際比較、官民比較の観点からも行われることが好ましいとされている⁴⁵。掲示した指標が全て使われ

⁴³ 以下の叙述は特に断りのない限り Standard & Poors 「Revised Rating Methodology for Government-Supported Entities」(2001年6月5日) (スタンダード&プアーズ「政府系機関に対する格付手法の見直し」(2001年6月))、Standard & Poors 「Rating Government-Related Entities : A Primer」(2006年6月14日) (スタンダード&プアーズ「政府系機関の格付け基準」(2006年7月25日)) に基づいている。なお、翻訳文の入手は無料の会員登録を要する。

⁴⁴ Standard & Poors 「Corporate Rating Criteria」(2008年)

⁴⁵ S&P ヒアリング (2008年9月9日) ただし、実際の格付機関の民間企業への格付けと、

るわけではなく、LTV (Loan to Value : 有利子負債／総資産比) 等の指標が用いられることがある。

ただし、この時に、当該政府機関が日常的に受けている政府の支援及び介入が、格付けにすでに織り込まれていることに留意しなければならない。具体的には通常の運営補助金や資本注入に加え、優遇資金の融通、独占的地位、優遇契約、規制上の優遇措置などである。こうした政府からの支援措置などの実質的な影響力を含めた日常的な当該政府機関の経営環境を把握することが第一段階としての「単体格付け」の目的である。

そして、政府系機関に対する緊急時の特別の政府支援（或いは政府の保有）がある場合、その程度を具体的に分析するのが第二段階である。ここで、政府支援（保有）の程度に応じて、およそそのカテゴリーが示されている。

2006年までは、①「政府との一体性が非常に高い機関」（政府の省庁、部局、或いは法律上政府に組み込まれているもの）、②「政策実施機関」（機関自体の信用力が政府の信用力とリンク）、③その他の機関（政府による支援的な施策な直接的な援助の可能性により、信用力が下支え又は強化される）に分けられていた。

そして、「政府との一体性が非常に高い機関」には、政府と同等の格付けが与えられ、「政策実施機関」には、政府の支援（或いは保有）の状況に応じて、原則6ノッチ⁴⁶までの格付け上昇、「その他の機関」には原則3ノッチまでの格付け上昇が加味されていた。

しかし、2006年以降、「政府との一体性が非常に高い機関」は、区分としては廃止され、「政策実施機関」(Public Policy Based GReS)と、「商業ベース」(Commercial GReS)に分けられている。その一方、「商業ベース」でも、原則6ノッチまでの格付け上昇が想定されることとなり、カテゴリー間の区分が緩和されている。換言すれば、基本的には「発行体格付け」を格付けの上限とし、「単体格付け」を格付けの下限とする中で、それぞれのケースに応じて多様なヴァリエーションが想定されている。

以上の限定を付した上で、この2つの区分を確認しよう。「政策実施機関」とは、政治的・経済的な目標を達成するために中心的な役割を果たす機関とされている。政府の影響力は政策面、法律面双方に及び、法律上の政府支援は債務の期日履行や最終履行の政府保証という形を取ることがある。ただし、政府が支援に肯定的な態度や保護的な姿勢を示すだけではなく、政府系機関のデフォルトを回避するための実施可能な施策（および、政府の財政危機に対応するために政府系機関の経営を圧迫しないこと）が、格付機関サイドから見て明確になっていること求められる。具体的な項目として、

公共部門への格付けの、同一カテゴリー間のデフォルト率には乖離が見られる。

⁴⁶ ノッチ (notch) は格付の際の補助単位である。格付は個別カテゴリー (AAA, AA, A) ごとにプラス・マイナス一つのノッチがつけられている。例えばAであればA-, A, A+と表記される。ここから、AからAAに格付けカテゴリーが1つ上昇する、とは、A→A+→AA→AAとなり、3ノッチの上昇を意味する。

- ・ 政府系機関に対する政府の特別支援の実績。実績がない場合、政府の支援方針はどのようなものか。財源は存在するか。政府系機関の財務危機を認識し、タイムリーに対応するためにどのような制度が整備されているか。
- ・ 政府が政治的・経済的に困難な状況に直面した場合、政府の財源を増やすために、政府系機関に対して高い課税や配当支払い、その他の措置を課した実績
- ・ 当該政府系機関の経済的、政治的重要性、ならびに他の政府系機関と比較した場合の政府にとっての重要性における順位、他国と同様の政府系機関と比較した場合の政策的役割の重要性
- ・ 当該政府系機関が提供するサービスの必要性、及び他の機関（特に民間部門の機関）が同一の物品またはサービスを提供する場合
- ・ 当該政府系機関がデフォルトに陥った場合に、政府や政府系機関による金融市場へのアクセスが困難になる可能性、および政府が継続的かつスムーズに金融市場で資金調達をするうえでの重要性
- ・ 民営化についての政府の方針および実績（民営化の際の政府の債務負担や、資本増強の実績を含める）

が挙げられている。ここで、政府系機関の政治的重要性、政策的役割の重要性が項目として掲げられている点に留意すべきである。例えば、病院事業に対しては、政策実施機関と想定⁴⁷する。あるいは大学に対して建物施設の貸借を行う不動産会社は、民間企業に比して負債が高かったとしても、その企業を清算することは政府の高等教育実施を不可能にするため、政府は支援に乗り出さざるを得ないと判断する⁴⁸。また、政策的役割や政策上の重要性だけでなく、行政プロセス上の位置を考慮する場合（例えば国における開発銀行や輸出信用機関）は、政府格付と同一に扱われるケースもある。加えて、政府系機関に対する具体的な支援手法として、タイムリーな債務履行ではない、最終的な債務履行のみを保証している場合でも、「政策実施機関」ベースでのカテゴリーに分類する。

一方、「商業ベース」の（政府支援を期待できる）事業体とは、特定の公共政策を遂行する使命が少ないか皆無の政府保有機関、および政府の特別介入の影響を受ける可能性のある民間機関が含まれる。前述の具体的な政府支援の区分に照らし、政府支援の可能性はあるものの、政策実施機関と比べると不確実であるという状況を反映したものだとされる。ただし、政府の保有・関与・支援が少ない分だけ、競争環境で営業される商業ベースの事業体が政府本体より高い格付けが与えられることがあるが、極めて稀なケースである。

⁴⁷ S&P ヒアリング（2008年9月9日）

⁴⁸ S&P ヒアリング（2008年9月9日）

6-1-3 事例分析 (Stångåstaden AB)

ここで、スウェーデンで五番目の人団を抱えるリンショピング (Linköping) 市 (格付けなし) における Stångåstaden AB (住宅会社) に対する格付けを見てみよう。まず、基本的な指標として

- ・総収入
- ・支払金利前・税引前・償却前利益
- ・純収入
- ・償却前利益
- ・営業キャッシュ・フロー
- ・資本支出
- ・総資産
- ・負債
- ・普通株式 (Common Equity)
- ・支払金利前・税引前・償却前利益／支払利息
- ・償却前利益／負債
- ・負債／支払金利前・税引前・償却前利益
- ・負債／総負債資本

が格付けを行う年から五年間に亘ってそれぞれ掲げられている。また、同一事業を行っているスウェーデン国内他市の住宅会社と、

- ・住宅事業収入／総収入
- ・住宅空室率
- ・支払金利前・税引前・償却前利益／支払利息
- ・償却前利益／負債
- ・有利子負債／総資産
- ・負債／支払金利前・税引前・償却前利益
- ・一平方メートルあたり平均賃貸価格

の各指標で比較が行われている。

その上で、同社がリンショピング市の賃貸住宅市場において独占的な地位 (60% のシェア) を占めていることが確認される。そして、総収入に占める住宅事業収入比率 (87.0%) の高さ、空室率 0.5% などから、低い事業リスクが確認される。

支払金利前・税引前・償却前利益／支払利息 (2006 年の 3.5 倍→2007 年の 2.2 倍)、償却前利益／支払利息 (2006 年 2.7 倍→2007 年 1.2 倍) と低下しているものの、いまだ支払利息を十分カバーするものであり、財務状況はなお良好であるとされている。

さらに、債務／資本比率 (58%)、有利子負債／総資産 (24%) から、レヴァレッジ比率も低い。他の市と比較して短期債務が多いものの、財務状況も安定的であり、負債

比率も低いと分析されている。

その一方、これまで長い間維持されてきたリンショピング市の関与のあり方に変化が見られるとしている。まず、EUからの指摘に対応し、スウェーデンの賃貸住宅法制が市場志向を強めている⁴⁹こと、現在のリンショピング市の中道右派政権が住宅市場における同社のシェアを増やすことを企図していないことが指摘されている。これらのこと踏まえ、S&Pは、Stångåstaden ABをCommercial enterprise（商業ベース）と判断した上で、将来の制度変化の見通しが不確実であり、注視する必要があるとしている。以上のこと踏まえた上でA+/Stableの格付けが与えられている。

この事例から、Stångåstaden ABには、政府の日常的支援として、市場における独占的地位が与えられていること（のみ）が示された上で、市の中道右派政権による住宅政策の変化、EUからの指摘を受けたスウェーデン国内法制の変容から緊急支援の期待が薄れていることから、商業ベースに組み入れられて判断されている様を読み取ることができる。

一方、SLについては、S&Pは同社から格付けの依頼を受けていない。したがって同社への格付けを行っていない。しかし、これまでの格付け基準を鑑み、及び病院事業に対するS&Pの格付に対する言及を踏まえれば、出資比率100%であり、日常的支援として独占的地位の確保、運営補助金、車両リースなどの支援を行い、緊急支援として債務保証の明文化を行っているSLは、「政策実施機関」扱いとなる可能性は高い。

6-1-4 会計情報の利用状況

これまで見てきたように、S&Pは、第一段階の格付け（政府系機関単体での格付け）において、民間企業の格付けで用いる指標と同様の指標を作成している。こうしたことから、S&Pでは、地方政府、地方政府所有企業の会計基準が企業会計に近接した資料を用いている場合、①透明性、②比較可能性、③全ての政府活動を把握する総覧性の確保、④費用期間化概念の導入、⑤より多くの人によって分析が可能となることなどの理由から、好ましいとしている⁵⁰。

その一方、S&Pは政府系機関と民間企業において、経済的のみならず、政治的、政策的に異なる位置づけを明確に与えている。第二段階（緊急支援を踏まえたノッチアップ）は無論のこと、第一段階の格付けにおいても、政府との関係、支援可能性を具体的に把握する必要に迫られている。当該機関が行っている事業が、政府の政策執行にとって具体的に不可欠であるか、政府は支援を行うために具体的な支援制度を用意し、それが発動された実績が存在するか、政府が当該企業を支援することを議会や住民が容認

⁴⁹ Standard & Poors 「Swedish Rental Housing System Could Be Reformed Following EU Complaint」（2006年12月4日）

⁵⁰ S&P ヒアリング（2008年9月9日）

するか否か。このような定性的な情報が、最終的な格付けに対して大きな影響を持つとする。これらの定性情報は、地方自治体に対する均等化（財政調整）と同様、財務諸表に直接現れるものではない⁵¹。

また、特に地方政府本体における資産評価手法の相違等から、地方政府と地方政府所有企業の連結会計（グループ会計）には、特に重きを置いていない。さらに、S&P は国際比較を重視しているとするが、現金主義を採用している国との比較の際、発生主義会計で作成された会計情報を、S&P 独自の計算で現金主義にいたん置き換え、現金主義ベースで比較を統一する作業を行っている⁵²。

こうしたことから、投資格付機関としての S&P が、企業会計と類似した会計情報を、格付けにおいて必須としているというわけでは必ずしもなく、好ましい補助資料として用いているのが実態と考えられる。では、具体的な支援を与える地方議会の側からはどのように見ているのだろうか。SL を例にとり、その所有者であるストックホルムランディング（以下 SLL）との関係を確認したい⁵³。

6-2 利用者としての地方政府（地方議会）

6-2-1 地方政府（地方議会）による地方政府所有企業の統制

最初に、SLL による SLへの関与の方法を、その手順と共に概観しよう。まず、SLL 議会が予算を決定し、SLL 議会内部の地域計画・交通委員会が、交通政策及び補助金に対する政策決定を行う。これとは別に、SL の役員会の議席を、SLL が資本比率に基づいて独占し、政党間で議席配分を行っている。この役員会において、会社の重要方針を政治的に決定している。この方針に従って業務が遂行されたかどうか確認するのが、内部監査役による業務監査である。そして、これとは別に外部の会計士による財務監査を行っている。

こうした一連の措置により、SLL は SL を政治的に強力にコントロールし、地方政府所有企業が保有する経営情報を把握しながら、具体的な業務執行局面（株式会社法（要確認）における CEO）に SL 管理者の役割を限定している。ただし、こうした政治的統制に対して、専門的な知識を保有する地方政府所有企業の経営者側からは不満も聞かれ、情報提供を控える動きも存在するという⁵⁴。また、業務監査役からは、地域計画・交通委員会と、SL 内に設置されている役員会の意思決定の役割分担が不明確であるとの指摘もある。

⁵¹ ただし財政調整がそうであるように、財務諸表に注記されることはある。S&P ヒアリング（2008年9月9日）

⁵² S&P ヒアリング（2008年9月9日）

⁵³ 以下の記述は、特段の断りがない場合、SLL ヒアリング（2008年9月10日）に基づいている。

⁵⁴ Ernst&Young ヒアリング（2008年9月9日）

多くのスウェーデンの地方政府所有企業は、Stångåstaden AB のように、政府からの経常的な補助金を受けることなく経営されている⁵⁵。しかし、我が国の地方公営企業法第十七条二の2に見られる独立採算制の法的規定は存在しない。従って解（はしけ）を運営する会社に見られるように、歳入の大部分を政府の経常補助に委ねる会社もある。SL に対しては、SL 本体および子会社の現在および将来の経営を SLL が保証する旨、年次報告書の詳細情報に記載されている⁵⁶。具体的には経常的な財政支援及び緊急時の財政支援の双方が確認できる。経常的な財政支援は営業補助金、事業所有者に対する車両リース措置等である。緊急時の財政支援としては債務保証に加え、新規資本発行（增资）等の手段がある。

一方、料金決定は国法で定められる水道料金などの例外を除き、地方議会により自律的に決定できる。料金の水準については、総支出、営業補助金の差額等から料金が算定されるなどの具体的な定式ではなく、政治的な討議により決定される。政治過程において、料金算定の根拠となっている情報は各政党によって異なっており、環境政策との関連から無料化を主張する政党もある。

この時、政治的に定められた料金に従った収入と営業補助金では総支出を満たすに足りないことが想定される。その場合、SL の中で経営改善を行って収支を改善すべしとの見解が所有者（地方議会）から示される。従って、その場合は単年度赤字が計上されるが、収支の補填をすぐには行わない。これが看過しえなくなった場合、新規発行（增资）等の手段によって措置するという。

6-2-2 スウェーデンにおける地方政府所有企業化

スウェーデンでは地方政府所有企業化が政策的な潮流となっている⁵⁷。地方政府所有企業を選択する理由として、地方政府は、一般的に、活動内容が企業的に運営され、財務内容が別途示されること、目標・目的、これに対応する成果が明確となり、経済効率性が高まること、これを通じたコスト削減を期待しているという。しかし、地方政府が期待しているコスト削減効果は、多くの場合、期待外れに終わるという⁵⁸。

その理由として、オペレーション（通常業務）部分では、企業形態（直営・企業形態）に運営コスト差が生じないことが挙げられる。スウェーデンでは EU 指令の影響からコネックスや Strukton Railinfla など外国企業が参入しているが、外国企業であっても、国内の労働関係法令、労働組合との労働契約を遵守する義務がある。また、入札時に「公共入札に関する法律」において、発注者である SL が最低義務的 requirement を課すことも

⁵⁵ 地方政府会計評議会ヒアリング（2008年9月8日）

⁵⁶ ただし、この記述は例外的なものであり、他の会社に対しては契約書等を通じて保証範囲を明確化しているという。

⁵⁷ Ernst&Young ヒアリング（2008年9月9日）

⁵⁸ Ernst&Young ヒアリング（2008年9月9日）

可能である。

そもそも「公務員賃金」という概念は存在せず、公務員と民間企業職員は、同一価値労働同一賃金原則に基づいて同一賃金が適用される。このため、賃金待遇面においては、内外資本、官民の差は存在しない。

SLに関して言えば、1971年に交通政策上の広域行政の手段として設立されており、スコーネ県のように直営にすると、かえって制度移行コストが高いために存置されているとの見解もある。こうしたことから、地方政府所有企業化の実際上のメリットは、専ら企業文化的側面に限定されるとの指摘⁵⁹もある。

6-2-3 会計情報の利用状況

以上のことから、SLLにおいて、予算決定、料金政策において会計情報を利用し、政策立案に役立てている範囲は限定的である。ただし、自治体職員として資料を提供する立場のSLLの職員のみならず、実際に予算、料金政策を決定する各政党・政治家がどのように会計情報を利用しているかを確認する必要はある⁶⁰と考えられるが、予算統制及び（素人による）業務監査資料が専ら重要視されているのが実態であり、「補助資料になれば良いほう」とする外部会計監査人の見解⁶¹が象徴的にスウェーデンにおける会計情報利用の現状を表していると考えられる。

7. むすびにかえて

まず、本稿で得られた知見は以下のように要約し得る。

第一に、スウェーデンの会計制度は、①政府／企業か、②株式公開／非公開の二つの軸によって区分される。従って地方政府に対しては地方政府会計評議会の勧告および指針が適用されるのに対し、地方政府所有企業に対しては民間と同様に年次会計法及び財務省簿記委員会からの勧告及び指針、公認会計士協会からの勧告および会計評議会からの勧告が適用される。

第二に、地方政府に対しては、1953年の資本会計委員会（KRK-56 モデル）では、地方政府の特質を踏まえた会計基準が適用されていた。しかし、1980年代以降、地方政府会計に関わる一般的ルールの設定と収支計算書、財政分析、貸借対照表に基づいた民間企業に適用される会計原則に近い会計モデルが作成されている。ただし、これらの会計モデルが KfLf-86 モデルと呼ばれたことに象徴されるように、会計制度改革を主

⁵⁹ Ernst&Young ヒアリング（2008年9月9日）

⁶⁰ 外部監査人によれば、政党政治家は損益計算書を民間企業と同一の意識で読む傾向が見られるという。Ernst&Young ヒアリング（2008年9月9日）

⁶¹ Ernst&Young ヒアリング（2008年9月9日）

導したのはコミニーン連合、ランディング連合など地方政府の連合組織であった。

1990 年代にスウェーデンを襲った財政危機に対応するために、財務省が地方政府の収支計算において均衡財政原則を明確化し、収支均衡を地方政府間で比較可能な形で評価するための手段として地方政府に対し会計制度の改正を求めた。しかし、その際にあっても、Kf/Lf-86 モデルに基づいた、すでに国内の大半の地方政府議会において採用されていた規則を適用したに過ぎない。

第三に、地方政府所有企業の会計処理方法を SL を例にとって確認すると、①地方政府所有企業自体の出資活動を整理した連結財務諸表の作成、②国庫及び地方政府が経常的に補助する補助金に対する、損益計算書上、営業収益としての処理、③ファイナンス・リースを、契約時の連結貸借対照表上に資産として計上、④繰延税金資産・負債の認識（資産・負債法による適用）、⑤キャッシュ・フロー計算書を作成し、2006 年から間接法の旨を記載、⑥棚卸資産は低価法を適用、金融商品に関する会計基準を適用しており、民間企業の会計基準に接近している。ただし、固定資産、無形資産の計上では取得原価方式を採用し、低価法を適用するなど、地方政府の会計処理手法に近接していることが分かる。

第四に、地方政府本体と地方政府所有企業の連結会計を巡っては、地方政府の会計処理と地方政府所有企業の会計処理が相違する問題がある。SLL と SL を例に検討した結果、計上方法の違いは①年金債務、②少数株主持分、③繰延税金資産で大きかった。このうち、特に年金債務は、地方政府本体の財務諸表のみならず連結財務諸表に与える影響も金額的に大きいので問題視されている。異なる会計基準に基づく財務諸表を連結する可否については、重要性の原則を論拠に現状を肯定する地方政府会計評議会の主張と、両者を統一的な手法で連結させることが好ましいとする研究者の見解がある。ただし、両者を統一する場合でも、地方政府の側に地方政府所有企業を合わせることが目指されている。

第五に、会計情報の利用について、資本市場及び地方政府における状況を確認した。その結果、資本市場では総攬性や比較可能性の立場から公会計改革を好ましいとするものの、取得原価に基づく地方政府の会計情報に重きを置いていないこと、国際比較を行う際には現金主義に直して比較を行うことなど、会計情報は好ましい補助資料として利用している状態である。

一方、地方政府側では、予算編成過程において、業務監査資料により重きが置かれており、「会計情報は補助資料として利用されれば良いほう」という実態である。

なお、このような利用状況になる理由を把握するための研究蓄積は報告者達の管見の限りは確認できなかった。SL を例にとると、SL は関連業務を国外の子会社に委託している。しかし、親会社である SL に対し、交通委員会による統制に加え、株式保有比率に従った役員会議席の政治的配分、政治的討議による料金決定を通じ、SLL の政治的

意思が反映されるよう、多様なルートで強力に統制を行っている。また、民間企業と公的企業の従業員の間に待遇差が存在せず、オペレーションコストが官民で変化がない。

こうした地方政府所有企業をとりまく環境が、地方政府所有企業、地方政府との連結財務諸表などの会計情報の利用に意が用いられない所以の一端がある可能性がある。こうしたことを確認するためには、直営形態で事業を行っている場合との比較や、より会計改革が進んでいるとされるアメリカなどとの比較が重要となるだろう。

主要参考文献

Brorström, Björn, Ola Erkisson och Anders Haglund, 2008, *Kommunal Redovisningslag –Beskrivning och Tolkning*, Holmbergs i MalmöAB.

Falkman, Pär and Torbjörn Tagesson, 2006, “*Accrual Accounting Does Not Necessarily Mean Accrual Accounting: Compliance with Standards in Swedish Municipal Accounting*”, Working Paper Series 2006:2, Department of Business Studies, Kristianstad University College.

AB Storsstockholms Lokaltrafik, 2008, *Årsberättelse 2007*.

Stockholm County Council, 2008, *Annual Report 2007*.

伊集守直[2006a]「スウェーデンにおける政府間財政関係：地方分権と財政調整制度」『地方財政』5月号。

伊集守直[2006b]「スウェーデンの地方債制度に学ぶ」『都市問題』第97巻9号

伊集守直・木村佳弘[2007a]「スウェーデンの地方政府所有企業（上）」『公営企業』、第39巻第1号、31-43頁。

伊集守直・木村佳弘[2007b]「スウェーデンの地方政府所有企業（下）」『公営企業』、第39巻第2号、31-44頁。

井手英策・高端正幸[2005]「スウェーデンにみる財政危機下の地方財政と財政調整制度改革」『地方財政』11月号。

瓦田太賀四[2006]『地方公営企業会計論』清文社

黒沢義孝[1985]『債券格付けの実際』東洋経済新報社

黒沢義孝[1999]『<格付け>の経済学』PHP研究所

黒沢義孝[2007]『格付け講義』文眞堂

神野直彦[2008]「地方財政の進路選ぶ地図 - スウェーデンに学べ」『日本経済新聞』12月26日朝刊

田村 香月子[2008]「サブプライム問題と格付機関をめぐる規制」『関西大学商学論集』第53巻4号

藤岡純一[2001]『分権型社会 スウェーデンの財政』有斐閣選書。

【添付資料】

SL 連結・個別財務諸表(時系列)

- ・損益計算書 (2000-2007)
- ・貸借対照表 (2000-2007)
- ・キャッシュ・フロー計算書
(2005-2007)

	SL連結グループ(単位:百万SEK)							
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
1. 営業損益								
営業収益								
純取引高	2,907	3,227	3,405	7,190	7,638	8,322	8,970	9,822
その他の活動収入	1,760	1,673	1,835	1,889	1,942	1,935	2,212	2,209
営業収入合計	4,667	4,900	5,240	9,079	9,580	10,257	11,182	12,031
営業費用								
民間委託費用(契約別費用)	(5,109)	(5,680)	(5,788)	(6,128)	(6,131)	(6,451)	(7,225)	(7,534)
運営および維持管理費用	(139)	(283)	(301)	(343)	(447)	(287)	(122)	(90)
人件費	(487)	(405)	(400)	(285)	(304)	(324)	(383)	(426)
有形・無形固定資産の減価償却および評価損	(444)	(396)	(458)	(637)	(782)	(993)	(1,208)	(1,278)
持分法投資損益				(5)	(3)	10	18	(1)
例外的費用							(956)	0
比較可能性にかかる項目	(70)	(208)						
その他の営業費	(1,035)	(943)	(1,289)	(1,336)	(1,595)	(1,659)	(1,955)	(1,941)
営業費用合計	(7,284)	(7,915)	(8,236)	(8,734)	(9,262)	(9,704)	(11,831)	(11,270)
営業損益	(2,617)	(3,015)	(2,996)	345	318	553	(649)	761
2. 金融資産投資による損益								
受取利息及び類似項目	59	161	146	117	81	77	67	80
支払利息及び類似項目	(207)	(302)	(331)	(392)	(301)	(290)	(371)	(520)
金融資産投資による損益	(148)	(141)	(185)	(275)	(220)	(213)	(304)	(440)
営業損益(金融資産投資損益考慮後の損益)	(2,765)	(3,156)	(3,181)	70	98	340	(953)	321
法人所得税						0	(1)	0
Bolkslutsdispositoner(期末概要)								
グループ補助金と配当金(純額)								
減価償却超過額								
SLLによる返還請求権付株式の引受け	3,012	3,314	3,596					
準備金	(247)							
少数株主持分								
Resultat fore skatt(課税前損益)	0	158	415	70	98	340	(954)	321
少数株主損益			0	0	0	0	(1)	(1)
当期損益	0	158	415	70	98	340	(955)	320

	SL親会社個別(百万SEK)							
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
1. 営業損益								
営業収益								
純取引高	2,907	3,227	3,405	7,190	7,638	8,322	8,970	9,822
その他の活動収入	504	543	643	668	761	869	1,038	1,065
営業収入合計	3,411	3,770	4,048	7,858	8,399	9,191	10,008	10,887
営業費用								
民間委託費用(契約別費用)	(5,104)	(5,763)	(5,852)	(6,115)	(6,159)	(6,462)	(7,273)	(7,570)
運営および維持管理費用	(595)	(371)	(374)	(247)	(351)	(207)	(125)	(95)
人件費	(111)	(83)	(31)	(81)	(83)	(157)	(304)	(324)
有形・無形固定資産の減価償却および評価損	(227)	(253)	(267)	(353)	(434)	(497)	(528)	(592)
持分法投資損益							—	—
例外的費用							(956)	0
比較可能性にかかる項目	(351)	(219)						
その他の営業費	(734)	(924)	(1,068)	(1,563)	(1,840)	(2,001)	(2,138)	(2,186)
営業費用合計	(7,122)	(7,613)	(7,592)	(8,359)	(8,867)	(9,324)	(11,324)	(10,767)
営業損益	(3,711)	(3,843)	(3,544)	(501)	(468)	(133)	(1,316)	120
2. 金融資産投資による損益								
受取利息及び類似項目	130	72	71	51	24	15	23	62
支払利息及び類似項目	(103)	(122)	(93)	(153)	(84)	(75)	(74)	(100)
金融資産投資による損益	27	(50)	(22)	(102)	(60)	(60)	(51)	(38)
営業損益(金融資産投資損益考慮後の損益)	(3,684)	(3,893)	(3,566)	(603)	(528)	(193)	(1,367)	82
法人所得税							—	—
Bolkslutsdispositoner(期末概要)				(30)	603	659	633	
グループ補助金と配当金(純額)	1,241	979	404					
減価償却超過額	(569)	(396)	(434)					
SLLによる返還請求権付株式の引受	3,012	3,314	3,596					
準備金								
少數株主持分								
Resultat fore skatt(課税前損益)	0	4	(30)	0	131	440	(1,367)	82
少數株主損益				0	0	0	—	—
当期損益	0	0	0	0	131	440	(1,367)	82

		SL連結グループ(単位:百万SEK)							
		2000.12.31	2001.12.31	2002.12.31	2003.12.31	2004.12.31	2005.12.31	2006.12.31	2007.12.31
【資産の部】									
1. 固定資産									
無形固定資産									
使用権	5	4	2	7	6	4	4	4	4
有形固定資産									
建物および土地	1,724	1,871	2,046	2,618	3,099	3,609	4,018	4,361	
鉄道線路	2,454	2,680	3,435	3,982	4,759	5,134	5,418	5,891	
所有車両	4,502	5,779	8,028	8,970	9,191	10,082	11,751	12,717	
設備(機械および装置)	100	97	102	101	103	248	244	301	
建設仮勘定及び前払金	2,703	3,486	4,510	4,015	3,943	3,303	3,179	3,262	
有形・無形固定資産合計	11,488	13,917	18,123	19,673	21,101	22,380	24,614	26,536	
金融資産									
子会社(グループ企業)株式	11,488	13,917	18,123	19,673	21,101	22,376	24,610	26,532	
関係会社(関連企業)株式	45	64	33	32	32	34	43	22	
関連会社に対する長期受取債権	1,152	1,053	1,005	957	0				
その他の長期受取債権	0	55	50	49	0	1	1		
金融資産合計	1,197	1,117	1,093	1,039	81	34	44	23	
固定資産合計									
	12,685	15,034	19,216	20,712	21,182	22,414	24,658	26,559	
12,685	15,034	19,216	20,715	21,182	22,414	24,658	26,559		
2. 流動資産									
棚卸資産									
在庫	81	76	74	80	88	82	101	106	
短期債権									
売掛金	732	713	722	722	321	796	451	871	
SLL(ラントスティング)に対する売掛金	736	7	65	7	23	6	5	0	
子会社(グループ企業)売掛金									
関係会社売掛金									
その他の売掛金	227	203	284	186	49	31	69		
渋滞料実験に伴う交通の増加	768	387	436	1,015	466	502	756	1,042	
前払費用および未収収益	134	181	180	124	218	215	234	175	
短期債権合計	2,370	1,515	1,606	2,152	1,214	1,568	1,477	2,157	
現金及び現金同等物									
2,451	1,591	1,680	2,232	1,302	1,568	1,477	2,157		
1,422	1,478	1,387	817	511	850	1,182	792		
流動資産合計									
	3,873	3,069	3,067	3,049	1,813	2,500	2,760	3,055	
3,873	3,069	3,067	3,049	1,813	2,500	2,760	3,055		
資産の部 合計									
	16,558	18,103	22,283	23,761	22,995	24,914	27,418	29,614	
	16,558	18,103	22,283	23,764	22,995	24,914	27,418	29,614	
		SL連結グループ(単位:百万SEK)							
		2000.12.31	2001.12.31	2002.12.31(次)	2003.12.31	2004.12.31	2005.12.31	2006.12.31(次)	2007.12.31
【自己資本および負債の部】									
1. 自己資本									
株式資本	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
分配不能準備金/法定準備金	1,117	1,116	1,274	1,692	1,762	1,761	1,781	1,794	
	5,117	5,116	5,274	5,692	5,762	5,761	5,781	5,794	
緑越利益/緑越損失									
当期利益	0	158	415	70	98	340	(955)	320	
	0	158	415	70	(225)	(2)	(978)	284	
							(2)	(978)	284
自己資本合計	5,117	5,274	5,689	5,762	5,537	5,759	4,803	6,078	
自己資本合計	5,117	5,274	5,689	5,762	5,537	5,759	4,803	6,078	
2. 少数株主持分						0	2	2	
3. 非課税準備金						5,761	5,781	5,794	
4. 引当金	1,118	1,446	1,783	1,053	960	845	1,844	1,829	
5. 固定負債									
SLL(ラントスティング)からの長期借入金	2,453	1,657	1,560	1,462	1,365	1,647	2,385	2,011	
長期前払収益	1,913	2,181	2,596	2,808	3,027	3,392	4,054	4,371	
その他固定負債	3,814	5,187	8,763	9,769	9,576	10,427	10,989	11,901	
Ovriga långfristiga skulder till koncernföretag(グループ会社への長期負債)	0								
固定負債合計	8,180	9,025	12,919	14,039	13,968	15,466	17,428	18,283	
固定負債合計	8,180	9,025	12,919	14,039	13,968	15,466	17,428	18,283	
6. 流動負債									
SLL(ラントスティング)への負債	136	97	97	97	97	118	162	129	
買掛金	802	1,260	642	992	941	954	1,279	1,608	
子会社(グループ企業)への負債	0								
関係会社(関連企業)への負債									
その他の流動負債	241	41	248	238	262	347	307		
未払費用および前払収益	863	211	474	735	461	650	1,149	910	
342	549	638	838	793	860	404	468		
短期負債合計	2,143	2,358	1,892	2,910	2,530	2,844	3,341	3,422	
短期負債合計	2,143	2,358	1,892	2,910	2,530	2,844	3,341	3,422	
自己資本・負債合計	16,558	18,103	22,283	23,764	22,995	24,914	27,418	29,614	
	16,558	18,103	22,283	23,764	22,995	24,914	27,418	29,614	
担保資産									
個別債務	29,422	32,754	36,352	23	23	23	23	23	

		SL親会社個別(百万SEK)							
		2000.12.31	2001.12.31	2002.12.31	2003.12.31	2004.12.31	2005.12.31	2006.12.31	2007.12.31
【資産の部】									
1. 固定資産									
無形固定資産									
使用権		5	4	2	7	6	4	4	4
有形固定資産									
建物および土地		1,707	1,858	2,046	2,618	3,099	3,609	4,018	4,360
鉄道線路		2,454	2,680	3,435	3,962	4,759	5,134	5,418	5,891
所有車両		16	16	15	40	129	78	96	265
設備(機械および装置)		94	93	92	96	95	246	243	295
建設仮勘定及び前払金		182	82	160	132	111	1,426	1,831	2,782
有形・無形固定資産合計		4,453	4,729	5,748	6,848	8,193	10,493	11,606	13,593
金融資産		4,458	4,733	5,750	6,855	8,199	10,493	11,606	13,593
子会社(グループ企業)株式		28	14	31	2	2	2	2	2
関係会社(関連企業)株式			25	25	25	24	22	22	9
関連会社に対する長期受取債権			0	0	0	0			
その他の長期受取債権		1	0	50	50	50	50	0	1
金融資産合計		29	39	106	77	76	74	24	12
固定資産合計		4,482	4,768	5,854	6,925	8,269	10,567	11,630	13,605
4,487		4,772	5,856	6,932	8,275	10,571	11,634	13,609	
2. 流動資産									
棚卸資産									
在庫		18	76	74	79	87	82	100	105
短期債権									
売掛金		178	171	166	237	285	109	257	190
SLL(ランディング)に対する売掛金		735	7	65	7	23	6	5	0
子会社(グループ企業)売掛金		6,104	5,404	5,600	4,201	3,217	2,283	1,682	1,677
関係会社売掛金			151	138	227	186	47	73	111
その他の売掛金		453	260	414	998	434	474	720	1,026
渋滞税実績に伴う交通の増加									
前払費用および未収収益		88	159	152	116	209	234	229	169
短期債権合計		7,558	6,152	6,535	5,786	4,354	3,153	2,966	3,173
現金及び現金同等物		7,576	6,228	6,609	5,865	4,441	3,153	2,966	3,173
1,422		1,476	1,332	810	504	843	1,175	476	
流動資産合計		8,998	7,704	7,941	6,675	4,945	4,078	4,241	3,754
8,998		7,704	7,941	6,675	4,945	4,078	4,241	3,754	
資産の部 合計		13,480	12,472	13,795	13,600	13,214	14,645	15,871	17,359
		13,485	12,476	13,797	13,607	13,220	14,649	15,875	17,363
		SL親会社個別(百万SEK)							
		2000.12.31	2001.12.31	2002.12.31(次)	2003.12.31	2004.12.31	2005.12.31	2006.12.31(次)	2007.12.31
【自己資本および負債の部】									
1. 自己資本									
株式資本		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
分配不能準備金/法定準備金		1	1	1	1	1	14	14	14
		4,001	4,001	4,001	4,001	4,001	4,014	4,014	4,014
総額利益/総額損失							4,014	4,014	4,014
当期利益		0	0	0	0	131	440	(1,367)	82
		0	0	0	0	131	440	(394)	987
自己資本合計		4,001	4,001	4,001	4,001	4,132	4,454	3,620	5,001
自己資本合計		4,001	4,001	4,001	4,001	4,132	4,454	3,620	5,001
2. 少数株主持分							0	0	0
3. 非課税準備金		810	1,207	1,641	1,910	1,923	1,923	1,923	1,923
4. 引当金		504	873	1,032	466	662	748	1,760	1,578
5. 固定負債									
SLL(ランディング)からの長期借入金		2,453	1,657	1,560	1,462	1,365	1,647	2,385	2,011
長期前払収益		1,913	2,181	2,596	2,808	3,027	3,392	3,548	3,886
その他固定負債		0	0	0	0	0	0	0	0
Orvrig långfristiga skulder till koncernföretag(グループ会社への長期負債)		1							
固定負債合計		4,367	3,838	4,156	4,270	4,392	5,039	5,933	5,897
固定負債合計		4,367	3,838	4,156	4,270	4,392	5,039	5,933	5,897
6. 流動負債									
SLL(ランディング)への負債		136	97	97	97	97	118	162	129
買掛金		313	286	330	708	672	775	1,171	1,439
子会社(グループ企業)への負債		3,068	1,650	2,240	1,678	909	989	634	666
関係会社(関連企業)への負債			232	27	216	230	243	334	305
その他の流動負債		19	22	45	71	82	141	90	96
未払費用および前払収益		267	270	228	190	121	219	248	329
短期負債合計		3,803	2,557	2,967	2,960	2,111	2,485	2,639	2,964
短期負債合計		3,803	2,557	2,967	2,960	2,111	2,485	2,639	2,964
自己資本・負債合計		13,485	12,476	13,797	13,607	13,220	14,649	15,875	17,363
		13,485	12,476	13,797	13,607	13,220	14,649	15,875	17,363
担保資産							なし	なし	
偶発債務		29,422	32,754	36,352	23	23	23	23	23

	連結CF(百万SEK)				個別CF(百万SEK)		
	2005	2006	2007		2005	2006	2007
1. 営業活動				1. 営業活動			
営業損益(金融資産投資による損益考慮前)	553	(649)	761	営業損益(金融資産投資による損益考慮前)	(133)	(1,316)	120
非現金項目の調整				非現金項目の調整			
有形・無形固定資産の減価償却および評価損	986	1,208	1,278	有形・無形固定資産の減価償却および評価損	497	528	592
引当金繰入額	(115)	999	(15)	引当金繰入額	85	1,012	(181)
資産売却および除却による損益	14	(58)	51	資産売却および除却による損益	7	(62)	17
承認済みの国庫補助金	(123)	(134)	(176)	承認済みの国庫補助金	(123)	(134)	(176)
その他	(10)	(19)	1	その他	0	0	0
	1,305	1,347	1,900		333	28	372
受取利息	76	67	75	受取利息	15	23	62
支払利息	(290)	(371)	(520)	支払利息	(75)	(74)	(100)
営業活動からのキャッシュフロー(運転資本の変動前)	1,091	1,043	1,455	営業活動からのキャッシュフロー(運転資本の変動前)	273	(23)	334
運転資本の変動によるキャッシュフロー				運転資本の変動によるキャッシュフロー			
棚卸資産及び補給品の増加(−)/減少(+)	5	(18)	(5)	棚卸資産及び補給品の増加(−)/減少(+)	5	(18)	(5)
請求権の増加(−)/減少(+)	(371)	90	(686)	請求権の増加(−)/減少(+)	1,167	567	(406)
短期負債の増加(−)/減少(+)	294	547	113	短期負債の増加(−)/減少(+)	266	79	358
営業活動からのキャッシュフロー	1,019	1,662	877	営業活動からのキャッシュフロー	1,711	605	281
2. 投資活動				2. 投資活動			
有形固定資産の取得による支出	(2,309)	(3,445)	(3,110)	有形固定資産の取得による支出	(2,843)	(2,015)	(2,628)
子会社・関連会社の売却による収入	9	0	44	子会社・関連会社の売却による収入	9	0	44
有形固定資産の売却による収入	34	71	0	有形固定資産の売却による収入	34	66	0
その他	8	37	(165)	その他	0	0	0
投資活動からのキャッシュフロー	(2,258)	(3,337)	(3,231)	投資活動からのキャッシュフロー	(2,800)	(1,949)	(2,584)
3. 財務活動				3. 財務活動			
SLL(ランディング)からの投資借入	400	900	700	SLL(ランディング)からの投資借入	400	900	700
他の長期負債の変動額	804	951	889	他の長期負債の変動額	112	(182)	(3)
債務の償却額	(32)	(117)	(1,074)	債務の償却額	(80)	(117)	(1,074)
政府補助金の受取額	659	313	517	政府補助金の受取額	659	313	517
グループからの出資受入額		−	−	グループからの出資受入額	578	391	567
暫定株主による出資支払額(utbetalat villkorat aktieägartillskott)	(118)	0	0	暫定株主による出資支払額(utbetalat villkorat aktieägartillskott)	(118)	0	(30)
株主からの出資受入額(erhålllet aktieägartillskott)		0	955	株主からの出資受入額(erhålllet aktieägartillskott)		0	955
その他	(135)	(40)	(28)	その他	(123)	371	(28)
財務活動からのキャッシュフロー	1,578	2,007	1,959	財務活動からのキャッシュフロー	1,428	1,676	1,604
当期キャッシュフロー	339	332	(395)	当期キャッシュフロー	339	332	(699)
現金及び現金同等物の期首残高	511	850	1,182	現金及び現金同等物の期首残高	504	843	1,175
現金及び現金同等物に係る換算差額		0	5	現金及び現金同等物に係る換算差額		0	0
現金及び現金同等物の期末残高	850	1,182	792	現金及び現金同等物の期末残高	843	1,175	476

第2章 參考資料

社会保険国民会議中間報告(概要)

平成20年6月19日
社会保障国民会議

1はじめに～社会保険国民会議における議論の出発点～

1 国民の安全と安心を支える社会保険

社会保険制度は、私たちの暮らしを支える最も重要な社会基盤。社会保険制度が信頼できるものでなければ、国民生活の安定はありません。

国民の期待に応える社会保険制度を構築することは、国家の基本的な責任のひとつ。

2 時代の要請、社会の変化に応える社会保険

社会保険制度を、持続可能なものとし、経済社会の様々な変化にあわせて、その機能を強化していくなければならない。時代の要請、社会の変化に応えられる社会保険制度を見出すべく、必要な改革の方向性・処方箋を提起することが社会保険国民会議に課せられた役割。

3 全ての国民が参加し支える、国民の信頼に足る社会保険

社会保険は全ての国民にとって必要なもの。給付の裏側には必ず負担がある。国民にはサービスを利用する権利と同時に、制度を支える責任がある。

社会保険は、国民一人が支え手として初めて有効に機能するもの。簡素で効率的かつ公平で透明な制度を作っていくことが改革の基本。

4 地方が協働して支える社会保険

社会保険制度を国民に近で安心できるものとするためには、社会保険制度の構造と現場での運用の両面において、国と地方公団体がそれぞれの責任を果しながら対等の立場で協力しあう関係を築くことが重要。

2 社会保険改革の基本的視点

1 これまでの社会保険改革の流れ

2000年以降の医療・年金・介護の一連の「社会保険構造改革」により、社会保険制度の経済財政との整合性、持続可能性は育ちました。

2 今日の社会保険が直面する課題

しかししながら、一連の構造改革で十分対応できなかつた課題、改革の過程で新たに生じた問題など、社会保険制度は引き続き「様々な課題」に直面。

(1) 少子化対策への取組みの遅れ

少子化の進行は、社会保険のみならずわが国経済社会全体の基底を揺るがす大きな問題であり、少子化対策は文字通り「待ったなし」の課題。

(2) 高齢化の一層の進行

75歳以上高齢者の増加とともに、医療・介護を中心とした社会保険給付費の増大は不可避免であり、制度の持続可能性をいかに確保していくかは依然として大きな課題。他方、高齢者世代には絶対的下り下げ・自己負担増への不安、郵便世代（特に若者世代）には負担増への懸念意識、世代間の負担の不公平感。今後の改革の方向によっては、国民意識の分裂・社会保険制度の基盤が幅広く可能性。

3 医療・介護サービス提供体制の劣化

救急医療体制の弱体化、産科・小児科を中心とする医師不足、地域医療の崩壊、介護分野における恒常的人材確保難など、生活を支える医療や介護サービスの基礎が劣化。

4 セイフティネット機能の低下

格差の拡大やセイフティネット機能の低下は、「社会の公正さ」への不信感を増大させ、社会保険の基盤である国民の相互連帯意識を大きく損なうという意味でも大きな問題。

1 制度への信頼の低下

制度改正を重ねる中で、国民にとってわかりにくく利用しにくい制度になっている。これが、制度運営の非効率さにもつながり、制度が本来の機能を十分発揮できない原因にもなる。

2 加えて、社会保険行政問題など事業運営面で国民の信頼を大きく裏切る不祥事が発生し、そのことで制度そのものへの不信が生まれている。

3 今后の社会保険改革の基本方面～社会保険の機能強化～

今までの一連の制度改革により、社会保険制度の持続可能性は向上。「制度の持続可能性」を確保していくことは引き続き重要な課題だが、同時に、今後は、社会経済構造の変化に対応し、「必要なサービスを保障し、国民の安心と安全を確保するための「社会保険の機能強化」」に重点を置いた改革を進めいくことが必要。

3 社会保険の機能強化のための改革

1 社会保険の制度設計に際しての基本的な考え方

(1) 自立と共生・社会的公正の実現
私たる社会は、個人の自助・自衛を基本とし、一人一人の安全と安心は、相互の助け合い・連帯によって支えられている。社会保険制度は、「所得再分配の機能」を通過して、給付の平等・負担の公平という「社会的公正」を実現。

2 持続可能性の確保・国民の多様な生き方の尊重

(2) 国情世代が75歳になる2025年以降を見通し、長期にわたって持続可能な制度の構築を追求しなければならない。
同時に、社会保険制度は、人々の暮らしや価値観の変化に対応した制度であるべき。個人の職業選択や生き方の選択によって制度の適用、給付や負担に不合理な格差が生じるようないこことがあってはならない。

(3) 効率性・透明性

社会保険制度は効率的で、簡素で分かりやすいものであることが必要。
一人人が地域社会の一員として様々な地元社会の支え合い・助け合いの仕組みに参加し、共に支え合っていくことが重要。

(4) 公私不分担・地域社会の協働

技術革新の成果がサービスの効率化や質の向上に活かされることが必要。
技術革新の成果がサービスの効率化や質の向上に活かされることは必要。
(6) 給付と負担の透明化を図じた制度に対する信頼、国民の合意・納得の形成

(4) 地域における子育て環境の整備

地域の多様な主体が担い手となり、子ども自身の視点に立つとともに、親を一方的な一身一體の成長に寄り添う形で支援することが重要。

(5) 少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築

わが国の家庭政策関係支出は諸外国に比べて際立って大きい。国・地方を通じた財源確保を図り、大胆かつ効率的な財政投⼊を行つてサービスの質量の確保とともに、様々な制度に分かれている多様な子育て支援サービスの充実、安定的財源の確保とともに、様々な制度体系の構築を検討することが必要。

「子供と家庭を対象とする日本重点戦略」で示された、今後追加的に必要となる財源規模は1.5兆～2.4兆。少子化の流れが続くことは、経済や社会保障全体の基盤を揺るがすことになることを十分認識し、負担を将来世代に先送りすることなく、速やかな対策の実施が必要。

6 セイフティネット機能の強化

社会保障制度が持つリスクヘッジ機能の強化、適時適切なサービス提供の実現という観点から制度面・運用面からの見直しを検討すべき。

そのためには、①高齢療養費制度の改善（現物給付など）、②低所得者対策の見直し（制度横断的な改革を行ふべき。ITの活用や社会保障番号制の導入検討を積極的に推進すべき）。

7 制度における信頼の回復、国民目線に立つた改革の実施

(1) 公的年金制度への信頼回復

現在の基礎年金制度の財政的安定性は、平成16年改正のマクロライド制度導入により大きく向上。現行制度に対する不信は、制度それ自体の問題というよりは制度運営に開ける國に於する信頼の低下に起因する面が大きい。

公的年金制度の信頼を回復させ、本來の機能を十分に発揮させるためにも、國は、制度への信頼の回復のために総力をあげて努力すべき。

(2) 運用面での改善—できることはすぐ着手

社会保険制度に関しては、大きな制度改革も重要なが、地方分権の視点に立ち、現行制度の運用を改善することで解決できる課題も多い。運用改善ができる事項については、本中間報告での指摘を踏まえて、政府において早急に対応すべき。

4 社会保障の機能強化のための財源

「社会保障制度の持続可能性を重視しつつも、「社会保障の機能強化」を実現するためには、國民経済全体として、社会保障の財源について考えなければならない。
制度の効率化への不断の努力が継続する一方で、速やかに負担についての国民合意を形成し、社会保障制度に対する國・地方を通じた必要な財源の確保を図るべき。
医療・介護サービスに関する将来費用の推計を含め、社会保障全体の財源確保方策について、引き継ぎ検討していく予定。
社会保障に関する統計データの整備・公表について、國は一段の努力を行うべき。

社会保障国民会議 中間報告

社会保障国民会議 中間報告

目次

平成20年6月19日
社会保障国民会議

1はじめに～社会保障国民会議における議論の出発点～

- 1 国民の安全と安心を支える社会保障 1
- 2 時代の要請、社会の変化に応える社会保障 1
- 3 全ての国民が参加し支える、国民の直感に足る社会保障 2
- 4 地方が協働して支える社会保障 3

2 社会保障改革の基本的視点

- 1これまでの社会保障改革の流れ 4
- 2 今日の社会保障が直面する課題 4
 - (1) 少子化対策への取組みの遅れ 4
 - (2) 高齢化の一層の進行 5
 - (3) 医療・介護サービス提供体制の劣化 5
 - (4) セイフティネット機能の低下 5
 - (5) 制度への信頼の低下 6
- 3 今後の社会保障改革の基本方向～社会保障の機能強化～ 6

3 社会保障の機能強化のための改革

- 1 社会保障の制度設計に際しての基本的な考え方 7
 - (1) 自立と共生・社会的公正の実現 7
 - (2) 持続可能性の確保・国民の多様な生き方の尊重 7
 - (3) 効率性・透明性 8
 - (4) 公私の役割分担・地域社会の協働 8
- 5 社会経済の進歩・技術革新の成果の国民への還元 8
- 6 負担と給付の透明化を通じた制度に対する信頼、国民の合意・納得の形成 8

平成20年6月19日
社会保障国民会議

(7)当事者として国民全体が社会保障を支えるという視点の明確化 9

2 社会保障を支える基盤の充実 9

(1) 安定的な経済成長の確保 9

(2) 現役世代の活力の維持・強化 10

(3) ユニバーサル社会の実現 10

3 高齢者の所得保障 10

(1) 公的年金（基礎年金）の財政方式 11

(2) 未納問題への対応 11

(3) 無年金・低年金問題への対応 12

4 医療・介護・福祉サービスの改革 12

(1) 医療・介護ニーズがかかる需要の増大 12

(2) 不十分・非効率なサービス提供体制 13

(3) サービス提供体制の構造改革と人的資源・物的資源の計画的整備 13

(4) 診療報酬体系と介護報酬体系の見直し 14

(5) 医療・介護に関する研究試験の実施 15

5 少子化・次世代育成支援対策 15

(1) 未来への投資としての少子化対策 15

(2) 仕事と生活の調和の推進 16

(3) 子育て支援サービスの充実 17

(4) 地域における子育て環境の整備 17

(5) 少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築 18

6 セイフティネット機能の強化 18

7 制度に対する信頼の回復・国民目線に立った改革の実施 20

(1) 公的年金制度への信頼回復 20

(2) 運用面での改善—できることまずはすぐ— 20

4. 社会保障の機能強化のための財源

21

1950年(昭和25年)のわが国の平均寿命は男性58歳、女性61.5歳で、日本は先進国中最も平均寿命が短い国であった。それから半世紀あまり、今やわが国の平均寿命は男性79歳、女性86歳(資料2)で、日本は世界一の長寿国となった。

こうした大きな変化は、戦後の日本が成し遂げた世界に誇りうる大きな成果である。平均寿命の伸長や高齢人口の増大、つまりより多くの人が長生きすることができるようになったことは、社会の豊かさと安定の反映であるといえる。

この過程で、社会保障制度が大きな役割を果たしたことはいうまでもない。世界保健機構(WHO)の「健康達成度調査」(2000年)によれば、平均寿命や健康寿命などの指標において日本は世界一位の評価を得ている(資料3)。我が国の医療システムは、国民皆保険体制の

下で、これまで大きな成果を生み出してきた。

しかし、21世紀を迎えた今日、経済社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、社会保障制度は様々な課題に直面している。

経済社会の環境変化の中で最も重要なことは、言うまでもなく少子高齢化の進行(資料4)である。

わが国の少子高齢化は他の先進国に例を見ないスピードで進行している。出生率は1.34(2007年(平成19年))で先進国でも最も低いグループに属している一方、高齢化率は20%を超え、既に世界で最も高齢化が進んだ国となっている。

社会保障給付の対象者は高齢者ではないが、年金・医療・介護などいずれをとっても高齢者への給付が大きな比重を占める(資料5)。高齢化の進行によって社会保障給付は増大していく。他方、負担の主たる手は現役世代であり、現役世代の数は少子化の下で減少していく(資料6・資料7)。このことによって、社会保障制度は財政上の困難に直面することとなる。

少子高齢社会において社会保障制度の持続性をいかに維持していくか。このことは私たちが解決しなければならない大きな課題である。

豊かな社会の成果である高齢化と少子化・人口減少という二つの大きな課題を同時に解決するべく、私たちは、世界に先駆けた「太格の少子高齢社会における社会保障のモデル」の構築に取り組まなければならない。

少子高齢化の進行以外にも、社会保障制度は様々な課題に直面している。

働き方の多様化や女性の社会進出、核家族化の進行などによって、職場や地域、家族の姿は大きく変わり、人々の生き方・暮らし方や価値観も多様化している。

社会保障制度を、持続可能なものとしつつ、経済社会の様々な変化にあわせて、時代が求めれる機能・役割を果たすことのできるものとなるよう、その機能を強化していくなければならない。

時代の要請・社会の変化に応えられる社会保障制度を実現すべく、必要な改革の方向性・処方箋を提起すること。これが社会保障国民会議に課せられた役割である。

3 全ての国民が参加し支える、国民の信頼に足る社会保障

社会保障制度は、全ての国民にとって必要なものである。給付の裏側には必ず負担がある。

必要な給付を行うためには、誰かが何らかの形で負担をしなければならない。

国民にはサービスを利用する権利と同時に制度を支える責任がある。まさに、「私たち自身一「あなた」が支える社会保障なのである。

2 社会保険改革の基本的視点

1 これまでの社会保険改革の流れ

1990年代から2000年代前半にかけて、わが国では一連の「構造改革」を実施されたが、「社会保障構造改革」はその重要な柱のひとつであった。
具体的には、2000年以降、以下のようないま・年金・介護の制度改革が行われた。
2000年(平成12年)介護保険制度改革
2001年(平成13年)年金制度改革(マクロ経済ストライドの導入、将来保険料水準の固定等)
2004年(平成16年)年金制度改革(個人3割負担の導入等)
2005年(平成17年)介護保険制度改革(予防重視への転換、施設入居者負担・食費の自己負担化等)
2006年(平成18年)医療保険制度改革(新たな高齢者医療制度の創設、療養病床の再編成等)
「社会保険制度の持続可能性の確保」をキーワードとするこれら一連の改革により、社会保険制度の構造改革が進み、経済財政との整合性、社会保険制度の持続可能性は高まつた。

2 今日の社会保険が直面する課題

しかしながら、これら一連の社会保険制度改革によつても十分対応できなかつた問題や改革の過程で新たに生じた問題など、社会保険制度は引き続き様々な課題に直面している。

(1) 少子化が集への取組みの遅れ

過去20年以上わが国の出生率はほぼ一貫して低下しており、少子化の進行スピードは非常に早い。2007年、ついにわが国の総人口は減少に転じ、人口減少社会に入った。
1990年(平成2年)の1.57ショック以後、国も地方自治体も少子化政策への取組みを進めてきたが、本格的少子化政策への取組みは十分とはいえない、そのことが更なる少子化の進行をまねく要因となつている。

少子化の進行は社会保険のみならずわが国経済社会全体の基盤を搖るがす大きな問題であり、少子化対策は文字通り「待ったなし」の課題である。

(2) 高齢化の一層の進行

前述のように、わが国の高齢化率は20%を超えて、世界一の高齢社会になっているが、今後も、少子化の動向が変わらない限り、高齢比は一段と進み、2025年(平成37年)には30.8%、2050年(平成62年)には39.6%に達すると予想されている。
さらに、75歳以上高齢者の増加とともに、医療・介護を中心とした社会保険給付費の増大は不可避である。したがって、医療・介護を中心に、制度の持続可能性をいかに確保していくかは依然として大きな課題となる。
しかし一方、高齢者世代には給付切り下げ・自己負担増への不安があり、現役世代(特に若者世代)には負担増への忌避意識・世代間の負担の不公平感がある。今後の改革の方向については、国民意識の分裂・社会保険制度の基盤が揺らぐ可能性がある。

(3) 医療・介護サービス提供体制の劣化

救急医療体制の弱体化、産科・小児科を中心とする医療や介護サービスの基盤が劣化している。「医療崩壊」という言葉さえ使われるようになつた。

(4) セイフティネット機能の低下

労働市場の二極化・格差の固定化が進み、被用者保険から脱落する非正規労働者が増大するなど、社会保障制度の綱の目(セイフティネット)からもれててしまう層が増大している、との批判がある。また、本来、労働市場改革(規制緩和など)を行ななけなかった社会保険改革(非正規労働者への社会保険適用拡大等)を行なわれなかつたことに比べ、労働市場の二極化、非正規労働者の増大を増幅した、との批判もある。さらには、一人暮らし高齢者の増大、家族や地元の支援力の低下、格差の拡大やワーキングプアといった課題に対して、社会保険の生活保護機能、所得再分配機能が十分働いていない、との批判もある。
格差の拡大やセイフティネット機能の低下は、「社会の公正さ」への不信感を増大させ、社会保障の基盤である「国民の相互連帯意識」を大きく損なうという意味でも大きな問題である。

(5) 制度への信頼の低下

制度改正を重ねる中で、社会保障制度が非常に複雑なものになってしまった。運用面での課題も多く、国民にとってわかりにくく利用しにくい制度になっていると言つざるを得ない。制度が複雑で分かりにくいことは、制度運営の非効率さにもつながるものであり、結局は制度が本来の機能を十分発揮できない原因にもなる。

加えて、社会保険問題など事業運営面で国民の信頼を大きく裏切る不祥事が発生し、そのことで制度そのものへの不信が生まれている。

3 今後の社会保障改革の基本方向へ社会保障の機能強化へ

1で述べたように、これまでの社会保障改革は、経済財政政策との整合性を基本に「制度の持続可能性」に重点を置いた改革であった。今までの一連の制度改革により、公的年金制度を始め、社会保障制度の持続可能性は向上している。

しかしながら他方で、今日の社会保障制度は2で述べたような様々な課題に直面している。「制度の持続可能性」を確保していくことは引き続き重要な課題であるが、同時に、今後は、社会経済構造の変化に対応し、「必要なサービスを保障し、国民の安心と安全を確保するための「社会保障の機能強化」」に重点を置いて改革を進めていくことが必要である。

3 社会保障の機能強化のための改革

1. 社会保障の制度設計に際しての基本的な考え方

私たちの社会は、個人の自助・自律を基本としている。しかし同時に、どれだけ経済的・社会が一恵まれの人でも、人は一人では生きていけない。一人一人の安全と安心は、相互の助け合い・連帯によって支えられている。

社会的な助け合い・連帯の仕組みである社会保障制度においては、給付はニーズに応じて行われ、他方で負担は経済的能力に応じて行われるのが原則である。
経済的・社会的に恵まれている人は多くを負担し、社会的・経済的に弱い立場にいる人の負担は小さい。高齢者であっても経済的・社会的に恵まれている人はいるし、逆に現役世代の中にも弱い立場の人がある。

社会保障制度は、このような「所得再分配の機能」を通じて、給付の平等・負担の公平という「社会的公正」を実現している(資料8・資料9)。

(2) 持続可能性の確保・国民の多様な生き方の尊重

いわゆる「団塊の世代」がこれから高齢者の仲間入りをする。
この人たちとは、その人數の大きさ(1947年から49年生まれの人は全体で677万人になる)もさることながら、現在の高齢世代と比較すれば、多様な価値観とはっきりした権利意識をもち、その後の経済成長の中で豊かな生活を送ってきた人たちであり、「新しい高齢者」ともいうべき人たちであるといえる。

この人たちが、75歳ごなるのは2025年以降であり、2025年以降わが国はさらに一段と高齢化が進行する(資料10)。2025年以降を見通し、長期にわたって持続可能な制度の構築を追求しなければならない。

同時に、働き方の多様化や女性の社会進出、核家族化の進行などによって、人々の生き方・暮らし方や価値観は多様化している。社会保障制度は、人々の暮らしや価値観の変化に 맞応した制度であるべきであり、個人の職業選択や生き方の選択によって制度の適用、給付や負担に不合理な格差が生じるようないことがあってはならない。

(3) 効率性・透明性

いまでもなく、社会保障制度は効率的なものでなければならぬ。社会保障が果たすべき機能を十全に果たし、同時に制度の運営やサービス提供の仕組みはできる限り無駄のない効率的なものとすることが求められる。

そのためには、社会保障制度は簡素で分かりやすいものであること、つまり透明であることが必要である。

(4) 公私の役割分担・地域社会の協働

助け合い連帯の仕組みを担っているのは、「社会的に制度化された仕組み」としての社会保障制度だけではない。地域社会の中での日常的な支え合いやNPO・住民参加型相互扶助組織のような「自律的・インフォーマルな相互扶助(共助)」の仕組みもある。

公的な支えある社会保障制度とともに、様々な地域社会の支えあい・助け合いの仕組みがあるこそ、人は安心して生きていけることができる。

したがって、一人一人が地域社会の一員としてこのような相互扶助の仕組みに参加し、共に支え合っていくことが重要である。

(5) 社会経済の進歩・技術革新の成果の国民への還元

ITの進歩は社会のあらゆる面に大きな影響を与えており、医療・介護分野においても技術革新はめざましい。こうした技術革新の成果が医療や介護などのサービスの効率化や質の向上に活かされる必要がある。

(6) 給付と負担の透明化を通じた制度に対する信頼、国民の合意・納得の形成

国民たのもが必要な時に必要な給付を受けていることを実感できることが、社会保障をえる負担への納得につながる。

その意味で、社会保障のみえる化は重要である。幼年期・学齢期・若年期・壮年期・高齢期など、一人一人のライフステージの各段階で、給付・負担両面で社会保障がどのように関わっているかを明らかにし、自分の人生設計と社会保障がいかに密接に関わっているかを分かりやすく明示されることは、社会保障に対する理解を深め、制度への信頼や改革への合意、さらには必要な負担への納得を形成していく上で非常に重要である。

(7)当事者として国民全体が社会保障を支えるという視点の明確化

社会保障制度においては、国民一人一人が給付・負担の両面で社会保障の当事者であり（資料11・資料12）、社会保障の給付を受けサービスを利用する権利があるとともに、社会保障制度を支えていく責任を負っている（資料13）。

社会保障制度を支える責任とは、第一義的には必要な負担をするということであるが、それにとどまらず、社会保障制度の運営に開かをもち、制度運営に参加していくことでもある。

社会保障制度が十全に機能することによって、必要な人が必要な時に必要な給付を受けられ、公平な負担が実現されるかどうか、国民一人一人が常にその制度運営に開心を持ち、開かれをもつことが求められる。

その意味で、制度運営に参加することも、国民の権利であり、責任である。

2. 社会保障を支える基礎の充実

(1) 安定的な経済成長の確保

経済成長は社会保障の持続可能性にとって不可欠の前提ではあることはいうまでもない。安定的な経済成長なければ、社会保障に必要な財源(税金や社会保障料)を確保するにはできない。

安定的な経済成長が確保されよう、経済財政政策、雇用・労働政策、産業政策など、必要な施策が一体となった総合的な政策を強力に推進していくなければならない（資料14・資料15）。

他方、社会保障の本来機能は、国民生活の安心・安定を確保することである。国民生活が安定していることは経済社会の発展の前提であり、経済成長を支える基礎となる。例えば公的年金は高齢者の所得保護を通じて世代間・地域間の所得再配分に寄与しているし、地域経済の底支えにも貢献している（資料16）。

社会保障は国民生活の安定を通して経済を支え、経済は社会保障制度自身の基礎を支えることにはつながる。

(2) 現役世代の活力の維持・強化

社会保障を支えているのはいまでもなく現役世代である。社会保障を支える基盤の強化という意味で、社会保障の支え手である現役世代の活力を可能な限り維持・強化していくことが不可欠である。

働くことを望む若者、女性、高齢者など、働く意思のある人は誰もがその能力を伸ばし、社会で發揮できるようにしていくこと、将来に希望を持つて安心して働けるよう、雇用機会・能力・労働機会を拡大することが重要である。

この点については、所得確保・保障分科会(雇用・年金)中間取りまとめの中で詳しく書かれているが、現役世代の雇用確保は、多様な人生選択の保障、さらには本人自身の老後保障の確保という観点からも重要であり、就職氷河期に正社員となれなかつた年長フリーター等の正規雇用化促進など非正規労働者扶養を通じた若年者の安定雇用の確保・処理の改善(資料17・18)、諸外国と比較しても就労意欲の高い高齢者の雇用機会の広がり(資料19)、結婚・出産後の女性の就労支援・再就労支援・障害者雇用の確保などの施策を積極的に進めていくことが必要である。

同時に、雇用の質を確保するための人的資本の充実(人材力=職業能力の開発)、多様な働き方を保障する働き方に中立的な社会保障制度の確立を図るべきである。

(3) ユニバーサル社会の実現

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、能力と意思のあるだれもが、その持てる力を発揮して社会の担い手、支え手として社会活動に参画し活躍できる社会の実現が強く望まれる。

とりわけ、障害がある人が、必要な給付サービスを保障されつつ、社会の支え手として自らの能力を発揮し、自己実現していくよう的な施策を講じることが重要である。

3 高齢期の所得保障

高齢期の所得保障は、自らの勤労所得・財産所得・年金所得の適切な組み合わせが基本となるが、現実には公的年金が高齢期の所得保障の柱となっている(資料20)。改めて言うまでもなく、公的年金制度の長期的な安定・給付水準の確保は重要な課題である。

(1) 公的年金(基礎年金)の財政方式

社会保険国民会議では、平成16年の国民年金改正法が制定されている基礎年金審査担当の1/2への引き上げ実施を前提に、基礎年金制度の財政方式について、現行社会保険方式、現行社会保険方式の修正案、税方式(復数率)について、寄附的・中立的な定量的シミュレーションを実施し、関連資料(「シケーダータ」とともに公表した)を用いて、関連点の整理等については、所得確保・保障(雇用・年金)分科会中間とりまとめの中で詳述している。

建設的な制度改革論議を行なうには、共通の土台となる客觀的・実証的データに基づく議論が不可欠である。このシミュレーション結果がそのような共通の土台となる基礎資料として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まるこことを期待している。

(2) 未納問題への対応

現行制度の最大の問題は未納問題である。未納はマクロ的には年金財政に大きな影響を与えるものではない。しかしながら、継続的な未納者は何者無年金者となり、生活保護受給者となる可能性があるという意味で未納の増加とともに未納問題は基礎年金制度における最大の問題である。

また、未納者の増大は直面目に納付する人々の不公平感を増大させ、制度への信頼を低下させ、更なる未納の増大を招く危険がある。その意味でも未納問題は基礎年金制度にとって重大な問題である。

未納問題を解決していくためにには、未納者の属性を分析し、属性に對応した実効ある対策を早急に実施することが必要である。具体的には、

- ① 低所得者については、免除制度の積極的活用(事実上の税方式による最低保障)を行う
- ② 非正規雇用者・非適用事業所雇用者については、厚生年金の適用を拡大するとともに、
雇用主による代行徴収を行う
- ③ 確實的不払い者(多くは中高齢所得者)については、徹底した強制徴収を実施する等、制度的対応を含めた措置を講じ、納付率の向上に真剣に努めるべきである(資料21)。

(3) 無年金・低年金問題への対応

無年金者は現在 44 万人、高齢者人口の約 2%弱である（資料22）。無年金・低年金は過去の納付実績の反映であり、近時の適用拡大による未加入者の減少（過去は総計上の納付率は高かっただけが未加入者が多かったので実質的な意味での納付率は現在とあまり変わらない）などを考慮すれば、現行の納付率で推移した場合、将来無年金者が大きく増大することを考えにいくが、逆にいえば、現在のままの納付率水準であれば将来にわたりたつて継続的に一定割合（約2%）の無年金者が発生しつづけるということであり、やはり大きな問題である。

無年金者の発生を最小限に食い止めるため、未納対策の徹底とともに、単身高齢者女性等を念頭に置いた基礎年金の最低保障額の設定、弾力的な保険料追納等の措置を検討すべきである。
さらに、最後のセイフティネットとしての生活保護制度の弔葬补贴等についても検討すべきである。

4 医療・介護・福祉サービスの改革

医療・介護・福祉は、年金のような所得保障（現金給付）ではなく、サービスの保障（現物給付）が基本となることから、国民が、医療サービスや介護サービスという現物のサービスが保障され、そのサービスを提供するために必要な費用を医療保険制度や介護保険制度を通じて保険料や税金として負担する、というのが基本的な姿になる。

したがって、医療・介護・福祉については、サービスを提供する体制・システム（医療機関や介護施設など）をどのように整備するかという問題と、サービスにかかる費用をどんな仕組みでどのように負担していくかということを同時に考えなければならない。

(1) 医療・介護にかかる需要の増大

繰り返し述べているように、今後、75 歳以上高齢者の増大（資料23）、核家族化や一人暮らし世帯の増大による家族介護力の低下（資料24）、地域のサポート力の低下の進行などにより、医療・介護サービスの需要は高齢化のスピードを上回って増大していくものと考えなければならない。

他方、現時点におけるわが国の医療・介護サービスにかかる給付費は国際的に見ても必ずしも高くない。したがって、医療・介護サービスの需要に応えるサービスを確保していくための将来の財源確保が大きな課題となることは不可避である。

(2) 不十分・非効率なサービス提供体制

わが国の病院は、公的病院よりも民間病院（個人立・医療法人立）の病院の割合が高く、全体として病院の規模も小さい（資料25）。また、病床数が諸外国と比較して多く（資料26）、急性期・慢生期・回復期といった病床の機能分化は不明確である一方で、医療現場の人員配置が手薄で、国際標準から見ても病床あたりで比較した医師・看護師数が少なく、病院全体のスタッフ数も少ないという特徴が指摘されている（資料27）。

現在、わが国は、救急医療の問題、地域医療の問題、産科小児医療の不足など、様々な緊急の課題に直面している。これらの課題に対しては、救急医療体制の強化や臨床研修指定病院の機能強化、専門職種間の役割分担の見直しによる医師の負担軽減など、現段階でできる限りの対策を講じていくことはもちろん必要だが、同時に、（3）で述べるような、わが国の医療が抱えている構造問題の解決への取組みが欠かせない。

また、「人が人を支えるサービス」である医療・介護・福祉サービスにおいては、医師と患者との信頼関係、医療・介護サービスを求める者と利用する者の信頼関係が非常に重要である。両者がそれぞれに相手の立場を理解し、協力し合う関係をつくることが重要である。

(3) サービス提供体制の構造改革と人的資源・物的資源の計画的整備

わが国の医療・介護サービス提供体制が抱える問題は、長い時間をかけて形成されてきたものであり、様々な背景要因が複雑に絡み合っていることから、問題解決のためにには、文字通り思い切った「構造改革」が必要である。
詳細について、医療・介護・福祉（医療・介護・福祉）中間にまとめの中で詳しく述べているが、「選択と集中の考え方」に基づいて効率化すべきものは思い切って効率化し、他方で資源を集中投入すべきものには思い切った投入を行うことが必要であり、そのためには必要な人的・物的資源の計画的整備を行ることが必要である。

① サービス提供体制の構造改革

・病院機能の効率化と高度化

国際標準から見て過剰な病床の思い切った適正化と医療構造や医療・介護ニーズの変化に対応した病院・病床の機能分化の徹底と集約化
専門的医療提供を行う中核的病院(特に急性期病院)を中心とした人員配置の思い切った拡充・機器設備の充実

・地域における医療機能のネットワーク化

「施設完結型」システムから「地域完結型」システムへの転換。地域の病院・診療所が網の目状のネットワークをとり、地域資源を最大限効率的に活用しながら相互の機能が担い連携によって「面的」に医療ニーズをカバーする体制の実現

・地域における医療・介護・福祉の三位一体の実現

人々が日常生活を過ごす地域で、必要な医療・介護・福祉のサービスが包括的、継続的に提供できる体制の実現。
在宅支援機能を持つ主治医と介護専門員の連携を軸とした「地域包括ケアマネジメント」の実現

・医療・介護を通じた専門職間の機能・役割分担の見直しと協働体制の構築

「チーム医療」「多職種協働」を基本に、限られた専門人材を効果的・効率的に活用し、利用者に対するよりよいサービスの提供を実現

② サービスを支える人的・物的資源の計画的整備

・人的資源の確保

「人が人を支える」という意味における「労働集約型サービス」としてのサービスの特性を踏まえ、医療・介護分野ごとの人的資源需要予測を行い、計画的養成、整備に取り組む(資料28)。

・物的基盤の整備

知識集約産業としての特性を踏まえた、病院・施設の設備整備コストの確保

医療・介護におけるIT化の推進(可能な限りのレセプトオンライン化前倒し、データベース化促進等)

④ 診療体制体系・介護体制体系の見直し

上記改革を実現していくためには、安定的な財源の確保・継続的な資金投入が必要であるが、同時に医療制度・介護制度内部での財源配分のあり方についての見直しも必要である。

そのためには、診療体制・介護体制について、構造改革を着実に推進する観点から、報酬体系そのものの、基本骨格のあり方にさかのぼった検討が必要である。

(5) 医療・介護に関する将来試算の実施

上記の一連の改革を行っていくことを前提とした上で、あるべきサービスの姿はどうなものなのか、そのことを明らかにしつつ、それを実現、維持していくためにはどれだけの費用(フロー・ストック)が必要なのが推計する試算を早急に実施する。
費用詰替試算を踏まえ、財源の確保方策について検討を行う。

5 少子化・次世代育成支援方策

次世代を担う子どもたちを育むことは、何時の時代にあっても人間の基本的な命の一つであり、子どもを育てる親たち、次世代を育む現役世代の努力を社会全体で支援していくことは当然のことである。
子どもたちが健やかに成長していくための地域や社会の環境を整備し、全ての子ども、全ての子育て家族を支援することこそが、次世代育成支援方策の基本である。

(1) 未来への投資としての少子化対策

出生数の一层の減少は、社会保障制度の基盤を危うくするのみならず、将来的労働力人口の減少等を通して、日本の経済社会の活力そのものを失わせる大きな問題である。
少子化は日本が直面する最大の課題である。
少子化対策は次世代を担う子どもたちへの投資であり、「未来への投資」である。これまで十分な少子化対策に取り組んでこなかったことが異なる少子化の進行を招いてきた。国はこの事実を深刻に受け止め、第2次ベビーブームが30歳代半ばにある現在、速やかに財源を集中投入し、具体的な行動を起こすべきである。

若者の多くは、仕事を持ち、結婚し子どもを持つことを望んでいる。しかし、仕事と結婚・子育てのどちらをとるか、二者択一を迫られているのが現状である。就労と結婚・出産・子育ての不本意な「二者択一構造」の解決を通じて、若者たちの「希望と現実の乖離」を解消しなければならない(資料29・資料30)。

そのためには、「仕事と生活の調和の実現」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を軸の両輪として、必要な改革に取り組むことが重要である（資料31）。

（2）仕事と生活の調和の推進

仕事と生活の調和の実現は、結婚・出産・子育てについての国民の希望と現実の乖離を解消するに当たっての大前提であり、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、全ての働く者について社会全体で働き方の見直しに取り組んでいく必要がある。

まず、若人々が就労による経済的自立が可能な社会を実現するとともに、出産・子育てにおいて父親も母親とともに育児に当たり、子どもと豊かな時間が持てる社会を実現することが必要である。

とりわけ、出産前に仕事をしていた女性の7割が出産を懸念しており、その中にには事業と子育ての両立が難しかったために辞めた人が少なからず含まれている。子ども成長や育児の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるように、代替要員の確保など育儿休業を取得しやすい環境づくりを進めるとともに、休業復帰後の勤務時間短縮等の措置の導入促進の方策について制度的な手当を含めて検討を進めていくべきである。また、働き方を見直し、先進諸国の中でも最低レベルにある男性の育児参加を促進する離場の意識改革と環境整備、生まれた直後から子どもにも接し関われる時間を多く持てるよう「男の産休」（配偶者の産休中は父親の育児休業取得が可能）の普及が重要である。

少子化が進む中、企業には社会的責任を果たす立場からも仕事と生活の調和に取り組んでいくことが求められる。また、それは、長い目で見れば、企業の生産性の向上につながる、企業にとってもメリットの大きな取組みである。しかし、現状では、特に中小企業において余裕のある企業だからできるという意識は根強い。好事例の情報提供やネット分析、呼び水となるようなインセンティブの工夫などにより、仕事と生活の調和への取組を全ての企業に浸透させていくことが求められる。

（3）子育て支援サービスの充実

エンゼルプランの策定以来、総合的な子化政策が講じられ、各種サービスのメニュー 자체はある程度出そろってきたが、「保育所が一杯で入れないために職場復帰できない」、「入所の通知が遅すぎる」「(1歳の壁)、「3～4歳からは幼稚園に通わせたいが、子どもを預かる時間が短い」(4歳の壁)、「利用希望が多く放課後児童クラブに入れない」、「利用時間が二ースに合っていない(小1の時)、「小学校3年生までしか利用できないクラブが多い」、「放課後児童クラブ(厚生労働省)と放課後子ども教室(文部科学省)の連携が不十分」(小4の壁)など、施策が実際に利用される場面において使いやすいものになっておらず、利用者にとって各種施設の推進による改善が実感できない状況になっている。

まずは、こうした利用者からの声に応え、現場レベルのきめ細かな運用改善をできるところから遠やかに手をつけいくことが必要である。

また、住民が各種施設の効果を十分に享受できるかどうかは、基礎的な自治体として住民に直接接し、施設の扱い手となる市町村の取組によるところが極めて大きい。

利用できるサービスに着しい差異が生じている状態の解消、柔軟性が求められるサービスについての地方公共団体の財源と数量性の確保、保育所・幼稚園や放課後子どもクラブなど密接に連携し合うべき施策についての関係省庁の一層の連携、共同の取組の推進をするべきである。

（4）地域における子育て環境の整備

子育てには時間と人手がかかるが、それだけに得られる幸福感も大きい。しかしながら、子育て家庭が孤立化する中で、親が子どもとのさばなを見いだせない、子育ての負担面ばかりを感じかちであるといったケースが増えてきており、子どもとともに親も成長する充実感、子育ての本当の楽しさを実感できるような子育て支援が必要である。親が働いているいらないにかかわらず、各種の子育て支援の基盤として、すべての家庭における子育てを支援する取組を進める必要がある。

地域の多様な主体が扭い手となり、子ども自身の視点に立つとともに、親を一方的なサービスの受け手とせずその主体性ヒニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

(5) 少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築

家族関係社会支出の対GDP比をみると、欧洲諸国が2%～3%であるのに対し、わが国は1%未満と著しく小さい（資料32）。国が責任を持つ國・地方を通じた財源の確保を図つた上で、大胆かつ効果的な財政投入を行い、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るべきである。

同時に、利用者の選択を保障し、利用者のニーズ・子育ての段階に応じたサービスの切れ目ない提供を実現していくためには、現在様々な制度に分かれている子育て支援関係サービスを再構成し、一元的に提供することのできる新たな制度体系の構築が不可欠である。昨年末にヒリまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、仕事と生活の調和の実現と国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスに必要な社会的なコストは、現在の4.3兆円に加えて1.5～2.4兆円と推計されている（資料33）。

このまま少子化の流れが止むことは、結婚・出産・子育てについての国民の希望が実現しないだけでなく、わが国の経済や社会保障全体の持続可能性を脅かすことになる。わが国の少子化の状況は、もはや猶予を許す状況にはない。子育て支援の質量の抜本的拡充と新たな制度体系の構築、負担を将来に先送りせず社会全体で広く負担を分かち合うことについての国民的な合意形成が速やかに進められる必要がある。

6 セイフティネット機能の強化

非正規労働者のような制度の適用から外れる層の発生や未納問題など基礎年金制度を巡る問題、「年長フリーター」、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」など、現在様々なに拡張されている社会保険のセイフティネット機能の低下をめぐる指摘について分析すると、現在の社会保険制度の体系や制度を支える基本的考え方それ自体が、雇用の流動化・就労形態の多様化、女性・高齢者の社会参画の拡大、ライフスタイルの多様化といった社会経済状況の変化、私たちの暮らし方の変化に対応できていないことには大きな背景・要因があるのではないかと考えられる。

働き方に中立的な制度設計、派遣労働者や短時間労働者等の非正規労働者への適用拡大、個人単位の制度適用と世帯単位の制度適用の関係整理など、社会保険制度全体について、社会経済の実態に即した制度の再点検・見直しを早急に行い、具体的な対応策を講じることが強く望まれる。

また、社会保険制度が持つリスクヘッジ機能の強化、適時適切なサービス提供の実現という観点から、以下の点について、制度面・運用面からの見直しを検討すべきである。

① 高額療養費制度の改善

わが国の医療保険制度・介護保険制度には、高額の医療費・介護費が発生した場合に、自己負担（医療保険であれば原則3割負担）が高額となってその負担が家計を痛めかすことのないよう、自己負担に一定の上限を設ける「高額療養費」という制度がある。大きなリスクが生じた時に手厚い給付を行う、という意味で優れた制度であるが、必ずしも十分周知されているとはいえない、使い勝手もよくない。どうのも、患者は病院や施設の窓口にいったん自己負担額を支払った上で、後日申請によって高額療養費を償還してもらう、という仕組みになっているからである。

この制度は、入院の場合について改善措置が講じられてきたが、制度本来の趣旨目的に照らし、そもそも初めて窓口での負担は上限額までとする（理物賄付する）など、さら

② 低所得者対策の制度改革

現在、医療保険制度・介護保険制度・障害者福祉・児童福祉等々、全ての社会保障制度において、保険料や利用者負担について、いわゆる「低所得者特則」が設けられている。低所得者にきめ細かい措置を講じること自体は必要なことが、制度ごとにその基準や考え方がまちまちで手続きも異なつており、さらに制度改正ごとにより複雑なものになっている。

これでは利用者にはその全体像がよくわからないし、果たして本当に十分な措置なのか、社会保障制度全体で考えた時に本当に公平な措置といえるのか、判断できない。

本来の趣旨である「家計に過重な負担をかけない」という原点に立ち戻って、制度慣習的な簡素化・分かりやすい制度へと改革すべきである。

そのためには、個人レベルでの社会保障の給付に負担を明らかにすることが不可欠であ

り、ITの活用や社会保険番号制の導入検討を積極的に推進すべきである。

7 制度に対する信頼の回復・国民目線に立った改革の実施

4 社会保障の機能強化のための財源

(1) 公的年金制度への信頼回復

所得確保・保障(雇用・年金)分科会中間とりまとめにもあるように、現在の基礎年金制度の財政的安定性は、平成16年改正のマクロスライド制度導入により保険料水準の上限が設定されるとともに給付の調整措置が講じられたことで大きくなりした。

にもかかわらず、金額脱方式への転換など公的年金の財政方式を巡る議論が活発化している大きな背景には、現行制度に対する不信の増大がある。この不信は、制度それ自体の問題といよいよは制度運営に関する国(厚生労働省・社会保険庁)に対する信頼の低下(度重なる不祥事など)に起因する面が大きい。

公的年金制度の信頼を回復させ、本来の機能を十分に発揮させるためにも、国(厚生労働省・社会保険庁)は、制度への信頼の回復のために総力をあげて努力しなければならない。

(2) 運用面での改善——できることとはすぐ着手——

社会保障制度に関しては、大きな制度改革が重要だが、地方分権の視点に立ち、現行制度の運用を改善することで解決できる課題も多い。

運用面での課題については、各分科会の中間とりまとめの中で、それぞれ具体的な指摘されているが、特に少子化扶養(子育て支援サービス)に問題としては、本国民会議のホームページ上に設置した「子育て支援ページ」にも、多くの国民から数多くの事例が投稿されており、詳細は持続可能な社会構築分科会(少子化・仕事と生活の調和)中間とりまとめの別添の中で紹介されている。

運用改善に對応できる事項については、本中間報告での指摘を踏まえて、政府において早急に対応すべきである。

「社会保障制度の持続可能性」を重視しつつも、「社会保障の機能強化」を実現するためにには、
国民经济全体として、社会保障の財源について考えなければならない。

社会保障制度の機能を十分なものにし、将来の安心と安定を確保していくためにには、制度の効率化への不断の努力を継続する一方で、速やかに負担についての国民合意を形成し、社会保障制度に対する国・地方を通じた必要な財源の確保を図るべきである(資料34)。

医療・介護サービスに関する話題では、サービス保障(医療・介護・福祉)分科会において、将来費用の措定の実施を予定している。

国民会議としても、この費用推計試算を含め、各分科会からの報告も踏まえつつ、社会保障全体の財源確保方策について、引き続き検討していく予定である。

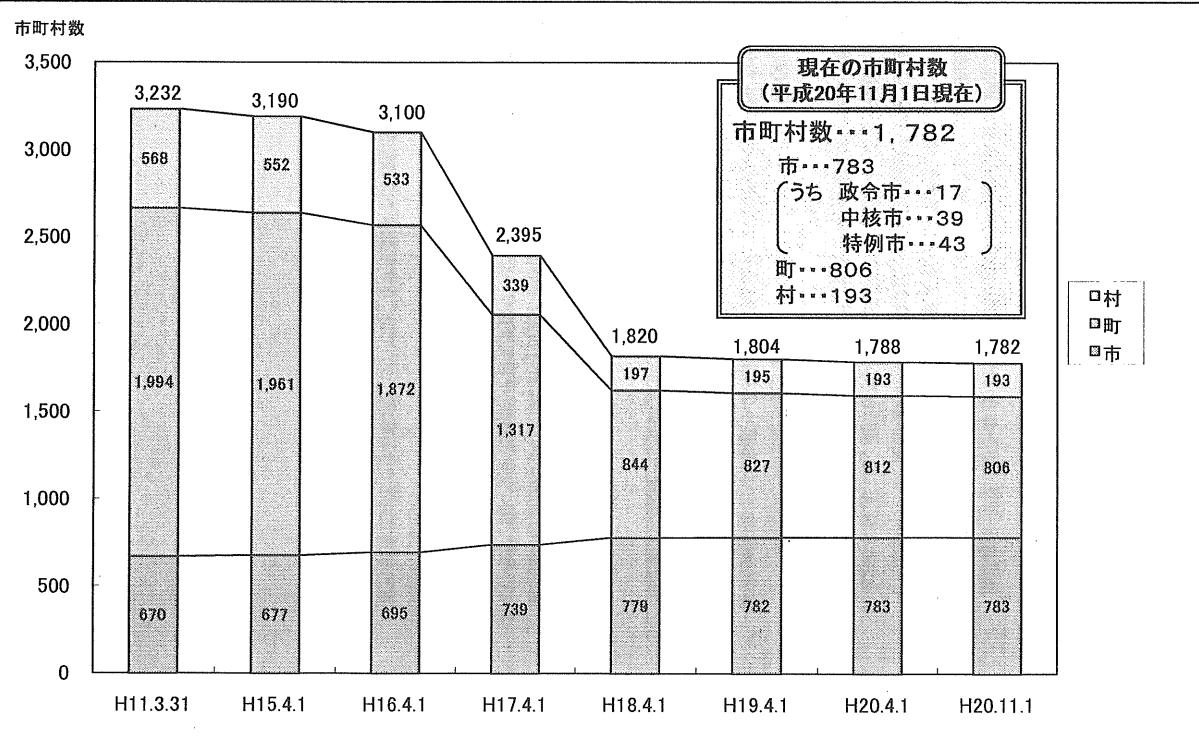
既に述べたとおり、今回、国民会議では基礎年金に関する定量的なミュレーションを行い、基礎データとともに公表した。根拠に基づく政策を進めていくためには、客観的なデータに基づいた議論が不可欠である。

社会保障に関する統計データの整備・公表について、国は一段の努力を行ってある。
社会保険に

各種データにみた市町村の現況について

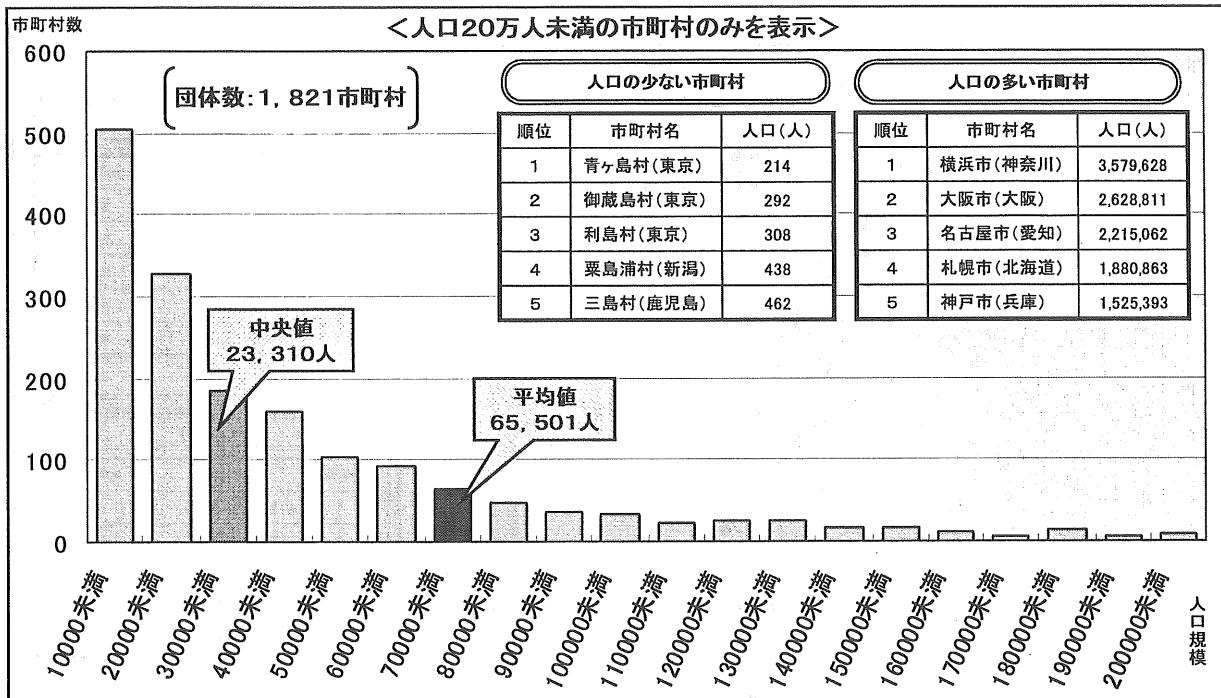
市町村数の推移

- 平成16年度・17年度に進んだ合併により市町村数が減少。



人口規模別市町村数

- 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。

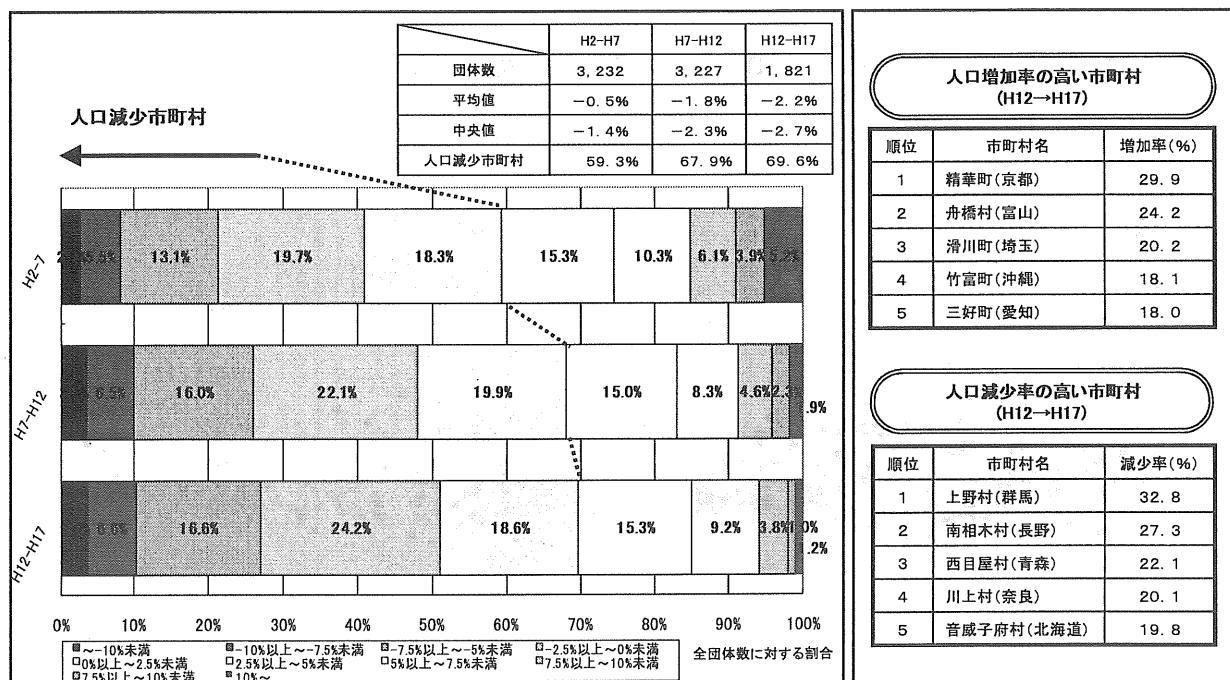


※ 人口は、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成18年3月31日現在。
※ 人口規模は、1万人ごとに区分。

2

人口増減率による分布状況

- 人口が減少する市町村の割合が増大。
- 平成12年から17年の間における人口減少市町村は、約7割に達している。



※ 人口増減率は、平成7年国勢調査(平成7年10月1日現在)、平成12年国勢調査(平成12年10月1日現在)、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づく人口数値の比較。団体数は、それぞれの調査年度の末日における団体数。

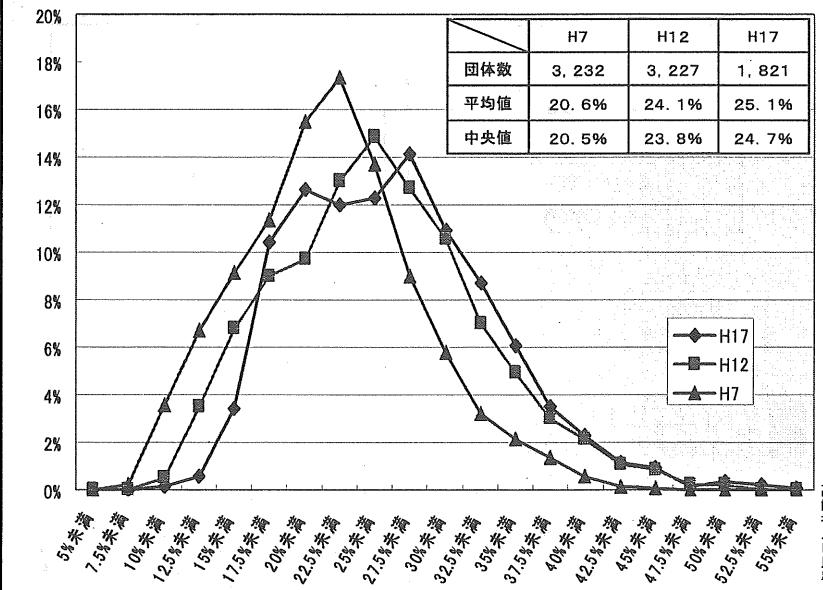
※ 人口増減率は、2.5%ごとに区分。

3

高齢者人口比率による分布状況

- 高齢者(65歳以上)比率は増加しているが、高齢化の進行速度は緩和。
- 近年は、比率の低い市町村が減少。
- 高齢者比率が5割を超える市町村がある一方、1割程度にとどまる市町村もわずかながら存在。

全団体数に対する割合



高齢者人口比率の高い市町村
(H17)

順位	市町村名	比率(%)
1	南牧村(群馬)	53.4
2	昭和村(福島)	52.4
3	金山町(福島)	51.8
4	大豊町(高知)	50.8
5	天龍村(長野)	48.9

高齢者人口比率の低い市町村
(H17)

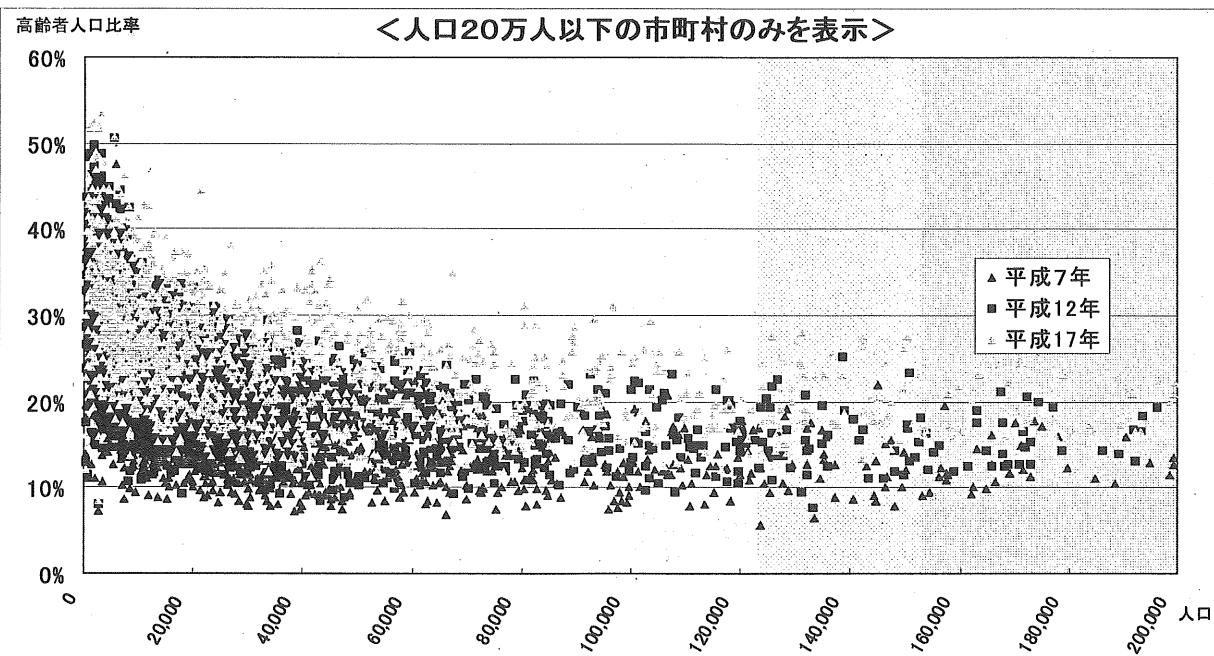
順位	市町村名	比率(%)
1	小笠原村(東京)	8.5
2	浦安市(千葉)	9.1
3	三好町(愛知)	10.5
4	長久手町(愛知)	11.0
5	富谷町(宮城)	11.4

※ 高齢者人口比率は、平成7年国勢調査(平成7年10月1日現在)、平成12年国勢調査(平成12年10月1日現在)、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、それぞれの調査年度の末日における団体数。

※ 高齢者人口比率は、2.5%ごとに区分。

人口と高齢者人口比率の関係

- 高齢者比率が高い市町村は、人口が少ない市町村に集中。
- 人口6万人程度以上では、顕著な差が見られず。
- どの人口段階においても、高齢者比率が増加する傾向。

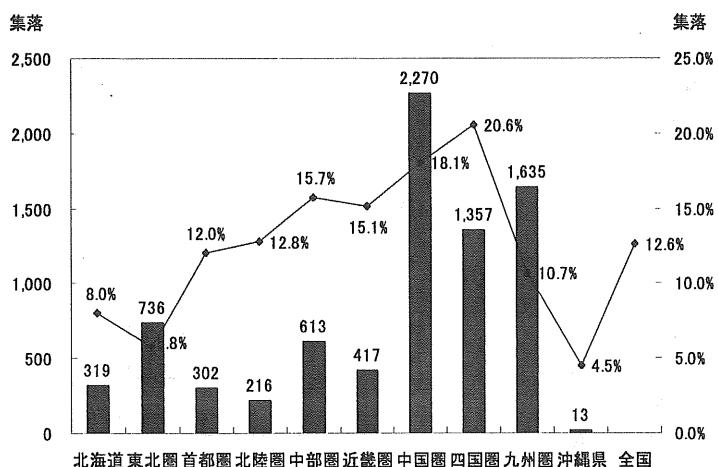


※ 高齢者人口比率は、平成7年国勢調査(平成7年10月1日現在)、平成12年国勢調査(平成12年10月1日現在)、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。

集落の状況

「過疎問題懇談会」における提出資料(総務省自治行政局過疎対策室作成)を抜粋したもの。

高齢者(65歳以上)割合が50%以上の集落数・集落率



高齢者割合が50%以上 合計7,878集落(12.6%)

消滅の可能性のある集落の現状

	10年以内に消滅	いずれ消滅	存続	不明	計
北海道	23 (0.6%)	187 (4.7%)	3,365 (84.2%)	423 (10.6%)	3,998 (100.0%)
東北圏	65 (0.5%)	340 (2.7%)	11,218 (88.1%)	1,104 (8.7%)	12,727 (100.0%)
首都圏	13 (0.5%)	123 (4.9%)	1,938 (77.2%)	437 (17.4%)	2,511 (100.0%)
北陸圏	21 (1.3%)	52 (3.1%)	997 (59.6%)	603 (36.0%)	1,673 (100.0%)
中部圏	59 (1.5%)	213 (5.5%)	2,715 (69.6%)	916 (23.5%)	3,903 (100.0%)
近畿圏	26 (0.9%)	155 (5.6%)	2,355 (85.7%)	213 (7.7%)	2,749 (100.0%)
中国圏	73 (0.6%)	425 (3.4%)	10,548 (84.0%)	1,505 (12.0%)	12,551 (100.0%)
四国圏	90 (1.4%)	404 (6.1%)	5,447 (82.6%)	654 (9.9%)	6,595 (100.0%)
九州圏	53 (0.3%)	319 (2.1%)	13,634 (89.2%)	1,271 (8.3%)	15,277 (100.0%)
沖縄県	0 (0.0%)	2 (0.7%)	167 (57.8%)	120 (41.5%)	289 (100.0%)
全国	423 (0.7%)	2,220 (3.6%)	52,384 (84.1%)	7,246 (11.6%)	62,273 (100.0%)

2,643集落(4.2%)

国土交通省・総務省「過疎地域等における集落の状況に関する調査」(平成19年3月とりまとめ)に基づき作成。

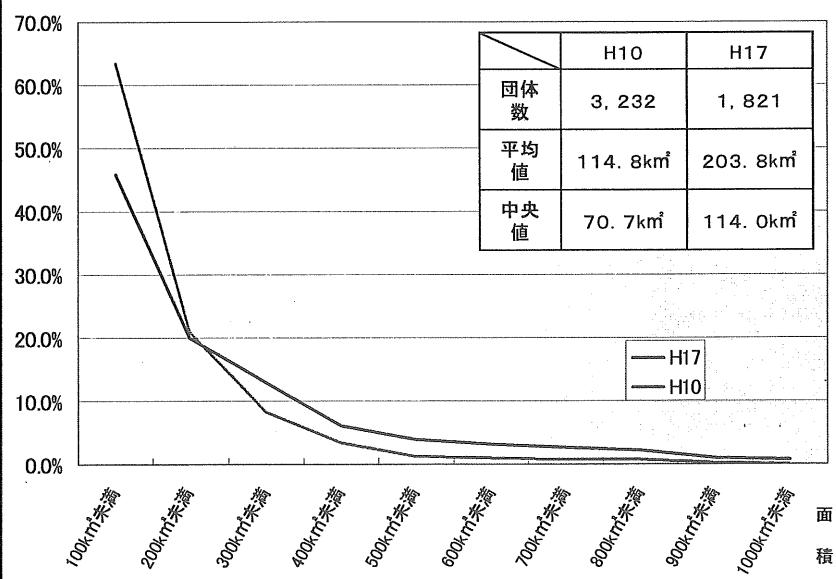
6

面積による分布状況

- 2,000 km²を超える市町村がある一方で、100 km²未満の市町村が半数を占める。
- 面積は平均でおよそ1.8倍に。

<面積1,000km²未満の市町村のみを表示>

全国体数に占める割合



面積の大きい市町村(H17)

順位	市町村名	面積(km ²)
1	高山市(岐阜)	2,178
2	浜松市(静岡)	1,511
3	日光市(栃木)	1,450
4	北見市(北海道)	1,428
5	足寄町(北海道)	1,408

面積の小さい市町村(H17)

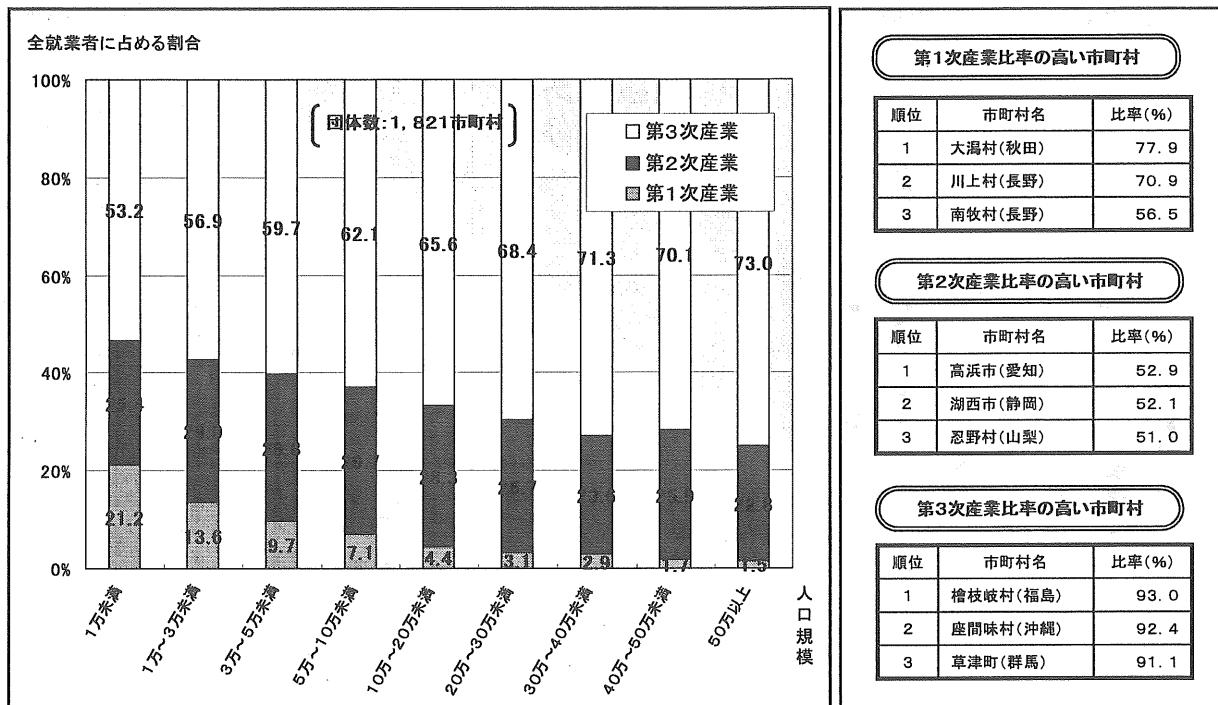
順位	市町村名	面積(km ²)
1	舟橋村(富山)	3.5
2	渡名喜村(沖縄)	3.7
3	田尻町(大阪)	3.9
4	春日町(愛知)	4.0
5	忠岡町(大阪)	4.0

※ 面積は、平成10年市町村要覧、平成17年市町村要覧に基づく数値の比較。

7

人口規模と産業構造との関係

- 人口規模が大きくなるにつれて、第1次産業就業者比率は減少し、第3次産業就業者比率が増加。

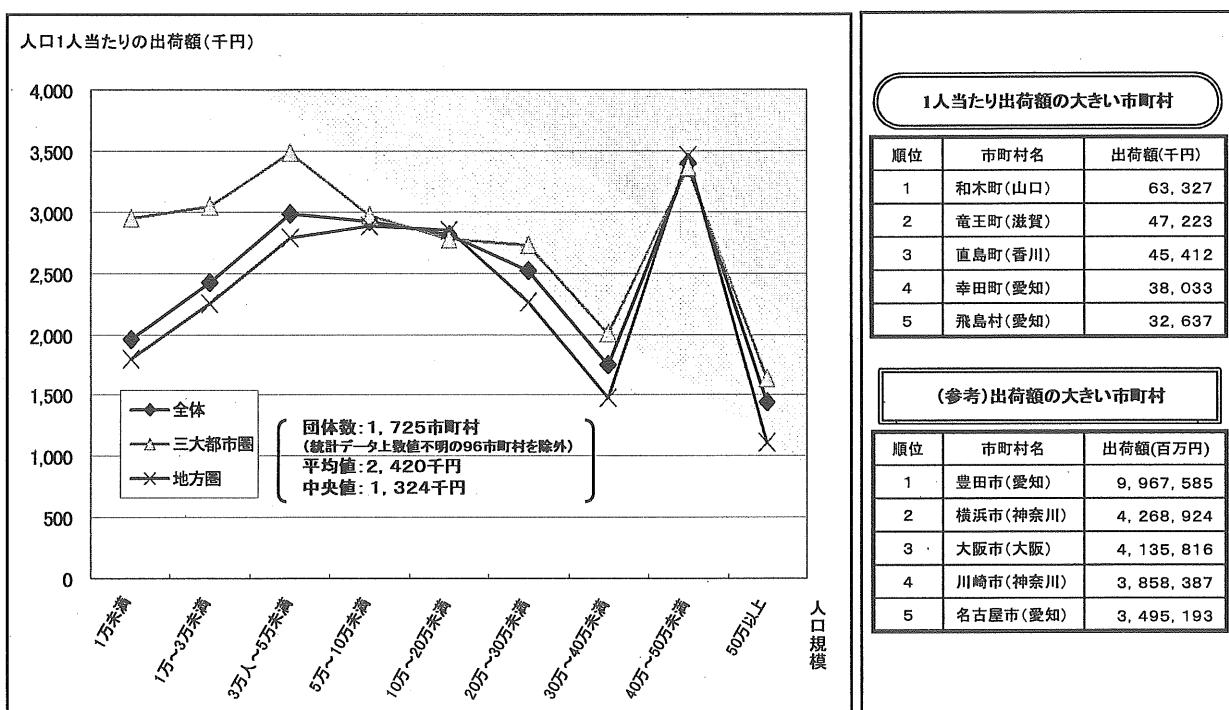


* 人口及び産業別就業者比率は、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成18年3月31日現在。
* 各数値は、人口区分ごとの平均値。

8

人口1人当たりの製造品出荷額

- 人口との相関関係は小さいが、三大都市圏の製造品出荷額が、地方圏の製造品出荷額を平均的に上回る。



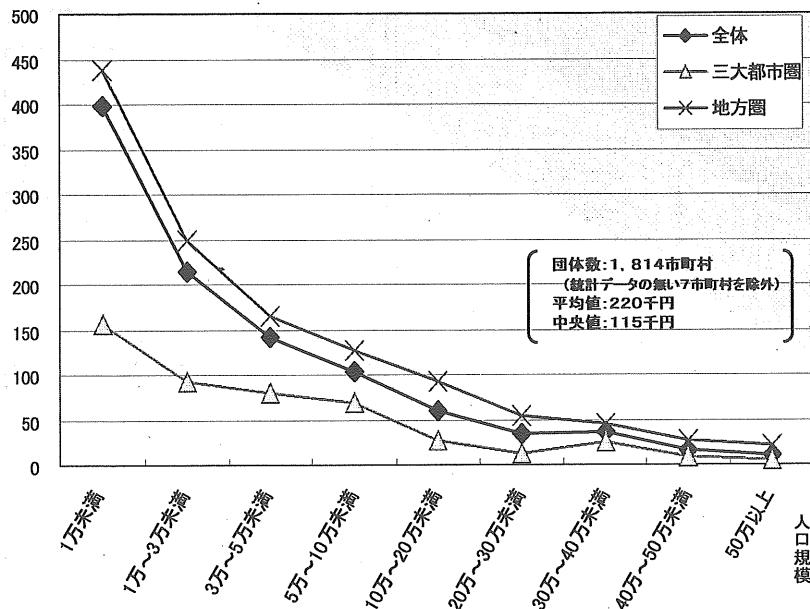
* 製造品出荷額は、平成16年工業統計調査による。各数値は、人口区分ごとの平均値。
* 人口は、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成18年3月31日現在。

9

人口1人当たりの農業産出額

- 人口規模の小さい市町村の農業産出額が大きい。
- 地方圏の市町村の農業産出額は、三大都市圏に比して、平均的に大きい。

人口1人当たりの産出額(千円)



※ 農業産出額は、平成16年生産農業所得統計による。各数値は、人口区分ごとの平均値。
※ 人口は、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成18年3月31日現在。

10

1人当たり産出額の大きい市町村

順位	市町村名	産出額(千円)
1	更別村(北海道)	3,346
2	士幌町(北海道)	3,184
3	大潟村(秋田)	2,942
4	別海町(北海道)	2,715
5	豊頃町(北海道)	2,516

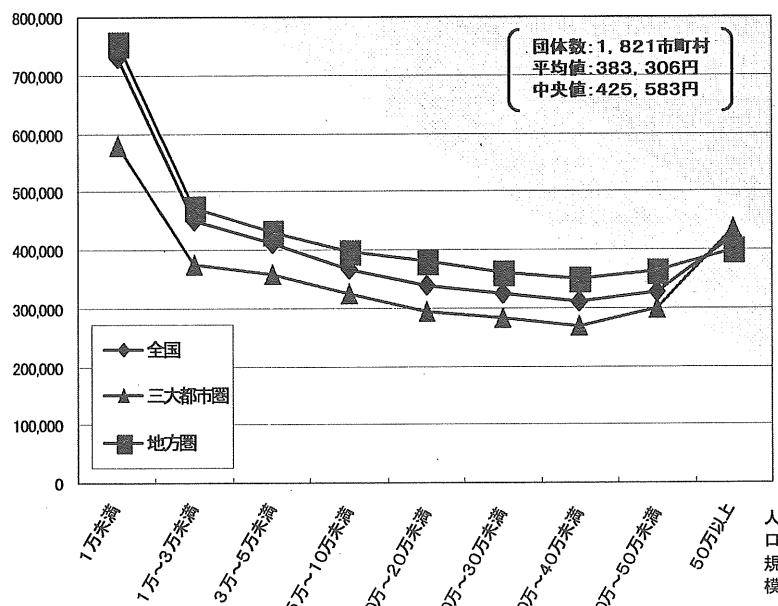
(参考)産出額の大きい市町村

順位	市町村名	産出額(百万円)
1	田原市(愛知)	75,980
2	都城市(宮崎)	65,270
3	新潟市(新潟)	64,930
4	浜松市(静岡)	54,360
5	鉢田市(茨城)	52,490

人口1人当たりの歳出額

- 人口1万人未満が大きく、徐々に減少するが、人口30万人以上で増加。

人口1人当たりの歳出額(円)



※ 歳出額は、平成17年度市町村別決算状況調による。各数値は、人口区分ごとの平均値。
※ 人口は、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成18年3月31日現在。

11

1人当たり歳出額の多い市町村

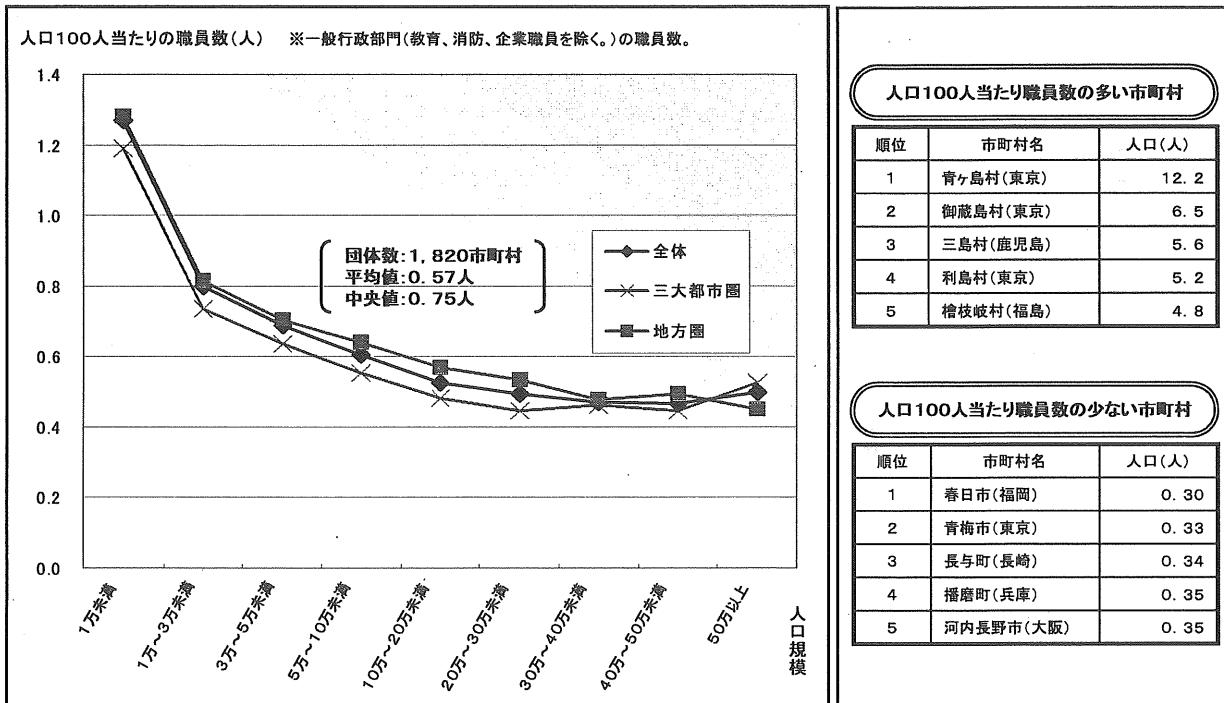
順位	市町村名	歳出額(円)
1	富谷町(宮城)	186,831
2	佐倉市(千葉)	213,547
3	上尾市(埼玉)	222,108
4	宮代町(埼玉)	224,141
5	毛呂山町(埼玉)	224,612

1人当たり歳出額の少ない市町村

順位	市町村名	歳出額(円)
1	富谷町(宮城)	186,831
2	佐倉市(千葉)	213,547
3	上尾市(埼玉)	222,108
4	宮代町(埼玉)	224,141
5	毛呂山町(埼玉)	224,612

人口100人当たりの市町村職員数

- 人口1人当たりの歳出額と同様の傾向。

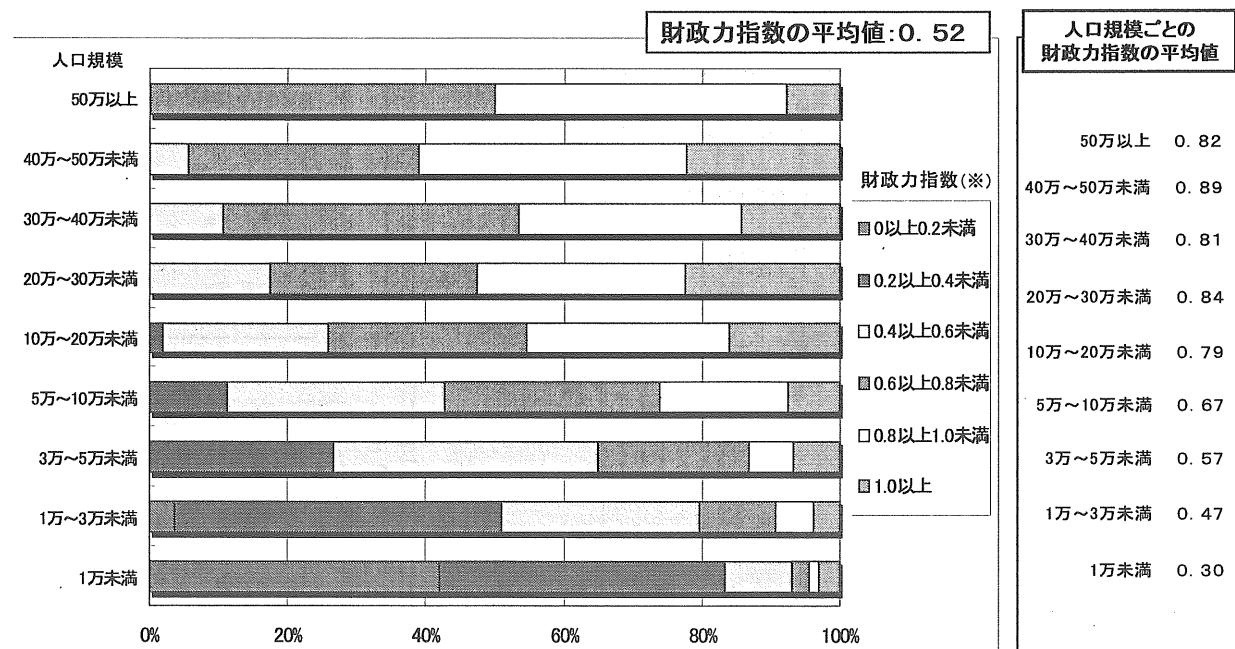


※ 平成18年地方公共団体定員管理調査に基づく一般行政部門(教育、消防、企業職員を除く。)の職員数による。各数値は、人口区分ごとの平均値。
※ 人口は平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成18年4月1日現在。

12

人口規模別財政力指数

- 人口規模が大きくなるにつれて、財政力指数が高まる傾向。
- 人口50万人以上はすべて0.6以上、人口1万人未満の4割強が0.2未満。



※「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指標で、普通交付税算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

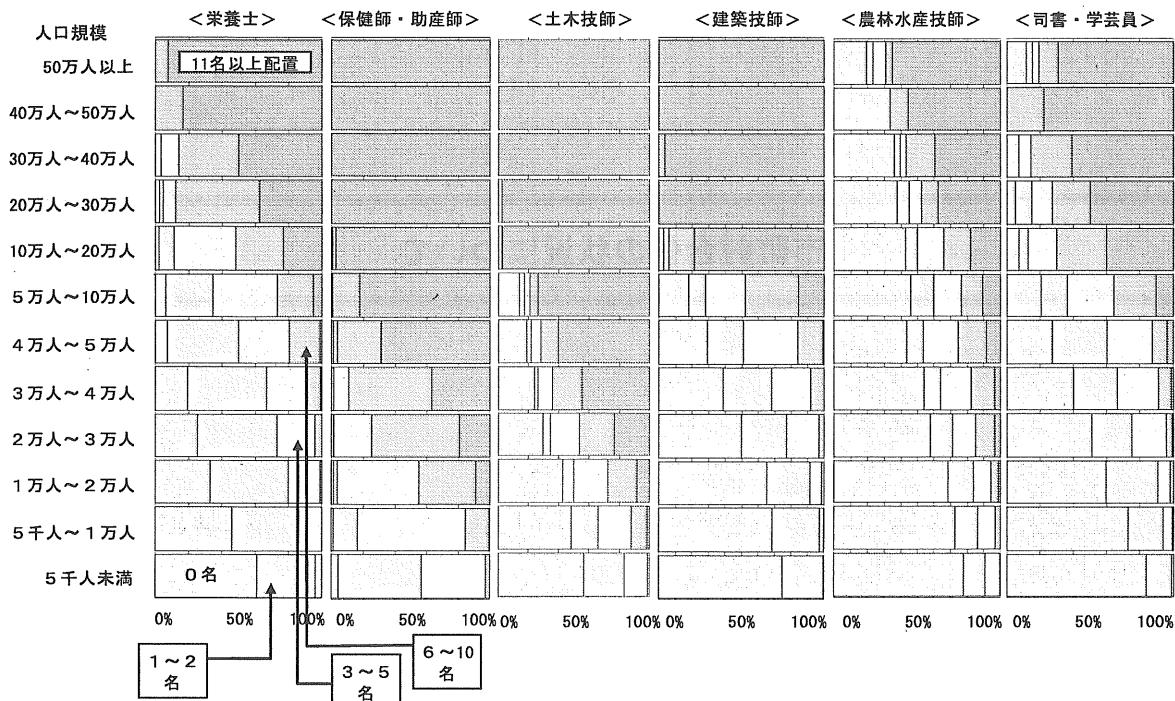
※ 財政力指数は、平成17年度市町村別決算状況調による。各数値は、人口区分ごとの平均値。

※ 人口は、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成18年3月31日現在。

13

人口規模別の専門職員配置状況

- 全般的に人口規模が大きいほど専門職員の配置が充実。



※ 専門職員の配置状況は、平成18年地方公共団体定員管理調査による。

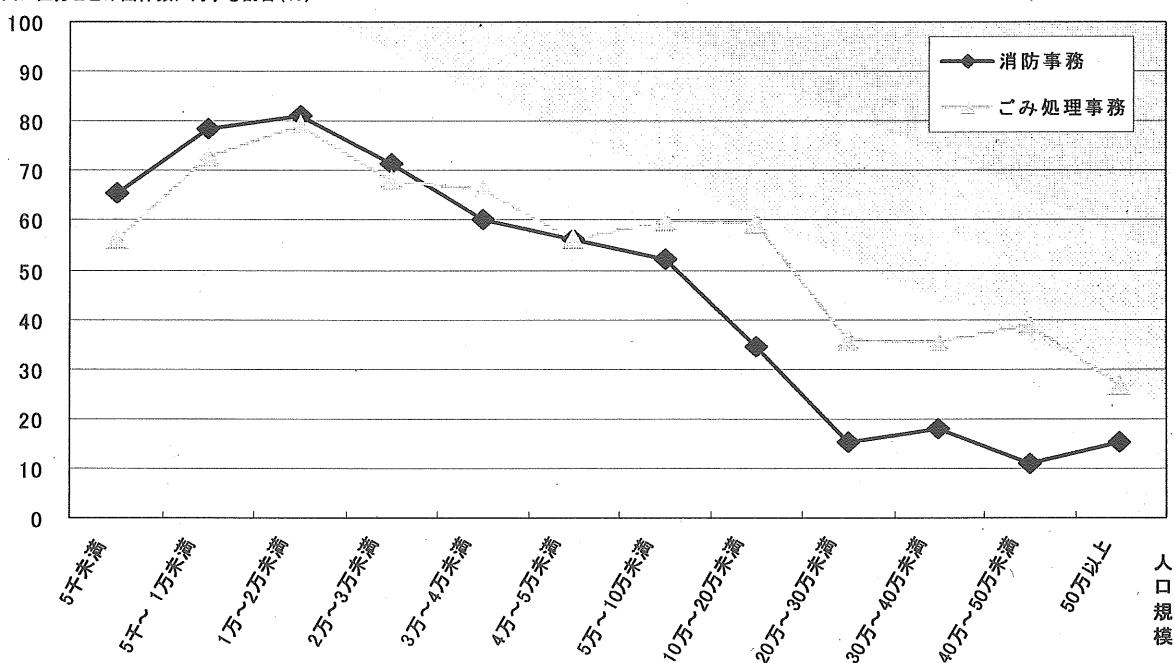
※ 人口は平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。

14

人口規模別事務の共同処理の状況

- 人口3万人未満の市町村における共同処理の割合が大きい。
- 人口の増加について、共同処理を実施する割合は基本的に減少。

人口区分ごとの団体数に対する割合(%)



※ 共同処理の状況は、平成17年度市町村別決算状況調による。

※ 人口は平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)による。団体数は、平成18年3月31日現在。

15

市町村合併の状況について

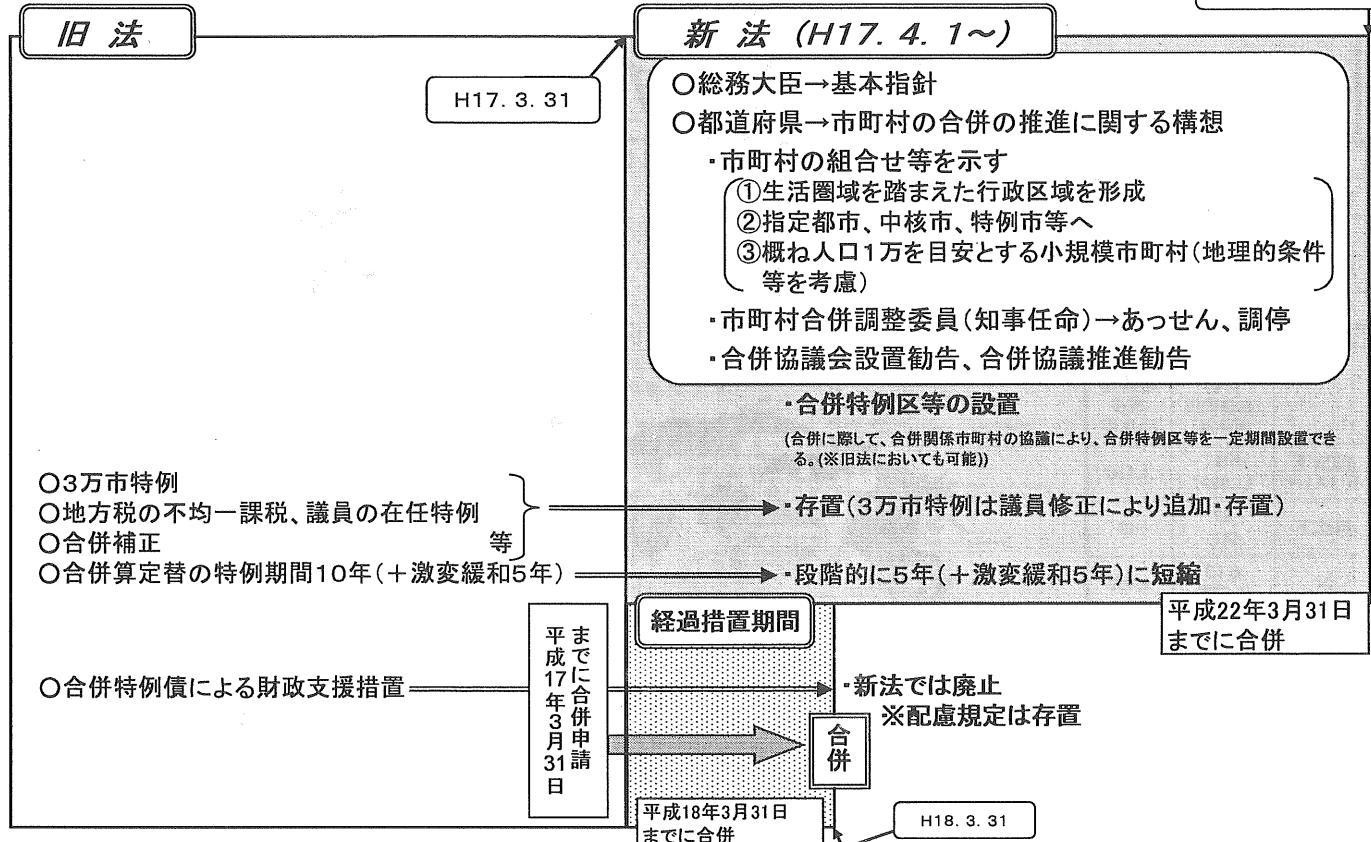
市町村合併による市町村数の変遷

- 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,773市町村にまで減少。

	年月	市	町	村	計
明治の大合併 ○ 小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
昭和の大合併 ○ 中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
	28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
平成の大合併 ○ 地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目指とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
	平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
	22年(2010年)2月(予定)	783	801	189	1,773

旧合併特例法と合併新法

H22. 3. 31



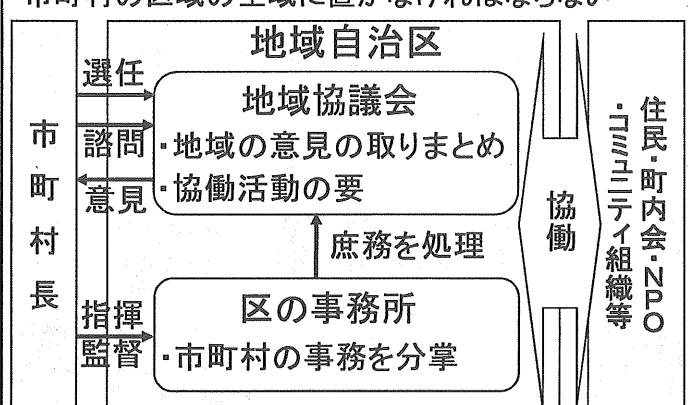
2

地域自治組織

～旧市町村地域の住民の声を新市町村の施策に反映することを可能とする仕組～

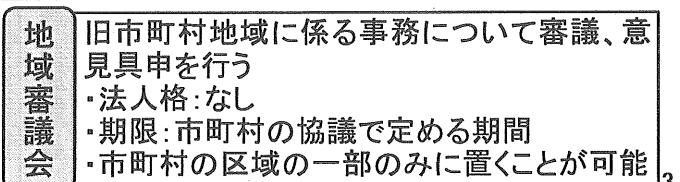
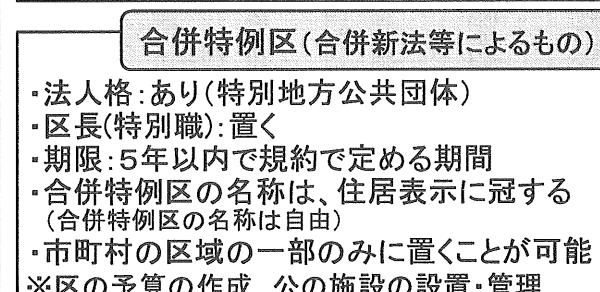
一般制度

地域自治区(地方自治法によるもの)



合併時の特例

地域自治区(合併新法等によるもの)



市町村合併の進展状況

平成11年3月31日

3232

▲1459

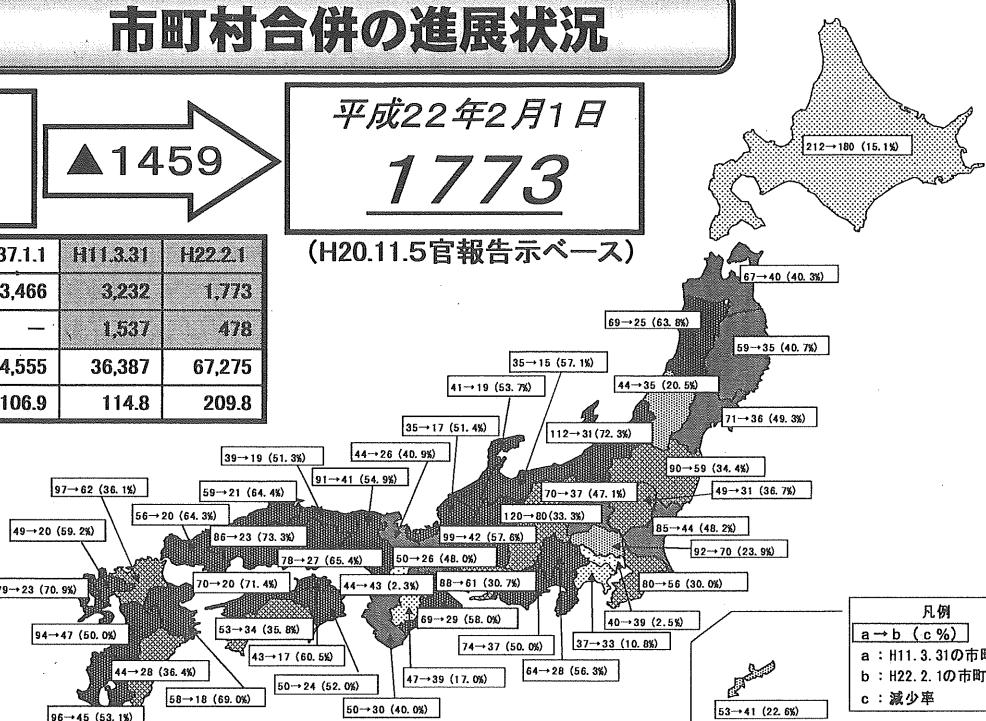
平成22年2月1日

1773

(H20.11.5官報告示ベース)

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.2.1
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,773
人口1万人未満	—	—	1,537	478
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	67,275
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	209.8

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下	32 (81)	49
計	613 (2,072)	1,459



- 進捗状況は地域ごとに差異
- 人口1万人未満の市町村も478存在
- 市町村合併は相当程度進展

合併新法に基づく更なる
市町村合併の推進
合併市町村に対する
着実な支援



4

都道府県別合併の進捗状況

都道府県名	H11.3.31 市町村数			H22.2.1 市町村数			減少率	
	市	町	村	市	町	村		
1 北海道	212	34	154	24	180	35	130	15 15.1%
2 青森県	67	8	34	25	40	10	22	8 40.3%
3 岩手県	59	13	30	16	35	13	16	6 40.7%
4 岐阜県	71	10	59	2	36	13	22	1 49.3%
5 秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3 63.8%
6 山形県	44	13	27	4	35	13	19	3 20.5%
7 福島県	90	10	52	28	59	13	31	15 34.4%
8 茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2 48.2%
9 捨木県	49	12	35	2	31	14	17	0 36.7%
10 群馬県	70	11	33	26	37	12	16	9 47.1%
11 埼玉県	92	43	38	11	70	40	29	1 23.9%
12 千葉県	80	31	44	5	56	36	17	3 30.0%
13 東京都	40	27	5	8	39	26	5	8 2.5%
14 神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1 10.8%
15 新潟県	112	20	57	35	31	20	7	4 72.3%
16 富山県	35	9	18	8	15	10	4	1 57.1%
17 石川県	41	8	27	6	19	10	9	0 53.7%
18 福井県	35	7	22	6	17	9	8	0 51.4%
19 山梨県	64	7	37	20	28	13	9	6 56.3%
20 長野県	120	17	36	67	80	19	25	36 33.3%
21 岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2 57.6%
22 静岡県	74	21	49	4	37	23	14	0 50.0%
23 愛知県	88	31	47	10	61	35	24	2 30.7%
24 三重県	69	13	47	9	29	14	15	0 58.0%
25 滋賀県	50	7	42	1	26	13	13	0 48.0%
26 京都府	44	12	31	1	26	15	10	1 40.9%
27 大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1 2.3%
28 兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	0 54.9%
29 奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12 17.0%
30 和歌山县	50	7	36	7	30	9	20	1 40.0%
31 鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1 51.3%
32 島根県	59	8	41	10	21	8	12	1 64.4%
33 岡山県	78	10	56	12	27	15	10	2 65.4%
34 広島県	86	13	67	6	23	14	9	0 73.3%
35 山口県	56	14	37	5	20	13	7	0 64.3%
36 徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1 52.0%
37 香川県	43	5	38	0	17	8	9	0 60.5%
38 愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0 71.4%
39 高知県	53	9	25	19	34	11	17	6 35.8%
40 福岡県	97	24	65	8	62	28	32	2 36.1%
41 佐賀県	49	7	37	5	20	10	0	0 59.2%
42 長崎県	79	8	70	1	23	13	10	0 70.9%
43 熊本県	94	11	62	21	47	14	25	8 50.0%
44 大分県	58	11	36	11	18	14	3	1 69.0%
45 宮崎県	44	9	28	7	28	9	16	3 36.4%
46 鹿児島県	96	14	73	9	45	18	23	4 53.1%
47 沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19 22.6%
計	3,232	670	1,994	568	1,773	783	801	189 45.1%

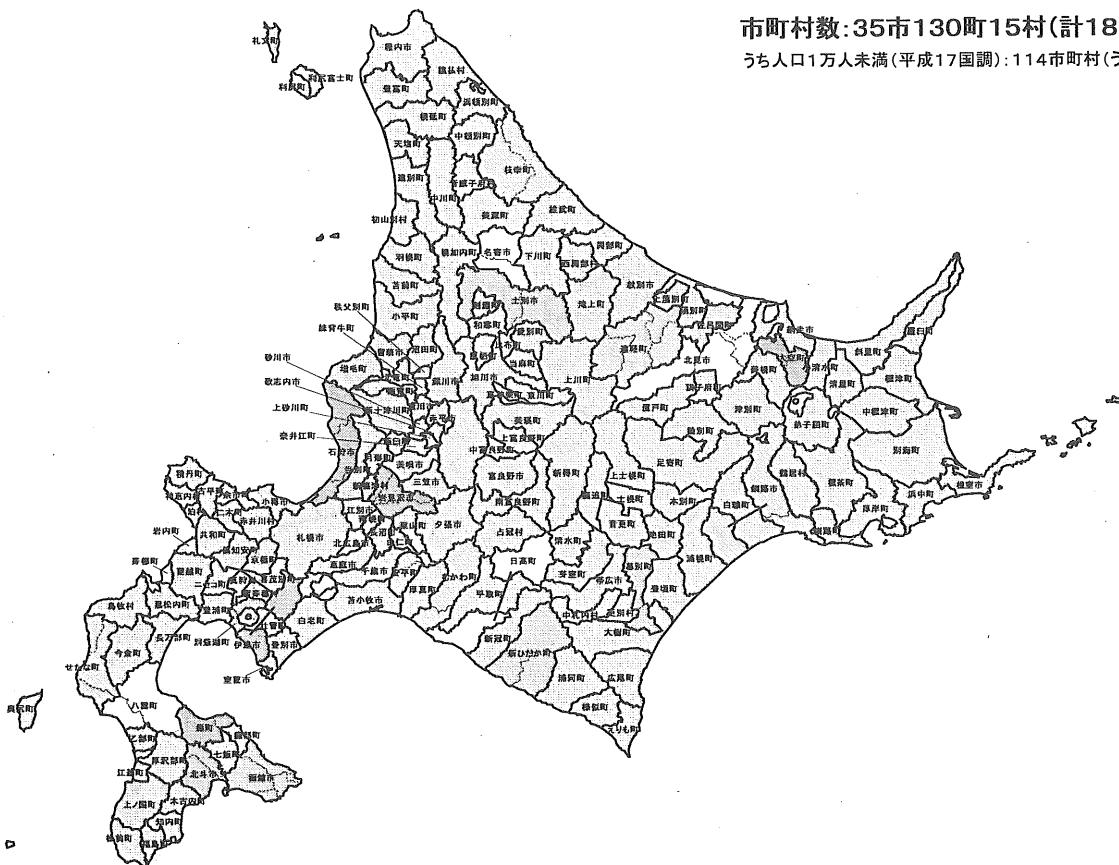
都道府県名	H11.3.31 市町村数		H22.2.1 市町村数		減少率
	1万人未満	団体数(構成比)	1万人未満	団体数(構成比)	
1 北海道	144	(67.9%)	114	(63.3%)	20.8%
2 青森県	36	(53.7%)	12	(30.0%)	66.7%
3 岩手県	24	(40.7%)	10	(28.6%)	58.3%
4 岐阜県	27	(38.0%)	4	(11.1%)	85.2%
5 秋田県	41	(59.4%)	8	(32.0%)	80.5%
6 山形県	17	(38.6%)	12	(34.3%)	29.4%
7 福島県	51	(56.7%)	28	(47.5%)	45.1%
8 茨城県	15	(17.6%)	1	(2.3%)	93.3%
9 栃木県	7	(14.3%)	1	(3.2%)	85.7%
10 群馬県	24	(34.3%)	10	(27.0%)	58.3%
11 埼玉県	13	(14.1%)	3	(4.3%)	76.9%
12 千葉県	18	(22.5%)	8	(14.3%)	55.6%
13 東京都	11	(27.5%)	11	(28.2%)	0.0%
14 神奈川県	2	(5.4%)	2	(6.1%)	0.0%
15 新潟県	57	(50.9%)	7	(22.6%)	87.7%
16 富山県	11	(31.4%)	1	(6.7%)	90.9%
17 石川県	17	(41.5%)	1	(5.3%)	94.1%
18 福井県	18	(51.4%)	2	(11.8%)	88.9%
19 山梨県	41	(64.1%)	9	(32.1%)	78.0%
20 長野県	77	(64.2%)	42	(52.5%)	45.5%
21 岐阜県	56	(56.6%)	7	(16.7%)	87.5%
22 静岡県	15	(20.3%)	4	(10.8%)	73.3%
23 愛知県	18	(20.5%)	5	(8.2%)	72.2%
24 三重県	31	(44.9%)	4	(13.8%)	87.1%
25 滋賀県	20	(40.0%)	8	(30.8%)	60.0%
26 京都府	21	(47.7%)	5	(19.2%)	76.2%
27 大阪府	2	(4.5%)	2	(4.7%)	0.0%
28 兵庫県	35	(38.5%)	0	(0.0%)	100.0%
29 奈良県	24	(51.1%)	18	(46.2%)	25.0%
30 和歌山县	28	(56.0%)	11	(36.7%)	60.7%
31 鳥取県	30	(76.9%)	7	(36.8%)	76.7%
32 島根県	45	(76.3%)	8	(38.1%)	82.2%
33 岡山県	50	(64.1%)	4	(14.8%)	92.0%
34 広島県	52	(60.5%)	2	(8.7%)	96.2%
35 山口県	33	(58.9%)	4	(20.0%)	87.9%
36 徳島県	32	(64.0%)	6	(25.0%)	81.3%
37 香川県	17	(39.5%)	1	(5.9%)	94.1%
38 愛媛県	42	(60.0%)	2	(10.0%)	95.2%
39 高知県	37	(69.8%)	19	(55.9%)	48.6%
40 福岡県	22	(22.7%)	7	(11.3%)	68.2%
41 佐賀県	25	(51.0%)	4	(20.0%)	84.0%
42 長崎県	55	(69.6%)	4	(17.4%)	92.7%
43 熊本県	58	(61.7%)	15	(31.9%)	74.1%
44 大分県	38	(85.5%)	1	(5.6%)	97.4%
45 宮崎県	19	(43.2%)	9	(32.1%)	52.6%
46 鹿児島県	54	(56.3%)	16	(35.6%)	70.4%
47 沖縄県	27	(50.9%)	19	(46.3%)	29.6%
計	1,537	(47.6%)	478	(27.0%)	68.9%

※H11.3.31の1万人未満の市町村数は、H17国勢調査人口による。
※H22.2.1の1万人未満の市町村数は、H17国勢調査人口による。
※合併新法による合併32件を含む。
※岩出市の単独市制施行を含む。
※H20.11.5までに合併の官報告示を終えたもの。

5

北海道 平成22年2月1日(平成20年11月5日告示済みベース)

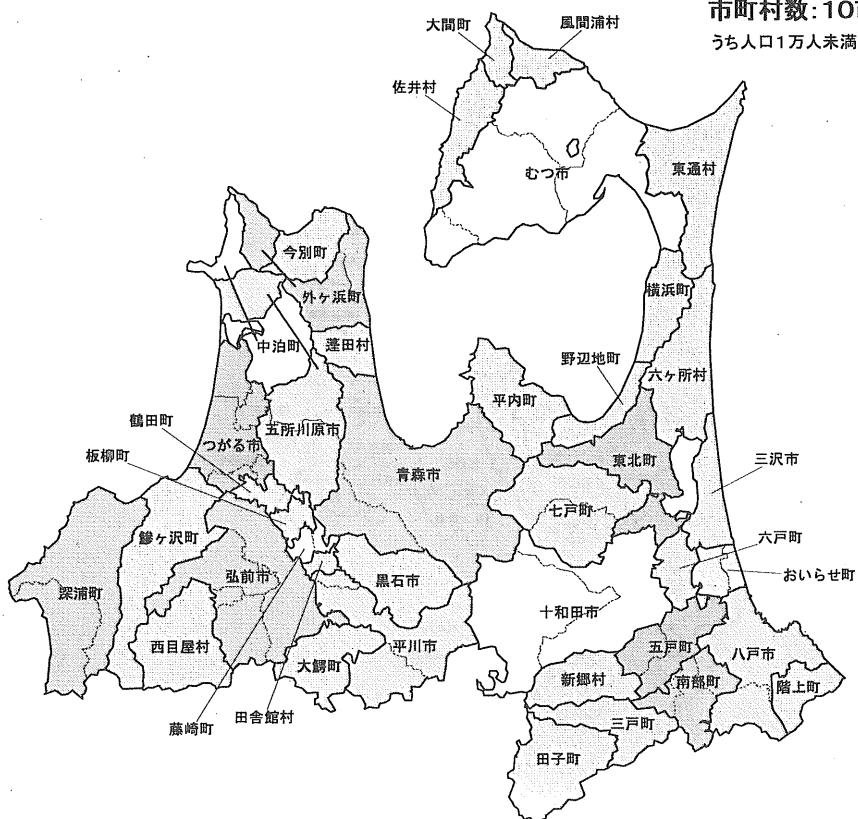
市町村数:35市130町15村(計180)
うち人口1万人未満(平成17国調):114市町村(うち合併済み3)



6

青森県 平成22年2月1日(平成20年11月5日告示済みベース)

市町村数:10市22町8村(計40)
うち人口1万人未満(平成17国調):12市町村(うち合併済み1)

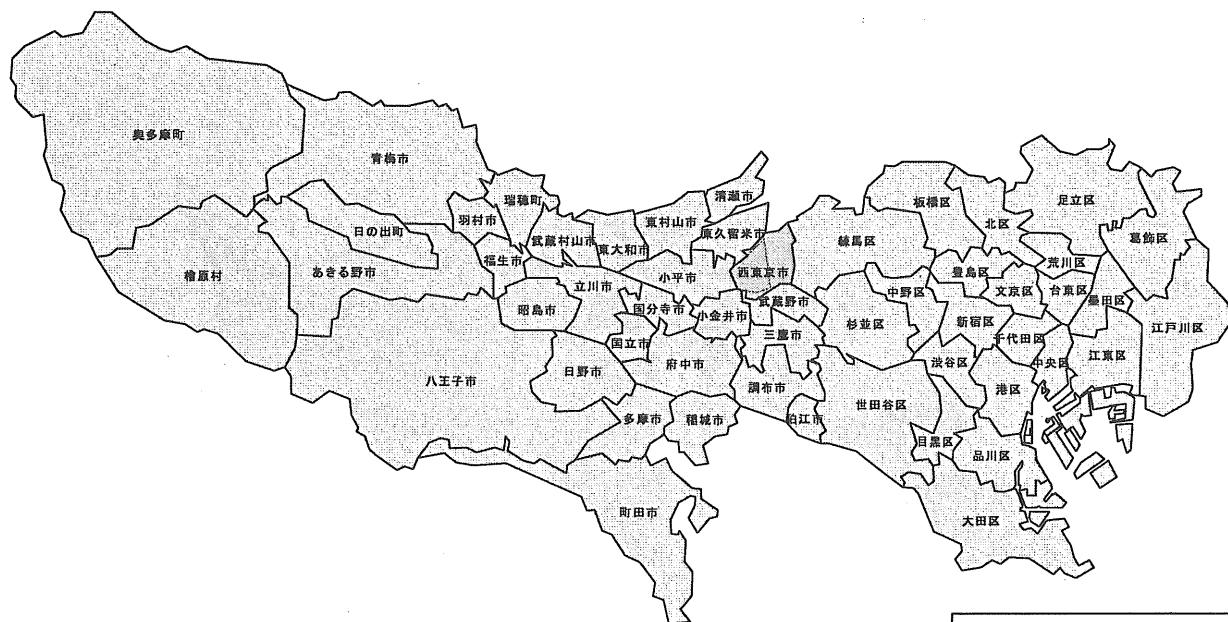


7

東京都 平成22年2月1日(平成20年11月5日告示済みベース)

市町村数:26市5町8村(計39)

うち人口1万人未満(平成17国調):11市町村(うち合併済み0)



- ・ 大島町
 - ・ 利島村
 - ・ 新島村
 - ・ 神津島村
 - ・ 三宅村

※ 束合併

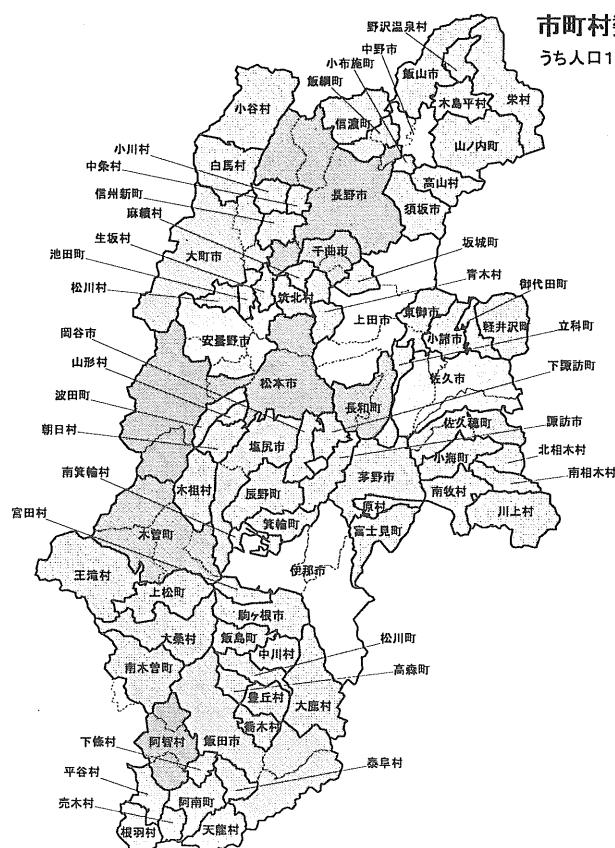
 - ・ 御蔵島村
 - ・ 八丈町
 - ・ 青ヶ島村
 - ・ 小笠原村

8

長野県 平成22年2月1日(平成20年11月5日告示済みベース)

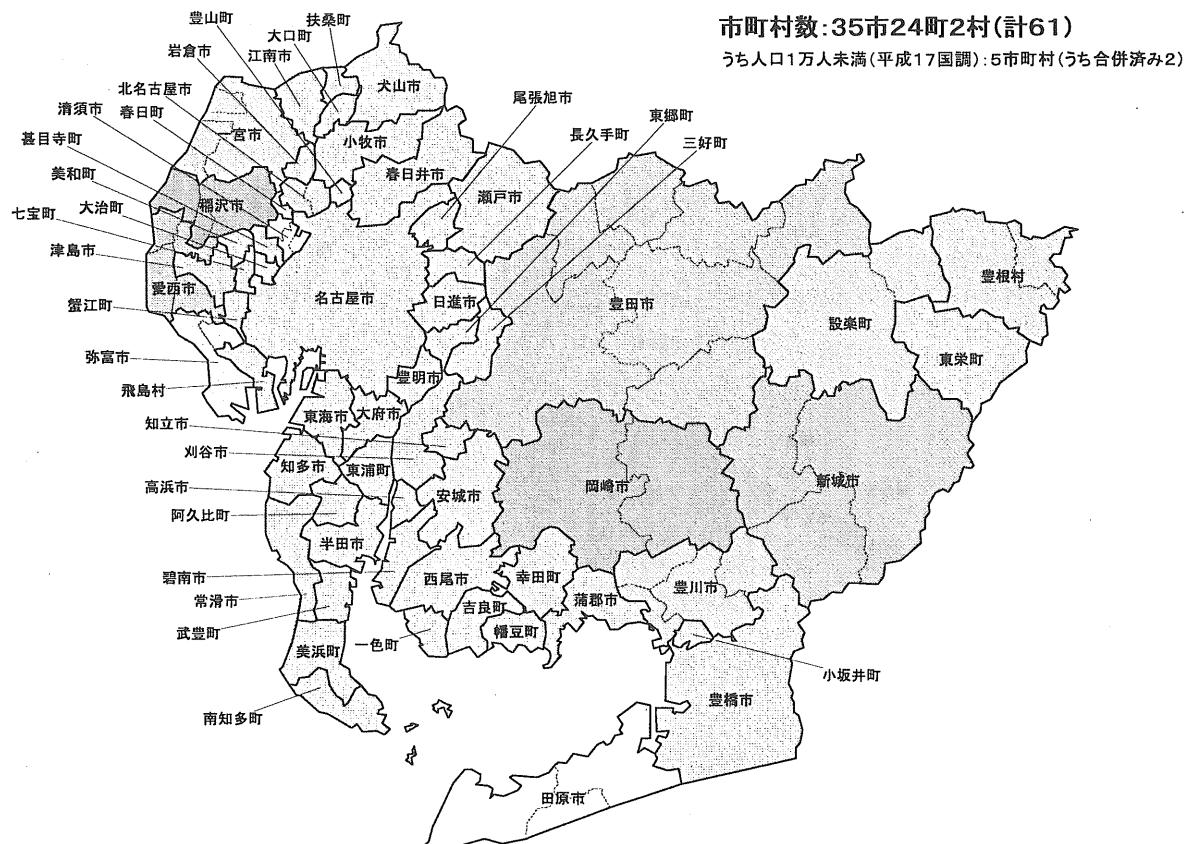
市町村数：19市25町36村（計80）

うち人口1万人未満(平成17国調):42市町村(うち合併済み3)



9

愛知県 平成22年2月1日(平成20年11月5日告示済みベース)



10

広島県 平成22年2月1日(平成20年11月5日告示済みベース)

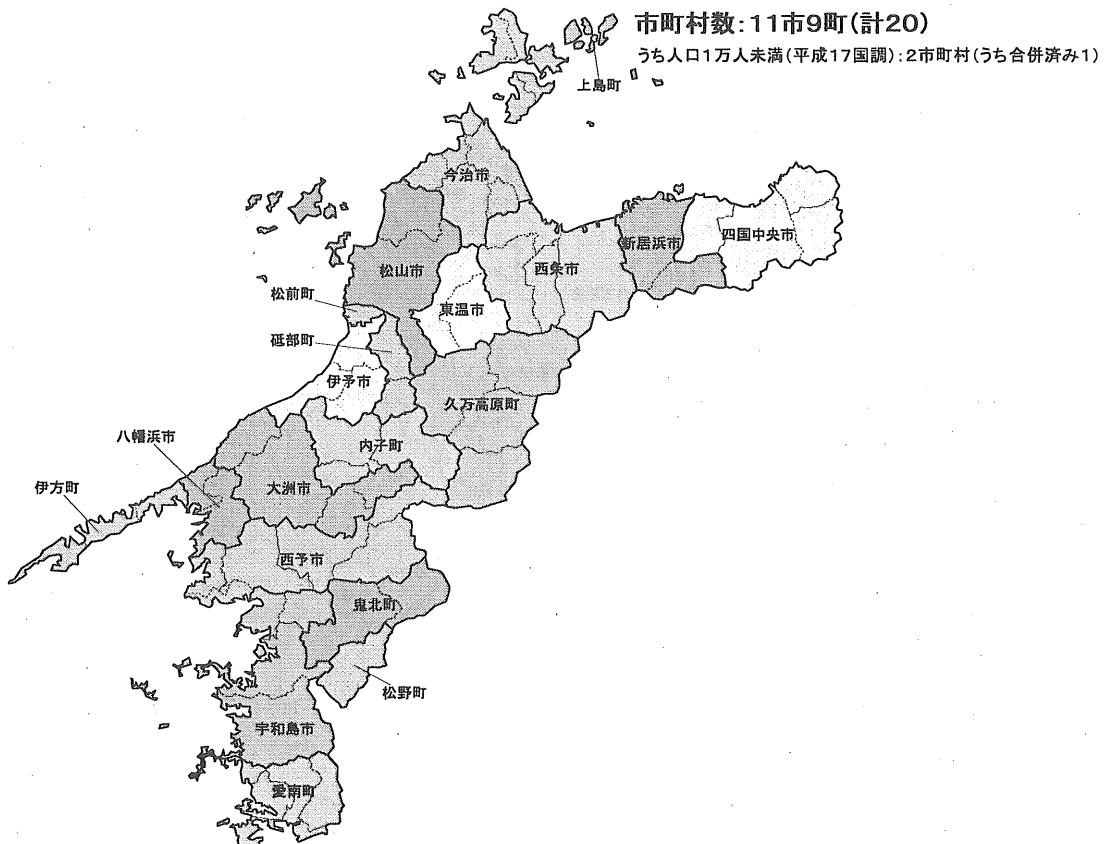


11

愛媛県 平成22年2月1日(平成20年11月5日告示済みベース)

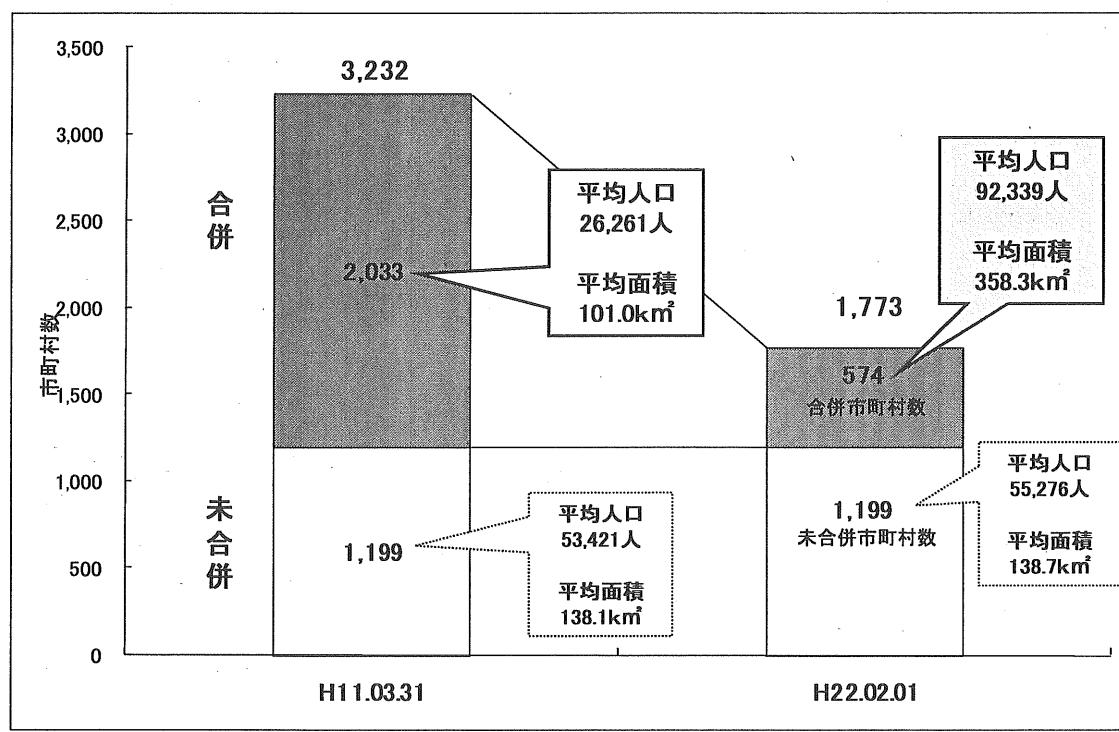
市町村数: 11市9町(計20)

うち人口1万人未満(平成17国調):2市町村(うち合併済み1)



12

合併市町村と未合併市町村の対比



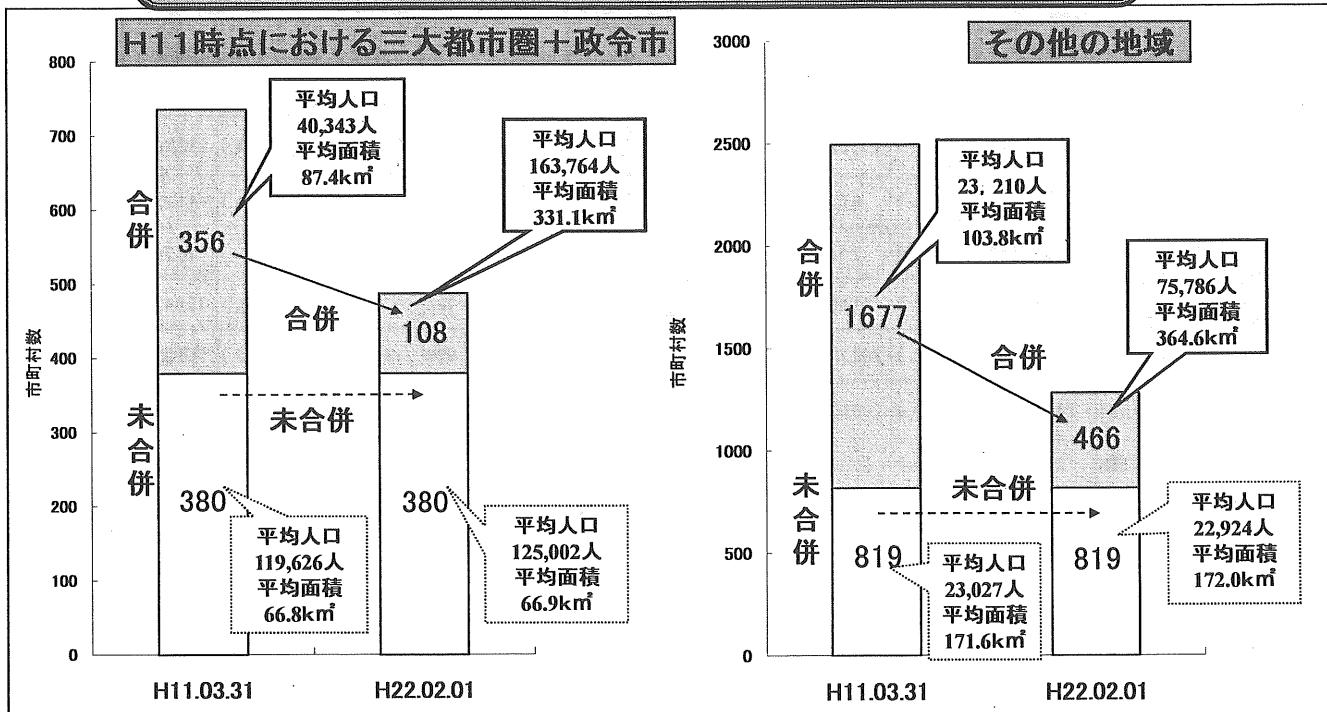
※ H20.11.5官報告示分までのもの。

※ 段階的に合併した市町村については、重複してカウントしていない。

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。H22.2.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。

※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。H22.2.1の面積は、「全国市町村要覧(平成20年度版)」の面積による。

合併市町村と未合併市町村の対比 (三大都市圏(政令市含む)とその他の地域の比較)



※ 三大都市圏は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県とする。

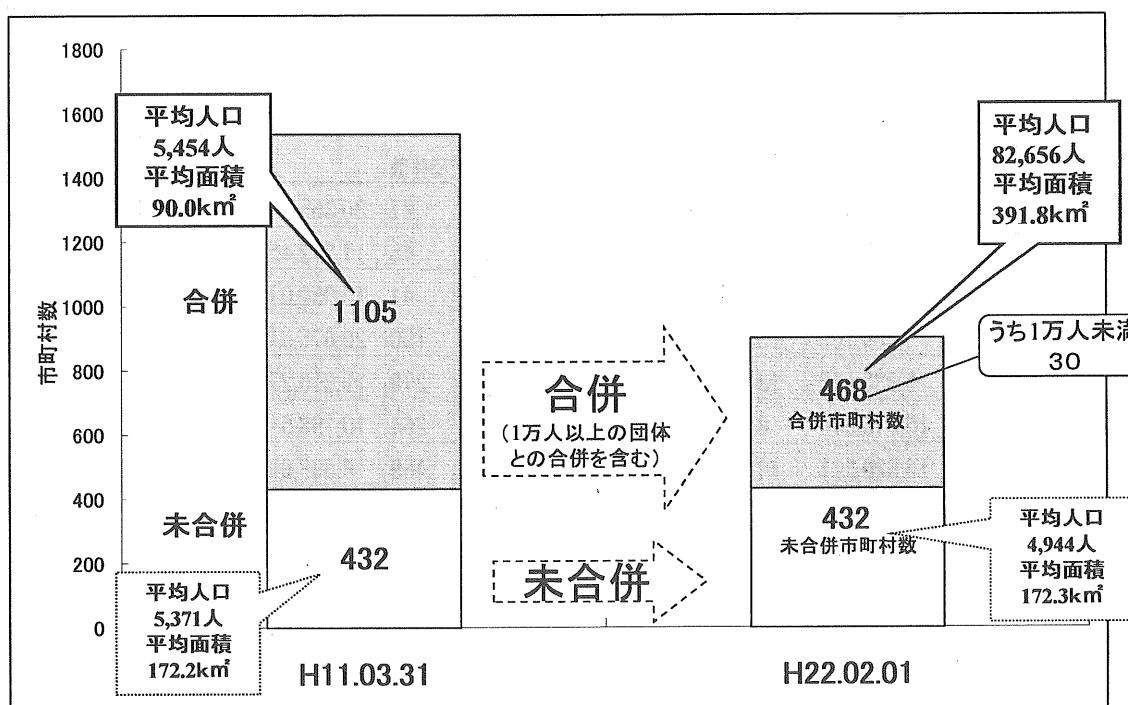
※ H20.11.5までに合併の官報告示を終えたもの。

※ 段階的に合併した市町村については、重複してカウントしていない。

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。H22.2.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。

※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。H22.2.1の面積は、「全国市町村要覧(平成20年度版)」の面積による。

H11時点における1万人未満団体の変化



団体種別ごとの市町村の人口・面積の変化

区分	H11.3.31		
	団体数	人口	面積(km ²)
市	670	90,361,923 (76.8%)	104,923.0 (28.3%)
指定都市	12	19,150,697 (16.3%)	6,022.5 (1.6%)
中核市	21	9,474,610 (8.1%)	7,362.1 (2.0%)
特例市 その他の市	637	61,736,616 (52.4%)	91,538.3 (24.7%)
町村	2,562	27,240,709 (23.2%)	266,117.5 (71.7%)
町	1,994	24,767,689 (21.1%)	206,010.3 (55.5%)
村	568	2,473,020 (2.1%)	60,107.2 (16.2%)
全国計	3,232	117,602,632 (100.0%)	371,040.5 (100.0%)
(参考)全国平均		36,387	114.8

区分	H22.2.1		
	団体数	人口	面積(km ²)
市	783	106,254,498 (89.1%)	212,407.6 (57.1%)
指定都市	18	25,174,845 (21.1%)	11,226.0 (3.0%)
中核市	41	17,133,080 (14.4%)	18,780.3 (5.0%)
特例市 その他の市	724	63,946,573 (53.6%)	182,401.3 (49.1%)
町村	990	13,023,843 (10.9%)	159,529.1 (42.9%)
町	801	12,126,503 (10.2%)	135,674.4 (36.5%)
村	189	897,340 (0.8%)	23,854.7 (6.4%)
全国計	1,773	119,278,341 (100.0%)	371,936.7 (100.0%)
(参考)全国平均		67,275	209.8

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。

※ H22.2.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。

※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。

※ H22.2.1の面積は、「全国市町村要覧(平成20年度版)」の面積による。

※ 指定都市はH21.4.1施行の市(岡山市)を反映済み。

※ 中核市はH21.4.1施行の市(前橋市、大津市、尼崎市)を反映済み。

※ 特例市は、H21.4.1施行の市(熊谷市)を反映済み。

※ 特例市制度は平成12年4月から施行。

※ H20.11.5 官報告示分までのもの。

人口段階別の市町村の人口・面積の変化

	H11.3.31		
	団体数	人口	面積(km ²)
50万人以上	21	24,459,688 (20.8%)	7,910 (2.1%)
30万人以上50万人未満	43	16,672,731 (14.2%)	11,025 (3.0%)
20万人以上30万人未満	41	10,139,015 (8.6%)	7,624 (2.1%)
10万人以上20万人未満	115	15,609,766 (13.3%)	13,901 (3.7%)
5万人以上10万人未満	227	15,738,410 (13.4%)	24,690 (6.7%)
3万人以上5万人未満	262	10,015,674 (8.5%)	30,248 (8.2%)
1万人以上3万人未満	986	16,620,311 (14.1%)	101,818 (27.4%)
1万人未満	1,537	8,347,037 (7.1%)	173,826 (46.8%)
全国計	3,232	117,602,632 (100.0%)	371,040 (100.0%)
(参考)全国平均		36,387	114.8

H22.2.1		
団体数	人口	面積(km ²)
27	30,355,640 (25.4%)	14,103 (3.8%)
45	17,272,455 (14.5%)	16,041 (4.3%)
41	10,052,071 (8.4%)	11,937 (3.2%)
150	20,675,510 (17.3%)	39,602 (10.6%)
279	19,316,272 (16.2%)	62,970 (16.9%)
264	10,198,516 (8.6%)	56,183 (15.1%)
489	8,898,608 (7.5%)	84,905 (22.8%)
478	2,509,269 (2.1%)	86,197 (23.2%)
1,773	119,278,341 (100.0%)	371,937 (100.0%)
	67,275	209.8

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。

※ H22.2.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。

※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。

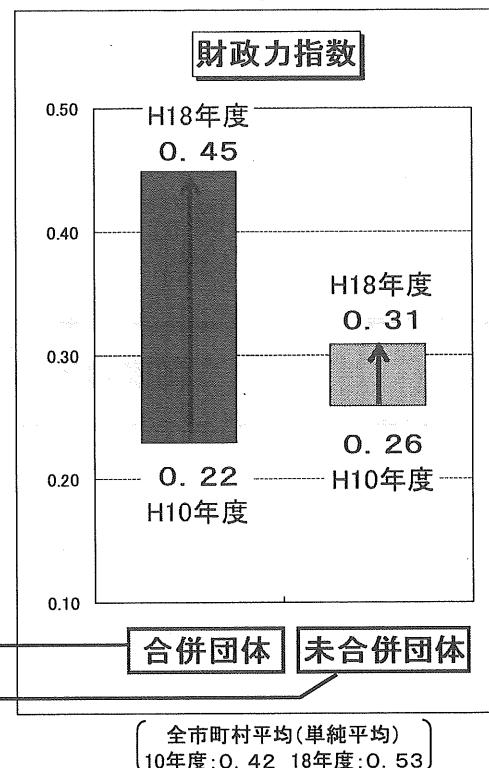
※ H22.2.1の面積は、「全国市町村要覧(平成20年度版)」の面積による。

※ H20.11.5までに合併の官報告示を終えたもの。

人口1万人未満市町村(H11.3.31時点)の財政状況の変化

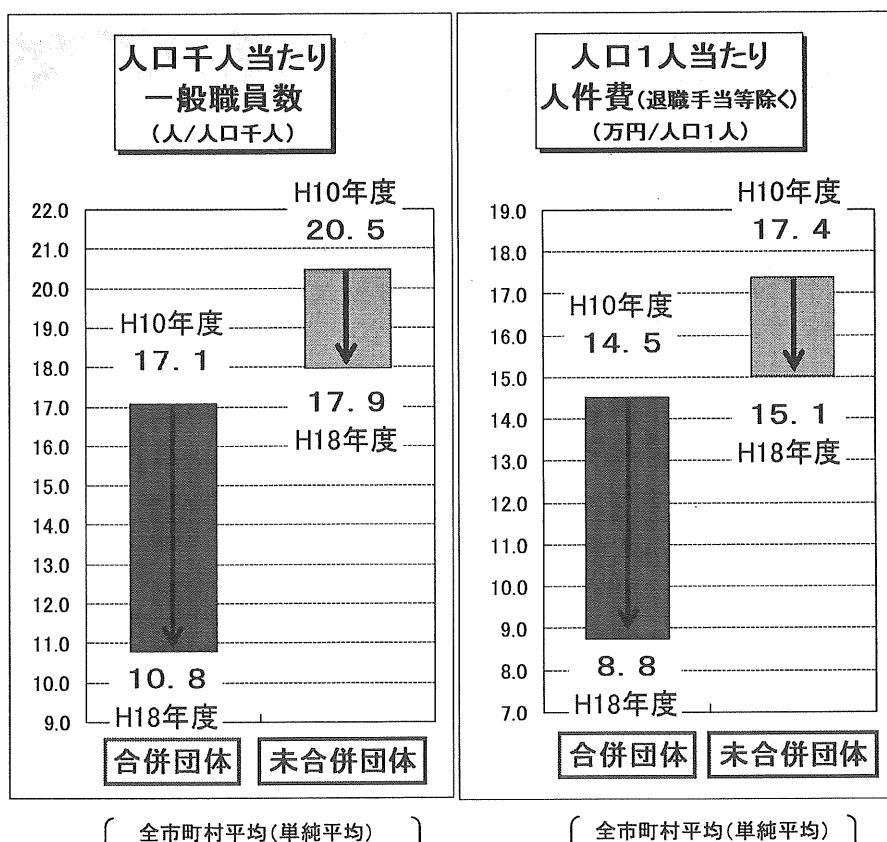
人口1万人未満市町村(H11.3.31時点)で、H11.4.1～H18.3.31に合併した団体	
団体数 H11.3.31 1,082	H18.3.31 450 合併
平均人口 5,437人	1万人以上の団体との合併を含む 平均人口 79,117人

人口1万人未満市町村(H11.3.31時点)で、H11.4.1～H18.3.31に未合併の団体 (H18.4.1以降合併(予定)団体を除く)	
団体数 H11.3.31 432	H18.3.31 432 未合併
平均人口 5,371人	平均人口 4,944人



※合併団体、未合併団体に区分して単純平均

18



- (注)
- 各数値は、各年度の普通会計決算ベース。
 - <財政力指数>
(基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額)
の3か年平均
 - <経常収支比率(%)>
人件費、扶助費、公債費
等に充当した一般財源 × 100
経常一般財源 減税 臨時
(地方税や普 + 補てん債 + 財政
通交付税等) + 対策債
 - <一般職員数、人件費>
一般職員には、教育公務員及び臨時職
員は含まれていない。
人件費は、退職手当等を除く。

※合併団体、未合併団体に区分して単純平均

19

基礎自治体のあり方について

「基礎自治体」について

第27次地方制度調査会答申（抄）（15.11.13）

- 市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されている。
- 今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

（参考）地方自治法の規定

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

- 第2条 （略）
- 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
 - 3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

基礎自治体の現状について

- 第27次地方制度調査会答申において、「今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある」とされた。
このようなあるべき基礎自治体の姿は、今後も、妥当するのではないか。
- 平成の合併を経て、市町村数は、3,232(平成11年3月31日現在)から1,772(平成22年2月1日現在見込み)となつたが、市町村合併は十分進展したと考えられるか。
- 市町村合併の進捗状況には地域ごとに差異が見られることについてどう考えるか。
- 合併市町村においては、行財政基盤が強化され、基礎自治体としての役割を果たすための安定した体制を整備できる条件が整つたと考えられるか。
- 合併市町村についての周辺地域の寂れや行政と住民との距離拡大といった指摘についてどう考えるか。
- 急速な少子高齢化、厳しい財政状況などの環境変化の中で、今後、住民サービスの提供やまちづくりを将来にわたって担っていくための市町村の体制の確保についてどう考えるか。

2

基礎自治体のあり方についての検討

検討の視点

- 適切な住民サービスの提供の観点から、基礎自治体には、安定した行財政基盤が必要ではないか。
- 今後の市町村合併のあり方については、合併の進捗状況や合併市町村の状況など合併の検証の上に検討を進める必要があるのではないか。

検討課題

「大きな自治」の観点から

1. 基礎自治体の安定した行財政基盤の確保
 - (1) 今後の市町村合併のあり方
 - (2) 小規模市町村に対する方策のあり方
2. 広域連携のあり方

「小さな自治」の観点から

1. 地域自治組織のあり方

[地域自治区、合併特例区、地域審議会]

2. 地域コミュニティのあり方

論点

- 今後、どのように基礎自治体の安定した行財政基盤の確保を図るべきか。
- 合併新法期限(平成22年3月)後の市町村合併に対する基本姿勢・具体的方策はどうあるべきか。
- なお残る小規模市町村における、適切な住民サービスの提供の方策をどのように確保していくべきか。
- 現行の共同処理制度についてどのように評価し、対応していくべきか。
- 行財政基盤の確保に呼応して、住民自治の充実・強化が図られるよう、地域自治組織をどう考えていくべきか。
- 住民自治の基盤としてコミュニティ活動を推進するための取り組み方策をどう考えるべきか。

3

基礎自治体のあり方に係る議論

1. 基礎自治体のあり方全般について

- 基礎自治体は、総合行政主体として、地域における事務をできる限り担うべきではないか。
- どのような事務であっても、市町村に任せようすることは、考え直す必要があるのではないか。
- 基礎自治体には、総合行政主体として、専門職員が十分に配置されている必要があるのでないか。
- 基礎自治体は多様。基礎自治体の果たすべき役割は、人口規模等に応じて、より柔軟に考えてもよいのではないか。

2. 市町村合併のあり方について

- 合併促進運動は、合併新法期限の平成22年3月末まで終わりにすべきではないか。但し、自主的な市町村合併に対応した、最低限の障害除去措置を定めた合併特例法は必要ではないか。
- 大都市部の市区町村については、人や物の流れに沿って、民間部門の生産性を伸ばすような行政サービスが一体的に供給される枠組みが望ましく、市町村合併や広域連携が模索されるべきではないか。
- 市町村合併により寂れた周辺地域や、消滅の可能性のある限界集落についてどのように考えるか。自治制度と振興施策の両面からの取り組みが必要ではないか。

4

3. 広域連携のあり方について

- 現在の広域連携の仕組みは十分なものか。より柔軟な仕組みを考えることはできないか。
- 市町村合併は限界に来ているのではないか。今後は、定住自立圏の試みも踏まえつつ、多様な広域連携の仕組みにより、周辺の市町村又は都道府県と連携することにより、市町村が総合行政主体として成り立っていくのではないか。

4. 小規模市町村に対する方策のあり方について

- 離島など、広域連携の恩恵を受けることができない地域をどうするのか。
- 自治制度は多様なものであるべきであり、小規模市町村にあわせた特別の条件整備ができるか。
- 小規模市町村では福祉・保健分野の事務負担が重荷となっているのではないか。
- 住民総会のあり方についても、小規模市町村のあり方の中で議論すべきではないか。

5. 「小さな自治」のあり方について

- 大きくなる都市の内部に分節化した自治の構造が必要であり、地域自治組織や地域コミュニティのあり方の検討が必要ではないか。

5

6. その他(これから審議の進め方など)

- 市町村は多様であるが、今後の議論のために、一定のパターン化を行って議論をすべきではないか。
- 合併市町村については、合併パターン別（都市同士、都市と中山間、平地と中山間など）に分析を行うべきではないか。

類型別の市町村の現状と課題について

類型別の市町村の現状と課題（イメージ）

市町村の類型	現状	課題
一定の人口規模の市町村 <ul style="list-style-type: none"> 大都市部に所在する市町村 指定都市などの地域の中心都市 地域の中心都市の周辺市町村 	<p>人口密度が高く、財政力も高い。組織体制や職員の配置状況・専門性の面でも、ある程度の行政基盤が形成されているのではないか。</p> <p>人口密度が比較的高く、財政力も比較的充実している。組織体制や職員の配置状況・専門性の面でも、ある程度の行政基盤が形成されているのではないか。</p> <p>ある程度の人口密度があり、財政力も一定の水準にあるのではないか。域内の中心都市のベッドタウン・衛星都市となっている場合が多いのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスの受益と負担の関係が曖昧になっているとの指摘がある。 ○将来の高齢者の急増等への対応が課題となるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ○地域の中心都市としての役割の強化が課題となるのではないか。 ○将来の高齢者の急増等への対応が課題となるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスの受益と負担の関係が曖昧になっているとの指摘がある。 ○将来の高齢者の急増等への対応が課題となるのではないか。
小規模市町村 <ul style="list-style-type: none"> 点在する小規模市町村 各団塊の周辺部に連なっている小規模市町村 離島など地理的に他の地域と隔たりのある小規模市町村 	<p>中長期的な合併の必要性を認識しつつも、現在に至るまで合併を選択しない（できない）市町村が多数存在するのではないか。</p> <p>合併による効果が薄いため、職員数の削減、公共事業の縮減、広域連携の推進などにより、当面、コストを削減しつつ、これまでの住民サービスを維持しているのではないか。</p> <p>合併による効果がほとんど期待できず、広域連携も困難なため、職員数の削減、公共事業の縮減などにより、当面、コストを削減しつつ、これまでの住民サービスを維持しているのではないか。</p>	<p>厳しい行財政運営の中で、今後、どのように住民サービスの維持・向上を図るか。</p>

一定の人口規模を有している市町村の現状・課題

(1) 大都市部に所在する市町村

現状

人口密度が高く、財政力も高い。組織体制や職員の配置状況・専門性の面でも、ある程度の行財政基盤が形成されているのではないか。

課題

面積が小さく、市街地が他の市町村と連たんしていることから、日常生活圏と行政区域の間に不一致が生じており、行政サービスの受益と負担の関係が曖昧になっている、また、人や物の流れに沿って、民間部門の生産性を伸ばすような行政サービスが一体的に供給される枠組みが望ましく、市町村合併や広域連携を模索すべきとの指摘もある。

より一層の行財政基盤の充実が可能などとの指摘があるとともに、今後、高齢者人口が急増すると想定されており、福祉・医療関係施策をはじめとする財政負担の急増が見込まれる。

(2) 指定都市、中核市、特例市などの地域の中心都市

現状

人口密度が比較的高く、財政力も比較的充実している。組織体制や職員の配置状況・専門性の面でも、ある程度の行財政基盤が形成されているのではないか。

課題

地方分権の受け皿として期待は強く、より一層の権限の移譲と質の高い住民サービスの提供が求められるのではないか。加えて、域内の中心都市としての役割の強化が求められるのではないか。

今後、高齢者人口が急増すると想定されており、福祉・医療関係施策をはじめとする財政負担の急増が見込まれる。

2

(3) 地域の中心都市の周辺市町村

現状

一定の人口密度があり、財政力も一定の水準にあるのではないか。域内の中心都市のベッドタウン・衛星都市となっている場合が多いのではないか。

課題

行政サービスについては、中心都市からの受益やスピルオーバー効果が大きく、日常生活圏と行政区域の間に不一致が生じており、地域全体の発展に向けて、この関係を解消すべきとの指摘もある。

今後、高齢者人口が急増すると想定されており、福祉・医療関係施策をはじめとする財政負担の急増が見込まれる。

3

小規模市町村の現状・課題

(4) 点在する小規模市町村

現状

中長期的な合併の必要性を認識しつつも、現在に至るまで合併を選択せず、または、選択できない市町村が多数存在しているのではないか。職員数の削減、公共事業の縮減、広域連携の推進などにより、当面、コストを削減しつつ、これまでの住民サービスを維持しているのではないか。

課題

行財政運営は難しく、今後、住民サービスの提供やまちづくりを将来にわたって担っていく体制を十分に整備することが困難になることが危惧されるのではないか。

(5) 各圏域の周辺部に連なっている小規模市町村

現状

合併による効果が薄いため、職員数の削減、公共事業の縮減、広域連携の推進などにより、当面、コストを削減しつつ、これまでの住民サービスを維持しているのではないか。

課題

行財政運営は非常に難しいまま推移しており、今後の見通しが立ちにくい状況となっているのではないか。今後、どのように住民サービスの維持・向上を図るべきかが課題。

4

(6) 離島など地理的に他の地域と隔たりのある小規模市町村

現状

合併による効果がほとんど期待できず、広域連携も困難なため、職員数の削減、公共事業の縮減などにより、当面、コストを削減しつつ、これまでの住民サービスを維持しているのではないか。

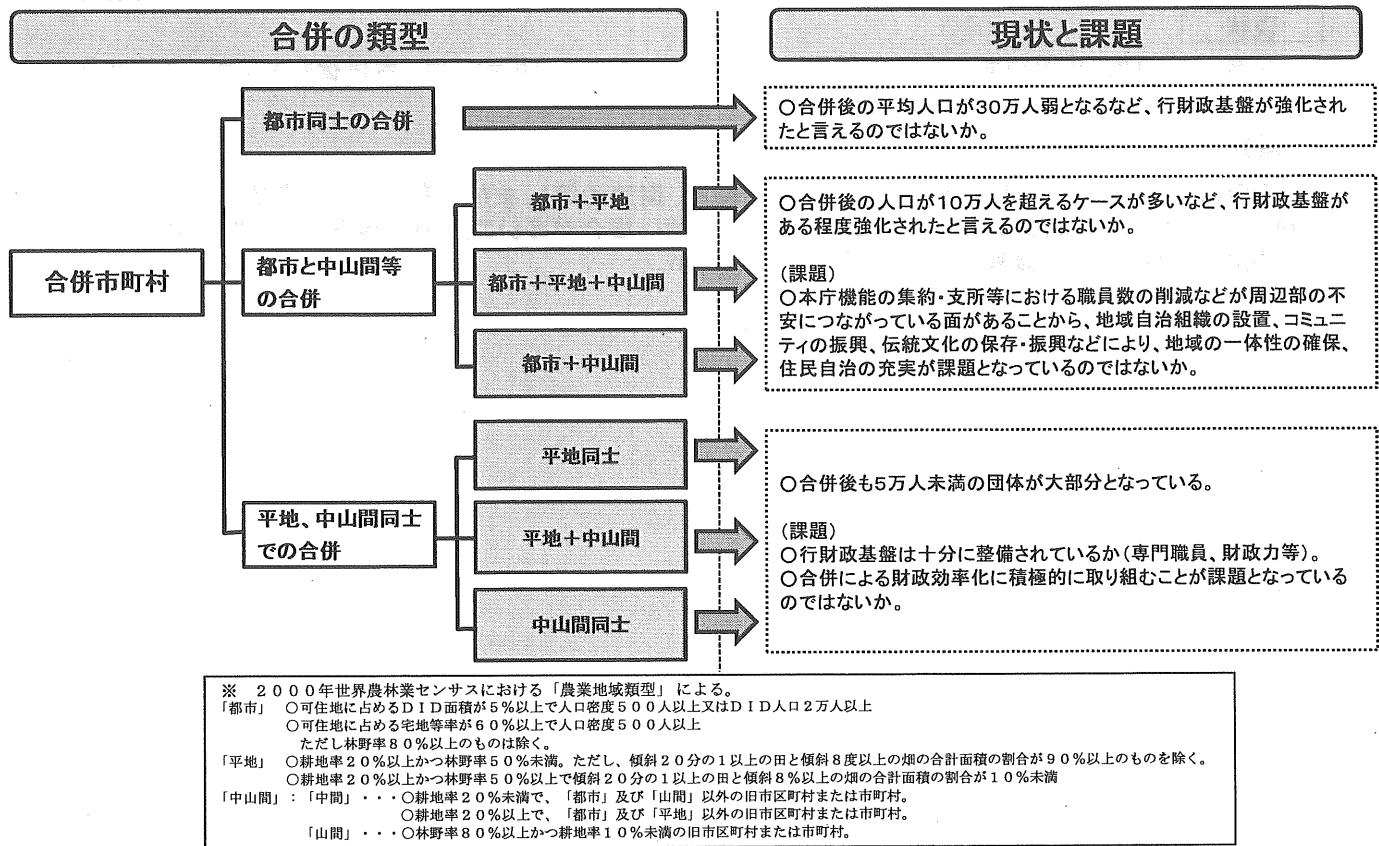
課題

行財政運営は非常に難しいまま推移しており、今後の見通しが立ちにくい状況となっているのではないか。今後、どのように住民サービスの維持・向上を図るべきかが課題。

5

(別紙) 地域類型別に見た合併市町村の現状と課題(イメージ)

※ 合併市町村固有の課題を中心に、地域類型別に取りまとめたもの。



6

合併市町村の現状・課題

(1) 都市同士の合併

現状

都市同士の合併の場合には、合併後の平均人口が30万人弱となっている。財政力が強化され、人口当たり職員数や人件費が低い水準となっている。既に一定以上の規模・能力を有していた都市同士が合併することにより、一層、行財政基盤が強化されたのではないか。

課題

旧市町村単位を始めとした住民自治やコミュニティ活動の振興、地域の一体性の確保が課題となっているのではないか。

(2) 都市と中山間等の合併

現状

都市と中山間等を含めた合併の場合には、多くの団体が参加した広域的な合併となるケースや合併後の人口が10万人を超える場合が多く、行財政基盤がある程度強化されているのではないか。財政規模が大きくなり、人口当たり職員数や人件費が減るなど、特に、中山間の小規模な市町村にとって、財政効果が大きくなっている。

課題

本庁機能の集約・支所等における職員数の削減などが周辺部の不安につながっている面があることから、地域自治組織の設置、コミュニティの振興、伝統文化の保存・振興などにより、地域の一体性の確保、住民自治の充実が課題となっているのではないか。

7

(3) 平地、中山間同士での合併

現状

平地、中山間の市町村同士での合併(都市を含まない合併)の場合には、合併後も人口が5万人未満の団体が大部分となっている。

課題

行政財政基盤は十分に整備されているか(専門職員、財政力等)。また、「都市と中山間等の広域的な合併」に比べて、短期的な財政改善効果が、比較的小さい場合が多いことから、合併による財政効率化に積極的に取り組むことが課題となっているのではないか。

広域連携のあり方についてのこれまでの議論

広域連携のあり方についてのこれまでの議論

- 現在の広域連携の仕組みは十分なものか。より多様な仕組みを考えることはできないか。
- 一部事務組合や広域連合の財政状況は、当該組織に議会があるため、住民にとって間接的でわかりにくい面があるのではないか。使い勝手が良く、また、住民のコントロールが効く広域連携の仕組みを考える必要があるのではないか。
- 地方自治法上の事務の委託は、事務権限が受託団体に移動するため、住民コントロールの観点から問題があるのではないか。民法上の委託契約を参考に、事務権限が完全には移動しない柔軟な仕組みが考えられないか。
- 市町村合併は限界に来ているのではないか。今後は、定住自立圏の試みも踏まえつつ、多様な広域連携の仕組みにより、周辺の市町村又は都道府県と連携することにより、市町村が総合行政主体として成り立っていくのではないか。
- これまでの広域行政圏施策は固い仕組みだったが、より柔軟な広域連携が考えられないか。
- 定住自立圏における「協定」はどのようなものか。また、協定によってどのような役割分担が考えられるか。

共同処理制度の概要

現行の事務の共同処理の仕組みと運用（概要）		
共同処理制度	制度の概要	運用状況(H20.7.1現在)
法人の設立を要しない 簡便な仕組み	協議会	○設置件数: 284件 ○主な事務: 広域行政圏計画の策定等122件(43.0%)、小中学校の運営など教育関係87件(30.6%)、環境衛生20件(7.0%)
	機関等の共同設置	○設置件数: 407件 ○主な事務: 介護保険認定審査142件(34.9%)、公平委員会116件(28.5%)、障害区分認定審査108件(26.5%)
	事務の委託	○委託件数: 5, 109件 ○主な事務: 公平委員会1,169件(22.9%)、住民票等の交付936件(18.3%)、競艇838件(16.4%)
別法による設立を要する仕組み	一部事務組合	○設置件数: 1, 664件 ○主な事務: ごみ処理422件(25.4%)、し尿処理386件(23.2%)、消防297件(17.8%)、救急295件(17.7%)、火葬場233件(14.0%)
	広域連合	○設置件数: 111件 ○主な事務: 後期高齢者医療49件(44.1%)、介護保険47件(42.3%)、広域行政圏計画の策定等30件(27.0%)、障害者福祉28件(25.2%)
	地方開発事業団	○設置件数: 1件
	全部事務組合 役場事務組合	○昭和35年以降活用例なし

(注) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

協議会の制度概要

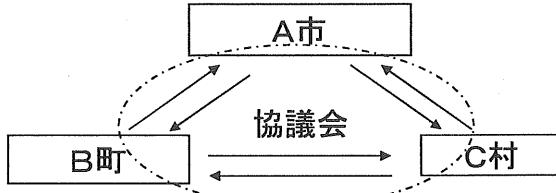
① 根拠法令

地方自治法第252条の2～第252条の6

② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有しない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	地域開発計画	教育	環境衛生	その他	合計
協議会数	122	87	20	102	331

2

機関等の共同設置の制度概要

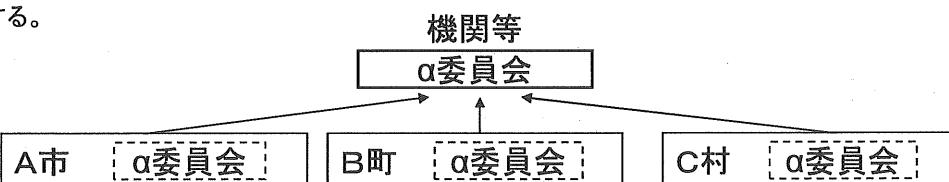
① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出する。

④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	厚生福祉	教育	環境衛生	その他	合計
設置件数	262	18	3	130	413

3

事務の委託の制度概要

① 根拠法令

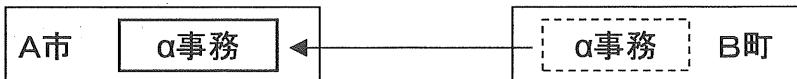
地方自治法第252条の14～第252条の16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。



③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託した普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	環境衛生	消防・防災	厚生福祉	その他	合計
委託件数	539	357	245	3,968	5,109

4

一部事務組合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

④ 設置数

1,664(構成団体:延べ10,861団体) ※H20.7.1現在

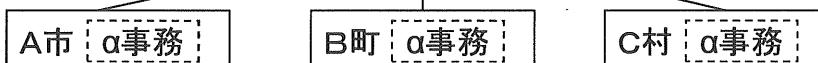
② 制度の概要

一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

特別地方公共団体

D一部事務組合



③ 財源

① 負担金 ② 手数料 ③ その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

5

広域連合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第291条の2～第291の13

④ 設置数

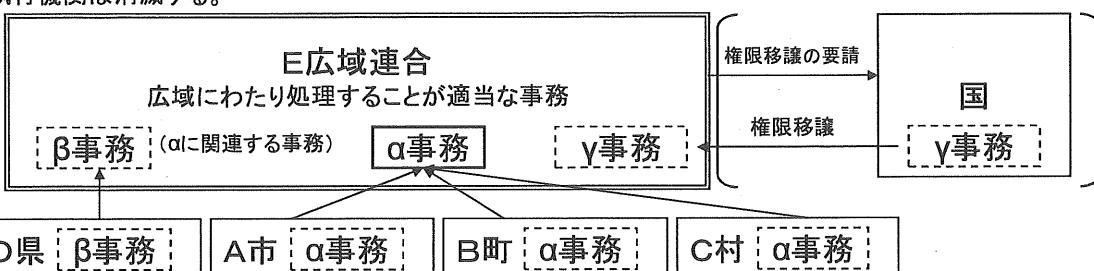
111(構成団体:延べ2,323団体) ※H20.7.1現在

② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

6

一部事務組合と広域連合の主な相違点

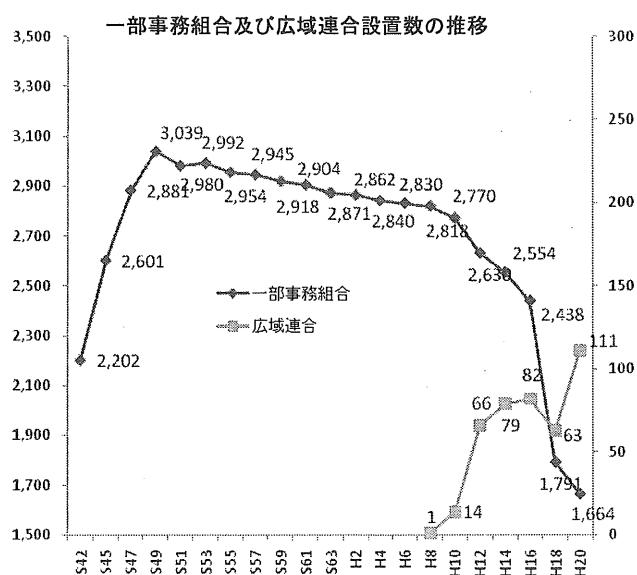
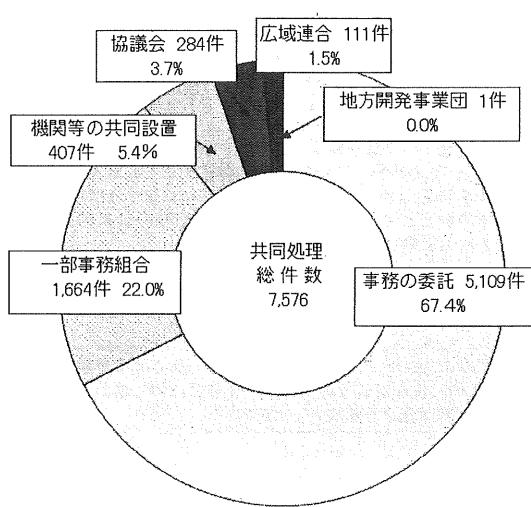
区分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同上
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する。
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない
国等からの事務移譲等	-	・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(他の広域連合の場合は都道府県知事の事務の一部)を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
構成団体との関係等	-	・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手続	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同上 (ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	・議会—管理者(執行機関) ・複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会の設置が可能	・議会—長(執行機関)
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。

市町村における事務の共同処理の状況について

共同処理の活用状況（方式別）

- 共同処理の方式別の活用状況は、事務の委託が最も多く、その件数は5,109件で全体の67.4%を占めている。これに次いで多いのは、一部事務組合の1,664件(22.0%)機関等の共同設置の407件(5.4%)となっている。
- 法人の設立を伴う一部事務組合と広域連合の設置件数は、長寿医療制度の開始に伴う高齢者医療広域連合の設置を除けば、近年は減少傾向にある。

共同処理の方式別割合(平成20年7月1日現在)



共同処理の活用状況（事務・方式別）

(平成20年7月1日現在)

事務の種類	共同処理の方法	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	一部事務組合	広域連合	計
広域行政圏計画・ふるさと市町村圏計画に係るもの		110			158	30	298
農業用水		11		73	33		117
林道・林野（山林の保護管理等を含む）		2		6	93	3	104
病院・診療所		3	1	48	135	4	191
児童福祉				46	27	1	74
老人福祉		1		18	127	13	159
障害者福祉		4	108	51	80	28	271
介護保険		2	142	42	123	47	356
後期高齢者医療				15	1	49	65
上水道		5		39	106	1	151
下水道		7		196	34	2	239
ごみ処理		2		107	422	25	556
し尿処理				79	386	14	479

2

事務の種類	共同処理の方法	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	一部事務組合	広域連合	計
火葬場		3		71	233	14	321
小学校		8		74	11		93
中学校		8		65	31		104
社会教育（青少年育成施設等の管理運営含）		28	1	18	44	4	95
消防		1		152	297	19	469
救急		1		140	295	19	455
職員研修		5		61	57	15	138
退職手当				80	48		128
公務災害			6	364	43		413
公平委員会			114	1,169	10	4	1,297
競輪・競馬・競艇		1		838	31		870
会館・共有財産等の維持・管理		2		44	87	5	138
住民票写しの交付				936			936

※ 地方公共団体間の事務の共同処理状況調（平成20年7月1日現在）より

3

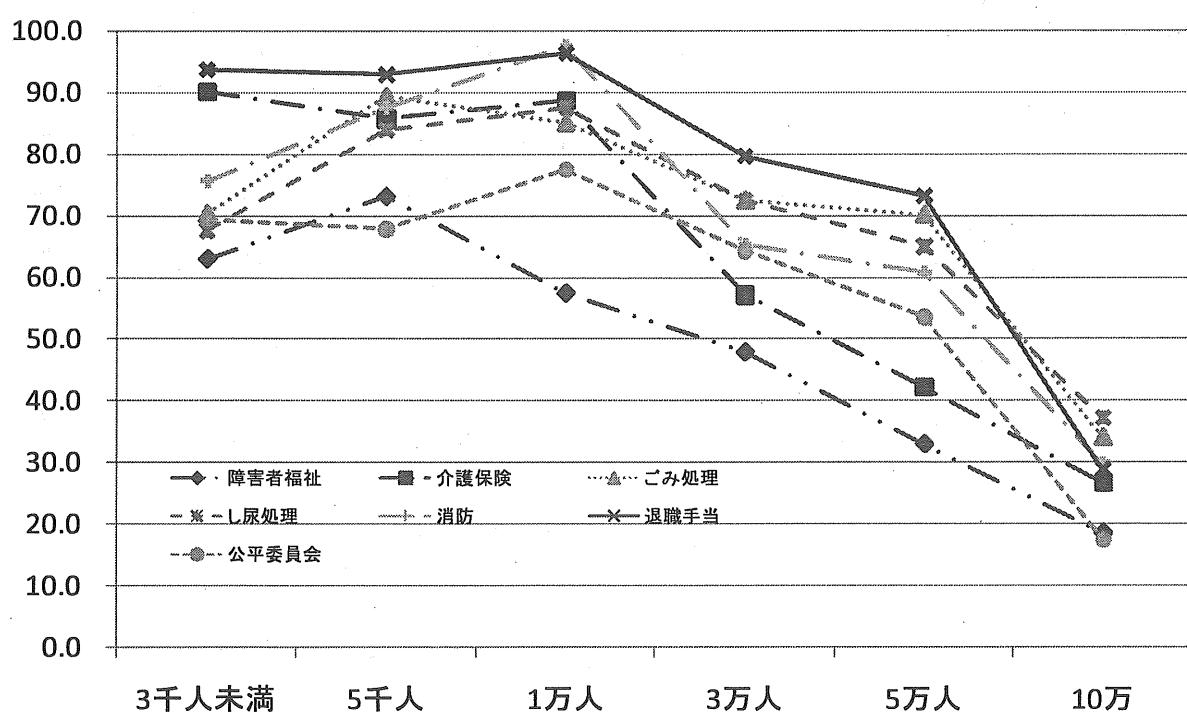
団体規模別・事務別の共同処理の状況

人口1万人規模までの市町村においては、多くの事務において共同処理が行われており、その割合は事務により差はあるものの6割から9割となっている。人口規模が3万人を超えると人口規模が増えるにつれて、共同処理の割合が低下している。

人口規模	団体数	障害者福祉		介護保険		ごみ処理		し尿処理		消防		退職手当		公平委員会	
		団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%
3,000人 未満	111	70	63.1	100	90.1	78	70.3	75	67.6	84	75.7	104	93.7	77	69.4
5,000人 規模 (4,500～5,500)	56	41	73.2	48	85.7	50	89.3	47	83.9	49	87.5	52	92.9	38	67.9
10,000人 規模 (9,000～11,000)	80	46	57.5	71	88.8	68	85.0	70	87.5	78	97.5	77	96.3	62	77.5
30,000人 規模 (27,000～33,000)	98	47	48.0	56	57.1	71	72.4	71	72.4	64	65.3	78	79.6	63	64.3
50,000人 規模 (45,000～55,000)	97	32	33.0	41	42.3	68	70.1	63	64.9	59	60.8	71	73.2	52	53.6
100,000人 規模 (90,000～100,000)	58	18	31.0	26	44.8	33	56.9	36	62.1	29	50.0	28	48.3	17	29.3
計	500	254	50.8	342	68.4	368	73.6	362	72.4	363	72.6	410	82.0	309	61.8

4

団体規模別・事務別の共同処理の状況



1) 隔年で実施している「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査」の付加調査として、該当する市町村毎に事務の区分別に共同処理の状況を調査・集計したもの。

2) 共同処理：協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合のいづれかにより他の市町村と事務の共同処理を行っているものを集計。

なお、一つの事務において複数の共同処理を行っている場合も合わせて一件としている。

3) 調査時点は平成20年7月1日現在。人口は平成17年の国勢調査人口による。

5

小規模市町村における共同処理の活用状況の事例

(平成20年7月1日現在)

団体	人口規模 (概数)	障害者福祉	介護保険	ごみ処理	し尿処理	消防	退職手当	公務災害	公平委員会	活用事務数	その他活用事務数
A町	9,000人	○組	×	○組	○組	○委	○組	○委	○委	7	12
B町	7,000人	○委	×	○組	○組	○組	○組	○組	○委	7	4
C町	5,500人	○組	○組	○組	○組	○組	○組	○組	○委	8	9
D村	5,500人	×	○広	○組	○委	○組	○組	○組	×	6	9
E町	5,000人	○共	○共	○組	○組	×	○組	○組	○共	7	10
F町	4,000人	○共	○共	○組	○組	○組	○組	○組	×	7	8
G町	3,500人	○組	○組	○組	○組	○委	○組	○組	○共	8	8
H村	1,500人	○組	○組	○組	○組	○組	○組	○組	○委	8	10
I村	1,000人	○広	○広	○組	○組	○委	○組	○組	○委	8	7
活用団体数		8	7	9	9	8	9	9	7		

※ 共同処理：協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合のいずれかの方法により他の市町村と事務の共同処理を行っているもの。

※ 人口1万人未満の小規模市町村を対象として行った抽出調査結果を取りまとめたもの。

6

市町村が認識する共同処理の課題

- ◎ 共同処理の状況・課題について、人口規模ごとに(5千人、1万人、3万人、5万人、10万人の5区分)、一定数の市町村(各50団体で全250団体)を抽出し、書面調査(H20.7.1現在)を実施。
- ◎ 共同処理に関して課題を抱えているかどうかについて、「特に問題はない」との回答が、全体の6割強を占めている。一方で、課題がある旨の回答は3割ほど(共同処理を行っている事務ごとの回答を1件としてカウント。)。
- ◎ 課題があるとした回答の内訳は、以下のとおり。

【共同処理の課題】

63.0% 特に問題はない

30.9% 課題あり（大半が一部事務組合又は広域連合を活用している場合についての意見）

- 54.5% 機動的な意思決定が困難（各議会を経ることの時間的ロス、事務的な調整の手間）
- 42.8% 全構成団体の協議を調えることが難しい（団体間の意見の調整に手間がかかる）
- 15.0% 構成団体から事務処理にあたって必要な情報を把握するのが困難
- 8.9% 住民の意向を把握しにくい
- 8.5% 責任の所在が不明確
- 7.7% 地域の実態に即した事務処理を行いにくい
- 12.5% その他

6.2% 未回答

7